

**特許庁委託**

**台灣模倣対策マニュアル  
(インターネット取引編)**

2019年3月

公益財団法人 日本台灣交流協会

特許庁委託

台灣模倣対策マニュアル  
(インターネット取引編)

2019年3月

公益財団法人 日本台灣交流協会

※本報告は、台北市日本工商会／知的財産委員会／戦略G会議・  
コンテンツG会議のインターネットを介した模倣品対策の  
プロジェクトチームの協力により作成された。

## 【プロジェクトチーム メンバーリスト】

(敬称略)

### ●知的財産委員会・委員長

台灣恩益禧（股）公司

副総経理

若田 俊英

### ●知的財産委員会・副委員長

台灣伊藤忠（股）公司

董事長兼総経理

大恵 修司

### ●参加者（順不同）

台灣恩益禧（股）公司  
百樂文具（股）公司  
台灣美津濃（股）公司  
台灣美津濃（股）公司  
台象（股）公司  
台象（股）公司  
台灣電綜（股）公司  
台灣電綜（股）公司  
台灣山葉機車工業（股）公司  
台灣兄弟國際行銷（股）公司  
飛龍文具（股）公司  
飛龍文具（股）公司  
台灣萬代南夢宮有限公司  
台灣佳能資訊（股）公司  
台灣卡西歐（股）公司  
台灣卡西歐（股）公司  
台灣卡普空（股）公司

本部総経理  
総経理  
副総経理  
営業企画課  
副総経理  
襄理  
商品管理部  
部長  
市販服務課  
部長  
董事長  
工場長  
工場長  
総経理  
副総裁  
協理  
協理  
董事長兼総経理

五十嵐 守  
横井 秀雄  
福知 真  
井戸 啓貴  
鈴木 和人  
李 佳薰  
戴 雅羚  
吳 建達  
劉 漢駿  
浜田 勉  
小幡 勇二  
和田 直樹  
藤谷 大輔  
矢内 道雪  
高橋 充夫  
篠田 幸夫  
長尾 究  
笹原 芳信

### ●講師（萬國法律事務所）

萬國法律事務所  
萬國法律事務所  
萬國法律事務所  
萬國法律事務所

シニアパートナー弁護士 鍾 文岳  
アソシエイトパートナー弁護士 趙 瑞怡  
弁護士 陳 依農  
弁護士 林 欣儀

### ●戦略G・コンテンツG会議事務局

日本台湾交流協会  
日本台湾交流協会  
日本台湾交流協会

経済部主任  
経済部知財専門家  
経済部

福村 拓  
後藤 光夫  
黄 審雅

## 目次

第一章 序言 .....	1
第二章 台湾でのインターネットを介した模倣品の実態 .....	3
第一節 模倣品の定義 .....	3
第二節 台湾のECサイト .....	4
一、Yahoo！奇摩 .....	4
二、露天拍賣 .....	6
三、PChome .....	8
四、蝦皮購物 .....	12
五、比較 .....	14
第三節 中国のECサイト .....	16
一、淘宝 .....	16
二、天猫 .....	18
三、京東 .....	21
第四節 ソーシャルネットワーク（SNS）での販売様態 .....	22
一、Facebook .....	22
二、LINE .....	23
第三章 模倣品に関する法規 .....	25
第一節 商標法 .....	25
一、商標法の保護を受ける要件 .....	25
二、商標権の内容 .....	29
三、商標権侵害に対する救済 .....	30
第二節 著作権法 .....	34
一、著作権の保護要件 .....	34
二、著作権の権利内容 .....	35
三、著作権侵害の救済 .....	38
第三節 専利法 .....	43
一、専利の保護要件 .....	43
二、専利の権利内容 .....	46
三、専利権侵害への救済 .....	47
第四節 公平交易法（不正競争防止法） .....	51
第四章 インターネットを介した模倣品の取締り .....	55
第一節 取締りの流れと実態 .....	55
第二節 予防段階 .....	60

一、税関での登録制度.....	60
二、その他 .....	63
第三節 発見段階 .....	65
一、捜査機関への告発及び告訴.....	65
二、刑事警察大隊の取締り .....	68
三、税関への差止め申請.....	71
四、公平交易委員会への告発.....	74
五、ISP 業者への削除要求.....	77
1. ISP 業者免責事由の法規紹介 .....	78
2. ISP 業者の自主規定や通報システム .....	82
六、防止請求と排除請求.....	98
1. 防止請求.....	98
2. 排除請求.....	99
七、警告書送付 .....	101
八、証拠確保 .....	104
1. ウェブページの公証.....	105
2. 模倣品の購入.....	107
第四節 責任追及段階.....	108
一、刑事责任の追及.....	108
1. 檢察での処分.....	108
2. 裁判所での審理手続き .....	109
3. 刑事手続における付帯民事訴訟 .....	113
二、民事責任の追及.....	114
1. 管轄権 .....	115
2. 和解 .....	118
<b>第五章 事例紹介 .....</b>	<b>121</b>
<b>第一節 商標法による対策.....</b>	<b>121</b>
<b>第二節 著作権法による対策.....</b>	<b>123</b>
一、著作権観点からの対策.....	123
第三節 公平交易法による対策.....	124
一、有名な商標をドメイン名にする .....	125
1. 背景 .....	125
2. 裁判所の判断.....	126
3. 分析 .....	128
4. その後の発展.....	128
二、登録商標をハイパーリンクにする .....	130
1. 背景 .....	130

2. 裁判所の判断.....	130
3. 分析 .....	131
第四節 サイト削除の対策.....	132
一、背景 .....	132
二、裁判所の判断.....	132
三、分析 .....	134
四、その後の発展.....	135
第五節 ECサイトの責任追及 .....	136
一、背景 .....	136
二、裁判所の判断.....	138
三、分析 .....	139
四、留意点 .....	140
<b>第六章 インターネットを介した模倣品対策一問一答.....</b>	<b>142</b>
問題①：模倣品サンプルを購入した証拠を残したいが、多様化になる取引形態（代金引換方式しかない、運送業者にしかたどりつかないなど）にいかに対応するか？ .....	142
問題②：台湾では、模倣品は大体どのウェブサイトで販売している？模倣品販売の態様について紹介してください。 .....	142
問題③：模倣品に関連する権利の保護要件などは何がある？模倣品に関する法律を紹介してください。 .....	143
問題④：模倣品はどのように取り締まられている？取り締まり機関はどこにある？ .....	143
問題⑤：インターネットを介して販売されている模倣品が海外で製造されたものであれば、台湾に輸入される際に必ず税関を通らなければならない。権利者は税関に模倣品の取り締まりの協力を要請することができるか？ .....	144
問題⑥：ネット上模倣品を発見したらどこに摘発すればよいか、その手続きの流れを教えてください。 .....	144
問題⑦：商標権者、著作権者及び専利権者が権利侵害に対して公平交易法を通じて正当な競争秩序のもとその権利行使できるが、権利者は裁判で侵害者に対し民事賠償を主張するルート以外、主務機関に調査し、処理を請求することもできるか？ .....	144
問題⑧：ドメインネームは海外に登録しているが、主謀者が台湾にいる場合、いかに対応するか？ .....	145
問題⑨：模倣品販売サイト自体を削除したいが、どうすればよいか？ .....	145
問題⑩：海外のウェブサイトに模倣品取下げ請求ができるか？実際に取り下げるか？ .....	146
問題⑪：権利者は侵害者に対してどのような権利をもつ？ .....	146
問題⑫：模倣品対策の一環としての和解では、その達成の時点の異なりにより影響はあるか？ .....	146
問題⑬：正規品を取り扱う事業者のウェブサイト自体が模倣され、そこで模倣品を販売している場合、いかなる対策を取れるか？ .....	147

問題⑭：模倣品販売サイトでは商標を使用し、模倣品を販売しているが、実際に送られた商品には商標がついていない場合、商標権侵害として訴えることができるか？ .....	148
問題⑮：ドメインネームに商標権登録のある文字を入れることは商標権侵害として訴えられるか？ .....	148
添付資料 .....	150

# 第一章 序言

近年、台湾当局の模倣品撲滅に向けた積極的な取組みや、企業側の努力、台湾全体として知財意識の高まりから、台湾の市中の模倣品の流通は大きく改善している。一方、スマートフォンの普及等、だれでも簡単にインターネットショッピングを利用できるようになり、模倣品の取引の主戦場が、夜市に代表される実店舗からバーチャルの世界に移行している。実際、刑事警察大隊の取締り案件のうちインターネットを介した模倣品事件が占める割合は年々増加傾向にあり、2017年のデータでは78.4%がインターネットを介した模倣品事件である（第4章参照）。インターネットショッピングでは個人が数点単位で小包等による小口取引を行うことが多いため、税関において膨大な量の小包の中から模倣品を発見することが困難であったり、コンビニ決済により購入者の特定や資金の流れが把握しにくいなど、取締りにはネット特有の困難がある。また、サイバーモール自体を台湾外の企業が運営する場合、当局の効力に限界があることも課題となっている。特に台湾は中国語圏であり、消費者は言語障害なく直接中国サイトを利用してインターネットショッピングを楽しむことができる。インターネットを介して購入した商品が正規品なのかどうかを判断できず、模倣品だと知らずに購入するケースも多い。

このような状況において多くの日系企業が対策を講じているところであるが、依然として問題の解決には至っていない。

本稿は、台湾におけるインターネットを介した模倣品問題の実態と企業が取り得る対策について取りまとめることを目的としている。台湾でのインターネットを介した模倣品販売の全体像を把握し、取締りに関連する法規及び台湾での実務を紹介し、最後に実例を通してこの一連の流れを説明する。編集に当たっては、台北市日本工商会知的財産委員会の協力の下、台湾に進出する日系

企業が当地で抱える具体的な問題点や、各社が実施し効果を挙げた対策等についても可能な範囲で盛り込んだ。

インターネットを介した模倣品の流通の手口は多種多様であることや、新たなプラットフォームへ移行するなど日々巧妙化していることから、その対策に絶対的な正解を出すことは難しい。しかしながら、台湾における現状を整理して理解し、ここで紹介する個々の対策を各社の状況に合わせて検討することは、模倣品対策する際のヒントとなるものと思量する。本報告書が、効果的な模倣品対策に寄与し、ひいては、台湾における公平な競争の実現に資することができれば幸いである。

## 第二章　台湾でのインターネットを介した模倣品の実態

近年、工場の海外移転やインターネットを介したビジネスが発展し、模倣品の流通ルートは実体店舗からインターネットを介した販売へと移行している。過去、台湾では実体店舗はナイトマーケットや繁華街に集中しており、そこへ行けば販売状況などの把握が容易であった。しかし、現在のインターネットを介した販売業者は非常に多く、模倣品の販売ルートを把握するだけでも多くの労力を要する。

本章ではまず本報告書における模倣品の定義について紹介し、続いて台湾の模倣品販売の実体を把握するために、台湾で模倣品を販売するのによく利用されているECサイトを紹介する。

### 第一節　模倣品の定義

本報告書における模倣品とは、商標法、著作権法、または專利法に基づき、権利行使できる者以外の物が製造したものであつて、権利者が製造したものであると誤解を招く有体物とした（インターネットによる映像コンテンツ等の流通を含まない）。例えば、アニメキャラクター、ブランド名を表示した衣服や装飾品、許可を得ずに他人の特許技術を利用して製造された商品などであり、権利者ではない者が正当な授権を得ずに製造した各種有体物である。では、「正当な授権」とは何か？また、権利の保護要件は何か？小売店や個人業者はこれらの知識がないために法に抵触してしまうことがある。また、インターネットショッピングは実体店舗で買い物をする場合とは異なり、購入前に商品が正規品であるかどうかを確認することが難しくなった。模倣品の出荷元は、「台湾代理店代理終了のため在庫一掃セール」、「正規品の工場のB級品」、「海外並行輸入品」等との宣伝を掲げて模倣品

の販売促進を行うことがある。小売店や個人業者はこれが正規品であるかどうかの確認方法が分からず、区別ができないため、出所の不明なインターネット上の業者から模倣品を購入してしまい、市場に模倣品が流通してしまう。警察の統計によると、2017年に警察が取り締まった知財案件の権利侵害額はニュー台湾ドル83億元もあり<sup>1</sup>、台湾の模倣品問題の重大性が分かる。

各種知的財産権の保護要件に関する詳細は第三章で紹介する。本章では、台湾の模倣品販売の実体を把握するために、近年台湾でよく模倣品販売に利用されている各種ECサイトについて紹介する。

## 第二節 台湾のECサイト

インターネットの普及とネットビジネスの発展により、インターネットショッピングの利便性はすでに多くの消費者が体感しており、消費習慣の一部となっている。また、実体店舗の賃貸料などの負担が必要ないため、多くの小売店や個人業者もECサイトに出店している。以下に、台湾で知名度が高く、よく利用されているECサイトを紹介する。

### 一、Yahoo！奇摩

Yahoo！奇摩は、精誠資訊股份有限公司が1997年にサービスを開始した「奇摩」と、米企業Yahoo！が1998年に台湾でサービスを開始したYahoo！Taiwanが、2001年にYahoo！奇摩として合併して開設された、台湾最大級のポータルサイトである。検索エンジンのほか、コミュニティ、エンターテインメント、及びショッピング等サービスを提供している。2018年に米企業Verizon傘下

---

<sup>1</sup> 警政統計年報、<https://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/np?ctNode=12897&mp=1>。

の Oath 社に買収されて、現在は香港企業雅虎資訊股份有限公司台灣支社によって運営されている。

Yahoo ! 奇摩は台湾において長年運営されており、利用者数が多く、台湾では知名度が高いため、多くの消費者が優先的に考慮する選択肢の一つとなっている。Yahoo ! 奇摩は、消費者の多様なニーズに応えるため、超級商城、购物中心、拍賣と三種類の EC サービスを提供している。Yahoo ! 奇摩超級商城は、Yahoo ! 奇摩が金流、物流のシステムを構築した上、業者に販売ルートを提供し、業者が Yahoo ! 奇摩に出店料、支払い商品を提供し、その他買い物の流れが Yahoo ! 奇摩のシステムを通じて行われる。主な出店者は卸売業者、小売業者である。购物中心は、モール型のビジネスモデルと類似しており、Yahoo ! 奇摩が業者を誘致して、審査の上 Yahoo ! 奇摩に適した商品を選んで連携し、Yahoo ! 奇摩が商品代金を受領した後、月末に業者と利益分配する。Yahoo ! 奇摩の審査に通過した業者でなければ、このルートを通じて商品を販売することができない。一方、Yahoo ! 奇摩拍賣（オークション）は、売買の当事者双方に媒介型プラットフォームを提供しており、金流と物流はいずれも出品者が自ら運営・管理しており、出品者は Yahoo ! 奇摩に出店料と出品料を支払い、Yahoo ! 奇摩は基本的に取引に介入せず、落札者が出品者の評価を行うという運営方式で、この中では最も自由度が高い。

拍賣	超級商城	购物中心
<ul style="list-style-type: none"><li>✧ <u>店鋪使用料</u>：NTD 999/月</li><li>✧ <u>掲載料</u>：0 元</li><li>✧ <u>売上手数料</u>：売上金額の 1.49%</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✧ <u>出店料</u>：出店者の資本額及び新規出店者によって異なる</li><li>✧ <u>月額</u>：出店者の資本額及び新規出店者によって異なる</li></ul>	Yahoo ! 奇摩と提携する形であり、費用は未公開

	❖ 売上手数料：出店者の資本額によって異なる				
	<a href="https://tw.bid.yahoo.co.m/">https://tw.bid.yahoo.co.m/</a>		<a href="https://tw.mall.yahoo.co.m/">https://tw.mall.yahoo.co.m/</a>		<a href="https://tw.buy.yahoo.co.m/">https://tw.buy.yahoo.co.m/</a>

以上から分かるように、购物中心は Yahoo ! 奇摩が大きく介入し、出品者及び商品はいずれも Yahoo ! 奇摩による審査を受ける必要があり、このルートを通じて模倣品を販売することは困難である。一方、拍賣及び超級商城は出品費用のコストが異なるものの、両者共に Yahoo ! 奇摩による規制が少なく、模倣品販売のルートとして利用されやすい。消費者はこれら三者の運営モデルを区別できるとは限らず、いずれも Yahoo ! 奇摩傘下の EC サイトであるからと安心し、価格を唯一の判断材料とした場合、模倣品と知らずに購入してしまうことがある。

## 二、露天拍賣

露天拍賣は露天市集國際資訊股份有限公司によって運営され、PChome Online と米企業 eBay が共同出資し、eBay 台湾の替わりとなる EC サイトとして 2006 年に設立された。設立後まもなく、出品料無料の営業方針を打ち出して Yahoo! 奇摩の利用者を引き付けることに成功し、2016 年の売上金額はニュー台灣ドル 2,500 億元を突破し、台灣内の実体店舗の規模を大きく越えている。露天拍賣は 880 万人の落札者会員と 100 万人の出品者会員を有し、台湾でよく利用され、広く知られている EC サイトの一つである。<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 露天拍賣ウェブサイト：[https://pub.ruten.com.tw/about/about\\_us.html](https://pub.ruten.com.tw/about/about_us.html)。

公告 客服中心

露天拍賣

MRE 219,249,903 件商品

熱搜龍虎榜 3C 家電 生活居家 流行時尚 戶外用品 女神限定 交通工具 玩具電玩 媽媽寶寶 爬行動物 免費運送

熱門特區 天天早晚2場 獨家限時殺 50% 全面五折起 新品搶 付連鎖信用卡活動專區 分類目錄 電腦、電子、周邊 手機、通訊 家庭、影音喇叭 交通工具 相機、攝影機 玩具、公仔 電玩、遊戲 生活、居家 男裝、配件、男鞋 鞋子、健體 休閒、旅遊 飲食、食品 服飾、彩妝 流行女裝、內睡衣 女性雜誌、配件 女包、精品與女鞋 設備室、母嬰 雜誌、文創、手稿 音樂、電影 頭髮、假髮 錄播、眼鏡 量販、收銀 手工藝、百貨、服務 成人專區

翻炒熱賣機械 會員導航 油頭飲食 易燃不可攜 24h顧問 車票旅行 平板免四千 特時特惠 10:00 開抽

我們的組裝模型 7 折 UP

戶外休閒露營露營  
秋冬單車輕旅行  
11.22 - 11.28 滿499折50 限量開搶

長效續航藍芽耳機  
可供耳機聽歌長達48小時

運動休閒  
音樂不間斷

真無線耳機 行軍紀錄器 步行金系列 駕駛人生無拘無束

雙喜迎大作戰  
11/22~11/28 滿499折50 限量開搶

5 折 UP  
秋季 穿搭術 訂製褲

熱門搜尋 每日下午2點更新

手機 行車記錄器 鋼牙直掛 錄影收納 PS4 實力之懶 死神的遺言 電影票 PS4遊戲合集2 電影票 電影票

更多 | 我要曝光

秋季時尚新品> 純棉百搭 線條寬腰長袖 銀線上衣 低落領\$120

初秋新品 線條寬腰百褶裙 低落領\$299

熱門電玩推薦> Kyani 黃金莉莉絲新貨-Sunrise 新鮮一\$1500

更多 | 我要曝光

貓抓皮 <最愛毛小孩> \$9800 好眼光才有好發現

名店大街

idol114的賣場 kth09146的賣場 chocotwo22的賣場

PICONO A Week 2018 New Arrivals

關於露天 | 客服中心 | 常見問題 | 交易安全 | 會員合規 | 撫私權聲明 | 智慧財產權聲明 | 徵才 | eBay 跨國交易 | 支付達 | PChome

露天市集國際資訊股份有限公司版權所有，轉載必究。Copyright © PChome eBay Co., Ltd.  
凡詳情專線：02-5556-5165（本公司不會以此電話號碼撥打給您，如有來電顯示此號碼，請勿逕會。）

下載露天拍賣APP



露天拍賣ホームページ

露天拍賣は出品費を取らない営業方針で多くの出品者を引き付け、取引が成立した後に出品者に手数料2%を徴収する運営方式をとっており、使いやすいプラットフォーム及び有料広告サービス等を提供しており、出品者のネットビジネスをサポートしている。この運営方式により、起業資金のない多くの個人販売者が露天を選んでネットビジネスの起業に踏み切った。商品出品の充実性と口コミにより利用者が増加し、台湾でよく知られているECサイトの一つとなっている。

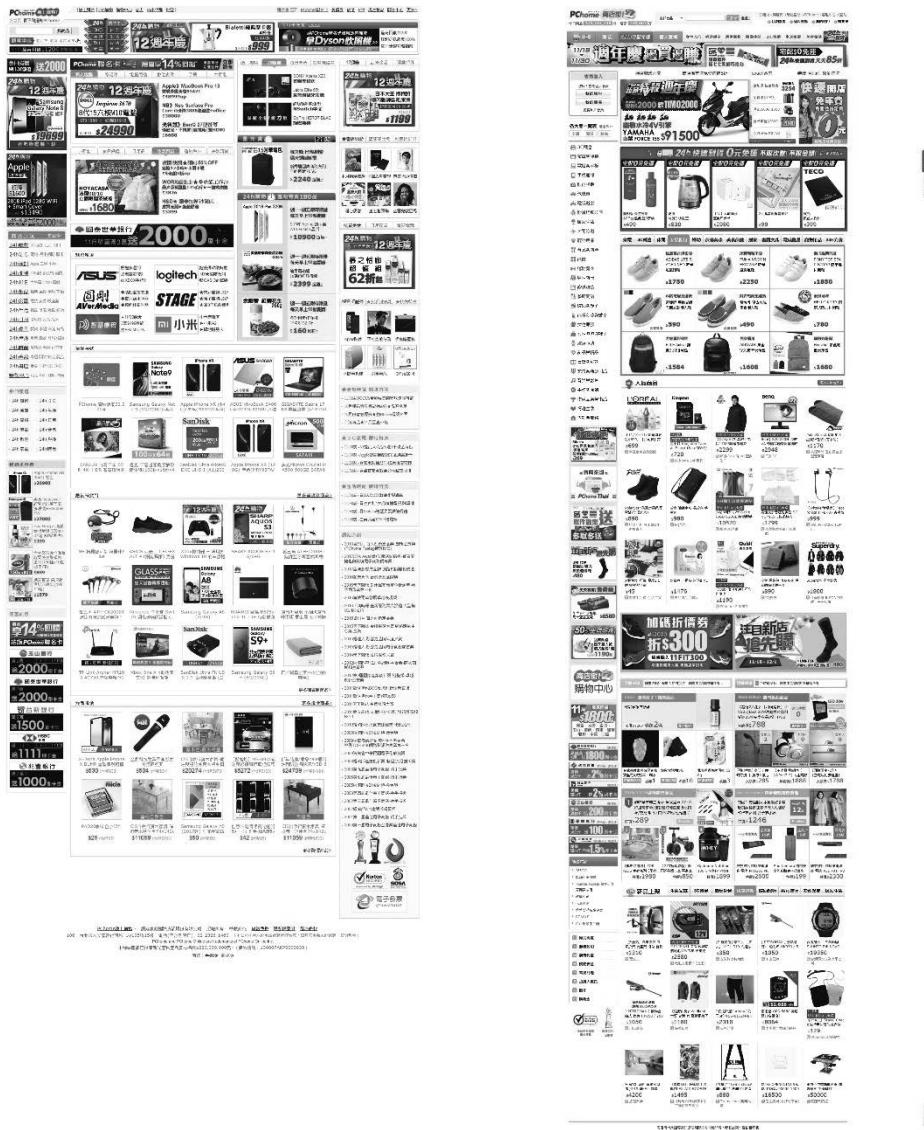


### 三、PChome

運営会社 PChome Online の傘下には、B to C の「PChome24h 購物」及び中小企業や個人にネットでの販売ルートを提供する「PChome 商店街」がある。その違いは「Yahoo!奇摩購物中心」及び「超級商城」と類似している。前者は PChome に審査された企業向けのであり、決済及び物流はいずれも PChome に支配されているので、小規模の業者にとっては利用しにくい。後者は中小企業及び個人向けの EC サイトである。PChome は「Yahoo!奇摩」より充実した決済及び物流サービスを出品者に提供しているが PChome と契約を締結しなければならず、PChome の内部評価が一

定以上必要であるなどの比較的高いハードルが設けられている。

「PChome 商店街」は個人の出品者にもサービスを提供しているが、模倣品販売の観点から見ると、PChome による管理が比較的厳しいので、ここで模倣品を販売する出品者は比較的少ない。



PChome 購物

PChome 商店街

「PChome 商店街」は、開設料無料を掲げて、コストゼロで迅速にオンライン出店できることで小型の店を引き寄せている。最も基本的な出店プラットフォームの他、別途有料サービスを提供し、決

済及び物流のサービスも提供しているので、消費者が使用の際に PChome が公式に経営する「PChome 購物」と大きな差があると感じさせないことも、消費者が使用する要因の一つでもある。出店ハードルが低い「Yahoo!奇摩拍賣」や「露天拍賣」と比べると、「PChome 商店街」と「PChome 購物」間の差異は、消費者にとってそれほど大きくない。「PChome 購物」は 24 時間以内に配達するサービスがあるのに対して、PChome 商店街がより競争力のある価格を提供できない場合、消費者にとってメリットのある第一の選択肢ではなく、なかなか個人の出品者を引き寄せることができないため、PChome を模倣品販売のプラットフォームとする出品者は比較的に少ない。

**PChome 商店街 開店**

開店優勢 | 線上開店 | 加入流程及費用 | 成功店家 | 商學院 | 開店Q&A | 手機APP | 發行edm

### 開店4大步驟

**商店街開店優惠方案**

	原價	A. 開店單店專案	B. 開店+EDM專案
申請資格	公司/行號/個人	公司/行號/個人	公司/行號/個人
系統開通設定費(一次性費用)	NT\$136,000(未稅)	NT\$0(未稅)	NT\$10,000(未稅)
系統使用年費	NT\$10,000(未稅)/年	免年費	免年費
總費用	NT\$46,000(未稅)	NT\$0(未稅)	NT\$10,000(未稅)
商品刊登費	免費	免費	免費
商品成交服務費	2~5%	2~5%	2~5%
商品刊登製圖	無數量限制	無數量限制	無數量限制
訂單處理費	無	無	無
攤位費費用	無	無	無
店家APP服務	可加購	可加購	可加購
會員EDM發送與製作功能	有	無	有
新進店家 專屬活動頁製作	V	V	V
新進店家 活動電子報30萬份	V	V	V
主題式行銷活動	免費	免費	免費

● 依本公司臺灣公告之服務費收取  
立即線上開店 立即線上開店

### 成交服務費

成交手續費5%	成交手續費4%	成交手續費2%
女性服飾 保養彩妝與香水 女鞋包包與鞋子 居家用品 繡織服飾 飾品與精品 合品與特產 保健 寵物用品	傢俱傢具 休閒時尚 運動健身 文員與辦公用品 收藏品與藝術品 廚房衛浴 手工與原創 精緻生活	家電與視聽 3C周邊 數位相機 手機資訊 電腦與平板 汽機車 電玩遊戲 玩具有仔 不動產服務

\* 成交手續費2~5%，依據商品分類不同而異，請依各項說明為準。

### 金流服務

37家銀行配合-信用卡 - ATM金流服務自由選	
<b>信用卡</b> (底薪金額高者1.5%手續費)	一次付清 (接受37家銀行) 分期付款 (接受30家銀行) 分期利率 (接受30家銀行) 紅利折抵 (接受18家銀行)
<b>銀聯卡</b>	店家可自行設定銀聯卡供顧客付款 每筆收取成交金額1.5%手續費
<b>超商取貨付款</b>	消費者可到門市付款至超商(全家、OK、萊爾富、7-11) 付款並回執收據高品：每筆手續費約60元
<b>實到付款</b>	半配送達消費者指定地址後，直接向消費者收款 刷卡(底薪金額2.5%手續費)或現金(每筆35~120元)皆可 另在收取物流費70~100元(依照商品積材大小)

\* 代收底薪金額兩方案：  
採15天半月薪算,如11~15號要款,扣除各項手續費後,30號匯款到指定戶頭(僅當日匯款)  
● 銀聯卡配合家數依本公司當時所公告家數為基礎

### 物流服務

店家可自行與快遞或宅配合作，或使用商店街簽約業者台灣宅配通與黑貓宅急便	
<b>扁平高張和</b>	長寬高張和 • 60cm - 65點起 • 90cm - 80點 • 120cm - 100點 • 150cm - 100點起
<b>扁平低壓</b>	長寬高張和 • 60cm - 130點 • 90cm - 160點起 • 120cm - 200點 (蛋糕或容器堆疊之商品目前無法配送)
<b>超商取貨</b> <b>超商取貨付款</b>	全家/萊爾富/OK/7-11 超過10,000元超商 採點到點配送方式，每件58點

### 商店街與個人賣場比較表

商店街		個人賣場
店舖管理	首頁自訂版型	無
金流服務	信用卡(一次付清/分期零利率)、 ATM、銀聯卡、超商取貨付款	ATM、信用卡(一次付清)、 超商取貨付款
物流服務	台灣宅急便/黑貓宅急便/OK/萊爾富/全家/7-11	7-11/全家
行銷工具	EDM/電子報發送 送禮折價券定 店家折價券 無若折扣 現金摺抵折抵	無
跨店購物車	有	無
店家APP服務	有 (Android系統)	無

## Pchome の各手数料に関する説明

## 四、蝦皮購物

蝦皮（shopee）はシンガポールの会社 Sea Group によって創立され、2015年にシンガポールでサービスを開始し、その後マレーシア、タイ、インドネシア等の東南アジアに進出した。蝦皮の特徴は物流と決済を組み合わせた第三者決済サービスである。このサービスは買い手と売り手双方に安全で便利な取引環境を提供することで多くの支持を得た。また、スマートフォンで簡単に操作できるシステムにより、蝦皮は2015年に台湾に進出してから間もなく多くのユーザーを引き寄せた。2017年には手数料を取る「蝦皮商城」のサービスを開始し企業の出品者を招き、さらに2018年に自分のショッピングモール「蝦皮24h」を開設し、B to C の市場を攻略しようとしている。



蝦皮購物のホームページ

<https://shopee.tw/>

蝦皮購物は出店ハードルがなく、アカウントを申請すれば、登録できる。個人出品者も簡単に蝦皮が提供するプラットフォームを使用し、インターネットのビジネスを展開することができる。特別なのは、「蝦皮承諾機制（即ち、前述の第三者決済サービス）」を提供していることである。買い手が先に代金を支払い、

その代金が第三者の口座に一旦預けられ、商品が買い手に届いてから、売り手が初めて代金を引き下ろせる。これにより買い手と売り手双方の取引を保障する。商品が届いていない場合、購入者は蝦皮の承諾時間の延長を選択することができ（下図の通り）、直接返品するのではなく、代金を引き続き預けることで双方を保障する。この「蝦皮承諾機制」は、模倣品対策としても役に立つことができる。買い手は商品が模倣品だと疑う場合、支払いの承諾をせずに、売り手に確認し返品又は交換を要求することが可能であり、売り手が代金を受け取った後は、売り手が何も対応せずに逃げ出すということも防ぐことができる。蝦皮はスマートフォンを主なプラットフォームとしているので、今の多くの個人出品者の簡単に出店するニーズにフィットし、多くの出品者を引き寄せた。出品者が蝦皮購物を利用するにあたり、取引成立時の手数料以外は一切費用がかからない。多くの出品者を招いた誘因もこの低コストである。蝦皮の発足は上記紹介したプラットフォームより遅いものの、すぐに一定の市場シェアと知名度を持つようになり、台湾の消費者によく知られている EC サイトの一つになった。



蝦皮承諾の使用方法

## 五、比較

以上、台湾の消費者、個人出品者がよく利用している台湾の EC サイトを紹介したが、これらの内容からわかるように、台湾の EC サイト業者は個人出品者と消費者の取引の場としての EC サイトと、審査がより厳格で費用がより高い企業向けの EC サイトや、EC サイト業者が自ら運営するショッピングサイトに大きく分類される。ただ、後二者は利用条件が厳しく、小規模の業者の利用が難しいいた

め、模倣品の販売が比較的少ない。これに対して個人出品者向けサイトは知的財産権侵害案件において模倣品の販売手段としてよく悪用されている。EC サイトの多くは、知的財産権侵害品の処理に応じて、権利者から EC サイトへ通知して撤去させるという通報制度を提供しているが、利用者のプライバシー及び個人情報を保護するために、司法機関に要求された場合を除き、出品者の連絡先の開示を拒否することが多い。模倣品を販売する出品者が最も多く利用している EC サイトにつき、その費用及び通報方法を次の表のとおり簡単に比較した。

単位：ニュー台灣ドル

	Yahoo!奇 摩拍賣	露天拍賣	PChome 商店街	蝦皮購物
サービス 開通費用	999 元/月	-	-	-
出店費用 /掲載費 用	- (現在は無 料期間)	-	-	-
取引成立 時の手数 料 (1 件 あたりの 上限額)	1.49% (10,000 元)	2% (3,000- 10,000 元。商品 カテゴリ により異 なる。)	0.5% (50 元)	1.49% (10,000 元)
クレジッ トカード 手数料	-	-	1.5%	-
特色	競売機能 あり	台灣最 大、利用 者が最も 多い	ショッピ ングカ ー ト機能あ り	第三者決 済サービ スあり

前述費用だけでなく、各 EC サイトの提供する有料サービスまたはインターフェース等も異なり、それぞれ競争力を有する。台灣で有名な使用率の高い EC サイトを紹介した。権利者は模倣品

対策を講じるにあたって本節で紹介された EC サイトに留意していただきたい。

### 第三節 中国の EC サイト

第二節で紹介した台湾の EC サイトのほか、インターネットの国境を越える性質により、消費者は台湾に居ても海外の EC サイトを通じて外国の商品を簡単に購入することができる。そのうち、中国の EC サイトは、台湾の消費者に最も多く利用されており、言語や文字が同じであるため、消費者にとって比較的使用しやすく、そのうえ中国の商品は全体的に価格が低く、消費者から好評を得ている。台湾でよく利用されている中国の EC サイトをいくつか紹介する。

#### 一、淘宝

淘宝は、中国アリババグループ傘下のショッピングサイトであり、2003 年に創設され、中華圏の消費者のための中国語ショッピングサイトとして、創設当初に掲載無料の経営方針により多数の中小規模の出品者を引きつけ、中国ネットショッピング市場での市場占有率が急上昇した。これにより米国企業 eBay は 2005 年に中国市場から撤退した。2010 年から、淘宝の規模拡大及び利用者増加に応じて、アリババグループは BtoC 向けの天猫を淘宝から独立させ、淘宝を CtoC 向けのものとして位置付け、淘宝を中小企業や個人の出品者向けに、天猫を企業の出品者向けの販売プラットフォームとして提供した。淘宝は、現在 5 億人近くの利用者がおり、商品項目が 8 億件を超える、更には 1 日の売上金額が人民元 43.8 億元に達したことがあり、世界最大級の EC サイトの一つである。



## 淘宝の台湾サイト

<http://world.taobao.com>

淘宝は「<http://world.taobao.com>」をホームページアドレスとし、自動的にアクセス ID の IP アドレスを識別し、中国以外の地域か

ら淘宝にアクセスした場合は海外ショッピング機能しか使用できず、出品者として ID 登録ができないようになっている。しかし、淘宝は中国で CtoC の経営形態を採用しており、即ち中国における利用者であれば、出品者として淘宝で自分の商店を出して小売を行うことができるため、淘宝の出品者は審査を経た企業出品者ではなく、中国の個人出品者である可能性がある。淘宝は台湾の露天拍賣と同じように、無料掲載を掲げて出品者を引きつけていますが、台湾からアクセスした場合は出品者にはなれないため、淘宝の出品者規定の詳しい説明につき、ここでは省略する。

## 二、天猫

天猫もアリババグループ傘下の EC サイトであるが、その位置づけは CtoC の経営形式の淘宝と違って、BtoC の経営形式を採用している。よって、天猫の出品者は企業であり、天猫は企業に対してインターネット販売のプラットフォームを提供しており、多くのブランドまたはその使用許諾を取得した販売代理業者は、淘宝ではなく、天猫をインターネット販売の手段として選択している。その位置づけが異なることから、天猫は出品者審査が厳格であり、企業の営業証明、税務登記証等法人であることを確認するための書類、ならびにその他各種商品許可証を提出し、天猫の審査を通過して保証金、サービス年間費用及びソフトウェアサービス費用を支払わなければ、天猫で出店することができない。



天猫のホームページ <https://www.tmall.com/>

さらに、アリババグループは傘下のECサイトを出品者によって淘宝と天猫に分けているが、この二つのECサイトはいずれも中国の出品者を対象としたものである。外国の出品者がアリババグループのECサイトを利用したい場合、アリババグループが設立した外国出品者向けの天猫国际を利用することができる。天猫国际は、出品者の条件を明確に定めておらず、出店する場合は費用不要であるものの、自分で物流や金流を処理し、その国の法規を遵守しなければならないほか、アリババグループのサービス条項も遵守しなければならず、アリババグループ傘下の主なECサイトではないため、台湾ではありません利用されていない。



正版正貨 海外直供100%正品保障

品牌直銷 全球唯一官方旗艦店

客戶熱線 獨立客服熱線 貼心服務

售後無憂 商品質量問題，本地退貨

### 全球精選 抵買好貨

● 英國 美容及個人護理 祛痘縮水潔淨肌膚提亮膚色功務木凝膠 10ml/支淨植物精華 NT\$267 NTS 267 立即選購	● 澳洲 食品保健 保護卵巢調節內分泌解痛經 NT\$348 NTS 126 立即選購	● 臺灣 美容及個人護理 刺激蛋白再生 保濕緊致 NT\$463 NTS 549 立即選購	● 美國 美容及個人護理 日本藥妝 中央貼合網吸 NT\$466 NTS 145 立即選購	● 美國 食品保健 補充DHA/EPA，真實智力奠基產品 NT\$468 NTS 168 立即選購

### 全球旗艦店 Flagship Store

● careplus海外旗艦店 澳洲倍護 CAREPLUS 賣聚了澳洲保健、美食、美妆、個護等名類大牌商品，致力於提供給每壹位客戶天然的保健方式。 全場包郵 進店	Lucas番木瓜膏25g NT\$139  emart emart官方海外旗艦店 韓國國內大型低價購物超市，致力於打造一個能夠全方位滿足顧客日常生活所需消費品的生活購物中心 全場包郵 進店	一层面膜30片裝 NT\$ 830  美妝仙靈液精油套餐 NT\$ 659

### 天猫国际のホームページ

<https://www.tmall.hk/>

### 三、京東

京東商城は、2004 年に劉強東氏が創設した EC サイトである。創設当初はコンピューター関連商品を専門的に取り扱っていたが、2006 年から徐々に販売品目を増やし、今は淘宝と同じく各種商品を販売する EC サイトである。しかしながら、淘宝との相違点として、京東は B2C の EC サイトしか経営しておらず、出品者は会社証明等の関連文書を提出し、京東の審査を通過して費用を支払わなければ、京東で出品して販売することができず、現時点では京東は個人の出品者を対象としたサービスを提供していない。



京東商城 <https://www.jd.com/2017>

京東は、中国で高い知名度を有する EC サイトであり、米国NASDAQ に上場し、海外へ運送するサービスも提供しているが、台湾市場の経営には力を入れておらず台湾での認知度は低いため、台湾ではそれほど利用されてない。

## 第四節 ソーシャルネットワーク（SNS）での販売様態

従来のショッピングサイトを利用した小売店のほか、最近では個人の販売者が Facebook や LINE 等の SNS を利用して販売を行うケースが増えている。SNS は、ショッピングサイトの設計とは異なるものの、SNS の発展により利用者はショッピングサイトよりも多く、販売者は SNS を通じて多くの利用者に情報を届けることができ、商品の販売にとって有利となるため、多くの個人の販売者が販売ルートとして好んで利用している。以下に台湾でよく使われている Facebook と LINE について紹介する。

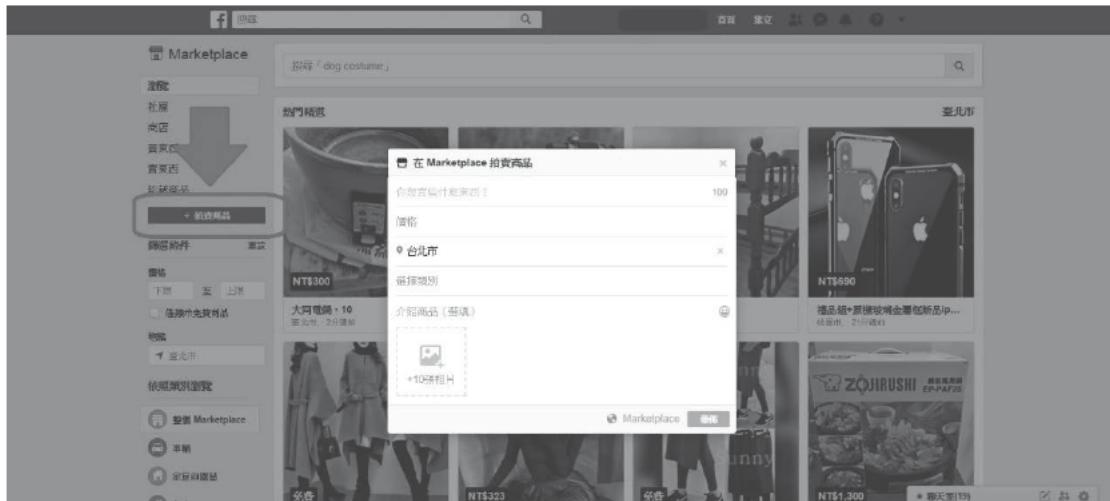
### 一、Facebook

Facebook は 2004 年にアメリカで創設された SNS サイトである。2008 年には Facebook 中国語版を公開し、台湾でのユーザー数を拡大した。2017 年までに 1,900 万人が Facebook のユーザー登録をしているとの報道もあり、これは台湾人口の 80%<sup>3</sup>を占め、台湾における Facebook の普及率の高さが分かる。Facebook アカウントの申請はごく簡単であり、満 13 歳以上であることを声明し、有効なメールアドレスを持っていれば登録することができる。簡単に利用できるため、大量のアカウントを生み出し、ほとんど全ての人が容易に Facebook アカウントを作成できる。近年、Facebook は marketplace という機能を追加し、ユーザーが Facebook を介して各種商品を販売しやすくなった。この機能は、Facebook アカウントを持っていれば使用することができ、別途審査されないうえ、他のショッピングサイトと異なり、販売者から手数料を取らないため、販売者はコストをかけずに Facebook で商品を販売できる。Facebook ではショッピングサイトのような金流及び物流サービスを提供していないも

---

<sup>3</sup> <https://www.marketersgo.com/marketing/2018/04/15/2017-social-media-analysis-report/>

のの、ユーザーが多い、商品が認知されやすい、手数料が不要などのメリットがあり、Facebook は販売者に受け入れられる新たな販売ルートとなった。また、Marketplace の使用方法も簡単であり、ファンページを作る必要がなく、個人アカウントから marketplace の機能をクリックすれば、Facebook で商品を販売することができる。



marketplace 機能



商品の販売情報

## 二、LINE

LINE は韓国 Naver グループが開発したメッセンジャーアプリである。2011 年に日本でサービスを開始し、2012 年に台湾でもサービスを開始した。ユーザーは電話番号を認証すれば LINE アカウントを登録でき、現在では携帯電話を認証しなくても LINE のアカウ

ントで登録できるようになり、一人で複数のアカウントを持つことができるようになった。

LINE 自体は SNS というよりも、メッセンジャーの役割が主であり、ユーザー間の連絡は、連絡相手のアカウントまたはその他連絡方法がなければ、連絡相手と繋がることができない。プライバシーの設定で非公開にしている場合、当該ユーザーを検索して連絡を探ることができない。この点からみると、LINE は公開のプラットフォームではない。

一方、LINE は台湾にて多くのユーザーを有し、報道によると LINE の台湾におけるユーザー数は 1,900 万人とも言われている。これは Facebook と同様、台湾の人口の 80%<sup>4</sup>を占める。また、台湾では LINE を連絡手段として利用することが普及している。例えば、アカウントを開設後、友達申請をして連絡対象範囲を広げ、その後に LINE のグループ機能またはタイムライン機能を利用して商品情報を連絡対象に通知し、商品購入の意欲がある者からの連絡を促す。LINE も Facebook と同様に金流や物流のサービスを提供していないものの、連絡の利便性と非公開性から、販売業者が模倣品を販売する手段の一つである。

非公開であるため商品情報を宣伝することにやや困難があるものの、LINE を利用した販売の最大の懸念は、違法な取引をするにあたっては秘密性の高い点である。販売者がプライベートな方法で消費者と連絡すれば、基本的に取引内容は第三者に知られることがない。このため、権利者や取締り機関が取り締まる際に困難となっている。業者は、Facebook 等の公開の SNS で消費者の注意を引いて友達申請した後に、プライベートメッセージで違法な商品の情報をやりとりする。こうすれば、違法な取引は公開されない。LINE は

---

<sup>4</sup> <https://news.tvbs.com.tw/tech/981849>

商品を販売する機能(例えば発注機能、商品情報を展示する機能等)がないために販売に適したプラットフォームではないものの、非公開で取引を行えるメリット、ならびに多くのユーザーを有するメリットがあるため、なおも多くの販売業者は模倣品を販売するのにLINEを利用している。

### 第三章 模倣品に関する法規

模倣品と最も直接関わりのある法規は商標法、著作権法及び專利法である。そこで、本文章は商標、著作物、特許の保護要件、権利内容及びその救済措置について順に説明する。また、公平交易法は、「人間が精神力を駆使した創作成果と労働成果」に財産権を付与する知的財産権法規ではないものの、知的財産権の概念の一環として、「産業の公正な競争秩序」と関わっており、公正な競争秩序の下で、商標権者、著作権者及び特許権者による正当な権利行使を可能にするものであることから、本章において併せて説明する。

#### 第一節 商標法

##### 一、商標法の保護を受ける要件

商標法第2条によると、台湾における商標権の保護は、「登録主義」を採用している。商標権を取得するためには、まず主務官庁に登録出願をし、登録査定がされ、かつ登録手続を済ませなければならない。商標登録を受けるための要件が主に二つあり、一つ目は「識別性」である。すなわち、商標法第18条第2項の「識別性」を有し、かつ商標法第29条に定める識別性を有しない事情に該当しないことである。二つ目は商標法第30条に定める登録できない事情に該当しないことである。

商標法第18条第2項の「識別性」とは、商品又は役務の関連消

消費者に、商品又は役務の出所を示すものであると認識させる上、他人の商品又は役務と区別できるものをいう。換言すれば、商標は消費者に、それが商品又は役務の標識であると認識させなければならず、且つ他の商標と区別できるものでなければならず、これが商標法による保護を受けるために最も重要な要件である。また、識別性は先天的識別性と後天的識別性と分かれている。先天的識別性は、使用を通じて取得する必要のない商標の固有的な識別力であり、「Google」や「Nike」、「Gucci」などは先天的識別性を有する商標に該当する。後天的識別性は、当該標識はもともと先天的識別性を有しないものの、市場での使用を通じて、関連消費者にそれが商品又は役務の出所を示す標識であると認識させるものである。換言すれば、当該標識の本来の意味の他に出所識別機能という新しい意味が生まれ、これは「セカンダリーミーニング」ともいう。例えば、787は単なる数字であるものの、長期にわたって航空機やその部品、付属品に商標として使用することによって、既に相当数の消費者が、787が商品の出所を識別する標識であると認識している。

ただし、先天的識別性又は後天的識別性にかかわらず、重要なのは識別性の有無を判断することである。識別性は不確定概念であるため、遵守基準として、智慧財産局は商標識別性審査基準を2008年12月31日に制定・公布した。2012年4月20日に改正された商標識別性審査基準の「2. 識別性の意味」によると、識別性を判断するに当たって、商標と指定商品又は指定役務との間の関係を根拠とすべきであり、指定商品又は指定役務から逸脱してはならない。さらに、商標識別性審査基準の「3. 識別性の判断要素」によると、識別性を有するか否かを判断するに当たって、個別案件の事実及び証拠を考慮の上、商標と指定商品又は指定役務との関係、競合他社の使用状況及び出願人の使用方式並びに実際の取引情況等の客観的因素を総合的に鑑みて判断しなければなら

ない。

また、上記の判断要素を参考にして識別性の有無を判断しなければならない他、次に掲げる事情に該当するものは、商標法第29条第1項規定により、識別性を有しないとして商標登録を受けることができない：一、指定商品又は指定役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの、例えば、地名である「花東」をお米に使用すると指定しているもの。二、指定商品又は指定役務の慣用標章又は名称のみで構成されたもの、例えば、石材の一種である「雪花石」を天然石材に使用すると指定しているもの。三、その他識別性を有しない標識のみで構成されたもの、例えば、単なる数字であるもの。但し、同条第2項によると、もし出願人が使用しており、しかも取引上既に出願人の商品又は役務の識別標識となっている場合は、たとえ指定商品又は指定役務の品質、用途、原料、産地又は関連特性を描写する説明のみで構成されたものであっても、又はその他識別性を有しない標識のみで構成されたものであっても、識別性を有するものであり、商標出願をすることができるが、これは即ち前述の後天的識別性のことをいう。

また、公共の利益又は特殊な私人の利益に基づき、商標法第30条は、「次に掲げるいづれかの事情に該当するものは、商標登録を受けることができない：

- 一、商標又は役務の機能を發揮するためにのみ必要なもの。
- 二、中華民国の国旗、国章、国璽、軍旗、軍の徽章、印鑑、勳章又は外国の国旗、又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の国章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの。
- 三、國父（孫文）と国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
- 四、中華民国政府機関又はその主催する博覧会の標章、又はそ

れが授与する表彰状と同一又は類似のもの。

五、国際的な政府組織又は国内外の著明的で且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆に誤認、誤信させるおそれがあるもの。

六、国内外で品質管理又は査証を表すのに用いられた国の標識又はマークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用すると指定しているもの。

七、公序良俗を害するもの。

八、公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがあるもの。

九、中華民国又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用すると指定しており、該外国と中華民国が協定を締結している、又は国際条約と共に参加している、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認しているもの。

十、同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標、又は他人の先願商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、該登録商標又は先願商標の所有者が出願に同意し、且つ明らかに不当でないものは、この限りでない。

十一、他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるもの、又は著名な商標又は標章の識別性又は信用名譽を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は紋章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

十二、同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他関係を有することにより、他人の商標の存在を知っており、模倣を意図して登録出願したと

き。但し、該登録商標又は先願商標の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

十三、他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号があるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

十四、著名な法人、商号又はその他団体の名称があり、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

十五、商標が他人の著作権、特許権又はその他権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。」と規定している。

よって、登録を受けようとする商標が上記事情に該当する場合は、商標登録を受けさせないよう、主務官庁は職権により拒絶査定をしなければならない。

## 二、商標権の内容

商標法第33条は、「商標は登録公告の日から登録者が商標権を取得し、商標権の存続期間は10年とする。商標権の存続期間は更新登録することができ、一回ごとの更新期間は10年とする。」と規定している。これに準じ、商標権者は商標権存続期間中において、商標法によって付与された権利を有する。

なお、該権利の内容には二つある。一つ目は専用権である。商標法第35条第1項には「商標権者は、登録を受けた指定商品又は指定役務について商標権を取得する。」と規定しているため、商標権者は登録商標の使用を指定した商品又は役務について、商標権による保護を受けており、専用権を有している。二つ目は排他権である。商標法第35条第2項は、「本法第36条に別段の定めがある場合を除き、次のいずれかに該当する場合は、商標権者の同意を得なければならない：

一、同一の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用する場合。

二、類似の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

三、同一又は類似の商品又は役務に、登録商標に類似する商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。」と規定していることから、商標権者が登録を指定している商品又は役務について他人による商標の使用を排除できる他、なお「類似」の商品又は役務及び「類似」の商標について他人による商標の使用を排除できることが分かる。

### 三、商標権侵害に対する救済

商標法が商標権者に前述権利を付与する前提において、商標権侵害の事情があったときは、商標権者は民事的救済及び刑事的救済を通じて救済を受けることができる。民事的救済はまた「著名商標」であるか否かによって分かれており、それぞれ商標権者の主張できる権利が若干異なる。一般の商標については、商標権者が主張できる権利は次のとおりである：

一、商標法第68条は、「商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害となる：一、同一の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用した場合。二、類似の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。」と規定している。

二、商標法第70条第3項は、「商標権者の同意を得ずに、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害とみなす：……

三、第68条の商標権侵害に該当するおそれがあることを知りながら、商品又は役務と結び付いていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のある物品を製造、所持、展示、販売、輸出又は輸入する場合。」と規定している。

また、「著名商標」の商標権者は、上記場合において権利を主張できるほか、商標法第70条第1、2項はなお、「商標権者の同意を得ずに、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害とみなす：一、他人の著名な登録商標であることを知りながら、同一又は類似の商標を使用して、該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合。二、他人の著名な登録商標であることを知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他営業主体を表徴する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合。」と規定している。詳しく言うと、商標法第70条第1、2項はみなし侵害を規定しており、これによって著名商標の商標権者の権利範囲が類似しない商品又は役務並びに事業者の名称とドメインネームにまで及ぶようになるが、「登録済み」著名商標に限って適用される。

台湾の智慧財産局は2008年以降裁判所、公平交易委員会、台湾網路資訊中心及び智慧財産局により判断された著名商標を収集し、「著名商標名録」を編集する。著名商標名録は裁判所の判断を拘束するわけではないものの、裁判上でよく使われる。<sup>5</sup>特に説明しなければならないのは、商標法第70条第1項の「名誉・信用を損なうおそれ」と第68条規定の「混同誤認のおそれ」とは異なる概念であり、これにつき、智慧財産裁判所102年度民商上字第3号判決は、「商標の毀損又は希釈化というのは、著名商標の商品又は役務の出所を識別する能力を低下させることをいう。伝統的な混同誤認のおそれの理論をもってしても、著名商標の識別力又は信用・名誉が毀損を受けないよう効果的に保護できないため、そのときの補完的な救済手段と位置づけられる。希釈化の類型は著名商標の識別性、独特性を稀釈、低下させ、又は著名商標

---

<sup>5</sup> 著名商標名録：<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7866&CtUnit=3810&BaseDSD=7&mp=1>

の信用・名誉を毀損させ、著名商標が汚名を着せられ、貶され、マイナスなイメージを持たれてしまう。」と判示しており、参照することができる。

上記侵害事情について、商標法第 69 条によると、商標権者が具体的に採られる措置は、侵害の除去、排除を請求できるほか、故意又は過失によりその商標権を侵害した者に対しては、損害賠償を請求することができる。損害賠償の計算について、商標法第 71 条規定によると、次のいずれかの方法で損害賠償を請求することができる：一、民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できない場合は、商標権者はその登録商標を使用して通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除し、その差額を蒙った損害とすることができる。二、商標権侵害行為によって得た利益による。商標権を侵害した者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、該商品を販売して得た収入の全部を所得利益とする。三、押収した商標権侵害に係る商品の小売単価の 1500 倍以下の金額。但し、押収した商品が 1500 個を超えた場合は、その総額を賠償額とする。四、商標権者が他人の使用を許諾して受け取るロイヤリティーの金額をその損害とする。

刑事的救済について、商標法第 95 条は、「商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次のいずれかに該当する場合は、3 年以下の懲役、拘留若しくはニュー台灣ドル 20 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する：一、同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。二、類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。三、同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれが

ある。」と規定している。商標法第97条は、「他人の行った前二条の商品であることを知りながら、販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入した場合は、1年以下の懲役、拘留若しくはニュー台灣ドル50,000元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。」と規定している。よって、商標権者は検査機関に告発、告訴することにより上記行為を行った侵害者の責任を追及することができる。商標法第95条及び第97条が下表のとおり整理した。

商標法	侵害行為	刑事责任
第95条	販売を目的として同一/類似の商品又は役務に登録商標と同一/類似の商標を使用する	3年以下の懲役刑、拘留又はNTD20万元以下の罰金に処する又は併処する
第97条	販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入する（電子メディア又はインターネット方式を通じて行った場合も同様である）	1年以下の懲役刑、拘留又はNTD5万元以下の罰金に処するまたは併処する

## 第二節 著作権法

### 一、著作権の保護要件

台湾の著作権法は創作保護主義を採用しており、また著作権法第3条第1項によると、著作物とは文学、科学、芸術もしくはその他の学術の範囲に属する創作物を指している。これに準じて、著作権法の保護を受けるためには、著作物は次の四つの要件を満たさなければならない。一、独創性を有するものである。二、客観的な一定形式を有するものである。三、文学、科学、芸術もしくはその他の学術の範囲に属するものである。四、保護を受けない著作物に該当しない。

いわゆる独創性は、創作者が他人の著作物を盗作せずに独自に創作したことを探しておらず、新規性を有する必要はない。したがって、著作物は、他人が先に創作した著作物と類似することにより独創性を喪失することではなく、その創作者が他人の著作物を知らない、またはそれに接触していない状況のなかで自力で完成させたものであれば、独創性を有する。また、著作物は客観的な一定形式のものでなければならず、即ちその創作内容は人類の感覚器官で感受できるものでなければならず、創作者の抽象的な思想や感情 자체は著作物ではなく、その「表現」（expression）こそが著作物であり、著作権法の保護対象である。表現が有体物に付随しているか否かを問わないため、講演、演奏、講義等も、有体物に付随していないものであるが、保護を受ける。

著作物は文学、科学、芸術もしくはその他の学術の範囲に属するものでなければならないとの要件は、技術的な創作と区別するためであり、それは技術的な創作が專利法またはその他の法律の保護対象に該当するからである。著作権法第5条第1項において、文学、科学、芸術またはその他の学術の範囲に基づき、著作

物は「一、言語の著作物。二、音楽の著作物。三、演劇、舞踊の著作物。四、美術の著作物。五、撮影の著作物。六、図形の著作物。七、映画の著作物。八、録音の著作物。九、建築の著作物。十、コンピュータープログラムの著作物。」の十種類に分けられている。さらに、慣用、情報流通または接触の容易性等の原因により、著作権法第9条において「一、憲法、法律、命令または公文書。二、中央または地方官庁が憲法、法律、命令または公文書の著作物について作成した翻訳物または編集物。三、標語及び通用の記号、名詞、公式、図表、記入用紙、帳簿またはカレンダ一。四、単に事実を伝達する新聞記事からなる言語の著作物。五、法令により行われる各種試験の試験問題及びその予備用の試験問題。」は保護範囲から排除された。

ここで特に説明したいのは、台湾の著作権法の保護対象には「著作物の実演」も含まれている点である。ヨーロッパ各国や日本、韓国のように、既存の著作物を演技、舞踊、歌唱、演奏等の方法で表現することは独創性が比較的低いとして、実演を著作隣接権で保護しているのとは異なる。

## 二、著作権の権利内容

著作権法第10条において「著作者は著作物を完成した時に著作権を享有する」と規定されており、この著作権には著作人格権、著作財産権が含まれている。また、著作人格権は次の三つの内容を含む。一、公表権：著作権法第3条第1項第15号において「公表：権利者が発行、放送、上映、口述、実演、展示またはその他の方法で公衆に著作物の内容を提示することをいう」、著作権法第15条第1項において「著作者はその著作物につき、それを公表する権利を有する」と規定されているが、公表権は著作者の人格的利益のみに関わるわけではないことを考慮し、第15条第1項但書及び第2項以降において、著作者が公表権を享有することによ

り雇主、出資者及び公務機関による著作物の利用に影響を与えることを避けるために、例外規定が追加された。二、氏名表示権：著作権法第 16 条第 1 項前段において「著作者は著作物の原作品もしくはその複製物において、または著作物の公表に際し、その本名、別名を表示し、またはそれを表示しない権利を有する」と規定されているが、公表権と同様、著作権法第 16 条第 1 項但書及び第 2 項以降において例外規定が追加され、著作者の氏名表示権が特定の状況において排除され、または制限を受けるようになつた。三、不当変更禁止権：著作権法第 17 条において「著作者は、他人が歪曲、切り裂き、改ざんまたはその他の方法でその著作物の内容、形式または名目を改変することにより、その名誉を毀損するに至らしめることを禁止する権利を享有する」と規定されており、これにつき、1998 年に著作権法が改正されるまで、著作者が「同一性保持権」を享有すると規定されていたが、厳し過ぎたので改正され、現行法により「その名誉を毀損するに至らしめる」ものでなければ、著作者は主張できない。

著作権法第 22 条以降に規定された著作財産権は合計 11 項あり、次の三種類に大きく分けられる。「一、有形利用の権利：複製権、公開展示権、貸与権及び頒布権。二、無形伝達の権利：公開口述権、公開放送権、公開上映権、公開実演権及び公開伝送権。三、その他の権利：改作及び編集の権利。」しかし、前述権利のうち、複製権、頒布権、貸与権、公開放送権、公開伝送権、改作権及び編集権はすべての種類の著作物が享有するが、公開口述権は言語の著作物のみが享有する。また、実演につき、独創性が比較的低いため、多くの国では著作隣接権で保護しており、著作権法においてその関連著作財産権に対する保護を付与しているものの、保護の程度がやや低く、例えば実演者はその著作物を派生著作物として改作し、または編集著作物として編集する権利を有しない。

前掲著作財産権のうち、複製権が最も重要である。当該複製は、2003年に著作権法が改正されるまで、印刷、複写、録音、録画、写真撮影、筆記またはその他「有体的」な方法による複製に限られていたが、外国法例を参考にし、科学技術の発展を考慮した上で、2003年に著作権法第3条第1項第5号を改正し、「五、複製：印刷、複写、録音、録画、写真撮影、筆記またはその他の方法で直接、間接、永久または一時的に複製することを指す。脚本、音楽の著作物もしくはその他これに類似する著作物の実演、放送を録音もしくは録画すること、または建築に関する設計図もしくは模型に従って建築物を完成することもこれに属する。」と明確に定めた。これにより、複製の概念は有形的なもののみならず、無形的なものも含むようになった。

さらに、「一時的」な複製、特に映像、音楽、文字画像をまず複製してコンピューターまたは光ディスクドライブ内部のランダムアクセスメモリ（RAM）に保存してからモニターに表示するRAMの一時的な複製が、著作権法上の複製を構成するか否かにつき、2003年に著作権法が改正される前、度々争いが生じていたため、2003年著作権法改正時に、第3条第1項第5号において一時的な複製が追加された。しかし、インターネットでの伝送、閲覧、アクセス、操作は一時的な複製を回避できないことを考慮し、インターネット利用者が身動きできず情報の流通に影響することを避けるために、著作権法第22条第3、4項において「前二項の規定につき、インターネットにおいて適法な中継的伝送または適法な著作物の利用を行う場合の技術的操作の過程に必要な過渡的、付帯的かつ独立した経済的意義を有しない一時的複製は、これらを適用しない。但し、コンピュータープログラムの著作物はこの限りではない。前項のインターネットにおいて適法的な中継的伝送を行う場合の一時的複製は、インターネットにおける閲覧、快速なアクセスまたはその他伝送の機能を達成させるために

コンピューターもしくは機器そのものの技術上、避けられない現象を含む。」と定められ、即ち幾つかのインターネット及びコンピューターで使用する場合が複製の範囲から排除された。

### 三、著作権侵害の救済

著作権法は、著作権侵害について民事責任及び刑事責任を定めているほか、「製版権」及び「権利管理に関する電子情報及びコピー防止措置（技術的保護手段）」を保護し、同じく民事責任及び刑事責任を定めている。ここでは、二、著作権の権利内容に合わせて著作権侵害の民事責任及び刑事責任について紹介する。

著作権侵害の民事救済につき、当該侵害が著作人格権の侵害または著作財産権の侵害によって異なる規定を適用する。いわゆる「著作人格権」の侵害とは、一般的な著作者の公表権、氏名表示権及び不当変更禁止権への侵害を指すほか、第 87 条第 1 項第 1 号「次の各号のいずれかに該当するときは、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権または製版権を侵害したものとみなす。一、著作者の名誉を侵害する方法でその著作物を利用した場合。」との規定により、この場合も著作人格権の侵害とみなされる。前掲著作人格権の侵害に対し、著作者は著作権法第 84 条「著作権者または製版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」及び第 85 条「著作人格権を侵害した者は、損害賠償責任を負わなければならない。財産上の損害ではない場合においても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。前項の侵害について、被害者は著作者の氏名もしくは名称の表示、内容の訂正、またはその他名誉回復に適当な処分を請求することができる。」の適用を主張することができる。ただ留意しなければならないのは、著作権法第 85 条の条文には侵害行為の主観的要素の「故意、過失」が見られないものの、著作人格権も権利の一種であるうえ、民法に

おける権利侵害行為に関する規定は一般条項に該当することから、特別法である著作権法において規定されていない部分は、依然として一般条項を補足として適用しなければならないことである。そのため、著作人格権侵害に対する損害賠償責任は、依然として侵害者に故意や過失があったことを前提としなければならない。以上の権利は、著作権法第 86 条により、著作者の特定の親族が著作者死亡後に主張することができる。

いわゆる「著作財産権」の侵害とは、著作人格権の侵害と同様、一般的な著作権法第 22 条以降の著作財産権への侵害を指すほか、第 87 条第 1 項第 3~7 号「三、著作財産権者もしくは製版権者から複製についての許諾を受けていない複製物もしくは出版物を輸入した場合。四、著作財産権者の同意を得ずに著作物の原作品もしくはその海外で適法な複製物を輸入した場合。五、コンピュータープログラムの著作財産権侵害にかかる複製物を営業に使用した場合。六、著作財産権侵害にかかるものであることを明らかに知りながら、所有権の移転もしくは貸与以外の方法により頒布した、または著作財産権侵害にかかるものであることを明らかに知りながら、頒布を意図して公開陳列もしくは所持していた場合。七、著作財産権者の同意もしくは許諾を得ずに、公衆がインターネットを通じて他人の著作物を公開伝達もしくは複製して著作財産権を侵害するのに供用することを意図して、公衆に著作物の公開伝達もしくは複製ができるコンピュータープログラムまたはその他の技術を提供し、利益を受けた場合。」に該当するときも著作財産権の侵害とみなされる。

著作財産権侵害者の民事責任につき、著作権法第 84 条において「著作権者または製版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」と、また著作権法第 88

条第1、2項において「故意または過失により他人の著作財産権または製版権を不法に侵害した者は、損害賠償責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは、連帶して賠償責任を負う。」と規定されている。また、著作者が請求できる損害賠償の金額につき、著作権法第88条第3項において「前項の損害賠償につき、被害者は次の規定により選一して請求することができる。一、民法第216条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、その権利を行使した通常の状況から予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額をもって、その受けた損害の額とすることができる。

二、侵害行為により侵害者が得た利益を請求する。但し、侵害者がその原価または所要費用を証明できない場合は、その侵害行為により取得した全部の収入をその得た利益とする。」と規定されている。実際の損害額は証明が困難であることから、同条第4項において「被害者が容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対して侵害の情状を斟酌してニュー台湾ドル1万元以上100万元以下の賠償額を算定するよう請求することができる。損害行為が故意に為され、且つ情状が重大である場合は、賠償額をニュー台湾ドル500万元まで増やすことができる。」と定められている。

著作権侵害の刑事救済も、当該侵害が著作人格権の侵害または著作財産権の侵害によって異なる規定を適用する。「著作人格権」の侵害につき、著作権法第93条第1号「次の各号のいずれかに該当するときは、2年以下の懲役もしくは拘留に処し、またはニュー台湾ドル50万元以下の罰金を科し、またはこれを併科する。一、第15条から第17条までの規定の定める著作人格権を侵害した場合。」により、刑罰が定められているが、著作者が死亡したまたは消滅された場合、その著作人格権への侵害について刑事责任を負う必要がない。

「著作財産権」侵害の刑事責任につき、第 91 条、第 91 条の 1、第 92 条及び第 93 条に規定されており、その侵害の態様は次のとおりである。一、無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した場合。二、販売もしくは貸与を意図して、無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した場合。三、無断で所有権を移転することにより著作物の原作品もしくはその複製物を頒布し、他人の著作財産権を侵害した場合。四、著作財産権の侵害にかかる複製物であることを明らかに知りながら、これを頒布し、または頒布を意図して公開陳列もしくは所持していた場合。五、無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集もしくは貸与することにより他人の著作財産権を侵害した場合。六、著作権法第 87 条第 1 項第 1、3、5、6 及び 7 号の著作権の擬制侵害を構成する場合。なお、前掲一から四までの態様につき、光ディスクに複製した、または複製物が光ディスクである場合は、刑罰が加重される。以上の著作権侵害の刑事責任を下表のとおり整理した。

著作権法	侵害行為	刑事責任
第 91 条第 1 項	無断で複製する	3 年以下の懲役または拘留に処し、又は NTD75 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する
第 91 条第 2 項	販売または貸与を意図して、無断で複製する	6 ヶ月以上 5 年以下の懲役または拘留に処し、又は NTD20 万元以上 200 万元以下の罰金を併科する
第 90 条之 1 第 1 項	無断で所有権を移転する方法で、著作物の原稿またはその複製物を散布する	3 年以下の懲役または拘留に処し、又は NTD50 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する
第 90 条之 1 第 2 項	著作財産権を侵害する複製物であると明らかに知りながら、散布、または散布を意図して公開陳列または所持する	3 年以下の懲役に処し、又は NTD7 万元以上 75 万元以下の罰金を併科する
第 92 条	無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開演出、公開伝送、公開展示、改作、編集、貸与する	3 年以下の懲役または拘留に処し、または NTD75 万元以下の罰金を科し、またはこれを併科する

以上の刑事责任を追及する場合、商標権法のように告発と告訴のどちらかを選択して刑事责任を追及するのではなく、著作権者は告訴しなければならない。（告発と訴訟の違いは第 4 章 3 節参照。）

## 第三節 専利法

### 一、専利の保護要件

専利法第2条によると、専利は次の三種類に分かれている。

一、「特許（発明専利）」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。二、「実用新案（新型専利）」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに関する創作を指す。三、「意匠（設計専利）」とは、物品の全部または一部の形状、模様、色彩もしくはこれらの結合であつて、視覚に訴える創作を指す。このため、その客体の違いで、保護要件が若干異なるが、概ね保護要件を五つにまとめることができる。一、創作であること。二、新規性を有すること。三、進歩性を有すること。四、産業上の利用可能性を有すること。五、専利法に規定される保護を受けられない客体に属さないものであること。

要件一の「創作」は、概念において著作権法の創作と完全に同じというわけではない。ここでいう創作とは、人間の精神活動による既存の物事以外の革新であって、当該創作者のオリジナル創作でなければならない。この定義によると、自然界に元々客観的に存在している物事、例えば、微生物自身は単純な発見であり、創作に該当しない。また、特許、実用新案にとって、この創作は技術的な考案による創作でなければならず、かつエネルギー保存の法則や万有引力の法則等の自然法則を利用したものでなければならない。自然法則を利用せず、人間の推理、判断により実施する場合、専利法に保護される客体にはならない。これに対し、意匠は物の外観の創作であり、技術的な考案と関係がなく、商品外観の設計創作を重要視している。

要件二の「新規性」について、台湾では絶対的新規性を採用

し、どういう状況で新規性を失うかを否定的方法で規定している。即ち、特許は専利法第 22 条、実用新案は専利法第 120 条、意匠は専利法第 122 条にそれぞれ規定されている事情がある場合、その事情の発生場所が台湾内／外であるかを問わず、新規性を失う。特許及び実用新案の新規性が喪失する事情は同じである（即ち、一、出願前にすでに出版物に見られているもの。二、出願前すでに公開使用されていたもの。三、出願前に公衆に知られていたもの。）。意匠について要求される新規性は、特許、実用新案とほぼ同じであるが、特許と実用新案は「同じ」技術が出願前の刊行物に見られるもの、または公開使用された場合に新規性を喪失するのに対して、意匠では出願前に「同じ」または「類似」するデザインが刊行物に見られるもの、または公開使用された場合に新規性を喪失する。

ただし、上記の新規性喪失に対し、専利法第 22 条第 3 項に「出願人が本意または不本意により公開の事実になってしまった場合、例外として、公開の事実があって 12 ヶ月以内に特許出願するなら、新規性喪失にならない」と規定されている（ただし、意匠は 6 ヶ月以内）。新規性有無の判断につき、原則上、形式で判断することであり、出願特許の技術は先行技術と差異があるか否か、どういう差があるか、及び当該先行技術は特許請求項の技術特徴を明示または暗示したかを比較するのみであり、单一の先行技術をもって判断するので、後述の進歩性の判断と異なる。

要件三は「進歩性」であり、「非自明性」(non-obvious)ともいう。これは要件一の「創作」の既存の物事以外の革新に応じるものであるので、当業者が容易に完成できる場合、進歩性があると認めることができない。特許及び実用新案は、専利法第 22 条第 3 項、第 120 条規定によると、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術により、容易に完成で

きない程度に達さなければならない。ここでいう「容易に完成できる程度」とは、最高行政法院 106 年度判字第 313 号判決趣旨によると、通常知識を有する者が研究開発の過程において当該発明の技術問題を解決しようとする時、客観的に合理的な期待により、組み合せを試す動機がある技術をいう」と示されている。意匠においては、専利法第 122 条第 2 項規定によると、当業者が出願前の従来技芸により容易に想到するものでない程度に達さなければならない。

また進歩性の判断に関して、最高行政法院 105 年度判字第 377 号判決趣旨の「進歩性の判断は、個別または一部の技術特徴のみに対して判断するではなく、特許出願する発明の全体をみて判断しなければならない。仮に当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が先行技術に基づき、出願時の通常知識を参照することで、先行技術を組み合わせ、修飾、置き換えまたは転用することが促されることにより特許出願する発明の完成できる場合、当該発明に進歩性がないと認めなければならない。二つ以上の先行技術が特許出願する発明と同じまたは関連技術分野に属し、解決しようとする課題、用途または作用と類似しているまたは関連性があり、当該発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に知ることができ、それらを組み合わせる合理的な動機があり、特許出願する発明の技術内容が当該組み合わせにより容易に完成できる場合、当該先行技術の組み合わせに基づき、当該特許出願する発明に進歩性がないと認定することができる」を参考すると、新規性と異なり、単純に一对一で先行技術と比較するものではないことが分かる。

要件四「産業上の利用可能性」とは特許出願する発明が産業上で製造または使用できるものを指し、これは生産と直接に関係があるものに限らず、ある産業にとって利用可能性があるのであれ

ば、要件を満たすことができる。また産業の範囲は非常に広く、工業に限らず、工業、農業、林業、漁業、さらに商業も産業の範囲に含まれている。

要件五の専利法に規定される保護を受けられない客体に属さないものでなければならないことについて、専利の種類によって、保護を受けられない客体に異なる規定がある。特許においては、専利法第24条に「次のいずれか一つに該当する場合、特許を受けることができない。

一、動物、植物及び動物、植物を生み出す主な生物学的方法。  
但し、微生物学的方法はこの限りでない。

二、人間または動物の診断、治療または外科手術の方法。

三、公共の秩序、または善良の風俗を害する者」と規定されている。実用新案においては、専利法第105条に「実用新案が公共の秩序、または善良の風俗を害する場合、実用新案を受けることができない」と規定されている。

意匠においては、専利法第124条に「次の各号のいずれかに該当するものは、意匠を受けることができない。

一、純粹に機能的な物品造形。

二、純粹な芸術創作。

三、集積回路の回路配置及び電子回路の配置。

四、物品が公共の秩序、または善良の風俗を害する者」と規定されている。

## 二、専利の権利内容

専利権は「排他権」の一つであり、これは専利法第58条第1項、第120条及び第136条第1項から見られるので、特許権者はその権利存続期間内において、自分の許諾を得ていない他人による当該特許の実施を排除する権利を専有する。「実施」の定義は、特許が物であるか、または方法であるかにより異なる。前者

は、専利法第58条第2項によると、製造、販売の申し出、販売、使用またはこれらを目的として当該物を輸入する行為を指す。後者は、専利法第58条第3項によると、一、当該方法の使用。二、当該方法により直接製造された者の使用、販売の申し出、販売またはこれらを目的として輸入することを指す。なお、方法特許があるのは特許のみであり、実用新案と意匠にはない。

また、著作権者と同じように、特許権者、実用新案権者、意匠権者も特別な人格権を有する。専利法第7条第4項の「第1項及び前項の規定により、専利出願権及び専利権が雇用者または出資者に帰属する場合、発明者、考案者または設計者は氏名表示権を享有する」から、特許の発明者、実用新案の考案者または意匠の設計者は氏名表示権を享有することが分かる。

### 三、 専利権侵害への救済

商標侵害及び著作権侵害への救済に民事及び刑事の救済方法があるのに対し、専利法は2003年の改正時に刑事责任が削除された。他人の特許を侵害した場合、民事責任があるものの、刑事犯罪にはならない。

専利権の侵害に関する民事責任は、専利法第96条第1、2及び第4項規定によると、三つの様態に分かれている。一、侵害排除を請求する権利、二、損害賠償を請求する権利、三、氏名表示権が侵害された場合の必要な処分を請求する権利である。その中に、「損害賠償請求権」が実務において最も重要である。専利法第96条第2項の規定によると、「特許権者は、故意または過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる」。この損害賠償請求は、商標侵害、著作侵害と同じように、権利侵害者が故意過失により権利を侵害したのであれば主張することができるものの、訴訟上の権利を主張するにあたり、次

の三つの点に注意しなければならない。

第一、専利法第 98 条において、「特許に係る物には特許証番号を表示しなければならない。特許に係る物に表示できない場合は、ラベル、包装またはその他の他人に認識させるに足りる顕著な方法をもって、それを表示することができる。特許証番号を表示しなかった場合、損害賠償を請求するときには、侵害者がそれが特許に係る物であることを明らかに知っていたこと、またはそれを知り得たことを立証し、証明しなければならない」と規定されている。また、実用新案及び意匠も本条を準用している。本条の特許証番号の表示規定に関して、2011 年専利法改正前、「損害賠償請求ができない」等と規定されており、特許に係る物またはその包装に特許証番号を表示することが損害賠償請求の要件であった。その改正の趣旨は、「知らずに特許権を侵害した者を保護するために、第三者が特許に係る物またはその包装にある表示から特許権の存在を知ることができるようとした。しかし、他人に特許権があると知っていたまたは知ることができた、もしくは注意義務があるのに、侵害行為をした者を保護する必要がなく、行為者は特許権者に対し、損害賠償責任を負わなければならず、それに反すると、専利法の特許権保護の趣旨は実現できなくなり、公平正義の原則に反することになる」という智慧財産法院 104 年度民専上更(一)字第 3 号民事判決の趣旨から参照することができる。

しかし、2011 年の改正後、「損害賠償請求ができない」等の内容が削除されたので、特許に係る物またはその包装に特許証番号を表示することは損害賠償請求の要件ではなくなった。一方、実務においては、特許証番号の表示がない場合、特許権者は、侵害者が当該物が特許に係る物であることを明らかに知っていたこと、またはそれを知り得たことを立証しなければならない。そこ

で、特許権者は特許に係る物またはその包装に特許証番号を表示しておくことで、被疑侵害者が専利核准公告（特許公報）の関連資料を調べ、特許の特許権範囲を理解することができるので、裁判所は善良の管理人の注意義務を果たせず、適切な注意や調査しなかつたことにより、権利侵害を生じたとして、被疑侵害者に過失があると認定することができる。このことから、特許に係る物またはその包装に特許証番号を表示することは、現行の法律において損害賠償の請求要件でなくなったものの、特許権者の立証責任を軽減することに役立つ。

第二、方法特許の保護において、専利法第 58 条第 3 項第 2 号によると、その方法で直接に製造した者に及ぶものの、方法特許権者が権利を侵害した物が一体その方法を直接に使用したか否かを証明しがたいことから、立法院は専利法第 99 条において、「製造方法の特許により製造された物が、その製造方法の特許出願前に、国内外にみられなかった場合、他人が製造した同一の物は、その方法特許により製造されたものと推定する。前項の推定につき、反証の提出でそれを覆すことができる。被告が、当該同一の物を製造した方法は製造方法特許と異なることを証明したときは、反証を提出されたものとする。被告が立証時に開示した製造上及び営業上の秘密の合法的権益は十分に保障されなければならない」と規定した。言い換えると、方法特許権者は一定の要件、即ち「製造した物は国内外に見られなかった」及び「製造された物は製造方法特許により製造した物と同一である」と証明できるのであれば、裁判所は上記の二つの要件をもって、当該物が当該製法により製造されたと推定することができる。被疑侵害者は、当該方法を使用していないと主張するのであれば、反証をもって証明しなければならない。これも方法特許権者の立証責任を軽減する規定である。

第三、台湾の実用新案は形式審査を採用している。言い換えると、主務官庁は実用新案の出願案の審査につき、明細書、権利請求範囲、摘要及び図式のみで形式要件に適合するか否かを判断するので、多くの時間を要する先行案件の検索をせず、登録要件に適合するか否かの実体審査もしない。従って、実用新案の権利者に実用新案が有効なのかの情報を提供し、権利を行使された第三者の予想外のリスクを避けるために、2011年の改正時に専利法に「新型専利技術報告制度（実用新案技術評価制度）」を導入した。

なお、専利法第116条において「実用新案権者が実用新案権を行使する時、実用新案技術評価を提示しなかった場合、警告してはならない」と規定された。これは実用新案権者が損害請求権を行使する前提要件ではないが、専利法第117条において「実用新案権者の実用新案権が取り消される場合、取り消される前に、当該実用新案権を使用したことにより、他人に与えた損害につき、賠償責任を負わなければならない。但し、実用新案技術報告の内容に基づき、相当な注意を払った場合は、この限りではない」と規定されているとおり、実用新案権者は実用新案技術報告を提出せずに権利を使用した場合、実用新案権が取り消された時、その不利益を負わなければならないので、実用新案権者が権利を使用する時、主務官庁に申請して実用新案技術報告を取得しておくことが望ましい。

実用新案権者が損害賠償を請求する場合の計算につき、専利法第97条第1項において次のいずれかの方法により損害を計算することができると規定されている。「一、民法第216条による。ただし、その損害を証明するための証拠が提出することができない場合、実用新案権は、その権利の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の実用新案権の実施により得られる利

益を差し引いた金額をその損害額とすることができます。二、侵害者が侵害行為により得た利益による。三、当該実用新案権の実施許諾により得られる合理的な実施料を基礎にしてその金額を計算する」。2013年に社会発展と共に損害賠償の範囲が広がり、実際の損害を補填するだけではないことが考慮され、専利法第97条第2項の「前項の規定により、もし侵害行為が故意である場合、裁判所は被害者の請求に応じ、侵害状況に基づき損害額以上の賠償を決定することができる。ただし、証明済みの損害額の三倍を超えてはならない」という懲罰的損害賠償の規定が追加された。

#### 第四節 公平交易法（不正競争防止法）

前三節の紹介から、商標権者、著作権者及び専利権者が権利侵害に対して商標法、著作権法及び専利法を通じて救済を求める場合、侵害被疑者の行為が、それらの法規に定められている侵害の態様に合致していなければならない。例えば、商標法第68条は、同一商品または役務に同一または類似する登録商標を使用した場合でなければならない。ただ、新しい権利侵害の態様が次々と出現するなか、商標法、著作権法及び専利法が完全に権利者の権益を保護できるわけではない。このことから、商標権者、著作権者及び専利権者が公平交易法を通じて正当な競争秩序のもとその権利を行使できるようにする必要がある。ただ、公平交易法の立法目的は、主に自由かつ公平な競争を確保することであり、権利者の私権を行使するためのものではないため、公平交易法が商標法、著作権法及び専利法などの私権を行使するための手段とならないよう、裁判所は単純な権利の紛争に介入する場合よりも厳格な公共の利益を基準として審理を行う。

公平交易法の規範のうち今回のテーマと最も直接的な関連性があるのは、一、公平交易法第21条の虚偽不実の記載または広告；

二、公平法第 22 条の関連事業者または消費者が普遍的に認識している商品または役務の表徴を使用することにより混同を生じる；三、公平交易法第 25 条のその他取引秩序に影響しうる欺罔または明らかに公平を逸する場合であり、以下、順に紹介していく。

公平交易法第 21 条第 1、2 項に「事業者は、商品若しくはその広告、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品と関係する取引決定に影響しうる事項について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない。前項に定められている商品と関係する取引決定に影響しうる事項には、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日時、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地及びその他誘引效果を有する関連事項を含む。」と規定されている。この規定は、業者が虚偽不実の記載または広告をすることを避けるためのものである。事業者の提供する商品に関する情報は、消費者が商品を選択し購入する際の基準となるからである。この規定により、商標権者、著作権者または専利権者ではないにもかかわらず、商品に自分が権利者である、または消費者に権利者であると連想させる表示をした場合、本条の違反を構成する。

次に、公平交易法第 22 条に「事業者は、営業上提供する商品または役務について、次に掲げる行為があつてはならない。

一、著名な他人の氏名、商号または会社名、商標、商品容器、包装、外觀またはその他他人の商品を表す表徴を同一または類似する商品において、同じまたは類似する使用をして他人の商品と混同を生じること、または当該表徴を使用した商品を販売、運送、輸出または輸入すること。

二、著名な他人の氏名、商号または会社名、標章またはその他他人の営業、役務を表示する表徴を同一または類似する役務において、同じまたは類似する使用をして、他人の営業または役務の施設また

は活動と混同を生じること。」と規定されている。

本条の立法背景は、商標法の商標とすることができる標章には制限があるだけでなく(2003年末までは「文字、図形、記号、色彩の組み合わせ、またはその結合」のみに限られていた)、登録保護制度を強調しすぎたため、著名商標権者にとって保障が不充分であった。この点を補填するため、公平交易法22条が追加された。ただ、これは本来商標法に規範すべきものであるため、2012年の改正で本条の適用範囲を「著名商標」に限定し、かつ第2項に「前項氏名、商号または会社名、商標、商品容器、包装、外観またはその他他人の商品または役務を表徴する表示が法により商標権を取得した場合、これを適用しない。」と追加し、「登録されていない」商標のみ適用することができるようになった。換言すると、登録商標は商標法を適用しなければならない。

最後に、公平交易法第25条に「本法に別段の規定がある場合を除き、事業者は取引秩序に影響する欺罔又は著しく不公平なその他の行為も行ってはならない」と規定されている。これは補充的、概括的規定であるため、公平交易委員会は「公平交易委員会の公平交易法第25条案件に対する処理原則」を参考として頒布した。公平交易委員会の公平交易法第25条案件に対する処理原則第2条は「適用の基本原則」を説明している。

本条は公平交易法が違法行為としている類型の補充規定とすることができるだけでなく、違法行為としている類型と直接関係のない新しい形態の行為に対しても公平交易法の立法目的及び本条の規範の趣旨により、本条の補充適用の余地(即ち「創造性補充適用」)の有無を判断することができる。よって、商標法、著作権法及び專利法に規定されている権利侵害の態様に含まれていなくても、取引秩序に影響する事情が存在する場合、商標権者、著作権者及び專利権者は本条の規定により主張することができる。

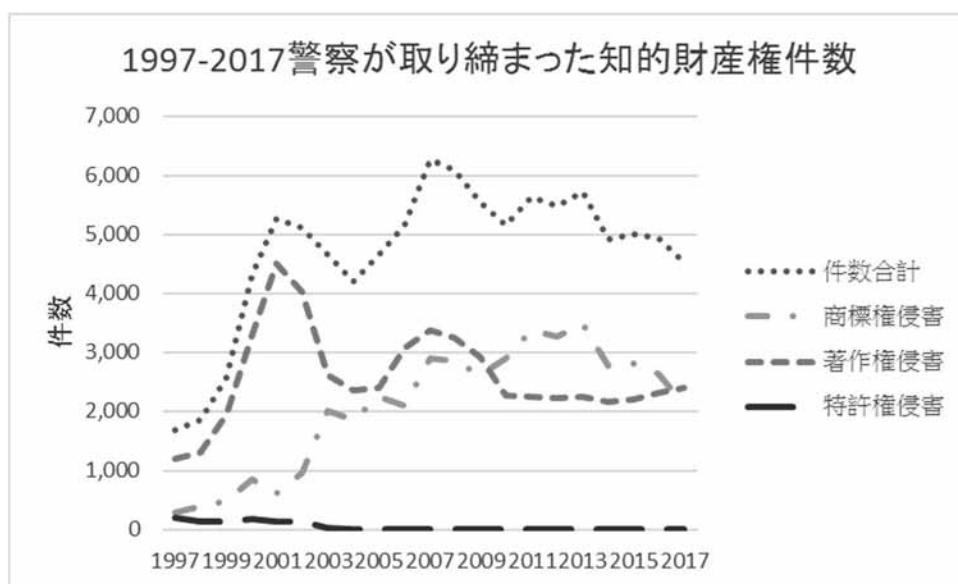
また、公平交易法第 25 条案件の処理原則第 9 条に「事業者が他の事業者が公平交易法第 22 条の高度抄襲行為に合致しない行為により損害を受けた場合でも、公平交易法民事救済の手段により解決することができる。」と補足説明がされており、公平交易法第 22 条の要件を満たない場合であっても、公平交易法第 25 条を主張することができる。

権利者(被害者)は、公平交易法の違反者に対して公平交易法第 29 条により侵害排除請求することができ、公平交易法第 30 条により損害賠償請求することができる。また、この損害賠償は専利法の規定と同様、公平交易法の違反者が故意に違反した場合、権利者(被害者)は、侵害の事情に応じて、損害額以上の賠償を認定するよう裁判所に請求することができる。但し、証明された損害額の三倍を上限とする。また、侵害者が侵害行為により利益を受けた場合、被害者は当該利益により損害額を認定するよう請求することができる。

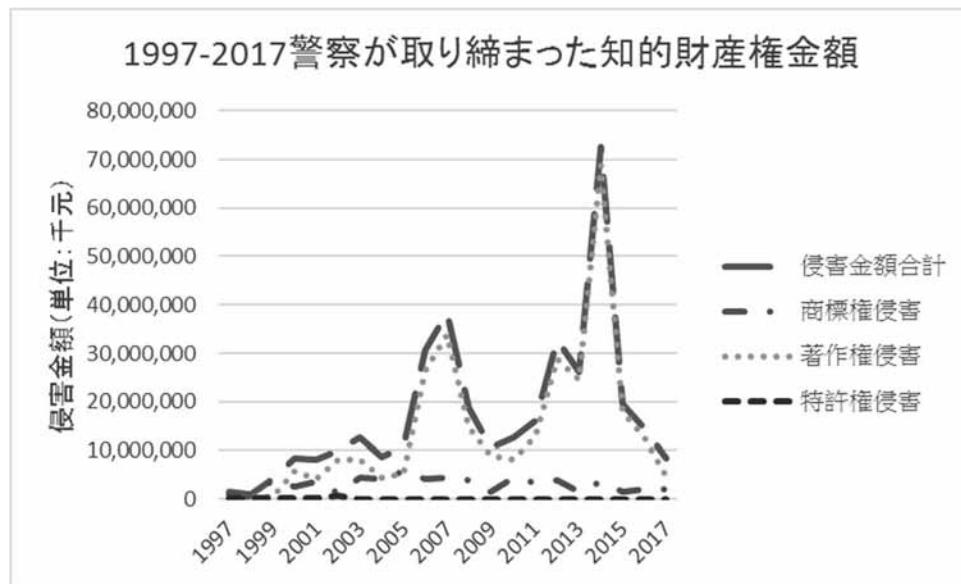
## 第四章 インターネットを介した模倣品の取締り

### 第一節 取締りの流れと実態

警察の統計資料によると、2017年で取り締まった知財案件は約4,500件になり、その侵害額は約ニュー台灣ドル83億元である。下図はこの10年間の傾向を示している：



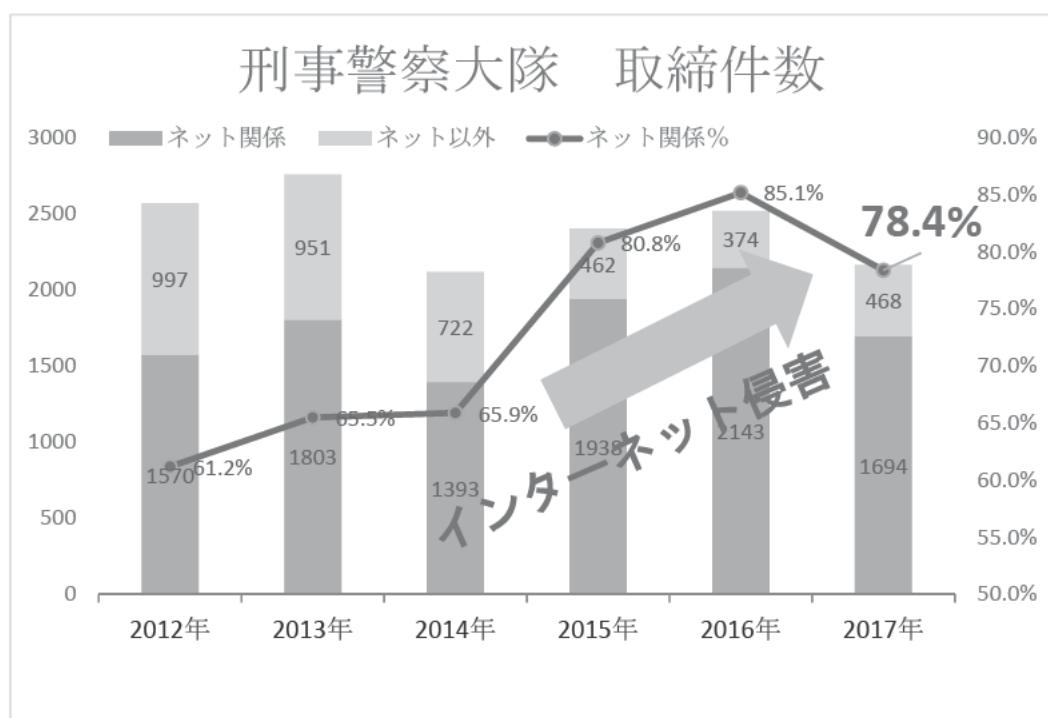
出所：警政統計年報



出所：警政統計年報

件数でみると、もともと著作権侵害案件が多かったが、2009年から商標権侵害件数が上回って、2017年はまた著作権侵害件数の方が上回っている。侵害金額でみると、著作権の侵害金額は明らかに商標権の侵害金額を上回っている。特許権侵害に関しては、2003年をもって刑事罰が廃止され、警察の取締対象外になったため、それ以降は統計されていない。

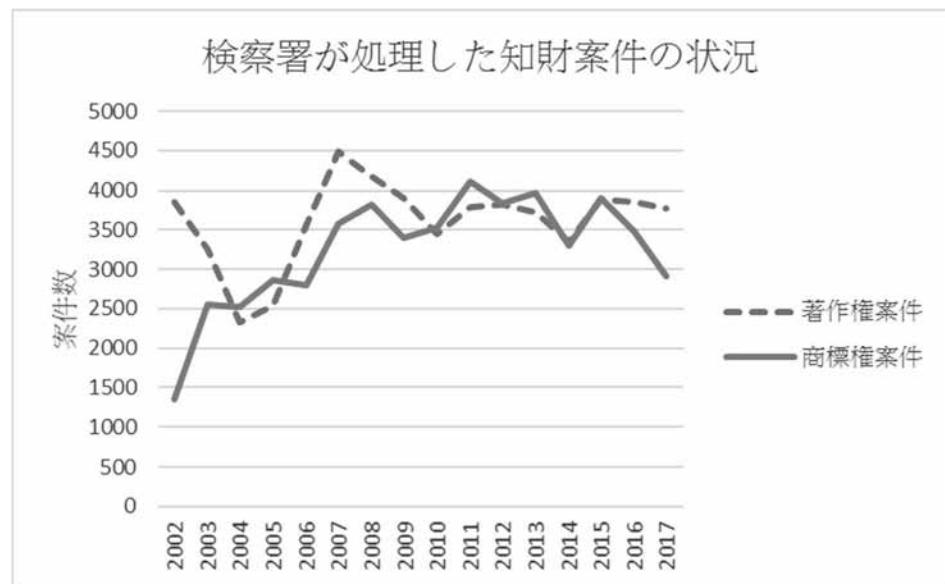
警察の統計資料のうち、刑事警察大隊のみの近五年でのネット犯罪案件は全取締案件の78%以上を占めている。<sup>6</sup>



出典：刑事警察大隊 HP 統計関連サイト

なお、下図では警察から検察に移送された状況を紹介する：

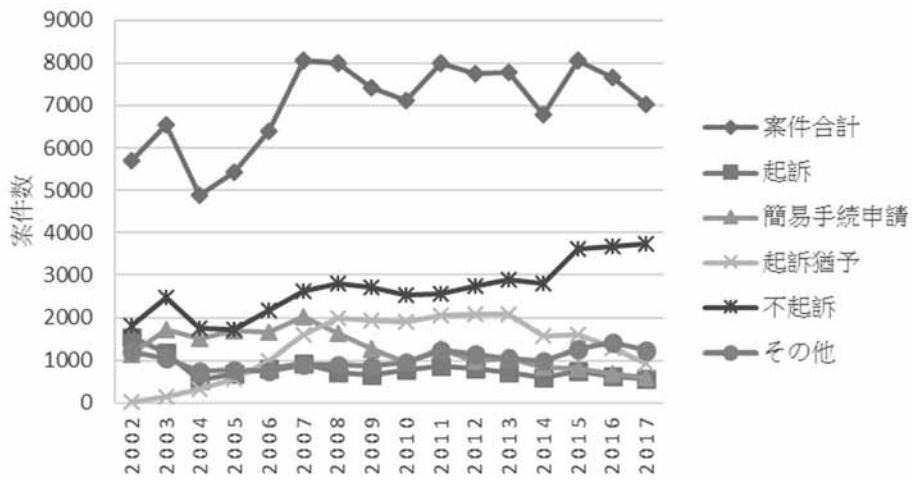
<sup>6</sup> 刑事警察大隊の紹介は第四所章第三節をご参照ください。



出所：智慧財産局

これらの図から、検察署が処理した著作権案件と商標権案件の増減の傾向は警察案件と異なり、検察署での著作権件数は近年横ばいに見えるが、警察での処理件数は増える傾向が見られる。警察で処理した案件は、犯罪の嫌疑が不十分等の理由によって、検察署に移送しない可能性がある。商標権案件の取締り件数は両方減少傾向が見られる。また、検察署が処理した件数は警察が処理した件数よりも多い。これは、税関などの警察以外の当局から移送される案件が加わるからと推定される。

## 検察署における知財案件の処理状況

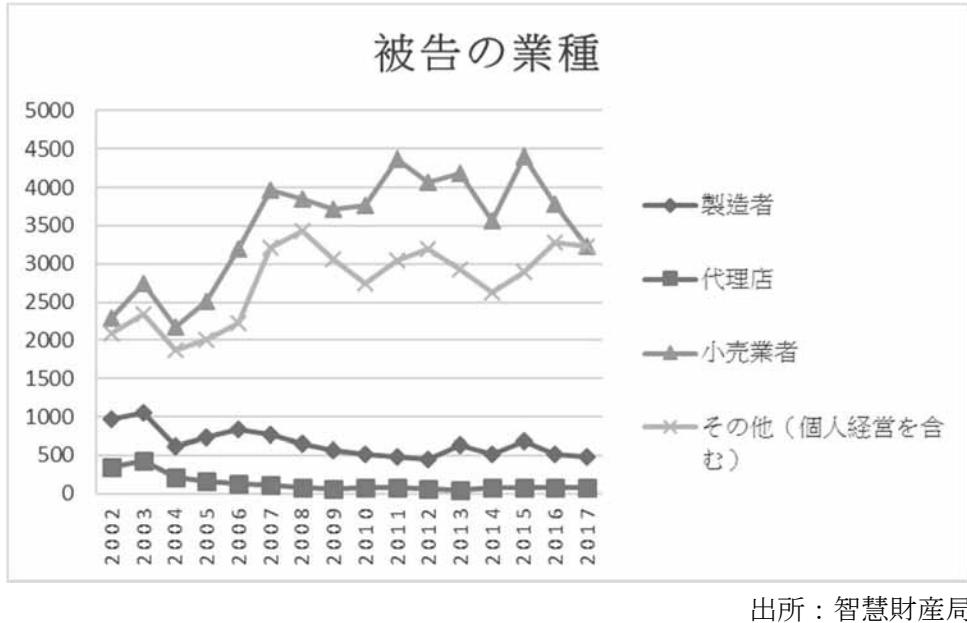


出所：智慧財産局

処理状況を見ると、不起訴処分が断然に多いことが一目瞭然である。ただし、これは侵害事実がないわけではなく、刑事訴訟法によると、検察官には3年以下の懲役刑になる罪に対して、犯罪情状を考慮し、不起訴処分を下す権限がある。知財案件は刑事責任が定められているとはいえ、社会秩序維持の面からいと、傷害・殺人案件のように影響が大きいとはいえないから、検察署は知財案件に対して厳しく追及しようとせず、このことが知財案件の不起訴処分の件数が比較的多い原因であると伺える。

また、刑事手続きの途中に、権利者と侵害者の間に和解が成立し、告訴を取り下げたことも考えられる。特に著作権侵害案件は親告罪のため、告訴がないと検察官の処理が続けられないため、不起訴処分を下すしかない。実務上は、刑事告訴を和解交渉の条件の一つとして提起する業者は少なくないため、不起訴案件のうち、和解により案件が終結した件数はあると考えられるが、その内訳を示した統計資料がないため、関連性を裏付けることはできない。

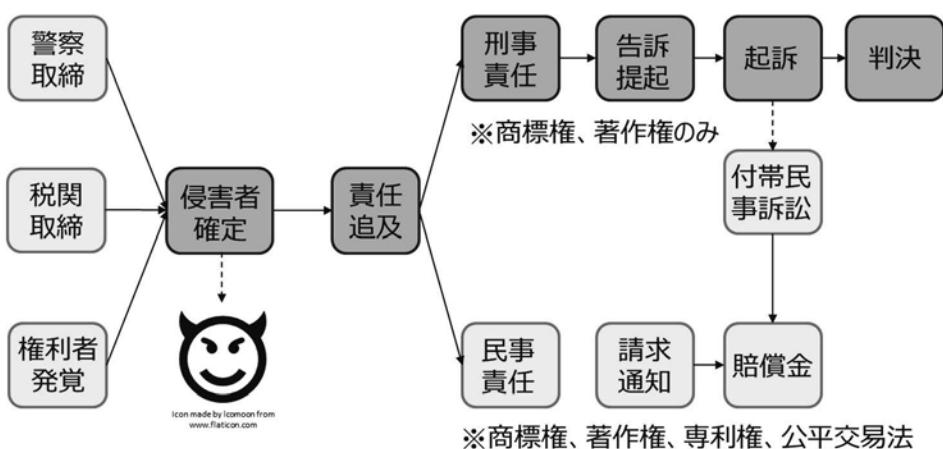
検察署で処理された案件における被告の業種は下図のとおりである：



出所：智慧財産局

小売業者がもっとも目立つが、最近は個人経営を含む他の業種も追いついてきた。生計を営む手段として模倣品を販売しているのではなく、副業として模倣品を販売している人の増加を示唆している。

次に取締の流れについて紹介する：



インターネットを介した模倣品の取締りは、おそらく上図のような流れとなる。まずは模倣品の発覚、次に権利者と取締機関の連携により侵害者を特定し、責任追及の手続に入る。本章では、

模倣品の取締について予防段階（模倣品の発覚、販売の防止等）、発見段階（取締機関への摘発や証拠確保等）、責任追及段階（民事責任と刑事責任）に分けて、その関連する法規及び注意事項等を紹介する。

## 第二節 予防段階

模倣品の取締りは、第一節で説明したとおり、権利者の発見、税関の取締及び捜査機関の捜査によるものである。ただし、インターネットを介した模倣品の販売は、実体店舗での販売と違ってその特定が困難であり、販売ルートの多元化、情報流通の迅速化、追跡の困難化などの特性を持ち合わせているため、権利者が消極的な受身の態度で、侵害の事実が発生してから始めて権利を守ろうとするのであれば、自身の権益を十分に守ることができない。これに鑑みて、市場への模倣品の流通及び侵害の発生を回避するために、次の措置を講じるよう提案する。

### 一、税関での登録制度

インターネットを介して販売されている模倣品が海外で製造されたものであれば、台湾に輸入される際に必ず税関を通らなければならない。税関は業務を遂行する際に商標権、著作権の侵害物品の有無に注意を払っており、侵害被疑品を発見した場合、自主的に侵害の内容に応じて事件を検察署などの所管機関に移送する。ただ、通関する荷物の数は膨大なので、普段の通関手続きを通じて侵害物品が発見されるのは稀である。また、物品が知的財産権侵害物品に該当するか否かの判断は容易ではなく、商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、税関には「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請」制度(税関の登録制度)が設けられている。商標権者又は著

作人が財政部関税署の「関港貿单一窓口」のウェブサイト<sup>7</sup>から権利関連内容（商標登録番号、商標権又は著作権の権利ある期間など）と申請人（商標権又は著作権の権利者又はライセンサー）資料を税関に提出し、税関で一定の登録手続きを完了すれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、侵害疑義物品を発見した場合、権利者にその旨を連絡し関連措置を行う。その関連措置については第三節の三、税関への差し止め申請で紹介する。また、権利者は税関が商標権侵害物品及び著作権侵害物品に該当するか否かより判断しやすいようするため、登録のウェブサイトの「侵害事実及び真品識別のキーポイント」欄に侵害物品がどのような経路で輸入されることが多い（ネットで注文して海外からの郵送など）、正規品がどのようなルートで輸入するか又はどのような外見、マーク又は特徴により真正品であると判断できるか等、具体的な説明ができる。

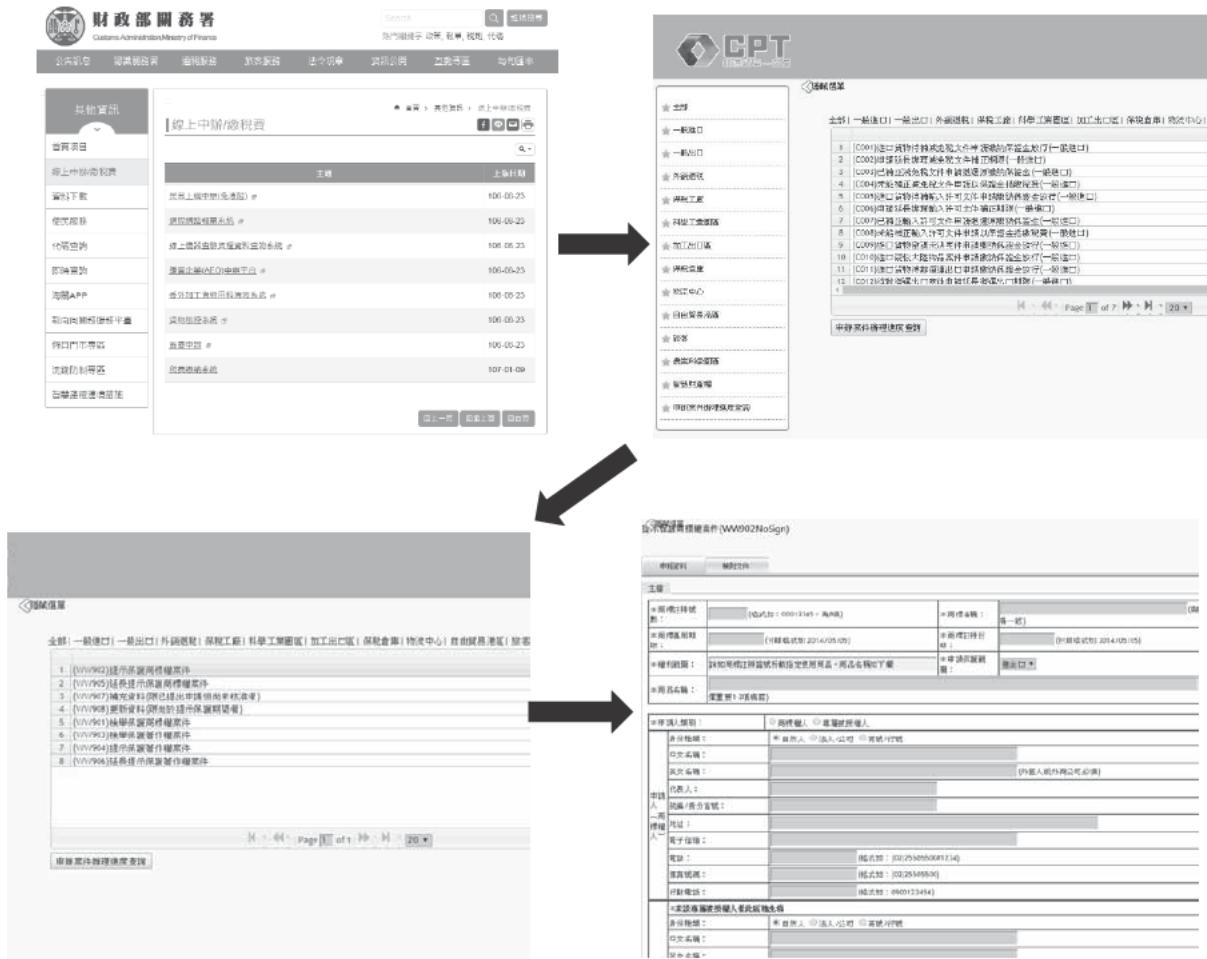
---

<sup>7</sup> 財政部関税署の「関港貿单一窓口」のウェブサイト：

<https://portal.sw.nat.gov.tw/PPL/RedirectorNonLoginAction?appId=APWO&privilegeId=WF01>  
(last visited 2018/10/22)

## 財政部關稅署の「關港貿单一窓口」のウェブサイトの登録の流れ

れ：



商標法と著作権法は税関での登録制度があるのに比べて、専利法は 2003 年に刑事责任の規定が廃止された後、特許権侵害は民事責任だけになったため、台湾の水際対策は裁判所から仮処分などの保全処分が下されたときに限り取締りがされていた。また、特許権の侵害品は技術的判断が必要であるが、税関職員に関連設備がなく専門家もいないこと、及び、取締案件数が少數であることから、権利者の予防措置（税関の登録制度）を提供していなかった。専利法が 2014 年 1 月 22 日に改正され、当該専利法の水際取締措置を強化するため、経済部及び財政部は同年 3 月 24 日に「海関查扣侵害専利権物実施弁法（税関によ

る特許権侵害品差押えの実施規則)」を公布施行し、輸入される侵害被疑品に対して特許権者が税関で緊急に侵害排除する制度が設けられた。

## 二、その他

インターネットを介した模倣品の販売は実体店舗での販売と違ってその特定が困難であり、販売ルートの多元化及び情報流通の迅速化並びに追跡困難化等特性を持ち合わせており、権利者が自力でインターネット上の侵害行為の全数を把握することは不可能であることから、以上の特定機関への請求以外に、権利者が如何に同業者・取締り機関と連携し、インターネット上の模倣品に関連する情報を迅速に把握することが重要である。即ち、権利者は普段から同業者との交流等を通じて市場情報を把握し、新たなネット犯罪の手口を察知しなければならない。以下は、税関への登録以外に権利者が取りうる手段を紹介する。

### 1. 同業者との連絡

販売ルートの多元化等によって、自社の力ですべての模倣品情報を把握するのはほぼ不可能であるが、同業他社と連携することで、監視の力は倍増する。同業者と連携して、模倣品があるかどうかをウォッチングするのが有効である。

また、侵害品（特に特許権）は水面下で流通しており、権利者が自分の名義で購入するのは困難である。このとき、取引先などの他社に協力してもらい、代わりに購入してもらう必要があるため、権利者は普段から取引先などの他社とも良好な関係を築く必要がある。

### 2. ネットウォッチング

専門家（調査会社）またはインターネット世論調査会社等を通じてネットウォッチングを行うのも一つの有効手段である。常に依頼しなくとも、定期的に（3ヶ月か半年頻度などで）このようなウォッチングを行えば、侵害者にとって大きな脅威となり、侵害のコストが大幅に増加すると共に、侵害行為が減ると考えられる。

### 3. 真正品と模倣品についての説明会の開催

模倣品であるかどうかの判断は、自社以外には難しいことであり、時に取締り機関にとっても困難な点である。侵害品だという十分な疑いを持てなければ、取締り機関にとっても勝手な取締りをしてはいけないし、一定のリスクを負うことになる。取締り機関のこのような心理障害をなくすため、取締り機関（税関、警察等）に対し積極的に説明会を開催し、自社商品の正品及び模倣品の区別方法や、模倣品を発見した際の連絡方法等を説明することが重要である。これにより、取締り機関に自社商品の印象を残し、また模倣品の判断方法等を知ることによって、取締り機関は模倣品取締に対してより前向きになると思われる。

その他、権利者は関係当局が主催又は共催の説明会、セミナー及びシンポジウムに参加することによって、知的財産権を守るために当局の講じた措置を把握すると共に、いかに当局と協力してインターネットを介した侵害行為の発生を防止するかを探ることもできる。関連する説明会、セミナー及びシンポジウムの情報は、知的財産権セミナー登録センター（<https://activitysys.tipo.gov.tw/default.asp>）で調べることができる。

### 4. 消費者への宣伝

上記手段は特定業者や取締り機関に依存した手段であり、インターネット上の販売者に対する割合から考えると、人手不足が伺える。そこで有効なのは、消費者への宣伝である。自社商品の宣伝以外に、模倣品との区別方法等の宣伝にも力を入れれば、広大な消費者の力を借りることができる。

例えばホームページに簡単な模倣品識別方法の掲載や、真正品・模倣品鑑定マニュアル等を掲載するなど、積極的に模倣品の判断方法を発信することも一案である。

### 第三節 発見段階

前述第二節の段階を経て、模倣品情報を把握したら、次の段階に進めることができる。模倣品情報は一般的に、消費者又は同業者の摘発によって入手することができる。その他、調査会社に依頼することや、代理店等による情報提供により発見することも多い。

模倣品が存在しているとの情報を把握してから、侵害者の特定や責任追及の準備を進めることができ、下記のステップに進める。

#### 一、検査機関への告発及び告訴

侵害事実を権利者が発見した場合は、権利者は告発又は告訴制度を通じて侵害者の責任を追及することができる。告発及び告訴のいずれも権利者が刑事手続を発動させる表示だが、その主体、案件、効力ならびに注意点が異なる。

告発は誰でも、どの案件でも、いつでもすることができる。これに対して、告訴は刑事訴訟法第232、233条により、犯罪の被害者、又はその被害者と特定関係がある者しかすることができない

い。なお、どの案件でもすることができるが、親告罪の場合、訴追の必須条件なので、刑事責任を追求するためには、告訴人が犯人を知り得たときから 6 ヶ月以内に告訴を提起しなければならない（刑事訴訟法第 237 条）。詳細を次表のとおり整理した。

	告発	告訴
主体	誰でも	犯罪の被害者、又はその被害者と特定関係がある者（刑事訴訟法第 232、233 条）  <u>※台湾で許認可を受けていない外国法人であっても、権利能力が認められ、告訴ができるようになった。<sup>8</sup></u>
案件	何でも	何でも ただし、親告罪の場合、訴追の必須条件なので、必ず告訴をする。
効力	刑事手続を発動させる	1. 刑事手続を発動させる 2. 檢察官の不起訴/起訴猶予処分に対して異議することができる。
注意点	1. 檢察官又は司法警察官に対してなすべきである  2. インターネット犯罪は管轄が明確でなく、どこの検察官又は警察官に告発してもよいが、 <u>犯人の住所が分かれば、その地区を管轄する</u> 検察官又は警察官に告発する方がよい。	1. 檢察官又は司法警察官に対してなすべきである  2. 親告罪は、 <u>告訴人が犯人を知り得たときから 6 ヶ月以内に提起しなければならない</u> （刑事訴訟法第 237 条）  3. インターネット犯罪は管轄が明確でなく、どこの検察官又は警察官に告訴してもよいが、 <u>犯人の住所が分かれば、その地区を管轄する</u> 検察官又は警察官に告訴する方がよい。
メリット	告訴に比べ手続の煩雑がない	告訴人は刑事手続の参加者になれるので、代理人が代理で

<sup>8</sup> 2018 年 11 月 1 日に施行された改正公司法第 4 条第 2 項に「外国会社は、法令の制限内において、中華民国の会社と同一の権利能力を有する。」と規定され、また民事訴訟法第 40 条第 1 項の規定に「権利能力を有する者は、当事者能力を有する」と規定されている。

		行うことができる（刑事訴訟法第 236-1 条）、代理人は審理手続においても代理に出廷し、意見陳述することも可能（刑事訴訟法第 271-1 条）
デメリット	1. 意見陳述ができない 2. 受動的に検察官の処分を受けるしかない	手続の煩雑

また、告発、告訴はいずれも「捜査機関」に対して行う。「捜査機関」とは、検察機関、司法警察機関を含む。また、刑事訴訟法第 231 条によると、司法警察は次の者を含む：一、警察。二、憲兵。三、法令により特定事項について司法警察の職権を行使できる者。

「捜査機関」に対して行う告発、告訴は、主に警察に対して告発、告訴する方法が採られ、警察で用意されている「三聯單」という書類を書く必要がある。三聯單は三つのカーボン紙で、案件に関わる内容を記入する。一枚目が黄色の用紙で（48 時間以内に分局勤務中心に送付しコンピューターで入力し、管理される）、二番目が青色の用紙で（告訴・告発者の控えである）、三番目が白色の用紙で（担当部署用の控えである）。なお、告発は匿名でもよいが、警察が告発人の名前と連絡方法を知らないため、告発人は案件の処理進捗をフォローすることができなくなるので、注意しなければならない。

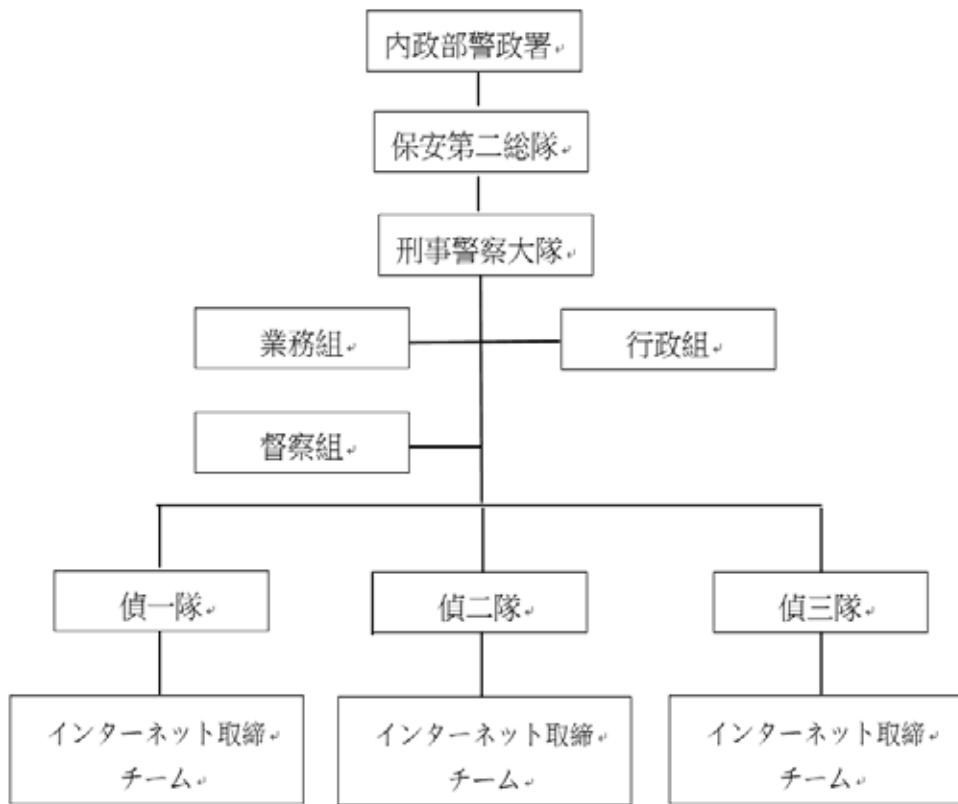
犯罪の捜査の全体について、刑事訴訟法第 228 条は、「検察官は告訴、告発、自首又はその他事情により犯罪の嫌疑がある者を知ったとき、直ちに捜査を始めなければならない。前項捜査について、検察官は期限を定め、検察事務官、第 230 条の司法警察官又は第 231 条の司法警察に、犯罪の調査及び証拠の収集並びに報告の提出を命じることができる。必要があれば、関連訴訟資料を併せて移送することができる。」と規定していることから、告発、告訴後の犯罪捜査の全体の流れは主として検察官が主導しており、且つ司法警察に調査の進行を命じることもできる。当該犯罪捜査の流れは、権利者の告訴、告発により発動することを除き、捜査機関が自ら犯罪

調査を進行する場合と同じである。二、知的財産警察大隊の取締で説明する。

告発、告訴制度は、刑事犯罪のため考案されたものであり、第三章第三節で説明したとおり、特許権侵害は既に2003年に非犯罪化され、刑事責任が問われないため、告発、告訴制度を利用して救済を求めることができない。これに対し、商標権者及び著作権者は告発、告訴制度を通じて捜査機関に犯罪調査の発動を請求することができる。ただ、著作権法に規定する刑事責任の大半は親告罪であるため、告訴権を持つ被害者の告訴がなければ、検察官は捜査を発動することができず、裁判所も判決を下すことができない。よって、多くの場合、著作権者は「告訴」をもって侵害者の責任を追及する。

## **二、刑事警察大隊の取締り**

権利者が自ら侵害の事実を発見して捜査機関に告発、告訴する他、捜査機関が自ら犯罪事実の調査を行うこともある。全ての捜査機関のうち、保二総隊刑事警察大隊(以下「IP警察大隊」という)は知的財産権犯罪への対応を主な業務とするため、以降IP警察大隊を代表として犯罪捜査の流れを説明する。



まず、「IP 警察大隊」を簡単に説明する。TRIPS の義務を履行するため、2004 年 11 月 1 日に設立された。2008 年から、インターネットの普及に伴い、淘宝、天猫等のショッピングサイトが販売ルートを提供し、国際物流業が発展し、ネットオークションの必要資金が低くなつた等の原因により、ネット犯罪は知的財産権侵害案件の大半を占めるようになった。そのため 2014 年 1 月 1 日に保二總隊刑事警察大隊が改組され「網路科技侦查小組（インターネット取締りチーム）」が設置された。インターネット取締りチームはインターネット犯罪のうち、海外の IP アドレスの追跡、ネット販売及び製造工場の取締等に関して、情報を提供し、智慧財産局、刑事警察局及び海外企業との連携を図る。組織図は以下のとおりである：

IP 警察大隊の業務は五つある：

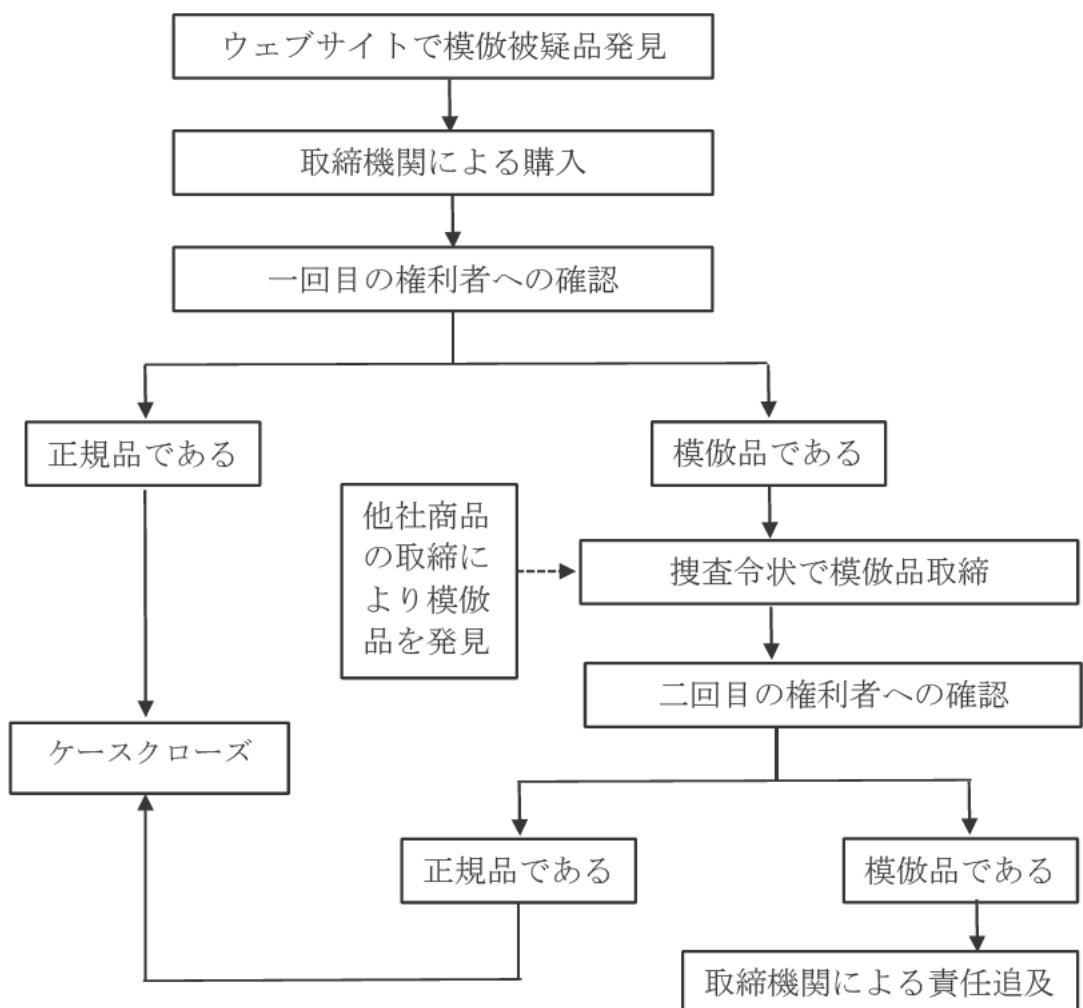
- 一、知的財産権侵害案件に関する告発を 24 時間受理する。
- 二、知的財産権侵害の告発案件を専門的に処理する。

三、著作権侵害、商標権侵害等の犯罪を取締り、処理する。

四、法により権利侵害の取締、押収、逮捕等の任務を執行する。

五、経済部光碟聯合稽査小組（経済部光ディスク取締チーム）に協力して光ディスク工場を調査する。

IP 警察大隊の実績は第四章第一節の図をご参照。



図：ネット犯罪の模倣被疑品発見から取締の流れ

次に、上図に基づいてIP警察大隊による取締りについて具体的に説明する。この流れでの「一回目の権利者への確認」は、警察が購入した模倣被疑品のサンプルまたは写真をもとに権利者が警察に「侵害鑑定報告」を提出する。鑑定報告の内容は、1.権利証明（例えば商標登録番号）2.模倣品と判断した根拠（例えば商品本体及び外包装にライセンス関連表示がない）または模倣品であるとは判断できない旨を示さなければならぬ。「二回目の権利者への確認」も一回目と同様に、警察が捜査により押収した模倣被疑品のサンプルまたは写真をもとに、権利者は警察に「侵害鑑定報告」を提出するとともに、権利者は検察署に「刑事陳報状」を提出して意見を示すことができる。刑事陳報状の内容は、1.告訴を提起するか（著作権侵害は親告罪であるので、告訴しなければ責任を追及できない）2.権利証明（例えば商標登録番号）3.模倣品と判断した根拠（例えば商品本体及び外包装にライセンス関連表示がない）を含む。

### 三、税関への差止め申請

税関での差止めに関する条文が商標法、著作権法、専利法にあり、法律上は専利権、商標権、著作権侵害被疑品に対し、権利者が直ちに税関での差止めをすることができる。しかし、税関で差止めができるとはいって、実際の税関の取り締まりの状況はそれぞれ異なる。

商標権の侵害品は外観からすぐに判別できるうえ、商標権の侵害は非親告罪であるため、税関の取り締まりは積極的である。著作権の侵害品はほとんど親告罪の刑事责任であり、著作権は登記する必要がないため、著作権者と連絡をとることが難しいうえ、権利を侵害しているかにつき外観から判断できるとは限らず、機器を用いて読み取を行わなければならない等の理由で、税関の取り締まりの積極性は商標権侵害案件よりも低い。

特許権の侵害品については特許権侵害は民事責任しかなく、税関は自発的に取締を行うことができないうえ、特許権侵害を構成するかの判断には専門知識が必要であり、税関職員は判断することができないため、受動的な対応しかできない。

取り締まりの実状がどうであれ、税関に差止めを申立てることは商標法、著作権法、專利法が権利者に与えた権利維持手段の一つである。権利者は当然商標法、著作権法、專利法の規定により主張することができる。商標権者、著作者及び專利権者が差止めを申立てる法的根拠、差止めの対象及びその手続きの流れを次の通りまとめる。

	商 標	著作権	專利
差押の根拠	商標法 72 条～78 条	著作権法 90 条之 1、90 条之 2	專利法 97 条之 1～97 条之 4
差押の対象	輸出入品	輸出入品	輸入品
手続き	① 侵害被疑品が発覚→商標権者及び輸出入者への通知→侵害被疑品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は商標権者の要請に応じて提供する→商標権者による物品真偽の鑑定→(輸出入者が物品が真正品であることを示す証明書類を提出しな	① 侵害被疑品が発覚→著作権者及び輸出入者への通知→侵害被疑品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は著作権者の要請に応じて提供する→著作権者による著作物の鑑定→(輸出者がライセンスを示す証明書類を不提出)→通関保留→著作権者	① <u>特許権者が侵害被疑品を発見</u> →特許権者が供託金を供え、税關に對し侵害被疑品を差し押さえるよう申し立てる→輸出入者が特許権者の提供する供託金の二倍に相当する担保を供託し、差押の解消を申し立てることができる→特許権者が税關から差押受理

	<p>い)→事件の司法警察や検察機関への移送→輸进出口の差止め</p> <p>② 侵害被疑品が発覚→商標権者及び輸进出口者への通知→侵害被疑品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は商標権者の要請に応じて提供する→商標権者による物品真偽の鑑定→(輸出者が物品が真正品であること)を示す証明書類を提出)→商標権者の税関への輸进出口差止申立て又は裁判所への保全申立手続き→商標権者の裁判所への提訴→輸进出口の差止め</p>	<p>の税關への輸进出口差止申し立て又は民事・刑事訴訟手続きの提出→輸进出口の差止め</p> <p>② 侵害被疑品が発覚→著作権者及び輸进出口者への通知→侵害被疑品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は著作権者の要請に応じて提供する→著作権者による著作物の鑑定→(輸出者がライセンスを示す証明書類を提出)→著作権者の税関への輸进出口差止申立て又は裁判所への保全申立手続き→著作権者の裁判所への提訴→輸进出口の差止め</p>	<p>の通知を受領した日の翌日から12日以内に侵害訴訟を提起→訴訟判決確定後、判決の結果により、侵害を構成する場合、差押えた物品を破棄のため裁判所に移転し、侵害しない場合、輸进出口者に返還する</p> <p>② <u>特許権者が侵害被疑品を発見</u>→特許権者が供託金を供え、税關に対し侵害被疑品を差し押さえるよう申し立てる→輸进出口者が特許権者の提供する供託金の二倍に相当する担保を供託し、差押の解消を申し立てることができる→特許権者が税關から差押受理の通知を受領した日の翌日から12日以内に侵害訴訟を提起しなかつた場合、また</p>
--	---	--	---

			は特許権者が差押の解消を申立てた場合、または輸出入者が供託金を供えた場合、差押が解消される
--	--	--	---

なお、海関査扣侵害専利権物実施弁法（税関による特許権侵害品差押えの実施規則）により、商標権者、著作者及び専利権者は、直接侵害品の輸出入の差止めを税関に申立てればよい。何故なら、侵害品の輸出入の差止めを税関に直接申立てれば、税関は侵害品を適時に差止めることができるからである。

#### 四、公平交易委員会への告発

第三章第四節公平交易法において公平交易法の規定のうち今回のテーマと最もかかわりのある法令の内容を紹介したが、そのほかにも、権利者（被害者）が公平交易法に違反する者に対して、公平交易法第29条により侵害の除去、排除を請求することができる他、公平交易法第30条により損害賠償を請求することができる。然しながら、これは「私法上」の権利に基づき主張するルートであり、権利者はただ侵害者にその行為を停止させ、又は必要な是正措置をとらせるだけであれば、公平交易委員会に告発し、公平交易委員会に調査・処理を請求することもできる。以下はこの告発制度について説明する。

公平交易法第26条は、「主務官庁は本法規定に違反し、公共利益を害する事情について、告発又は職権に調査・処理することができる。」と規定している。よって、公平交易委員会は告発事項について調査をする義務があり、次的方式を通じて調査を行うことができる：一、当事者及び関係者に意見陳述をするよう通知す

る。二、当事者及び関係者に帳簿、文書及びその他必要な資料又は証拠物の提出を通知する。三、人員を当事者及び関係者の事務所、営業所又はその他場所に派遣して、必要な調査を行わせる。

その上、調査を受ける者は主務官庁の上記調査行為に対して、正当な理由がなければ、回避、妨害又は拒絶することができない。前掲調査手段は捜査機関の調査権限ほど強くはないものの、権利者が自ら証拠を捜査するときの困難さ、裁判所に申し立てるときの煩わしさに比べると、公平交易委員会を通じて公権力で調査を行うことは、権利者にとって自己の権利をより効果的に保護できる手段であることには違いない。

告発の方法について、権利者は書面（電子メール又はファックス等）又は口頭（記録又は意見陳述書面を作成）で具体的に事実を陳述することができる。公平交易委員会はなおそのホームページに相談/告発窓口を設けており

(<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/mailbox/mailbox.aspx>)、氏名、連絡先及び告発内容（1000字以内）を記入して提出すれば告発が完了する。公平交易委員会は調査後に次の措置をとる：

一、処分：告発案件が委員会によって議論された後、被告発者に対して公平交易委員会主管法規の関連法条に違反する旨の処分を下すことを決定し、且つ処分書を送付すること。

二、不処分：告発案件が委員会によって議論された後（若しくは委員会による議論を必要せず、前例に則って処理する）、公平交易委員会主管法規違反の疑いのある事業者に対して処分を下さないこと。

三、行政処置：告発案件は委員会によって議論が行われた後（若しくは委員会による議論を必要せず、前例に則って処理する）、本会の主管法規又はその趣旨に違反する事業者に対して、業界警告（又は是正）、個別事案警告、主務機関への協力要請等その他措置

をとる。

四、審議停止：告発の事実は、本会の主管業務ではない場合、又は本会と他の機関の協議により他の機関に移送された場合、又はその他手続きに適合しない案件のことをいう。

五、調査中止：公平法第28条により、本会は事業者の公平法違反行為について調査を行ったとき、事業者は既にその承諾を履行し、具体的な措置をとった上、違法行為を停止して且つ改正する場合は、本会は当該案件の調査中止を決定する。

処分書/不処分書の内容は公開され、公平交易委員会のウェブサイトで調べることができる。

公平交易委員会が処理した案件の統計資料は次のとおりである。<sup>9</sup>だが、この統計は、インターネットのみの案件ではなく、全ての案件である。

年 類型	公平交易委員会自ら調査 した案件 (以下は成立案件数)	告発案件 (以下は告発案件のうち処理済の 案件数)
2014	374	1,642
2015	424	1,283
2016	351	1,545
2017	328	1,728
2018(1-10 月)	296	1,460

---

<sup>9</sup> 統計資料出所：<https://www.ftc.gov.tw/upload/dff8e7c6-e35e-448b-9923-9e50f47a5207.pdf>  
(最後閲覧日：2018/11/29)

年 類型	告発案件(単位：件)					
	処分	不処分	行政 処置	審議 停止	調査 中止	案件 合併
2014	82	199	2	1,275	0	89
2015	42	101	0	1,108	0	37
2016	43	129	2	1,327	1	44
2017	36	106	1	1,485	0	102
2018(1-10月)	31	64	0	1,329	0	36

上記統計資料を見ると、公平交易委員会が処理した案件の多くは告発案件であり、また、告発案件の処理結果のうち審議停止が最も多く、次いで多いのは不処分であることが分かる。告発案件の総数に比べて、処分が作成された案件数の占める割合が少ないので、権利者が自ら証拠を収集するときの困難さ、裁判所に申し立てるときの煩わしさと比べて、公平交易委員会を通じて公権力で調査を行うのは、権利者にとって依然として迅速的に自己の権益を保護できる手段であることに違いない。更に、権利者は公平交易委員会への告発をしながら、裁判所に侵害者を訴えることもできる。よって、公平交易委員会に告発するのは、依然として権利者の権益を守るために有力な手段である。

## 五、ISP 業者への削除要求

本章「第一節 取締りの流れと実態」でも紹介したように、現在、ネット犯罪案件は全体の取締案件の 78%以上を占めている。ネット犯罪による権利侵害は非常に速いため、逐一権利者が司法救済の裁判所への民、刑事訴訟を提出しなければ権利侵害者に権利侵害責任を追及できないのであれば、権利侵害対策は追いつかない。インターネットでの各種権利侵害は何れもインターネットサービスの提供者(以下、ISP 業者という。)が提供するサービスを

介したものであることを考慮し、ISP 業者にインターネットで流通する権利侵害資料を削除するよう直接に要請することは、効率的な方法である。2009 年、著作権者に有効な救済ルートを提供し、ISP 業者が著作権者により権利侵害であると主張されるリスクを低減し、インターネット産業の発展を向上するために、以下に述べるとおり、著作権法第六章の一において「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」が追加された。ただし著作権法にしかこの規定がなく、商標権または専利権侵害に対してはこのような規定がない。しかし、ISP 業者が商標権または専利権を侵害した場合について、この法規により設けた事業者の自主規定や通報システムには商標権または専利権を含めていることが多い。<sup>10</sup>

「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」を詳しく紹介するため、法律の規定の他、併せて各 ISP 業者がこの法規により設けた事業者の自主規定や通報システムを紹介する。

## 1. ISP 業者免責事由の法規紹介

ISP 業者とは、著作権法第 3 条第 19 項によると、

一、接続サービス・プロバイダーとは、その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、有線又は無線により情報の伝送、送信、受信を行い又は前述の過程において仲介及び一時的な保存サービスを提供する者をいう。例、中華電信の Hinet。

二、キャッシング・サービス・プロバイダーとは、利用者の要求に応じて、情報を送信した後、その管理又は運営するシステム

---

<sup>10</sup> 以下 2. ISP 業者の自主規定や通報システムで紹介されたように、各 EC サイトは各々の権利侵害通知ルートを設置しており、基本的にそれらに沿い要請すれば、削除してもらえると思われる。これは台湾内外にかかわらず、サイトがこのような制度を設けていれば利用することが可能である。

又はネットワークを通じて、当該情報を仲介及び一時的に保存し、その後、当該情報送信した利用者からの当該情報へのクイックアクセス要求に応じてサービスを提供する者をいう。例、台湾大学が設立した NTU Network Proxy Caching Service。

三、インフォメーション・ストレージ・サービス・プロバイダーとは、その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、利用者の要求に応じて情報ホスティングサービスを提供する者をいう。例、天猫、露天等 EC サイト。

四、検索サービス・プロバイダーとは、利用者にネットワーク情報のインデックス、レファレンス又はリンクにより検索又はリンクのサービスを提供する者をいう。例、Google。

この四種類の ISP 業者が著作者の著作人格権及び著作財産権を侵害した場合、著作権法関連規定によると、当然民事責任を負わなければならない。この点は一般の権利侵害者が著作者の著作人格権及び著作財産権を侵害した場合と同じである。しかし、ISP 業者はインターネットの仲介者であり、度々著作者に権利侵害につき責任を負うよう主張されると、インターネットの発展に支障をもたらすことになるから、著作権法においてこの四種類の ISP 業者が次の要件を満たす場合、免責を主張することができると規定された。

その共通の要件は著作権法第 90 条の 4 第 1 項に「一、契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、利用者にその著作権又は製版権にかかる保護措置を告知していて、かつ、当該保護措置を確実に履行している。二、契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、利用者に権利侵害の事実が三回あった場合、全部又は一部のサービスを終了とすると告知している。三、通知文書を受け取る連絡窓口の情報を公告している。四、著作権者又は製版権者が著作権又は製版権を保護

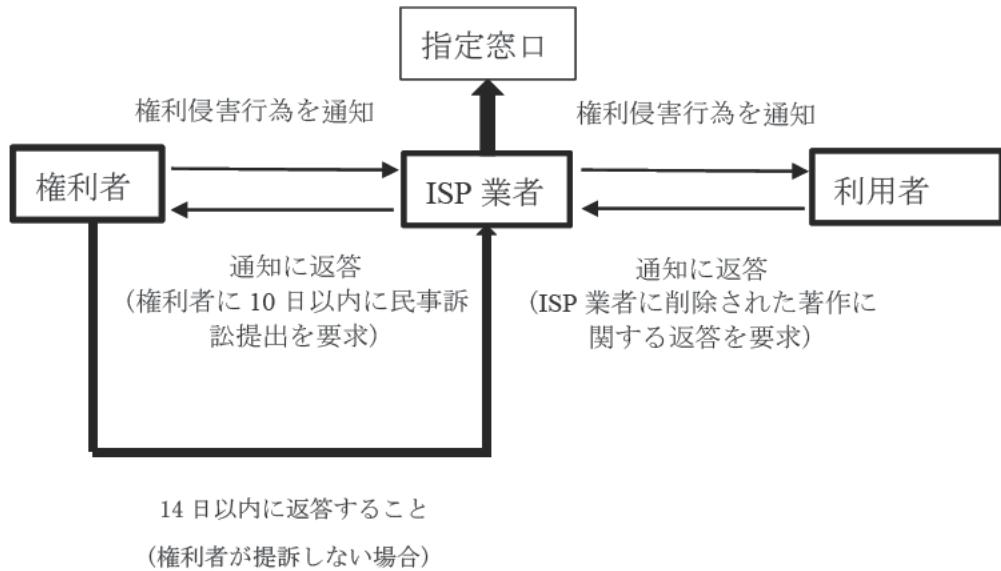
するための通用認証又は技術保護措置を提供している」との四つが規定されている。第三の ISP 業者に通知書類を受け取る連絡窓口の情報を公告することにつき、「網路服務提供者民事免責事由実施弁法（プロバイダー民事免責事由実施弁法）」第 2 条において、「一、連絡担当者の氏名または名称、住所、連絡電話番号、ファクス番号及び電子メールアドレス。二、受け入れている電子署名のフォーマット、または電子署名不要の説明」を明記するよう規定されている。

それぞれの個別要件は下表の通りまとめる。

ISP 業者類別	個別要件
接続サービス・プロバイダー (著作権法第 90 の 5 条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 伝送した情報は利用者の発信又は要求によるものである。</li> <li>2. 情報の伝送、送信、リンク又は保存が自動化技術により行われ、かつ、接続サービス・プロバイダーは伝送情報について如何なる選別又は修正も行っていない。</li> </ol>
キャッシング・サービス・プロバイダー (著作権法第 90 之 6 条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アクセスした情報を変更しなかった。</li> <li>2. 情報提供者が当該自動的にアクセスしたオリジナル情報を修正、削除又は遮断した際に、自動化技術により同一の処理を行った。</li> <li>3. 著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。</li> </ol>
インフォメーション・ストレージ・サービス・プロバイダ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者が権利侵害行為に係わっていることを知らない。</li> <li>2. 利用者の権利侵害行為から直接に</li> </ol>

<p>一</p> <p>(著作権法第 90 の 7 条)</p>	<p>財産上の利益を得ていない。</p> <p>3. 著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。</p>
<p>検索サービス・プロバイダー</p> <p>(著作権法第 90 の 8 条)</p>	<p>1. 検索又はリンクした情報が権利侵害に係わっていることを知らない。</p> <p>2. 利用者の権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない。</p> <p>3. 著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。</p>

キャッシング・サービス・プロバイダー、インフォメーション・ストレージ・サービス・プロバイダー及び検索サービス・プロバイダーの個別要件の第 3 の「著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする」とは、即ち、「通知と削除」(notice and take down)の仕組みである。その中の「インフォメーション・ストレージ・サービス・プロバイダー」即ち、EC サイトの通知と削除の仕組みにおいて、EC サイト及び著作権者の権利の均衡を守るために、著作権法第 90 条の 9 において著作者が EC サイトに権利侵害されたことを通知した後、利用者に返答の機会を与えなければならないと規定した。その流れは以下の通りである：



以上の共通、個別要件を満たせば、ISP 業者は著作権侵害の民事責任が免れる。また、現在この制度は民事責任の免除にしか適用されておらず、理論上は著作権侵害の刑事責任が存在しているものの、ISP 業者が通知/削除の手続に協力することによって、ISP 業者には故意がないと認定される根拠になるので、基本的に同じ手続をしておけば、刑事責任も免れる。

## 2. ISP 業者の自主規定や通報システム

ISP 業者は「通知と削除」の仕組みを講じていれば、著作者に権利侵害であると主張されるリスクを避けることができるから、天猫、露天等大型 EC サイトは、法規に従い、または知的財産を保護するイメージを作るため、事業者の自主規定や通報システムを設けた。ただし、留意していただきたいのは、このような自主規定は、業者各自に設けられているもの、強制法規ではない。通報システムを設けることは、台湾において前述のとおりに著作権法による民事免責事由の要件を満たすが、台湾以外の EC サイトにとっては、このような免責制度があるかどうかが定かで

はない。また、通報システムはあるものの、業者がこれにどれくらいの人力を配置しているのかは定かではないため、なるべく業者が処理しやすいよう通報することを薦める。さらに、海外の EC サイトの場合、まず処理に時間がかかることが想定され、また、海外の EC サイトにとって、権利証明等は、自国のものと異なり、権利侵害したか否かの判断のハードルが高い。海外業者への取り下げ請求の効果は、疑問である<sup>11</sup>。以下、台湾又は中国の EC サイト及び SNS を分けて紹介する。

### (1) 台湾の EC サイト

#### ➤ Yahoo

Yahoo ! 奇摩は模倣品について知的財産権侵害品告発弁法を定めている。権利者は Yahoo ! 奇摩の提供する侵害通知書及び権利者声明書を通じて、権利侵害声明書に自分の知的財産権資料（商標番号、権利期間など）を明記した上 Yahoo ! 奇摩に商品の取り下げを要請することができる。その知的財産権侵害品告発弁法の内容及び利用方法は著作権法に規定されている「通知と削除」とほぼ同じである。ただ当該弁法により、Yahoo ! 奇摩は、商品を取り下げた後に出品者に規制違反の事情を知らせ、且つ出品者が告発者に連絡が取れるよう、告発者の情報を出品者に提供するものの、Yahoo ! 奇摩のプライバシーポリシーの規定により、出品者の個人情報は告発者に提供しない。出品者の個人識別情報又は連絡情報等を入手するのであれば、刑事司法捜査機関を通じて要請しなければならない。

---

<sup>11</sup> 海外の EC サイトが取り下げないことを理由として、権利者が提訴した案件がある。詳細は第五章第五節をご参照ください。

# Yahoo！奇摩拍賣の知的財産権侵害 原告発弁法

Yahoo!奇摩拍売では、権利者に告発ルートを提供する他、消費者にも告発ルートを提供している。消費者は商品ページの「検挙商品」をクリックすれば商品を告発することができる。これは、性的・猥褻な表現の含有、又はキーワード濫用、詐欺等事情を防ぐための機能であるが、これによって消費者による監督機能が発揮され、非権利者であっても権利侵害の可能性を通報することができる。権利者にとって、もしIDを知られたくないければ、この告発ルートの利用を検討することができる。

## Yahoo！奇摩超級商城の知的財産 権侵害品告発弁法

告発された商品はすぐ取り下げられるわけではないものの、告発の意見が「検挙商品」のページに掲載されるため、他の出品者と使用者への情報提供となり、警鐘となる。



### ➤ 露天拍賣

露天拍賣では、権利者がその知的財産権を侵害する商品を告発できるよう、露天 PUB (Protective Umbrella Blueprint)という知材保護制度を提供しており、権利証明、身分証明を提出の上、露天拍賣の侵害声明書に自分の知的財産権資料（商標番号、権利期間など）を記入すれば、露天の運営チームは24時間以内に商品を取り下げる。Yahoo!奇摩と同様に、出品者が告発人に連絡できるように、露天拍賣も告発者の情報を出品者に提供する。同一のIDが何回も告発されれば、権利停止処分が下される。

**檢舉必備文件：**

1. 公司：公司變更事項登記表、權利所有人之證明(如商標、專利證明)
2. 個人：個人身分證明、權利所有之證明資料(經法院判定為該商品或圖片文字之權利所有人之有效判決證明)



➤ PChome

第二章第二節で紹介の通り、PChome の EC サイトの出店審査はもともと厳しいので、PChome 自身は模倣品の権利侵害に対する通報のルートを提供していくなく、サービスセンターが各種の消費トラブルを処理するのみである。それでも、PChome で模倣品を購入した場合、警察に告発することができる。

➤ 蝦皮購物

蝦皮購物のサービス条項において、出品者は他人の知的財産権を侵害してはならないと明確に要求している。権利者は権利侵害品を発見した場合、蝦皮購物の問い合わせフォーム

から出品者と連絡し、事実を解明するほか、蝦皮の「知的財産権侵害通知弁法」により蝦皮に権利侵害を通知し、商品を削除するよう主張することもできる。権利侵害を通知すると同時に権利侵害声明、権利証明（商標番号、権利期間等）、関連の法的責任を負うという声明書も提出しなければならない。蝦皮は告発を受けると、権利侵害品の販売ページを削除し、出品者に通知する。これに対して出品者が異議する場合、蝦皮は出品者が告発者と直接に連絡できるよう、告発者の情報を出品者に提供するが、権利者が出品者の個人情報を取得するには司法捜査機関を通じて取得しなければならない。

## 智慧財產權侵權通知辦法

蝦皮購物提供有意願的買賣雙方一個即時互動的網路平台，交易標的及其相關資訊皆係由賣家自主提供、編撰、上傳，蝦皮購物非實際成立的買賣合約之法律關係主體。

蝦皮購物於服務條款中明確要求賣家不得刊登侵犯他人智慧財產權的商品、不得發佈侵犯他人智慧財產權的資訊，並依服務條款第8條訂立本智慧財產權侵權通知辦法，提供權利人檢舉侵權商品之管道。

權利人及賣家認知並了解蝦皮購物非司法機關，無法逕行認定商品是否構成侵權，故當權利人認為在蝦皮購物上刊登的商品侵害其智慧財產權時，蝦皮購物建議以下列方式維護權益：

- 透過蝦皮購物的聊聊功能直接與您認為涉及侵權的賣家聯繫；直接與涉及侵權的賣家聯繫有助於釐清事實及雙方主張，是快速且有效的解決方法之一。
- 透過本辦法規定的方式向蝦皮購物提出侵權通知主張移除商品：提交侵權通知時應提供該權利的證明，並聲明願賠償蝦皮購物或其他第三人因不實通知造成的損害及承擔相關法律責任。

如果您發現任何蝦皮購物上之商品侵害了您的著作權、商標權、或專利權等權利時，您可以依本檢舉辦法提出檢舉，蝦皮購物將儘速處理。

### 一、誰可以依本辦法提出檢舉：

只有著作權人、商標權人、專利權人、或前開權利人之合法授權人（需檢附授權文件），才可以透過本辦法提出檢舉。

### 二、權利人如何提出檢舉：

- 第一次檢舉：填寫權利人證明書及檢舉申訴單，並檢附自然人身分或法人資格證明文件(例如身分證影本，或公司設立/變更登記事項表影本)及權利證明文件(例如原始著作圖樣、商標註冊證書、專利證書及專利鑑定報告等)，寄送至蝦皮客服信箱(support@shopee.tw)即可完成第一次檢舉。
- 後續檢舉：提供檢舉申訴單、必要之單次證明文件(如原始著作圖樣比對、專利鑑定報告等)即可。

- 若您是專利權人：依據「公平交易委員會對於事業發侵害著作權、商標權或專利權警告函案件之處理原則」第三條規定，應先將您認定侵害專利權之標的物送專業機構鑑定並取得鑑定報告，且事先或同時通知可能侵權之製造商、進口商、或代理商請求排除侵害後，蝦皮購物始受理您的檢舉。

### 三、蝦皮購物處理準則：

- 蝦皮購物於接獲您的檢舉後，將確認您填寫的內容及相關文件是否完整；若有不足之處，將通知您補正。若經確認皆已完備，將移除涉有侵害智慧財產權之商品頁面，並回覆您處理結果，且將另以App推播或電子郵件等方式通知被移除商品之賣家。惟，若您經蝦皮購物通知後仍未於期限內補正必備內容或文件，我們將不移除商品並回覆您處理結果。蝦皮購物對您的檢舉僅作出一次處理結果，若您對蝦皮的處理結果仍有疑義，或您主張對是否構成侵權進行法律上判斷或請求損害賠償，請向司法機關提出。
- 蝦皮購物於移除被檢舉的侵權商品後，將以App推播或電子郵件方式通知賣家，倘該賣家不同意您的檢舉，蝦皮購物將依您於檢舉時即同意的申訴單條款提供您的資料予該賣家，俾利該賣家得與您聯繫溝通解決爭議。
- 依據蝦皮購物的隱私權政策，除依法令或有權司法、行政機關正式來函要求，蝦皮購物不得提供您賣家的個人資料。

### 四、賣家被檢舉後之回應：

- 您若認為您的行為沒有侵害檢舉人的智慧財產權，可與蝦皮購物聯繫並說明您的主張，蝦皮購物將提供檢舉人相關資訊予您，您可以與檢舉人直接聯繫以釐清解決爭議，或依公平交易法關於不公平競爭等相關法律主張維護您自身權益。
- 依賣家計分系統規則，您於過去7天內有經蝦皮購物認定侵害智慧財產權或販售仿冒品之行為，將獲得計分2分。賣家計分系統使用規則不影響蝦皮購物依本辦法移除涉有侵害他人智慧財產權之商品頁面。
- 若您已經因為侵權理由被移除商品頁面，建議您在後續的銷售行為上，先確認您販售的商品頁面不會有侵權疑慮後，再行刊登上架。

蝦皮が企業の出品者に提供する「蝦皮商城」において、プラットフォームにあるすべての出品者がいずれも真正品を提供していることを保証し、「蝦皮商城」で購入した商品が模倣品である場合、購入者は蝦皮商城の正規品保証ポリシーにより、返品及び「正規品保証の賠償金」を申請することができる。賠償金の金額は商品の取引成立金額の二倍であり（上限がある）、この保障はほかのプラットフォームなく、ほかのECサイトと比べても、消費者への保障が大きい。

## 蝦皮商城真品保障辦法

為更好地保障蝦皮買家權益，打造全面安心享受線上購物樂趣的平台，所有蝦皮商城賣家均提供真品保障承諾。買家於完成付款且收到商品後，如認定該商品為假貨時，可依本辦法退回商品並申請真品保障賠付。若經蝦皮判定申請成立，商城賣家應接受買家退貨及退款，並依據本辦法賠償買家。

### 一、申請條件：

- 申請人須為向蝦皮商城賣家購買全新商品(不含二手商品)且已完成付款之買家。
- 商品保持全新未使用狀態且保留完整包裝(包括但不限於商品本體、配件、贈品、保證書、原廠包裝、附隨文件等)。
- 於收到商品後15日內提出檢舉。

### 二、賠付金額：

- 買家可以獲得包含退款最高為買家已支付的商品成交金額二倍之金額。
- 扣除買家已支付的商品成交金額，單一訂單(不論商品數量)最高賠付上限為新台幣50,000元。
- 扣除買家已支付的商品成交金額，同一買家對於同一賣家之申請(不論訂單或商品數量)，最高賠付上限為新台幣200,000元。

### 三、申請流程：

- 在滿足本辦法第一條申請條件前提下，買家可於蝦皮平台上點選申請退貨退款，退貨理由為：買到假貨。
- 蝦皮收到買家賠付申請後，將分別連繫買賣雙方提供相關證據，由蝦皮進行判定。買家應提供認定商品為假貨之合理證據(包括但不限於品牌官方檢驗認定假貨之憑證、商品真偽比對圖、明確之聊聊截圖等)，賣家應提供合理證明商品為真品之相關來源文件(包括但不限於購買憑證、進貨憑證等)。
- 蝦皮將派遣合作物流業者至買家指定處所收取商品。買家了解並同意依本辦法提出賠付申請時，視為買家取消訂單、請求退貨及退款，無論判定結果為何，買家不得再主張保有商品。

### 四、判定結果：

- 經蝦皮判定買家的賠付申請成立，賣家應無條件配合退貨退款，並增加賠償買家所受損失，損失金額以商品成交金額一倍計算。買家須提供身分證明文件影本及銀行帳號供蝦皮核對後撥款
- 有以下任一情形者，賠付申請不成立，蝦皮將退還商品予賣家，並返還買家已支付的商品成交金額：
  - (1)不符合本辦法第一條的申請條件。
  - (2)買家經蝦皮通知後未提供相關證據，或提出的證據真實性或證明力不足。
  - (3)屬於商品有瑕疵、毀損或不符合約定規格(如錯誤的尺寸、顏色)等不符合本辦法適用範圍之情形。
  - (4)買家有惡意、不實指控、獲取不當利益、其他非法用途或濫用本辦法之情形。

## (2) 中国の EC サイト

### ➤ 淘宝

悪質な業者が淘宝で模倣品を販売して知的財産権者の権利を侵害することを防ぐために、淘宝は権利維持の手段を提供しており、権利者が淘宝で権利侵害品を発見した場合、アリババグループの知的財産権保護プラットフォームで無料登録を行ったうえで、権利者の身分証明文書及び権利証明文書を提供し、権利侵害の商品または商店を通報し、権利侵害の声明をすれば、アリババグループは権利侵害の商品または商店の URL を削除し、当該出品者に通知し、出品者が異議を申し立てたときも権利者に通知する。台湾の EC サイトとの相違点として、アリババグループは自社運営の知的財産権保護プラットフォームがあり、権利者は当該プラットフォームで知的財産権の関連情報を管理することができる。例えば、身分証明文書または権利証明文書は一度アップロードすればよく、通報する度に提供する必要がない。また当該プラットフォームを通じて過去の通報記録を管理することもでき、権利者にとって便利な通報制度である。

The screenshot shows the 'My IPR' registration interface. On the left sidebar, there are tabs for 'Basic Information', 'Registration Information' (which is selected), and 'Contact Information'. In the main area, there's a 'Personal Information' section with fields for 'Registration Email' (redacted), 'Region' (set to 'China Mainland'), 'User Type' (radio button selected for 'Individual'), and 'Registration Person Type' (dropdown set to 'Select'). A note on the right says 'After successful registration, the system will automatically log in' and 'Please continue to supplement information'. At the top, a message from the platform says: 'Respectable complainant, ip. alibabagroup.com has been upgraded, after upgrade, it supports one account to handle multiple platforms. Please complete the account upgrade as soon as possible. For details, click here.'

アリババグループの知的財産権保護プラットフォーム

さらに、消費者もこの通報機能を通じて、出品者が販売禁止商品を販売していることを通報することができる。淘宝で定義されている販売禁止商品は、偽造通貨、偽印、偽タグなどの商品を含み、消費者は出品者が販売禁止商品を販売したとして淘宝に通報し、関連資料を提出してそれを証明することができれば、淘宝は5営業日以内に処理する。消費者の通報により権利侵害品が必ず撤去されることは限らず、そのうえ通報内容は商品または出品者のウェブページに表示されないため、消費者として出品者の模倣品販売を通報し、他の消費者にも伝えたいときは、出品者または商品に対する評価機能を利用した方が達成しやすい。



淘宝の通報ページ

近年、中国では知的財産権が重視されてきているが、取締の実務においてはまだ経験が浅い面もあり、模倣品の根絶は困難である。台湾では、中小企業または個人の出品者が淘宝で購入した模倣品が、台湾のECサイトで販売されているこ

とが多々ある。権利者は模倣品の出所を減少させるために、前述淘宝の知的財産権保護プラットフォームまたは消費者通報機能を利用して処理することができる。

#### ➤ 天猫

淘宝と同じくアリババグループに所属する天猫は、その通報手段も淘宝と同じく、知的財産権者はアリババグループの知的財産権保護プラットフォームを通じて権利侵害品を通報することができる。消費者も通報ページの商品または商店に対する通報機能を通じて模倣品を通報することができ、その操作手順は淘宝と同じである。

#### ➤ 京東

第二章第三節で紹介の通り、京東の登録条件は比較的厳格であり、京東の審査を通過しなければ、出品者は京東で出店して商品を販売することができず、基本的に企業の出品者しか商品を販売できない。そのため、京東は知的財産権侵害に関する通報手段を提供しておらず、消費者は評価システムを通じて評価する、または返金・返品をもって注文を取消することしかできない。

### (3) ソーシャルネットワーク (SNS)

#### ➤ Facebook

アカウントの申請は審査がなく簡単であり、しかも販売機能についてもFacebookの管理を受けないため、現在では多くの販売者がFacebookを利用して模倣品を販売している。

模倣品販売の対策として、自主規定がないものの、

Facebook も通報制度を備えている。権利者が通報し、権利者が声明と権利証書を提出した後、Facebook は通報された内容を削除し、通報された者が権利者に確認を取れるよう当該アカウントに権利者への連絡方法と通報の詳細を通知する。ただし、権利者ではない場合、直接通報することができず、権利者に連絡し、権利者が通報しなければならない。

### 投诉商標侵权行为

何谓商标侵权？

如何投诉 Facebook 上的商标侵权行为？

我应该在商标投诉中加入哪些資訊？

因商标聲明而遭移除內容的用戶會收到哪些資訊？

我可以檢舉其他用戶侵犯他人商標的行為嗎？

我想要在 Facebook 上張貼內容，但不确定是否侵犯到某人的商標。我應該怎麼辦？

我已向 Facebook 提交商标投诉，接下來該怎麼做？

由於我發佈的內容侵犯智慧財產權（著作權或商標），因此被投訴並遭到移除。下一步應該做什麼？

我在 Facebook 上看到一個第三方開發的應用程式侵犯我的著作權或商標。我要如何提出投訴？

如何在 Facebook 投诉违反智慧财产权（著作权或商权）的广告？

返回智慧财产权首页

### 如何投诉 Facebook 上的商标侵权行为？

分享文章

**Facebook** 無法仲裁處理第三方之間的爭議，因此沒有任何立場針對需要進行深入的商標分析，或是於 Facebook 以外的真實世界排解紛爭的商標投訴採取相應行動。在上述情況下，聯絡 Facebook 可能無法取得所需協助；建議您改為直接聯絡疑似侵犯您商標權的一方、請法院進行裁決，或採取其他司法途徑。如果您想投訴 Facebook 上疑似侵犯您商標權的內容，請填写这份表单。

请注意，提交商標侵權聲明是會造成法律後果的重大行為。在提交投訴之前，建議您直接傳送訊息給該內容的發佈者以解決此問題。您或許無需與 Facebook 聯絡，即可直接解決問題。

请注意，只有商標持有人或其授權代表能夠提交商標侵權投訴。如果您認為 Facebook 上有內容侵犯了他人的商標，您可以告訴其所有權人。

請注意，我們一般會向您投訴的內容發佈者，提供所有權人的姓名、您的電子郵件地址及投訴細節。相關內容發佈者可能會根據您提供的資料聯繫您。因此，建議您提供一般常見的公司或服務單位有效電子郵件地址。

### 商标投诉表格

使用此表单可举报侵犯您商标的內容

為了確定您來對地方，哪一項說明最貼切您的問題？

我的帳號被入侵

我失去管理我的社群或影集專頁的存取權

我發現侵犯我的不實個人檔案

我被盜或被駭

我發現不當或濫用的內容

我想委託我的公司驗證粉絲專頁

我發現侵犯我的著作權的內容

我發現侵犯我的商標的內容

商標是指一個字眼、標誌、符號或設計（例如：商標名稱或標誌）。可讓個人或公司用以辨分自身產品／服務和其他產品／服務之不同。一般而言，商標是用以避免消費者對於產品或服務的混淆，營業者或相關人（亦產生混淆）為避免造成混淆，商標所有人若禁止他人在未獲授權的情況下使用其商標（或近似商標）。如需更多商標相關資訊，請瀏覽使用說明的商標部分。

繼續進行商標檢索

我發現提供了假冒品的內容

請注意，臉書有關知識產權的侵權行為只有法律條款所列述的項項，若您提出投訴或假冒的商標侵權註單，可能會導致 Facebook 採取行動，包括暫時封鎖您的帳號。

### 联络资料

提供您的聯絡資料

谁拥有此商標？

我本人或我的組織

我的客戶

他人

### 商標資訊

提供您的商標資訊

您的商標是什麼？

請一次提供一個商標的資訊，請注意，請將商標在下方列出更多商標。

您在哪裡註冊您的商標？

Enter a jurisdiction name...

您的商標註冊地點為何（如果有）？

您的註冊包含了哪些資訊以及／或服務類別？

如果可以，請提供直接前往您商標註冊的連結（網址）。

直接連結（網址）有助於我們定位您的檢舉。

http://

## Facebook 知的財產權の通報画面

<https://www.facebook.com/help/contact/634636770043106>

➤ LINE

LINE はメッセンジャーの役割であるため、ユーザーが LINE を利用して知的財産権を侵害する事情があったとして

も、あくまでユーザーのプライベートな通信内容に過ぎないため、他人が引き続き侵害することを避ける目的を果たすためには、それらの通信内容を削除するのではなく、権利侵害したユーザーのアカウントを削除するしかない。よって、LINEは他のショッピングサイトやFacebookとは異なり、一般には侵害報告の手段を提供していない。しかし、アカウントに対して権利侵害の事情について通報することができる。



LINEの公式ウェブサイトで通報できるほか、チャットルームまたはタイムラインの画面でアカウントを通報することができる。LINEはその通報された事情を審査したうえで処分を行う。

LINE 公式ウェブサイトでの通報

LINE のチャットルームでの通報

The screenshot shows the reporting form on the LINE official website. At the top, there is a dark header bar with the 'LINE' logo on the left and links for '常見問題' (FAQ) and '中文(繁体)' (Chinese (Traditional)) on the right. The main form area has a light gray background. It starts with a section titled '與我們聯絡' (Contact us) with a note: '為提供您迅速確實的服務，請確認您輸入的資訊無誤，並提供可確認問題內容的畫面截圖。' (To provide you with quick and accurate service, please confirm that the information you enter is correct, and provide a screenshot of the problem content.) Below this, there are four dropdown menus: 'Taiwan(台灣)' (Taiwan), '請提供可與您聯絡的電子信箱' (Please provide your contact email address), 'iPhone' (iPhone), 'LINE' (LINE), '檢舉用戶' (Report user), and '侵權行為 (聊天室...)' (Infringement behavior (chat room...)). Further down, there are two input fields: '請輸入電話號碼' (Please enter phone number) and '您於LINE設定的信箱' (Email address set in LINE). A small note below the second field says: '(◎ 與用來接收客服郵件的信箱一樣)' (◎ Same as the email used to receive customer service emails). The bottom of the page has a light gray footer.

#### (4)まとめ

以上の紹介からわかるように、各 EC サイト又は SNS の殆ど権利者に権利者声明書またはその他の声明書の提出を要求しており、その提供する見本の項目は多少の差異があるものの、いずれも「網路服務提供者民事免責事由実施弁法（インターネットサービス提供者民事免責事由実施規定）」第 3 条に定められた権利者の権利侵害通知における明記すべき事項として、権利者もしくはその代理人の氏名及び連絡先、侵害された著作物の名称、権利侵害内容の排除又はアクセス禁止請求の声明、権利侵害内容の関連情報及びアクセス方法、善意の声明、上記事項はすべて事実である旨の声明等を提供するよう要求している。

なお、各 EC サイト又は SNS の紹介は簡単に以下の表でまとめる。

	権利者通報	消費者通報
Yahoo!奇摩拍賣	有	有
露天拍賣	有	無
PChome 商店街	有	無
蝦皮購物	有	無
淘宝	有	有
天猫	有	有
京東	無	無
Facebook	有	無
Line	有	有

## 六、防止請求と排除請求

### 1. 防止請求

第三章模倣品に関する法令で説明したとおり、商標法第 69 条、著作権法第 84 条及び専利法第 96 条において、侵害のおそれがあるときに防止を請求する権利が権利者に与えられており、これは即ち「防止請求権」のことであるが、侵害行為を速やかに制止すること及び侵害行為を事前に防止することが可能であるため、権利者又は被害者は、損害の発生又は損害の拡大を回避することができる。また、防止請求権は所有権に基づく排他的権利に由来するものであるため、故意や過失等主観的帰責事由を考慮しない。

なお、所謂侵害のおそれがあるとは、侵害がまだ発生していないものの、現存する危険な情況を踏まえて、権利が侵害される可能性があるため、事前に防止する必要があることをいい、侵害が既に一度発生しており、継続して侵害されるおそれがあることを要件としない。<sup>12</sup> ただし権利者は当該権利を有するものの、自力で権利行使することができないため、裁判所を通じて侵害行為を行うおそれのある者に対して権利主張しなければならない。

実務上侵害のおそれがあると認められた事例に関しては、智慧財産裁判所 107 年度民商訴字第 9 号民事判決があり参考することができる。判決の要旨は次のとおりである：

『原告の係争商標は著名商標であり、被告は名称変更前に「フランクリン」を会社名称の要部としていた事実に鑑みて、商標法第 70 条第 2 号の商標権侵害が成立する。被告が 2017 年 10 月 19 日に会

---

<sup>12</sup> 智慧財産裁判所 105 年度民商訴字第 43 号判決があり参考とすることができる。

社名称を「華玲保險經紀人股份有限公司」に変更し、原告への侵害が既に過去のことになったものの、被告は、A 氏の英語名は「フランクリン」であるため、A 氏が被告の代表取締役を務める間は、被告の会社名称は「フランクリン」に変更され、A 氏が被告の代表取締役を務めない間は、被告の会社名称が「フランクリン」以外のものに変更されることを自認している。原告が提示した証拠をみると、被告の会社名称変更と A 氏の数回にわたる代表取締役の就任・辞任との連動関係がほぼ一致していることから、後日 A 氏がまた被告の代表取締役を務めることになれば、被告はまた「フランクリン」を会社名称として使用する可能性がある上、後日 A 氏がまた被告の代表取締役を務める可能性も否定できないことから、既存する危険な情況を踏まえて、原告の商標権は確かに再び侵害されるおそれがあり、事前に侵害を防止する必要がある。』

上記判決から分かるように、現時点で侵害事情がすでに存在していないなくても、将来的に侵害が再発する可能性があるため、第三者による商標権、著作権又は特許権行使の不法妨害を回避するには、権利者は依然として「防止請求権」を主張することができる。

## 2. 排除請求

「排除請求」は、権利者が持っている権利の一つであり、即ち他人の侵害行為を排除する働きである。また、商標権者、著作権者及び特許権者は、商標権、著作権、及び特許権の所有者である以上、当然他人の侵害行為を排除する権利を有する。この排除の請求は、請求権であるものの、原則として裁判所に請求すべきであり、責任追及の一環でもある。然しながら、現在発生している不法侵害を排除できる権力であるため、権利者が侵害事実を発見した段階で直ちに請求を主張することができるので、本文では本

節において説明することとし、且つ第三章において説明した法規の内容を整理する。その法的根拠は次のとおりである：

法規	内容
商標法第 69 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>商標権者は、その商標権を侵害する者に対し、侵害の除去を請求することができる。</li> <li>商標権者は、その商標権を侵害する物品及び侵害行為に従事する時に用いられた原料又は器具の処分を請求することもできる。</li> </ol>
著作権法第 84 条	著作権者は、その権利を侵害する者に対し、侵害の除去を請求することができる。
特許法第 96 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>特許権者、その特許権を侵害する者に対し、侵害の排除を請求することができる。</li> <li>特許権者は、その特許権を侵害する物品又は侵害行為に従事する時に用いられた原料又は器具について、処分又はその他必要な措置をとるよう請求することができる。</li> </ol>

智慧財産法院 102 年度民商上字第 12 号判決は、「……侵害排除請求権及び侵害防止請求権は、侵害又は侵害のおそれがある等事実さえ発生すれば、主張することができ、侵害者の故意又は過失を要件としない。よって、商標権が損害を受けているか否かは問わない。また、侵害排除請求権及び侵害防止請求権は、実のところ民法の所有権を保全するための請求権であり、商標権の客体は無体財産であるため、占有の概念が存在せず、所有物返還請求権の概念がない。侵害排除請求権は侵害の停止又は危険の消滅に伴って消滅し、現在の侵害及び将来の侵害を対象としており、侵害

又は危険が存在すれば、商標権者は侵害者に対して侵害排除請求権及び侵害防止請求権を行使することができ、時効消滅が適用されない。」と判示していることから、侵害排除請求権について次のことが分かる：

- 一、侵害者の故意又は過失を主観的要件としない。
- 二、消滅時効がなく、権利侵害を発見した場合権利者は隨時請求することができる。

## 七、警告書送付

実務において、通常権利者は権利侵害の事実を発現した時、すぐ法的手段を探ることはない。それは、発見したばかりの時、通常権利侵害者は誰なのか？具体的な権利侵害状況はどうなのか？いずれも明確的でないからである。また権利侵害の事実が確定しても、権利者は、ビジネス面の考量などから一時的に法的手段を探らないことがある。いずれにせよ、権利侵害された事実に気付いた当初、権利者は、内容証明郵便により警告書等を権利侵害者に送付することを検討できる。主な目的は警告書送付により、権利侵害者が模倣品であると知っていたことを証明し、損害賠償を請求できるようにするものである。

警告書の送付により権利侵害故意の証明となりうるが、模倣品販売の取りやめることを求める警告書は、商売を止めさせる行為にもあたり、台湾の公平交易法（不正競争取引法）に抵触するおそれがある。従って、公平交易委員会は「公平交易委員会の事業主が著作権、商標権または專利権の侵害に対し警告書を送付する案件の処理原則」で、警告書の送付が権利者の正当行為かどうか判断する要件を定めている。

公平交易委員会は事業主が著作権、商標権または專利権侵害に対し警告書を送付する案件の処理原則第3条において、「事業主が

次の何れか一つの権利侵害確認手続きをしてから、初めて警告書を送付した場合、著作権法、商標法または專利法により権利行使の正当な行為に該当する。

(一) 裁判所の一審で確かに著作権、商標権または專利権が侵害されたと判決された場合。

(二) 著作権審議及び調解委員会の調解により確かに著作権を侵害された場合に該当すると認定された場合。

(三) 専利権を侵害する疑いのある対象物をプロの鑑定機関に送付し、鑑定報告を取得した。書簡送付する前にまたは同時に侵害した疑いのあるメーカー、輸入業者または代理業者に通知し、侵害の排除を請求した場合。事業主は第一項第三号後半の侵害排除の通知をしていないが、事前に権利救済の手続きを探った、または合理的で可能な注意義務を果たした、または通知は客観的に不可能である場合、または通知を受ける人がすでに権利侵害の争議を知っていたと認定できる具体的な事実証拠がある場合、侵害排除の通知手続きを行えたと見なす」と規定されている。本条は権利侵害された事実があると中立な機関により判断された場合を指す。権利者にとって、本条による警告書送付の行為は公平交易委員会に競争の制限または不公平の競争であるともっとも認定されないが、実行しにくい。訴訟判決、調停委員会による調停及び鑑定に送付し、鑑定報告を取得することは大変時間がかかるので、権利者にとって遅すぎる。

これに対し、同処理原則第四条には「事業主が次の各号の権利侵害確認手続きを行ってから、警告書を送付した場合、著作権法、商標法または專利法により権利行使する正当な行為に該当する：

(一) 書簡送付の前に事前にまたは同時に侵害した疑いのあるメーカー、輸入業者または代理業者に通知し、侵害排除を請求した。

(二) 警告書において著作権、商標権または専利権の明確な内容、範囲、及び侵害された具体的な事実（例、係争対象物はいつ、どこで、どう製造、使用、販売または輸入されたか等）を明確に述べ、受取人に係争権利が侵害された可能性があるという事実を知らせなければならない。」

と規定されている。本条は比較的に実務における状況に合い、権利者の権益を迅速で有効に保障することができる。

処理原則第四条第二号によると、通常、警告書の内容は主に三つに分けられる。一つ目は権利の根拠。例えば特許では特許権者特許名及び特許番号、著作権では、創作時間、著作者の表示、さらには原稿のコピーを証拠として提出することができる。二つ目に、相手方の権利侵害の対象等の事実。例えば、商品名、型番、どこで製造し販売していたか等の情報。三つ目に、権利に基づき、相手方に侵害の停止及び損害賠償等を要求する権利侵害者に主張の根拠及び要求を理解させるため、特許や商標の証書や公報などの権利事実証拠を添付し、侵害品についても誤認を招かぬよう写真等を添付するのが好ましい。

但し、権利者にとって、ひとつ注意しなければならないのは警告書の送達は、権利者が権利侵害者の知的財産権を侵害している事実を知っていることを意味し、商標法、著作権法及び専利法により権利者の損害賠償請求権の二年の時効が計算し始める。今後権利者が請求権の時効までに訴訟等時効を中断する行為をしなければ、権利者の損害賠償請求権は二年の時効により消滅し、請求することができなくなる。そのため、権利者は警告書を送付してから一定の時間が経った後、権利侵害者から返答があるかないかにもかかわらず、民法第129条に基づき時効を中断する請求また

は起訴をするよう提案する。<sup>13</sup> <sup>14</sup>また請求とは請求権の行使を指し、権利者が権利侵害者に対し損害賠償を請求する意思を表示すれば十分である。

## 八、証拠確保

本文において証拠保全は本節の最後に説明しているが、権利者が権利侵害の事実を発見した時の最も重要な手続きである。証拠保全の有無はその後の責任の追及の成否に左右する。インターネット模倣品の取締の場合、通常権利者はインターネットで発見するが、ウェブページの情報は一瞬にして削除されるおそれがあり、権利者がすぐ証拠を集めないと、立証が困難になるかもしれない。またこの証拠収集において、権利者が自分でプリントアウトしたウェブページの情報が訴訟において権利侵害者により証拠の真実性につき抗弁されないよう、公証を受けることを提案する。また、ウェブページの情報のほか、さらに権利侵害者の商品を確認するために、注文して購入する権利者が多い。この発注、購入、ないし開封の過程を同じく権利侵害者が訴訟で、権利者が提出した模倣品は自分の商品ではないと抗弁できないよう、捏造の無いことを証明するために、全部記録すべきである。本文において、1. ウェブページの公証、2. 模倣品の購入につき紹介する。

---

<sup>13</sup> 時効の中止とは、法令に規定された時効の進行中において、時効を中断する一定の行為を作成することにより、すでに進行した時間をゼロに戻すことを指し、時効を中断する一定の行為を作成した時点をもって、新たな時効の起算時点とする。時効中断の行為とは通常、請求、承認または起訴のことを指す。

<sup>14</sup> 詳しくは専利法第84条第5項、著作権法第89条之1及び民法の時効に関する条文等を参照。

## 1. ウェブページの公証

ウェブページの公証の流れを紹介する前に、公証及び公証書（公正証書）の法的効果を知る必要がある。公証制度とは、公証人が公正証書を作成し、当事者が公証人の前で為した法的行為を証明するまたは公証人がある私権事実を自分の目で見たまたは自分の耳で聞いたことを証明するものである。つまり、公証とは、公証人の前で陳述するまたは一定の作為をし、公証人に自ら体験させ、その体験した結果に基づき、法により記録を作成し、公正証書を作成することである。これは「体験公証」とも呼ばれる。公正証書には公証人の見たことや聞いたことが詳しく事実通り記載されていて、主観的な評論や判断がないため、その証拠力が多数の裁判所に認可され、採用されている。また訴訟手続きでの公正証書の提出も弁護士に良く使用されている証拠の手法である。

ウェブページの公証の流れは他の公証と同じである。公証の請求、手続き及び作成につき説明する。公証の請求は言葉または書面でできる。当該公証または認証請求書には請求者またはその代理人の署名が必要である。言葉で請求する場合、公証人が調書を作成し、署名した後、請求者または代理人に署名させる。公証法第73条において、「公証人は公正証書を作成するにあたり、請求者は本人であることを証明させるために、身分証明書またはその他の身分証明書類を提出させなければならない。請求者は外国人である場合、パスポート、その国の在外公館による発行された証明書またはその他の身分証明書類を提出しなければならない」と規定されている。代理人が請求する場合、同法第76条により授権書を提出しなければならない。また、公正証書の作成を円滑に進めるため、事前にウェブサイトのリンク等を公証人に送付することを勧める。

法令に別段の定めがある場合、または事件の性質により、裁判所の公証役場または民間の公証人事務所で職務執行するのが妥当でないまたはその他必要な状況がある場合を除き、原則上、公証の手続きは、裁判所の公証役場または民間の公証人事務所で行われるべきである。一般的にいうと、ウェブページの公証は裁判所の公証役場または民間の公証人事務所では妥当であるため、裁判所の公証役場または民間の公証人事務所で公証しなければならない。作成において、請求者は、公証人が公証の請求内容に明確でないところ、足りないところ、または当時の状況によると、明らかに公平でないところがあると認定した内容につき、説明、補足または修正しなければならない。次に、公証人がパソコン等でインターネットにアクセスし、ウェブサイトの内容を確認し、公正証書を作成する。

最後、公正証書の作成において、公証法第84条規定によると、公証人は作成した公正証書をその場にいる人に朗読して、または閲覧させ、請求者または代理人に誤りがないことを承認された後、その事由を明記しなければならない。公正証書において添付書類として他の書類または書類と同じ効果があるものを引用することもある。ウェブページの公証の場合、その添付書類はウェブページになる。同法第85、86条によると、公証人、請求者またはその代理人は、内容が連続していると示すために、公正証書と当該添付書類のページのつなぎ目に押印または指印をしなければならない。当該添付は公正証書の一部と見なされる。上述の流れに基づき行えば、公証が完成する。得た公正証書は、前述の通り、訴訟において証明力を有する。

公証にかかる費用は次を参照。

<https://www.judicial.gov.tw/work/work06/work06-28.asp>

## 2. 模倣品の購入

権利者が模倣品を購入する主な目的は、権利侵害者に確かに販売した事実があること、権利侵害者が販売する商品は確かに模倣品であるかを確認し、訴訟上、提出するためである。権利者が証拠収集していると疑われずに模倣品を購入できるように、個人主義での購入を勧める。購入後、その全体の包装を写真撮影し、差出人の情報がある場合、差出人の情報をアップし、きれいに写真撮影しなければならない。また、権利者が商品をすりかえたと疑われることのないように、包装から取り出す一連の流れを動画撮影するうえ、各角度から模倣品を撮影し、著作権の表示等がはつきり見えるようにして撮ることを勧める。

当該購入した模倣品につき、権利者はすぐ権利を主張し、権利侵害者に責任を追及するとは限らないが、将来訴訟で証拠として使用するために、なるべく購入したままの状態を維持した方が望ましい。また、入手困難の模倣品を購入する際に、予備がないことを備え、公証人の立会いが望ましい。購入した梱包をあけずには、公証人オフィスにて公証人の立会いの下で開封することも可能である（体験公証）。これらの措置により証拠を確保する。

## 第四節 責任追及段階

第三章「模倣品に関する法規」では、商標権者、著作権者及び特許権者が台湾における模倣品販売者、製造者、輸入業者等に対して権利主張できる根拠について説明したが、それは法律によって付与された知的財産権者の権利に過ぎず、知的財産権者が司法手続きを通じてその権利を実践しなければ、侵害者の責任を追及することができない。そのため、本節では、刑事責任と民事責任に分けて、責任追及の手順及びその手順で権利者が注意しなければならない事項について説明する。

### 一、 刑事責任の追及

刑事責任追及の手順として、まず知的財産権者（以下、商標権者及び著作権者を指す）が捜査機関に告訴提起または告発をし、最終的に検察官により処分が下され、または裁判所により判決が下される。第三節「一、捜査機関への告発及び告訴提起」において、すでに告発や告訴提起について説明したので、以下は主に告訴提起後の刑事責任追及の手順について説明する。

#### 1. 檢察での処分

犯罪について権利者が告発または告訴提起をした後、検察署は調査を行い、その調査結果に基づいて不起訴処分、起訴猶予処分または起訴処分を下す。不起訴処分とは、検察官が被疑者を起訴しない、即ち被疑者の刑事责任を引き続き追及しない決定のことである。刑事訴訟法第252条によると、罪とならない（犯罪の構成要件を満たしていない）ケース、既に判決が確定されたケース、親告罪の案件で告訴が取り下げられたケース、犯罪の嫌疑が不十分なケースについては、不起訴処分を下さなければならぬ。また、罪刑が軽微な場合（懲役3年以下）、検察官は裁量に

より不起訴処分とする権限がある（刑事訴訟法第253条）。

起訴猶予処分は、しばらく起訴処分を保留するとの意味で、観察期間及びその他付帯条件を与えたものであり、被疑者はその観察期間中にすべての条件を遵守すれば、観察期間が経過したとき更なる刑事責任を追及されない。検察官は、被疑者の犯罪事実が真実であると確信した場合でも、罪刑が軽微、又は被疑者が初犯であり、悪性が重大ではないとして、起訴猶予処分を下すことがある。また、被疑者が権利者と和解したかどうかも、起訴猶予処分の考慮要素の一つである。

刑事手続の当事者は、基本的に訴追の権限を行使する検察側と権利侵害行為をした被告人であり、権利者は訴訟の当事者ではないため、不起訴処分及び起訴猶予処分が権利者の意思によって拘束されることはない。但し、告訴人は、不起訴処分または起訴猶予処分に不服がある場合、検察官から不起訴処分または起訴猶予処分の処分書を受領してから7日以内に、不服の理由を提出して、処分を下した検察官経由でその上級検察署の検察官又は検察総長に再議を申し立てることができる（刑事訴訟法第256条）。再議の手続きにより、不起訴処分または起訴猶予処分から起訴になる可能性もある。

なお、検察官は、不起訴処分または起訴猶予処分を下した後、犯罪に関連する物（犯罪組成物件、犯罪供用物件、犯罪産出物件、犯罪取得物件、犯罪報酬物件）につき、刑法第40条第3項、刑事訴訟法第259条の1に基づき、単独で当該模倣品を没収するよう裁判所へ申し立てができる。

## 2. 裁判所での審理手続き

検察官は犯罪事実を調査した上で、被告に犯罪嫌疑があると判

断した場合、公訴を提起する。当該公訴手続きにおいて、権利者は裁判所からの要求に応じて意見陳述することが可能であり、判決に関する意見を提出することができる。

裁判所での審理手続きは、被疑者の犯罪の程度によって異なる。刑事訴訟法第449条の規定により、検察官は被告人の自白又はその他の証拠により犯罪を認定できる場合、通常の手続を経ずに、簡易手続の審判を申請することができる。簡易手続は審理手続を簡略化した刑事手続の一種であり、犯罪事実が極めて明白である場合、司法資源の節約のため、通常の複雑な手続を簡略化して、簡易廷で判決を言い渡す。刑事訴訟法第451条の1の規定により、検察官は簡易手続を申請する前に被害者の意見を求めることができ、また被害者の希望により被告人に被害者への謝罪や賠償金の支払を命じることが可能である。

案件が簡易手続の申請要件に合致しない場合、通常の手続で審判を行う。両者の比較表は次のとおりである。

	簡易手続	通常手続
裁判手続	第一審 1. 簡易裁判所または地方裁判所の裁判官が1人で審理する 2. 書面審理 3. 原則として口頭弁論を行わない	第一審 1. 三人の裁判官の合議体が審理する 2. 口頭審理 3. 口頭弁論を行う
	第二審 地方裁判所合議審	第二審 高等裁判所
科刑の	執行猶予、罰金もしくは労役に換算できる懲役、拘留または罰金に限られてい	無

制限	る	
判決書	<p>略式判決</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般判決の記載すべき事項を簡略化したものである</li> <li>2. 証拠は名称を記載して特定すればよく、具体的な内容を記述する必要はない</li> <li>3. 一般判決のように認定された犯罪事実を記載する必要はない</li> <li>4. 檢察官の簡易判決処刑申立書または起訴状を引用できる</li> <li>5. 没収またはその他必要な処分を併科できる</li> </ol>	<p>一般判決</p> <p>没収につき、有罪判決で没収を言い渡す場合を除き、没収を言い渡す判決は、その裁判の主文、没収を構成する事実及び理由を記載しなければならない。理由において、認定事実の根拠となる証拠及びその認定理由、被告に有利な証拠を採用しなかった理由、適用すべき法律をそれぞれ記載しなければならない。</p>

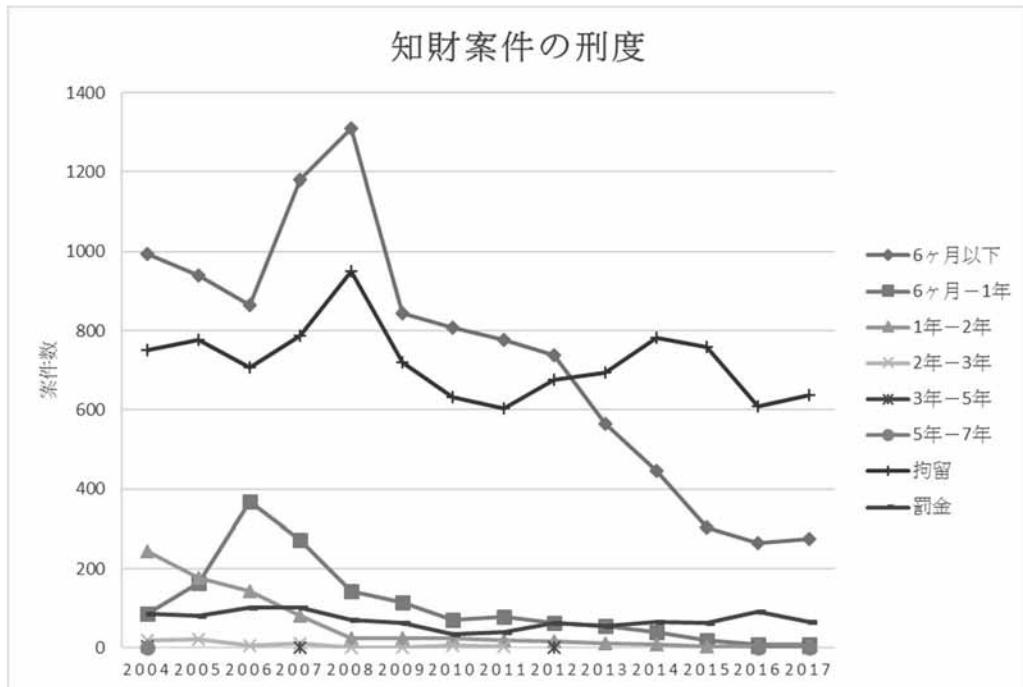
商標権侵害の場合は、製造（使用）行為と販売（転売）行為によって刑度が異なる。製造（使用）行為に対しては3年以下の懲役と罰金、販売（転売）行為に対しては1年以下の有期懲役となっている（詳細は第三章第一節ご参照）。よく見られる模倣品販売行為に対して、2ヶ月から6ヶ月くらいの懲役を下すことが一般的である。6ヶ月以下の懲役刑は、罰金の支払いに代えることができるため、実務上ほとんどの被告は一日ニュー台灣ドル1000元の金額で換算された金額を支払えば、服役する必要がない。<sup>15</sup>

著作権侵害の場合は、侵害態様により、5年以下又は3年以下の

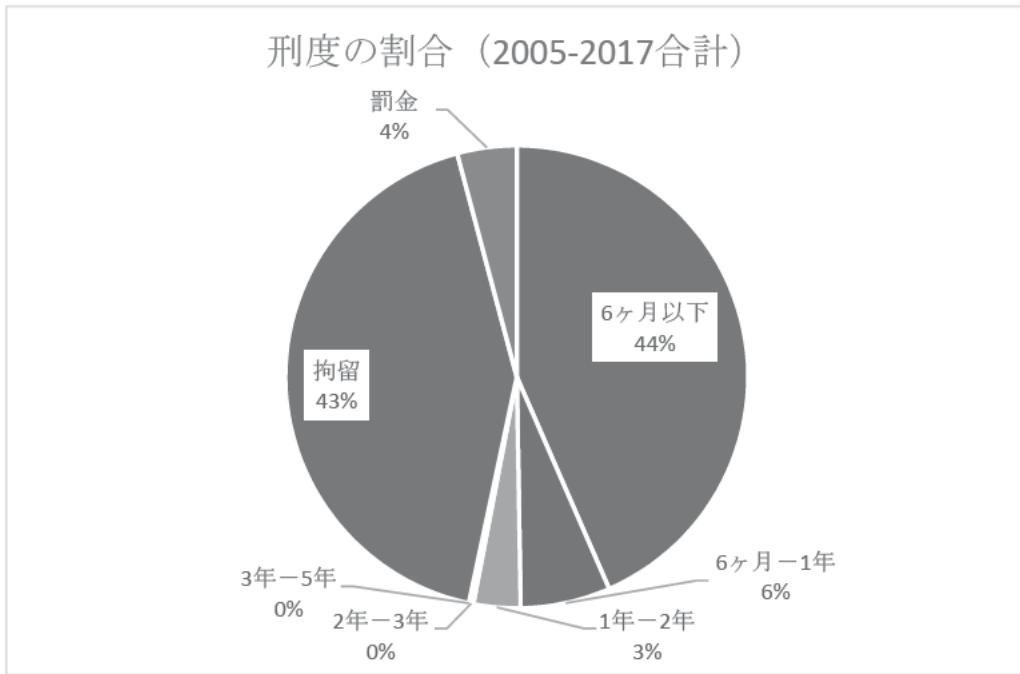
---

<sup>15</sup>刑法第41条第1項により、被告が5年以下の懲役の犯罪に違反し、6ヶ月以下の懲役刑を下された場合、一日ニュー台灣ドル1000、2000又は3000元の金額で罰金に換算される。なお、知財案件ではほとんどが1000元で換算される。

懲役と罰金を処することができる（詳細は第三章第二節ご参照）。実態は6ヶ月以下の懲役刑となる場合が圧倒的に多い、前述のように、罰金の支払いに代えることができるため、多くの被告は罰金を支払うことを選択し、服役しない。



有期懲役は2ヶ月以上15年以下の刑をいう。拘留は1日以上60日未満の刑をいう。上図でわかるように、ここ数年以来、知財案件においては6ヶ月以下及び拘留と処した案件が圧倒的に多い。3-5年の懲役を処する案件はほとんどない。



上図は 2005 年から 2017 年の知財案件の判決の統計である。全案件でみると 6 ヶ月以下の懲役刑（拘留を含む）の比率は 87% のぼり、ほぼ 6 ヶ月以下の刑を処することがわかる。

### 3. 刑事手続における付帯民事訴訟

「付帯民事訴訟」手続きは、台湾での刑事訴訟法の特別な規定である。日本の現行法にはない制度であるが、日本の大正刑事訴訟法第 567 条に類似の定めがある。

その目的は、同じ原因行為によって生じた民事責任につき、刑事訴訟の調査で取得した資料を利用して刑事訴訟と同時に審判できるようにし、審理手続き及び費用支出の重複をなくすためである。なお、付帯民事訴訟は以下のメリットがあるから、権利者がよく使う：一、裁判費用なし；二、検察官の捜査により真相を判明できる；三、民事、刑事手続の分離による裁判所見解の食い違いを避ける。しかし、検察官の捜査に時間がかかるため、商標法、著作権法及び專利法により権利者の損害賠償請求権の二年の時効を経て請求

することができなくなる可能性もあるから、権利者は注意しなければならない。権利者は刑事付帯民事訴訟を提起する場合、次の三つの要件に合致しなければならない。

一、提起時点：刑事訴訟が提起されてから第二審の口頭弁論が終了するまでの間に、付帯民事訴訟を提起することができるが、第一審の口頭弁論が終了してから上訴が提起されるまでの間は、付帯民事訴訟を提起することができない。

二、形式：訴状を提出する、または期日において法廷にて口頭で提示する。

三、裁判費用：原則として裁判費用を納付する必要はないが、刑事訴訟で無罪、免訴または不受理の判決を言い渡され、裁判所が原告の申立てにより付帯民事訴訟を管轄裁判所の民事廷へ移送した場合は、訴訟費用を納付しなければならない。

権利者は刑事付帯民事訴訟手続きを通じて被告に損害賠償を請求できるほか、最高法院 71 年度台附字第 5 号刑事判例「付帯民事訴訟を提起する相手は、刑事訴訟法第 487 条第 1 項の規定により、刑事案件の被告に限らず、民法により賠償責任を負う者も含まれる」により、権利者はその他の賠償責任を負うべき者に対しても同じ手続きで損害賠償を請求することができる。

付帯民事訴訟の判決時点につき、刑事訴訟法第 501 条において、付帯民事訴訟と刑事訴訟は同時に判決すると規定されている。また、智慧財産案件審理法第 29 条において、刑事手続が簡易手続で行われた場合、その付帯民事訴訟は刑事訴訟と同時に判決しなければならないが、必要に応じて刑事訴訟判決後 60 日以内に付帯民事訴訟の判決を下すことができると規定されている。

## 二、民事責任の追及

民事責任を追及する場合、権利者から行動を起さなければなら

ず、権利者が「管轄権を有する裁判所」に訴訟を提起しなければならない。また、裁判所の判決によって終結することが多いが、民事手続きは当事者が主導するものであるため、当事者が和解を選択することにより終結することもある。これに基づき、民事責任追及の手順について次のとおり「管轄権」及び「和解」に分けて説明する。

## 1. 管轄権

管轄権に関する規定は民事訴訟法第一篇第一章第一節に定められており、そのうち、権利侵害行為と最も関連性が高いのは、第1条及び第15条の規定である。民事訴訟法第1条において、普通裁判籍について規定されており、即ち「訴訟は、被告の住所地の裁判所が管轄する。被告の住所地の裁判所が職権を行使することができないときは、その居所地の裁判所が管轄する。訴えの原因事実が被告の居所地で発生したときも、その居所地の裁判所が管轄することができる。」と規定されている。同法第15条において、権利侵害行為により訴訟になった場合の特別裁判籍が規定されており、その第1項において「権利侵害行為により訴訟になった場合、行為地の裁判所が管轄することができる。」と規定されている。これにより、権利者は被告の住所地、居所地の裁判所または権利侵害行為地の裁判所に訴訟を提起し、侵害者の責任を追及することができる。

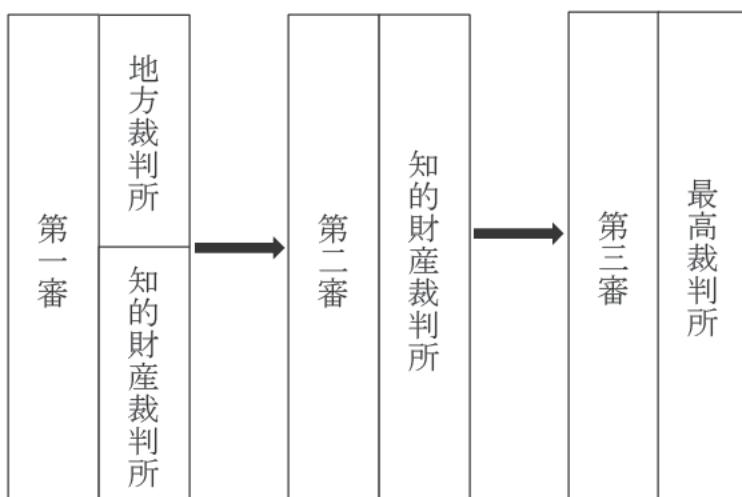
また、民事訴訟法第21条、第22条により、普通裁判籍は特別裁判籍によって影響されることはなく、同時に併存する場合、被告の住所地、居所地や権利侵害行為地の裁判所はいずれも管轄権を有する。台湾高等法院104年度抗字第882号民事裁定において、「今、インターネットを通じて情報を世界のあらゆる場所に届けることが可能になり、インターネット使用可能な場所であれ

ば、誰もがコンピューターや携帯装置をインターネットに接続することで、任意に情報や資料を発信することができるため、一般の人はこれらの行為の発生地を任意に知ることができない。そのため、インターネット上の権利侵害行為によって損害が生じたとき、被害者に不法行為の発生地を調査するよう要求すれば、被害者の行為者に対する賠償請求がより困難になり、被害者の訴訟権を完全に保障することができない。これに準じて、民事訴訟法第15条第1項に定められた『行為地』は、行為を実行した場所及び行為の結果が発生した場所の意味合いを兼ね備えたものでなければならない。権利侵害行為を実施した場所及びその結果が発生した場所が、複数の裁判所の管轄地域に分散している場合、それらの裁判所はいずれも管轄権を有する。」と示されている。よって、インターネット上の権利侵害につき、被告の所在地を調査することが困難であることから、被害者は権利侵害行為地の裁判所に直接訴訟を提起することができ、被害者に被告の住所地、居所地の調査を要求していない。

インターネット上の権利侵害行為の行為地の認定につき、台湾高等法院高雄分院96年度抗字第51号裁定において、「インターネット上の権利侵害行為の管轄権問題につき、民事訴訟法の管轄権に関する従来の認定を尊重し、当事者及び裁判所が混乱することを避けるために、ウェブページや電子メールのサーバの所在地、情報送信のサーバの設置場所及びその他実際の取引場所等の関連情状を斟酌した上で・・・・・・本件権利侵害行為の行為地の管轄裁判所は台湾台北地方法院であると認定し、職権により当該裁判所への移送を裁定する。」と示されていることから、ウェブページや電子メールのサーバの所在地、情報送信のサーバの設置場所及び実際の取引場所等はいずれも権利侵害行為地とみなすことができ、権利者はこれらの権利侵害行為地の裁判所に訴訟を提起することができる。

さらに、智慧財産法院組織法第3条により、知的財産裁判所は、専利法、商標法、著作権法または公平交易法の保護する知的財産権によって生じた第一審及び第二審の民事訴訟案件について、管轄権を有する。これは、知的財産にかかる民事案件に対する特別裁判籍である。つまり、権利者は、知的財産権の案件につき、前掲被告の住所地、居所地または権利侵害行為地の裁判所のほかに、直接知的財産裁判所に訴訟を提起することもできる。知的財産裁判所は専門的な裁判所であり、その裁判官はいずれも長年の知的財産案件の審理経験があり、権利者にとって知的財産裁判所で訴訟を提起するのも一つの選択肢である。

台湾の民事訴訟は「三級三審制」を採用しているため、権利者が第一審（訴訟を提起した裁判所）の裁判に不服がある場合、原則として法定期間内に当該第一審裁判所の上級の第二審の高等裁判所もしくはその支部に上訴または抗告を提起することができ、さらに第二審の裁判に不服がある場合、法定の要件に合致するという前提で、第三審の最高裁判所に上訴を提起することができる。しかしながら、知的財産案件の審理手続きの場合、第一審の裁判に不服があるときは、「知的財産裁判所」に上訴または抗告を提起しなければならず、第二審は専門的な知的財産裁判所が管轄し、法律見解を統一するようになっている。知的財産案件の民事審判の裁判所は次の図のとおりである。



## 2. 和解

紛争解決の手段の一つとして、和解することも可能であるため、侵害者が権利者に対して誠意をもって謝り、または権利を侵害せず使用許諾を取得したいとの意思表示をした等の場合、権利者は訴訟に労力や費用を費やすことを避けるために、和解することができる。和解は、和解する時点によって「訴え提起前の和解」及び「訴え提起後の和解」に分けることができ、また訴え提起後の和解は、法廷で和解したか否かによって「訴訟上の和解」及び「訴訟外の和解」に分けることができる。

「訴え提起前の和解」は、権利者が警告書簡の発送をもって侵害者に権利侵害の事実証拠を通知したときに、警告書簡を受領した侵害者が自ら確認して確かに権利侵害があったと認め、または権利侵害があったとは限らないが、ビジネス上の配慮により使用許諾を取得しようとして、権利者に和解の意思表示をした場合によく見られる。また、権利者が、訴訟上の挙証は容易ではないこと、労力や費用を費やすこと、他のビジネス上の配慮を斟酌した上で、侵害者と和解することもある。訴え提起前の和解は、法律によって禁じられていないものの、民法上の債権契約の効力しかなく、実体法上当事者双方を拘束することができても、違反した場合は債務不履行の効果しか生じず、裁判所判決の既判力及び執行力を有しない。よって、権利者は自分の権益を保護するために、次の措置を講じることをおすすめする。

一、和解契約の締結：侵害者が後になって約束を破ることを避けるために、和解契約を締結し、当該和解契約において少なくとも和解金の金額、侵害者が二度と権利を侵害しない旨、和解契約を違反した場合の効果（例えば懲罰的違約金）を詳しく記載することをおすすめする。

二、和解契約の公証：公証法第13条第1項「当事者が公証人に

次の各号に掲げる法律行為について公証書を作成するよう請求し、当該公証書において直接強制執行を受けなければならないと明記されている場合、当該公証書に基づいて執行すべきである。

一、金銭の給付またはその他の代替物または有価証券の一定数量を対象物とした場合。」により、権利者と侵害者との間で、侵害者が一定金額の賠償金を支払うことを和解条件として約定した場合、権利者は公証人に公証を行い、当該和解契約を債務名義とすることができると明記するよう要求できる。これにより、権利者は将来、侵害者が当該和解契約の条件を履行しなかったときに、強制執行法第4条第4項の規定に基づき、当該和解契約を債務名義として、直接強制執行を行うことができる。

「訴え提起後の和解」のうち、「訴訟上の和解」が多く見られ、これは受訴裁判所または受命、受託裁判官の面前で双方が互いに譲歩して紛争を終わらせると同時に、全部または一部の訴訟を終結することを約定した契約を締結することを指し、その手続きは民事訴訟法の規定に基づいて行わなければならない。訴訟において和解し、和解が成立した場合、裁判所は当該和解内容に基づいて和解調書を作成し、和解が成立した日から10日以内にその正本を当事者に送達する。訴訟上の和解は、民事訴訟法第380条第1項「和解が成立した場合、確定判決と同一の効力を有する」により、判決の既判力及び執行力を有し、権利者は当該和解調書を債務名義として、給付条項の部分につき、直接裁判所に強制執行を申し立てることができる。

しかし、訴訟上の和解は判決の既判力及び執行力を有するという利点があるものの、和解調書という公文書を作成しなければならないため、第三者によって閲覧される可能性がある。したがって、当事者双方は、公文書に双方の紛争が記載されることを避けたければ、訴え提起後に「訴訟外の和解」をし、一方の訴え取り

下げをもって訴訟手続きを終結すると約定することで、和解の効果に達することができる。ただ、このような和解方法は、訴訟上の和解に該当せず、和解調書もないため、既判力及び執行力がなく、権利者は状況を見てこれを運用し、または前掲訴え提起前の和解の措置を採用して、自分の権益を保障すべきである。

また、和解契約又は和解調書の内容で侵害者が一定金額の賠償金（訴訟にて弁護士費用も含む）を支払う和解条件をよく見られるほか、以下の和解条件もよく見られる：

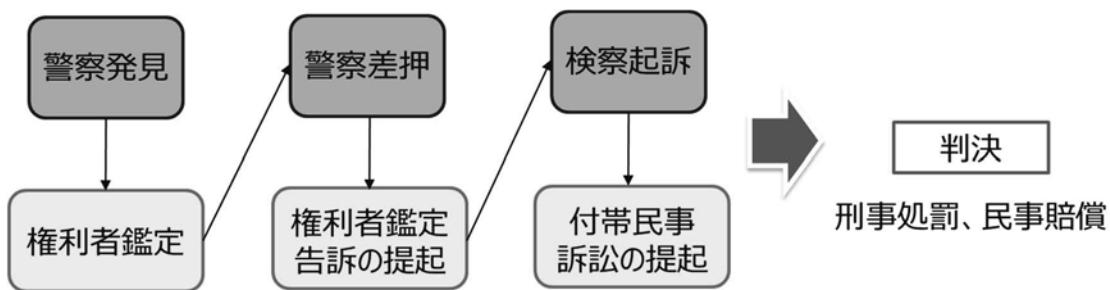
- 一、侵害者が権利者に対して新聞などに謝罪広告を掲載する；
- 二、侵害者は他社から侵害品を購入する場合、他社の名前や入手手段など資料を提供する；
- 三、侵害者が侵害品を取引先に販売した場合、権利者は侵害者に侵害品を回収することを要求する；
- 四、侵害者が権利を侵害せず使用許諾を取得したい場合、権利者は侵害者とライセンス契約を締結することを要求する。

## 第五章 事例紹介

### 第一節 商標法による対策

模倣品として一番よく見られるのは、商標登録しているキャラクターグッズ、ブランド品の模倣品などの商標侵害品であり、一般消費者向けのものが多い。インターネット利用環境の普及により、インターネットを介した商標権の侵害案件も多くなっている。以下は、このような商標権侵害の模倣品に関する事例について紹介する。

まずは、商標権侵害品の取締りの流れを下図に示す：



インターネットを介した模倣品販売の案件の数が多く、権利者が自ら一件一件取り締まるのはかなり困難であり、またプロバイダも出品者の個人情報を流出するには抵抗があるため、権利者自ら取り締まるには困難である。だが、台湾において、知的財産権の保護の動きから、警察は積極的にネット上の模倣品販売を取り締まっている。

警察がネット上の模倣品を発見したら、それが真正品か模倣品かを判断する術がないため、権利者に鑑定してもらうための商品を購入し、権利者に送付する。警察の取り締まり手続きを円滑に進めるため、権利者が当該商品を真正品か模倣品かを回答する以外に、商標証明（知財局の商標証明）や会社資料など権利者であ

ることを証明できるものをともに提出することが望ましい。

警察が当該商品が模倣品だという鑑定を取得すれば、商標権侵害案件として立件することができ、これで正式な刑事手続を開始することができる。警察が商標権侵害事実が存在したことを確定したら、当該模倣品販売者情報の開示するよう令状を申し立てることができ、令状をもって、販売者（すなわち、商標権侵害案件の被疑者）の住所または販売する場所等を捜査する。この捜査で差し押さえたほかの商標権侵害の疑いのある商品を再び権利者へ鑑定を依頼する。

権利者は、この段階で模倣品販売者情報を入手することができ、告訴を提起するかどうかを決めることになる。警察摘発案件では、鑑定の依頼とともに、模倣品価格の開示を求めることがある。この模倣品価格は、「これと類似する商品の真正品の価格」と考えればよい、模倣品販売者の悪意を証明する根拠のひとつになる（価格の差は明らかに大きいにもかかわらず、これは真正品だという抗弁に反論するための証拠）。この段階で告訴を提起することを決めれば、この後の手続きにおいて不服申し立てする権利はあるが、告訴しなければ、本件の被害者としてとどまり、刑事手続きは検察署や警察に任せることになり、積極的に本件に参加することができない。その反面、手続きにすべて関与する手間も不要となる。一般消費者にもよく知られている商品や類似する多くの案件を何度も処理したことがあれば、警察や検察署も判断しやすいため、告訴して積極的に案件にかかわらなくても、比較的問題は少ないと考えられる。

検察官は多くの知財案件に対して、悪性重大な被告（事業として行う被告など）ではない限り、更生する機会を与えるために、重い刑を求める 것을避ける傾向がある。そのため、被告が権利

者側と和解するよう勧告することがある。このような案件では、たとえ有罪判決が下され、懲役刑が下されても、拘留 20 日から 50 日程度が多く、60 日以下であれば罰金に換えることができ、1 件につき大体ニュー台灣ドル 2 万元から 5 万元の罰金になると考えてよい<sup>16</sup>。和解金の金額を考量する場合、この金額を参考にすればよいと思われる。

## 第二節 著作権法による対策

第一節では、もっとも典型的な商標権侵害の案件処理を紹介したが、本節では、著作権法観点からの対策を紹介する。

### 一、著作権観点からの対策

インターネットを介した模倣品、或いは真正品の並行輸入品<sup>17</sup> の販売者の多くは、自ら商品写真を撮らずに、正規商のホームページから商品写真をダウンロードしてそのまま自分のウェブ店舗に使用することがある。特に、これらの店舗が個人、又は中小企業の場合、品目が多ければ、写真を撮るコストをかけずにウェブ上に既にある写真を使うことが容易に想像できる。

---

<sup>16</sup> 刑度の割合について、第四章第四節を参照。

<sup>17</sup> 例えば海外で購入した正規品を台湾で販売する並行輸入品は、正規品であって模倣品ではないため商標権侵害とされない。商標法第 36 条第 2 項では、「登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引きされ流通する場合、商標権者は該商品について商標権を主張することができない。但し、商品が市場で流通した後、商品の変質、毀損が発生するのを防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない」と定めている。

しかし、このような並行輸入品は、往々にして台湾代理店を悩ませている。商標権侵害として追及もできず、国ごとに商品価格が異なるため、海外で安く仕入れられた商品は価格設定に競争力あり、広告費用、ライセンス費用等を費やした正規代理店にとって強力な脅威である。

本節で述べる著作権法による対策は、並行輸入品の対策にも有効な手段である。

権利者の権利の対象は商標付きの商品のみではなく、商品写真は、権利者の著作権の対象である。商品写真の無断使用・転載する模倣品業者や並行輸入業者に対しては、著作権法違反の点から責任を追及できる。

商品写真の無断使用責任を追及する場合、模倣品のように商品を購入して証拠を確保することができないものの、写真を掲載しているページを証拠として確保することができる。ただし、自らその掲載ページを保存しても、後で改ざんすることができるのではないかと、信憑性が問題になる可能性があるので、商品写真を使用したページを公証人役場での体験公証をすることが好ましい。体験公証とは、公証人が中立客観的な立場で、その見聞したものを公証書に記載することである。インターネット時代においては、パソコン等による改ざんが容易であるが、第三者の見聞による書面の証拠力は裁判所で認められることが多い。後々に著作権法違反責任を追及する際に、証拠がないことを避けるため、事前に体験公証書を作成しておく、著作権侵害事実の証拠を確保する方が得策である。

### 第三節 公平交易法による対策

第三章第四節で述べたとおり、新しい権利侵害の態様が次々と出現するなか、商標法、著作権法及び専利法に定められている侵害の態様に合致していない又は合致するかどうか言い切れない場合に、商標権者、著作権者及び専利権者が公平交易法を通じて正当な競争秩序のもとその権利を行使できるようにする必要がある。以下、実務上具体的に発生した二つの事例をもって、通常どのような場合において、商標権者、著作権者及び専利権者は公平交易法を通じて権利を行使できるかを説明する。

# 一、有名な商標をドメイン名にする

## 1. 背景

原告の所有する「Yahoo」及び「雅虎」等名称は台湾域内のインターネット使用者及び関連業者にとって馴染みのある著名な標章であり、経済部中央標準局（即ち、智慧財産局の前身）により何度も「YAHOO」及び「雅虎」が著名標章であることが認められている上、「YAHOO」及び「雅虎」等名称と類似する商標登録を取り消していることから、当該名称は当然旧公平交易法第20条（現行公平交易法第22条）の保護対象に該当する。ところが、被告は1999年4、5月に「雅虎」及び「Yahoomall」を会社名称の要部として「台灣雅虎行銷股份有限公司」を立ち上げ、且つ経済部国際貿易局に「Yahoomall(Taiwan)Corporation」を会社名称の英語表記として登記し、「www.yahoomall.com.tw」、「shopping@yahoomall.com.tw」をそれぞれドメイン名とメールアドレスとして使用した。これに対し原告の商業信用及び取引秩序を損なうものとして、裁判所に仮処分命令を申し立てたところ、被告は依然としてその行為を停止しようとせず、会社名称を変更し、且つ継続して「Yahoomall(Taiwan)Corporation」を会社名称の英語表記として使用し、さらに広告宣伝品、インターネットにおいて「Yahoogroup」、「雅虎」、「雅虎集團」、「台灣雅虎企業集團」及び「台灣雅虎集團服務網」等名称を使用して対外的営業活動を行い、且つ「www.yahoogroup.com.tw」、「www.yahooocafe.com.tw」等ドメイン名の登記を行うほか、台湾網路資訊中心（台湾インターネット情報センター）に「雅虎. 商業. 台湾」、「台灣雅虎. 商業. 台湾」、「台灣雅虎電子商務. 商業. 台湾」等中国語ドメイン名の登記を行い、市場秩序を混乱に陥らせた、と原告は主張した。

## 2. 裁判所の判断<sup>18</sup>

「雅虎」は原告会社「Yahoo」標章の発音に似せた中国語訳であり、原告は会社名の要部、サイト名、ドメイン名として、中華圏において英語の「Yahoo」及び中国語の「雅虎」を同時に使用しており、その立ち上げた「雅虎台湾」サイト（サイトの英語名称も「Yahoo！」）がすでにインターネット市場において世界的に高い知名度を築き上げており、中華圏でもよく利用されている検索エンジンである。経済部智慧財産局（前身は経済部中央標準局）は、原告会社に関するメディア報道を総合的に参照し、インターネット市場消費者の使用習慣及び台湾インターネット市場の発展現況等全ての事情に鑑みて、原告会社の「Yahoo」及び「雅虎」はいずれも関連事業者及び消費者に知られている著名なシンボルマークであるとの見解を示した。

被告台灣雅虎電子商務股份有限公司は「雅虎」、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」を会社名称の中国語表記、英語表記の要部としており、且つ「雅虎」、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」等文字をそれぞれ中国語ドメイン名、英語ドメイン名及び電子メールアドレスの要部としており、「Yahoomall.com.tw」、「Yahoogroup.com.tw」及び「Yahoocafe.com.tw」、「雅虎.商業.台湾」、「台湾雅虎.商業.台湾」、「台湾雅虎電子商務.商業.台湾」等ドメイン名を台湾網路資訊中心に登記すること、及び、原告の会社名称、サイト名及びドメイン名に用いている「Yahoo」及び「雅虎」等営業上のシンボルマークを使用することは、全体観察、要部比較、又は時と場所を異にする離隔的観察、又は通常の知識を有する関連事業者又は消費者が一般的に要求される程度の注意をもって判断すれば、いずれも原告会社の上記シン

---

<sup>18</sup>台中地方法院 89 年訴字第 3399 号判決（判決日：2000 年 12 月 29 日）。

ボルマークと同一又は類似の使用に該当する。

また、被告台灣雅虎電子商務股份有限公司はその従事する電子商取引、マーケティング、広告等業務において上記シンボルマークを使用しているところ、原告はインターネット市場で高知名度及び相当の規模を有する事業者であることから、通常の知識・経験を有する関連事業者又は消費者が注意力を発揮しても、被告の提供する商品又は役務の特性も同様にインターネット又は関連市場を通じて宣伝されることになる。すなわち、原告の商業的名声・信用に便乗することにより、広告費用を削減し、取引上優越した地位を獲得し、甚だしくは消費者に両者が密接な関係にあると誤認させ、混同誤認を引き起こさせ、取引秩序に影響を及ぼし、ひいては原告会社がインターネットにおいて電子商取引(e-commerce)、マーケティング、広告等業務を推進できなくなる可能性がある。

よって、被告の上記行為はすでに公平交易法第20条(現行公平法第22条)の規定に違反するため、原告が同法第30条の規定により侵害排除を主張し、一、被告は「雅虎」と同一又は類似の文字を会社の中国語名称の要部として使用してはならず、且つ経済部商業司に会社名称の変更登記をしなければならない。二、被告は、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」と同一又は類似の文字を会社の英語名称の要部としてはならず、且つ経済部国際貿易局に会社英語名称の変更登記をしなければならない。三、被告は「雅虎」、「Yahoo」、「Yahoomall」及び「Yahoogroup」と同一又は類似の文字を中国語ドメイン名、英語ドメイン名及び電子メールアドレスの要部として使用してはならず、且つ台灣網路資訊中心に「雅虎. 商業. 台湾」、「台灣雅虎. 商業. 台湾」、「台灣雅虎電子商務. 商業. 台湾」、「Yahoomall.com.tw」、「Yahoogroup.com.tw」及び「Yahooocafe.com.tw」等ドメイン名の登録の抹消申請を行わなければならない、との旨の請求の趣旨は理由があり、容認すべきで

ある。

### 3. 分析

判決において引用された原告の主張から分かるように、原告は「雅虎」、「Yahoo」は「著名」標章である事実を重ねて主張しているが、商標権侵害を主張していない。調べると、原告は起訴時即ち 1998 年又は 1999 年に有しうる商標権は登録第 00893027 号(商品区分 009)、登録第 00840454 号(商品区分 016)、登録第 00108684 号(商品区分 036)、登録第 00840797 号(商品区分 025)、登録第 00105240 号(商品区分 042)であり、商標の登録数及び商標登録の区分を見ると、被告の商標法違反を主張できるはずである。その上、経済部智慧財産局(89)智商 980 字第 890015273 号は「他人が登録した商標をドメイン名にし、ウェブページ上又はその他の情報上当該商標権者と同一又は類似の商品又は役務を提供することを表徴することは、商標権の侵害に該当することになりうる。」とあり、他人の登録商標をドメイン名として登記を行うのは依然に商標法違反を構成する可能性がある。

提訴時に原告がどの要素を考慮して被告の商標法違反を同時に主張しなかったのかはさておき、現行公平交易法第 22 条の規定によると、「著名商標」であって且つ「商標登録を受けていない」商標に限ってのみ本条規定を適用することができる。換言すれば、登録済みの商標は商標法を適用し、商標法のみに基づいて権利主張しなければならない点に留意しなければならない。

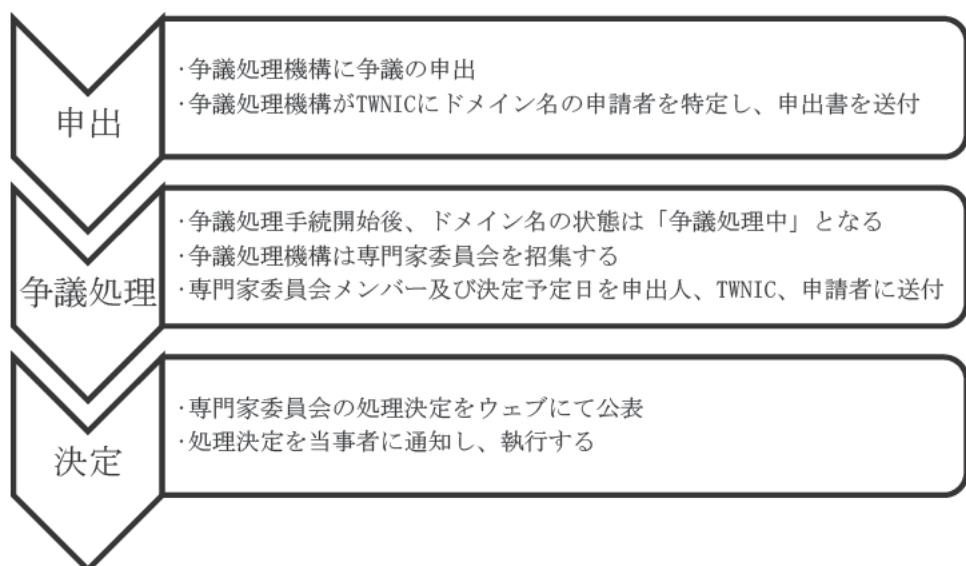
### 4. その後の発展

本件判決が 2000 年 12 月 31 日に下された後、台灣網路資訊中心(以下、TWNIC と略称)は 2001 年 3 月 8 日に「網域名称争議処理弁法」を公布した。本弁法は ICANN(Internet Corporation for

Assigned Names and Numbers)に基づき制定されたものであり、その処理の範囲は国別コードトップレベルドメイン(ccTLD)が tw であるドメイン名に限られている上、中立原則を採っており、申出人と登録者との間の争議に介入しない。

処理の案件類別は、一、ドメイン名は申出人の商標、標章、氏名、事業名又はその他の標識と同一又は類似であり、混同するおそれがある；二、ドメイン名の申請者がその名称に権利又はその他の正当な利益がない；三、ドメイン名の申請者に悪意がある、とある。なお、これら争議は現在 TWNIC が認可する争議処理機構、即ち資策会科技法律中心と台北弁護士会が処理する。但し、争議処理機構は司法機関ではなく、争議処理の効果は、一、申請者のドメイン名を取り消し；二、申出人に当該ドメイン名を移転する、に限られる。

争議処理の流れは次のとおりである：



## 二、登録商標をハイパーアリンクにする

### 1. 背景

原告会社は、2007年に台湾でT系列の商標を出願し、登録され、いずれも権利存続期間内である。原告会社のT系列商標は台湾の智慧財産法院に著名商標として認定され、「著名商標名録」に記載されている。<sup>19</sup>しかし、被告会社は、原告の同意を得ずにT系列商標を冒用し、大量の悪意のリダイレクト広告を掲載した。関連サイトにおいて「T系列の商標」というハイパーアリンクをクリックすると、被告会社のサイトにアクセスする文章が214篇もあり、原告会社は自身の商標が侵害され、商標法及び公平交易法に違反を構成すると主張した。

### 2. 裁判所の判断<sup>20</sup>

商標権侵害とは、商標法第68条に明文でその行為態様を挙げられている。いずれの行為態様において、商標を商品またはサービスに「使用」することが要件である。商標法第5条の商標使用に関する定義によると、商標使用とは、販売目的に基づき、関連消費者にそれは商標であると認識させることができる行為という。インターネット上のハイパーアリンクは、ユーザーがクリックするとウェブブラウザが当該ハイパーアリンクの示すウェブサイトにアクセスする。即ち、ハイパーアリンクは、サービスが所在するインターネット上のアドレスを示すものであり、直接に商標が示した商品またはサービスと結び付くわけではないとして、商標の使用の定義に合致しないと認定すべきである。そのため係争リダイレ

---

<sup>19</sup> 著名商標名録の紹介は第三章第一節三、商標権侵害に対する救済をご参照ください。

<sup>20</sup> 智財法院 106 民商訴字第3号判決（判決日：2017年9月29日）。

クト行為は原告の商標権の侵害にあたらない。

しかし、係争リダイレクト行為はウェブサイトに表示されている T 系列の商標（または小文字のもの）のハイパーリンクを被告会社のサイトにリダイレクトし、元々 T 系列の商標のハイパーリンクを見て、原告会社の関連情報を閲覧する意向があるネットユーザーを強制的に被告会社のウェブにアクセスさせるものであり、外観的に T 系列の商標にみえるのに、実際に接続したリンク先の内容が異なっていることは「欺罔」の性質がある。また、現在の電子商取引が発展した市場競争の秩序において、サイト訪問数（サイトのアクセス回数）はインターネット経済の大きなビジネスチャンスであるので、欺罔の性質を有するハイパーリンクは取引の秩序に影響すると認定することができる。以上のことから、係争リダイレクト行為が公平交易法第 25 条に違反し、不正競争になったと認定することができる。

### 3. 分析

本件は、新しい権利侵害の態様であり、商標法だけでは権利者の権益を維持できず、公平交易法により商標権者の権利が行使できた例である。このことは、本件の「リダイレクト」行為は、商標を商品または役務に使用した行為ではないとの判決理由から、被告の行為が商標法の違反に該当しないことが分かる。しかし、被告の行為は明らかに取引秩序に影響したので、公平交易法第 1 条「取引の秩序及び消費者の利益を維持し、自由と公平な競争を確保し、経済的な安定と繁栄を促進するために、特別に本法を定めた」によると、当然公平交易法が介入しなければならない行為態様に該当するとして、裁判所は、被告が公平交易法第 25 条に違反したとして原告への賠償を命じた。

## 第四節 サイト削除の対策

### 一、背景

告訴人 A 社が自分は日本の有料放送チャンネルの視聴著作の著作権者である（以下、併せて「係争著作権者」という。）と主張する。告訴人 A 社は各有料放送チャンネルの視聴著作の視聴の管理方法につき、日本企業 B 社に「B システム」での管理を委託している。当該「B システム」は係争著作権者の有料テレビチャンネルに対し、視聴を規制していて、契約締結した料金を支払ったユーザーしか各チャンネルの視聴著作を視聴できないという技術的保護手段である。

被告らは係争著作権者が日本の有料テレビチャンネルの公開放送される視聴著作の著作財産権を有すること、かつ「B システム」は B 社の各有料テレビチャンネルで放送される視聴著作に技術的保護手段を講じていることを知っていたながら、2012 年 5 月にロック解除のプログラムをダウンロードした後、暗号解読キー、視聴チャンネル及び視聴期限等の情報を含む電磁的記録を「B カード」に書き込み、当該「B カード」を上述の「B システム」の保護的技術手段を回避できるようにした上、あるウェブサイト、Yahoo!奇摩ネットオークション、露天ネットオークションで暗号解読キー等の電磁的記録のある「B カード」の販売情報を掲載し、不特定の人に販売していた。被告らは著作権法違反、文書偽造等の罪を犯した。

### 二、裁判所の判断<sup>21</sup>

本件 B 社の「B システム」の受信機において、「B カード」は

---

<sup>21</sup> 智財法院 105 刑智上訴字第 32 号判決（判決日：2017 年 6 月）。

告訴人が製造し又は製造許諾をした正規の「B カード」であるか否かを検査、認証する保護措置が設けられており、このような保護措置は、即ち告訴人こと著作権者が他人による著作物への無断アクセスを禁止又は制限するために用いる技術的保護手段に該当するのであり、告訴人から合法的な許諾を得ることなく、前記技術的保護手段を回避するための部品を公衆の使用に供することができない。調べると、被告二名は無断で暗号解除キー、視聴可能チャンネル及び視聴期限等情報を含む電磁的記録を、技術的保護手段を回避する機能をもつ「B カード」に書き込んだ後、これを不特定者に販売していた。被告二名はいずれも著作権法第 80 条の 2 第 2 項「解除、破壊または、技術的保護手段回避用の設備、器材、部品、技術または情報を合法的に許諾を得ずに製造、輸入、公衆の使用に供し、公衆に役務を提供してはならない」の技術的保護手段回避用部品を他人に提供してはならないとの規定に違反し、同法第 96 条の 1 第 2 号により処罰をすべきである。

しかし、告訴代理人の告発事実によると、解除済みの「B カード」は告訴人があるウェブサイトから購入したものであり、その差出人は被告らの父親の名義である。よって国際間の違法取引行為では、あるウェブサイトを立ち上げた者が黒幕として当該ウェブサイトで「B カード」を販売してから、本件被告に発注し、被告に日本へ直接郵送するよう要求したものであることも考えられる。裁判所は、真正の差出人が被告であるからと言って、被告があるウェブサイトを立ち上げた者または当該ウェブサイトの共同経営者であると推定することができないと認定した。また、被告があるウェブサイトの存在を知らなかつたと弁解したが、その可能性もあり、「疑わしきは罰せず」の原則により、被告があるウェブサイトを通じて「B カード」を販売していたとは認定しなかつた。

### 三、分析

本件の特徴は、被告ら(台灣人)は、Yahoo!奇摩ネットオークション、露天ネットオークションで技術的保護手段を回避する「Bカード」を販売するほか、日本語のウェブサイトを介して日本人にも販売していたことである。これらの犯罪被疑者及び犯罪行為が各地に点在していたこと、及び結果的に裁判所は、あるウェブサイトを立ち上げた人は被告であると確認できないと判断したことからも、インターネットでの模倣品販売は、実体の店舗での販売より特定しにくく、販売ルートが多様で、情報流通が早く追跡しにくい特性を有することが分かる。そのため、権利者がこのような権利侵害行為に遭った場合、裁判所に犯罪被疑者の情報を確認させるために、より積極的な方法を探り、自らまたは検察機関に調査を請求し、より具体的な資料を裁判所に提供することが望ましい。

ウェブサイトの所有者を確認するにあたり、権利者は WHOIS、IPADDRESS、Domain By Proxy、IP Location Finder 等を介し、当該サイトのドメイン名、ドメイン状態、IP アドレスを確認することができる。

権利者は上記の情報を取得した後、さらに自らが問い合わせるかまたは検察機関に ISP 業者に係争サイトの所有者の情報を問い合わせるよう請求することができる。注意しなければならないのは、ISP 業者は自社のサイトにおいて連絡先を提供していることが多いものの、必ず連絡先から回答があるとは限らない。権利者が自ら問い合わせても回答があるとは限らないので、権利者が告訴し、捜査段階に入っているのであれば、犯罪被疑者を確定するために、検察機関に調査するよう請求することができる。

## 四、その後の発展

本件被告らはあるウェブサイト、Yahoo!奇摩ネットオークション、及び露天オークションにおいて当該暗号解読キー等の電磁的記録のある「B カード」の販売情報を掲載していた。これに対し、権利者が訴訟で被告らに対し民事刑事の責任を追訴することができるほか、第四章第三節四、IPS 業者への削除請求で紹介した各 EC サイトの自主規定や通報システムを介し、Yahoo!奇摩ネットオークション、露天オークションに通報すれば、当該権利侵害した内容や関連情報の削除またはアクセスできないように対処してもらえる。

しかし、被告が自ら設立したサイトの場合、権利者はどのようにウェブの削除を請求し、自身の権益を維持するのか。著作権法第 3 条第 19 項の接続サービスプロバイダーとは、その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、有線又は無線により情報の送信、転送、受信を行い又は前述の過程において、仲介及び一時的な保存サービスを提供する者である。中華電信の Hinet も ISP 業者であるため、上記の「通知と削除」という制度も適用される。言い換えると、権利者は WHOIS、IPADDRESS、Domain By Proxy、IP Location Finder 等で当該サイトのドメイン名、ドメイン状態、IP アドレスを確認した後、直接に当該 ISP 業者に連絡し、削除を要請することができる。しかし、実際に要請するにあたって、ISP 業者が外国業者であるため、連絡する手段がない、連絡をしても回答がないなど、なかなか進展しないことがある。また、ISP 業者から、係争サイトが確かに権利侵害したことに関する証拠を要求されることもある。この証拠とは通常、公式文書を指す。商標及び特許の案件において、通常は登録証書を指すものの、著作権の案件において、台湾が保護主義を採用していて、公式文書がないので、著作権者が訴訟提起し、裁判所から判決を

取得し、その判決を証拠としなければならぬので、相当な日数がかかるてしまう。通常、権利者が ISP 業者に公式文書を提出すれば、削除してもらえることが多い。さらに本件でいうと、アドレスはあるウェブサイトと同じでなくとも、類似するアドレスに変更されても、一部の ISP 業者は権利侵害アドレスの削除に協力する。権利者が本件と類似する侵害に遭った場合、「通知/削除」の仕組みを利用すれば、迅速かつ有効的に自身の権益を維持することができる。

## 第五節 EC サイトの責任追及

### 一、事例概要

日付	当事者	検察署・裁判所	事件番号
2016.1.6	EC サイト業者 <sup>22</sup> へ通報するが解決せず		
2016.6.20	責任者 D <sup>23</sup> に対して告訴提起		
2016.9.30		不起訴処分	台北地検署 105 年度偵字第 18511 号
	再議申立		
2016.11.6		再議棄却	高等検察署智慧財産分署 105 年度上声議字第 516

<sup>22</sup> 判決を見ると、「淘宝（タオバオ）」及び「阿里巴巴（アリババ）」に対して提訴されたものであり、二者はいずれも阿里巴巴グループ傘下の EC サイトである。阿里巴巴グループ傘下には複数のオンラインショッピングサイトがあるものの、知的財産権に関する通報は同一のプラットフォームで対応するため、阿里巴巴グループ傘下のオンラインショッピングサイトに対する通報は同じページへリンクされる。

<sup>23</sup> D は外国法人 B 社、C 社の台湾における責任者である。B 社と C 社はそれぞれシンガポール企業と香港企業であるものの、いずれも阿里巴巴グループ傘下の企業であり、台湾拠点として台湾で支社を設立していた（ただし、当該二社は現在すでに登記が抹消されている）。阿里巴巴グループは外国会社であるため、追訴するのが困難であり、責任があると検察官に認定されたとしても、どのように執行するのかにも問題があるため、本件告訴人は台湾で支社を設けている B 社と C 社、及び当該 2 法人の台湾における責任者 D を被告にしたものと思われる。

2016.12.16	法人 B、C、D <sup>24</sup> を被告として追加、自訴 <sup>25</sup> 提起		
2017.5.17		自訴不受理 <sup>26</sup>	彰化地院 105 年度自字第 17 号
	控訴		
2017.7.12		原判決取消し、地裁へ差戻し <sup>27</sup>	智財法院 106 年度刑智上易第 51 号
2017.12.29		自訴棄却	彰化地院 106 年度自更（一）字第 1 号
	抗告		
2018.5.14		抗告棄却	智財法院 107 年度刑智抗第 3 号
	再抗告		
2018.6.27		再抗告棄却	最高法院 107 年度台抗字第 571 号
2018.8.31	新罪名を追加、自訴再提起		
2018.10.9		自訴不受理 <sup>28</sup>	彰化地院 107 年度自字第 13 号

この案件は、台湾でモバイルバッテリーLED作業灯を発明し、2016年に特許を取得した権利者Aが、海外のECサイトにてAの著作物を侵害する疑いのある複製物を発見し、さらに、当該ECサイトに権利者が製作した説明書を用いて販売していることを発見し、ECサイトにサイトの指示に基づき、関連商品ページの取り下げをするよう通報したが、ECサイトから積極的な対応してもら

<sup>24</sup> B、C、Dの関係は前註を参照。

<sup>25</sup> 「自訴」と「公訴」の審理方法は同じ。主な違いは、「自訴」案件の原告は「自訴人」本人であるが、「公訴」案件の原告は検察・警察である。「自訴」は一般人が自費で弁護士に訴訟提起を依頼し、「公訴」は国が検察・警察に依頼して訴訟する。知的財産権案件の多くについて検察官が公訴する件数は高くないため、自訴による提起が多い。  
なお、自訴は誰でも自費で刑事訴訟を提起できるが、濫訴を防ぐため必ず弁護士に依頼することと刑事訴訟法で改正された。

<sup>26</sup> 本案の自訴事実と告訴事実が同じであり、同一事件である上、自訴人はいかなる新事実証拠を提出していないため、刑事訴訟法第343条により第260条を準用し、不受理とされた。

<sup>27</sup> 二審裁判所は、自訴では法人B社、C社を被告に追加した上、訴える事実が異なり、新証拠も提示されたため、これについて自訴不受理の判決を下すべきではないとして、原審に差し戻した。また、被告Dについては、原審の認定は妥当であり、控訴を棄却した。

<sup>28</sup> 裁判所は本件犯罪事実と侵害された法的利益の基本的社会事実がいずれも前の自訴と同じであり、前後で主張する罪名が異なるからといって同一事件ではないとは言えないとして、不受理判決を下した。

えず、EC サイトの責任を追及した事例である。

権利者はまず刑事告訴を提起し、検察官による責任追及を期待したが、検察官は不起訴処分を下した、これに不服した権利者は、自訴を提起し、最初は一事不再理の法理によって自訴は不受理されたが、控訴審で不受理処分が棄却され、地方裁判所に差し戻された。権利者の主張は裁判所に実質審理されたが、結局、EC サイトの責任を認められなかった。

## 二、裁判所の判断

裁判所は、EC サイトは、インターネット上のプラットフォームを提供して出品者に商品を陳列させ、顧客の購入を誘引するが、EC サイトで陳列されている商品は、EC サイトの業者が製造、販売するものではない上、商品の情報も EC サイト業者が掲載するものではないことから、著作権法に定める複製物を複製又は流布、公然陳列、所持する等他人の著作財産権を侵害する犯行がないことは明らかであるとした。

また、EC サイトの経営管理者は、調査を行う公権力を有さず、通報された出品者が確かに抗告人の権利を侵害しているか否かについては、サイトの経営者の立場では実に認定し難い。

現行の台湾の著作権法によると、著作者が著作を完成した時点で既に著作権を有し、主務官庁に登記を行う必要がないことから、A は著作権を有するか否か、その著作財産権が侵害されているか否かは認定し難い。よって、EC サイト業者が通報を受けた後、直ちに関連商品を取り下げなかったことを理由に、被告が著作権法に違反し、他人の著作財産権を侵害する故意があると認定することができないと判断した。

### 三、分析

出品者が EC サイトで模倣品の情報を掲載することに対する EC サイトの責任をどう定めるかにつき、以前から議論がある。EC サイト業者が知的財産権者と連携し、ネットでの権利侵害行為を阻止するよう奨励するために、台湾は国際潮流に応じ、2009 年に著作権法の第六章の一において「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」を追加した。簡単にいうと、台湾が定めた民事免責とは、インターネットサービスプロバイダー（以下、ISP 業者という）が権利者に協力し、通知/削除（Notice & Take Down）の手続きを行うことを指し、この手続きにより ISP 業者は、自身のサービスの利用者が他人の権利を侵害する行為に対して、当該実際の権利侵害者である利用者と共に権利侵害者として訴えられるリスク、または当該利用者により民事の違約責任で訴えられるリスクを避けることができる。

一般的にいうと、EC サイトは多くの出品者を引きつけ、高い閲覧率、訪問数、及び成約率を実現するために、EC サイトが出品者の資格への審査及び商品の検査を厳格に行わないことが多い。EC サイトの出品者がますます多くなる現状において、逐一審査することは実質上困難であるにもかかわらず、EC サイト業者は、利用者（出品者）が著作権を侵害すると連帶責任を負わなければならぬリスクに常にさらされていたので、この民事免責制度を盛り込んだ台湾の著作権法の改正は電子商取引の発展にとって大変有益なものである。

EC サイト業者が協力せずに削除しない場合、どういう責任を生じるかにつき、著作権法には関連の規定がない。本件は EC サイト業者の責任を追究する関連判決であり、裁判所は「EC サイト業者自身は模倣品を製造、販売していないうえ、著作権が侵害され

たかにつき認定することが難しく、EC サイト業者に著作権を侵害する故意がない」として、EC サイト業者の責任を否定した。この判決が作成された後、EC サイト業者は、協力せず削除しない行為に対し、「権利侵害であるか否かを認定するのは難しい」ことを理由にして、自身の責任を否認することができるかにつき、今後の動向を観察する必要がある。

#### 四、留意点

本件で裁判所は、EC サイト業者が模倣品を認定するのは難しいため、EC サイト業者の故意がないと、EC サイト業者の責任を否定した。ただし、留意していただきたいのは、本件において権利者が主張した対象は著作権であり、商標権、専利権と異なり、著作権の場合、すぐに判定できる如何なる証書もない。また、権利者は同時に出品者に対して如何なる法的手段も採っていなかったので、裁判所は権利侵害の事実が存在しているかにつき何ら討論しなかった。さらに、本件の被告はいずれも外国の会社であり、裁判所が被告に責任があると認定したとしても、どう執行するかも問題である。以上をまとめると、当判決があるからといって、台湾の EC サイト業者も同じ主張をすることができるかは、なお疑問である。

権利者は自分の権利を主張するために、EC サイト業者に削除を要求する場合、業者に容易に権利侵害事実の存在を認定させる必要がある。権利者はできるだけ資料を揃え、EC サイト業者とどのように連携し、権利侵害者に権利を主張するかに注意しなければならない。また、自力で証拠収集することが困難であるため、自訴ではなく告訴をして、司法機関に調査協力してもらうことが望ましい。また、責任追及する際に、ISP 業者の責任のみではなく、権利侵害者の責任を追及することを薦める。一方、EC サイト

業者は権利者に責任を追究されないよう、権利侵害の通報に対してできるだけ明確な基準を設けて審査すべきである。

## 第六章 インターネットを介した模倣品対策一問

### 一答

問題①：模倣品サンプルを購入した証拠を残したいが、多様化になる取引形態（代金引換方式しかない、運送業者にしかたどりつかないなど）にいかに対応するか？

第二章で紹介したように、EC サイトは支払いサービスを提供しているが、利用者および販売者は必ずしもその支払い方法を利用する必要は無い。例えば、代金引換方式等のキャッシュでの支払いの場合、販売者の銀行口座への送金情報などの記録がなく、販売者本人にたどりつくのは困難な場合がある。だが、代金引換の場合、必ず運送業者又は通関業者を利用しているので、販売者が誰であるのかを判明できない場合、運送業者又は通関業者を訴えることもできる。

また、運送業者・通関業者が絡む案件は詐欺罪を構成する可能性があるので、警察はこのような案件にはかなり敏感である。従って、販売者にたどりつけないが、運送業者・通関業者の情報を把握している場合、警察に相談するのも一つの手である。運送業者・通関業者は顧客の個人情報（即ち販売者の情報）を守るために、販売者を特定できる情報を提供することにかなり抵抗すると思われる所以、販売業者の情報を明らかにするには、警察機関による捜査の協力が必要不可欠である。

問題②：台湾では、模倣品は大体どのウェブサイトで販売している？模倣品販売の態様について紹介してください。

現在、台湾ではいくつもの大手 EC サイトがあり、それぞれに出品システムが設けられているため、模倣品販売者にとっても利用しやすいプラットフォームになっている。例えば、Yahoo!奇摩、露天などが挙げられる。また、海外の EC サイト、特に中国の EC サイ

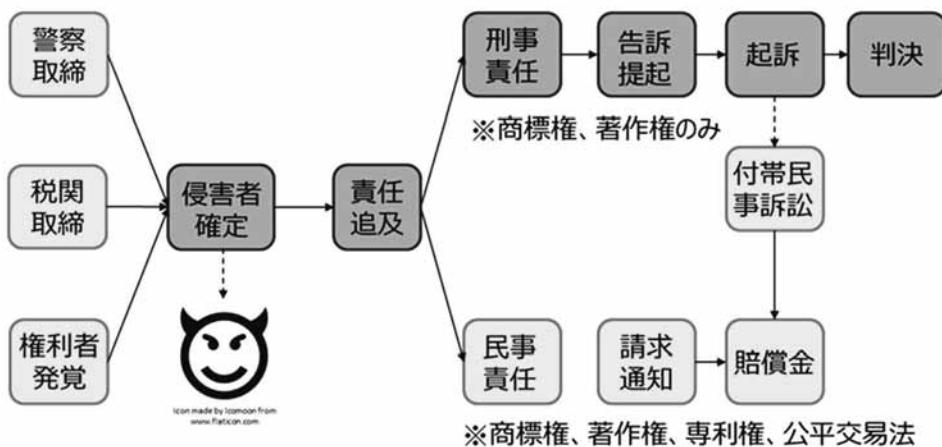
トは、台湾の消費者にとって、言語の壁がなく、利用するハードルが低いため、台湾では人気が上昇し、利用者が増えつつある。その他に、SNS を利用した模倣品販売もしばしば見られている。これらのサイトの詳細について、第二章にて紹介しているので、ご参照ください。

**問題③**：模倣品に関する権利の保護要件などは何がある？模倣品に関する法律を紹介してください。

模倣品とは、商標法、著作権法、または特許法に基づき、権利行使できる者以外の物が製造したものであって、権利者が製造したものであると誤解を招く有体物のことをいい、模倣品と最も直接関わりのある法規は商標法、著作権法及び特許法である。

詳細は、第三章をご参照ください。

**問題④**：模倣品はどのように取り締まられている？取り締まり機関はどこにある？



インターネットを介した模倣品の取締りは、おおよそ上図のような流れとなる。まずは模倣品の発覚、次に権利者と取締機関の連携により侵害者を特定し、責任追及の手続に入る。

商標法や著作権法にて権利侵害者の刑事责任について規定されているため、警察や検察署には取り締まる権限があり、台湾における主な取り締りの対象である。また、税関は知的財産権保護の観点か

ら、違法な貨物の輸出入を防ぐため、取締りではないが、権利侵害商品を差し止めする制度がある。

これらの詳細は第四章に紹介させていただく。

**問題⑤**：インターネットを介して販売されている模倣品が海外で製造されたものであれば、台湾に輸入される際に必ず税関を通らなければならない。権利者は税関に模倣品の取り締まりの協力を要請することができるか？

台湾の税関は商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、税関の登録制度を設けられている。商標権者又は著作人が財政部関税署の「関港貿単一窓口」のウェブサイトに権利関連内容（商標登録番号、商標権又は著作権の権利ある期間など）と申請人（商標権又は著作権の権利者又はライセンサー）資料を税関に提出し、税関で一定の登録手続きを完了すれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、侵害疑義物品を発見した場合、権利者にその旨を連絡し関連措置を行う。詳細は、第四章第二節をご参照ください。

**問題⑥**：ネット上模倣品を発見したらどこに摘発すればよいか、その手続きの流れを教えてください。

商標権や著作権侵害の模倣品の場合、警察に告発（権利者の場合、告訴を提起することもできる）すればよい。警察は取り締まり機関として、侵害者の刑事責任を追及する。情報提供程度であれば、定められたフォームや手続きがないが、正式な告発等の場合、一般に、警察での「報案三聯单」に犯罪事実等を記入し、警察で調書を作成するのが一般的な手続きである。

詳細は、第四章第三節をご参照ください。

**問題⑦**：商標権者、著作権者及び特許権者は権利侵害に対して公平交易法を通じて正当な競争秩序のもとその権利を行使できる。権利

者は裁判で侵害者に対し民事賠償を主張するルートの他に、主務機関に調査や処理を請求することもできるか？

公平交易法第26条により、公平交易委員会は公平交易法に違反し、公共利益を害する事情の告発に対しに調査をする義務がある。告発の方法について、権利者は公平交易委員会に書面（電子メール又はファックス等）又は口頭（記録又は意見陳述書面を作成）で具体的に事実を陳述すること又は公平交易委員会のホームページに相談/告発窓口に

(<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/mailbox/mailbox.aspx>)氏名、連絡先及び告発内容（1000字以内）を記入して提出することもできる。詳細は、第四章第三節をご参照ください。

問題⑧：ドメインネームは海外に登録しているが、主謀者が台湾にいる場合、いかに対応するか？

主謀者が台湾にいることが判明した場合、権利者は主謀者に対して直ちに提訴する以外に、一般的に考えられる取り得る措置としては警告書又は通知書簡の送付が挙げられる。警告書又は通知書簡の送付により、多くの主謀者は自主的にウェブサイトの情報を削除する。一方、主謀者が削除しなくとも、警告書の送達以降は、権利侵害者の知的財産権を侵害している事実を知っていることになるため、後の訴訟上、権利侵害者がその権利の存在を知っていたこと、つまり故意に侵害していたことの裏付けとなり、権利者にとってコストも低くて効率のよい方法である。警告書について詳しい内容は第四章の第三節発見段階をご参照のこと。

問題⑨：模倣品販売サイト自体を削除したいが、どうすればよいのか？

著作権法第六章の一の「通知と削除」制度を設けられた後、ほぼ全てのISP業者は知的財産を保護する事業者の自主規定や通報システムを制定している。現在、台湾で模倣品販売サイトの削除

について権利者は、知的財産権に関する証明文書を提出すれば、ISP 業者の多くは権利者の要求に従って、模倣品販売サイトを削除する。ウェブサイトに模倣品取下げ請求についての詳しい内容は第四章の第三節をご参照ください。

**問題⑩**：海外のウェブサイトに模倣品取下げ請求ができるか？実際に取り下げるか？

海外のいくつかの国にも「通知と削除」制度と類似する制度が設けられているものの、海外の ISP 業者に連絡を取るのはかなり困難なので、海外のウェブサイトに模倣品取下げ請求を行っても、実際にはかなりの時間要する。なお、海外の ISP 業者は模倣品取下げ請求を出す者が確かに権利者なのかを慎重に判断するため、権利者の身分証明、知的財産の権利証明又は「侵害事実」についての証明は公的機関の文書を要求することが多い。そのため、「侵害事実」を証明するために権利者は侵害者を提訴しなければならなくなり、判決まで待たなければならぬ。ウェブサイトに模倣品取下げ請求についての詳しい内容は第四章の第三節をご参照ください。

**問題⑪**：権利者は侵害者に対してどのような権利をもつ？

刑事责任と民事責任に大きく分けることができる。刑事上、権利者は被害者として告訴する権利を有し、侵害者に対して責任を追求することができるが、刑事责任は商標権や著作権侵害のみなのでご留意いただきたい。その他に民事上では、侵害排除や賠償請求などを求める権利がある。

詳細は、第四章第四節ご参照ください。

**問題⑫**：模倣品対策の一環としての和解ではその達成の時点の異なりにより影響はあるか？

和解する時点に関して特に規定はなく、権利者のビジネスによ

って和解達成の時点が異なる。だが、和解は達成の時点よりも和解の作成方法が権利者にとって影響が大きい。この原因は和解契約が民法上の債権契約の効力しかなく、実体法上当事者双方を拘束することができても、違反した場合は債務不履行の効果しか生じず、裁判所判決の既判力及び執行力を有しない。よって、権利者は自分の権益を保護するために、和解契約を公証しておくほうが得策である。一旦和解契約が公証されれば、侵害者が当該和解契約の条件を履行しなかったときに、強制執行法第4条第4項の規定に基づき、当該和解契約を債務名義として、直接強制執行を行うことができる。和解の詳しい内容は第四章の第四節責任追及段階をご参照ください。

問題⑬：正規品を取り扱う事業者のウェブサイト自体が模倣され、そこで模倣品を販売している場合、いかなる対策を取れるか？

このような侵害態様に対しては、侵害者を発見するのが重要である。具体的に言えば、模倣品を販売しているウェブサイトがどこでドメインネームが登録されているかは先に確認しなければいけない。ドメインネームを確認する方法はいくつかあり、例えば、第五章に全て紹介された WHOIS、IPADDRESS、Domain By Proxy、IP Location Finder など、これらを経由して、模倣品を販売しているウェブサイトのドメイン名、ドメイン状態、IP アドレスを特定できる。

次は2つの手段が考えられる。一つは権利者が自ら模倣品がインターネットを通じて販売されている事実を証明できる証拠を収集し（例えば、ウェブサイトの公証）、調査機関へ告発又は告訴する。また、犯罪事実の調査は調査機関に依頼する。だが、ネット犯罪による権利侵害は非常に速いため、逐一権利者が司法救済のため裁判所へ民事、刑事訴訟を提出しなければ権利侵害者に権利侵害責任を追及できないなら、権利侵害対策は追いつかない。

インターネットでの各種権利侵害は何れもインターネットサービスの提供者(以下、ISP 業者という)が提供したサービスを介したものであることを考慮し、ISP 業者にインターネットで流通する権利侵害資料を削除するよう直接に要請することは、効率的な方法である。なお、2009 年、著作権法第六章の一において「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」が追加された後、殆どの ISP 業者は「通知と削除」に従わなければならぬので、権利者は権利者の身分証明、知的財産の権利証明とほかの権利侵害関連資料を ISP 業者に直接に送って、当該権利侵害したウェブサイトの情報の削除を要請することをお勧めする。

**問題⑭**：模倣品販売サイトでは商標を使用し、模倣品を販売しているが、実際に送られた商品には商標がついていない場合、商標権侵害として訴えることができるか？

販売サイトに商標が掲載しているのであれば、販売の申出に商標を使用しているため、商標権侵害が成立する。たとえ送られてきた商品に商標が使用されておらず、商品自体は商標権侵害に該当しなくとも、販売サイトの方は商標権侵害を構成するので、知財警察に訴えることができる。

また、ホームページにて正規品メーカーが使用している写真等をそのまま転用している場合、著作権法違反に該当し、著作権法違反としての責任を追及することができる。詳細は、第五章第二節をご参照。

**問題⑮**：ドメインネームに商標権登録のある文字を入れることは商標権侵害として訴えられるか？

経済部智慧財産局（89）智商 980 字第 890015273 号「他人の登録商標をドメイン名にし、ウェブページ又はその他の情報において、当該商標権者と同一又は類似の商品又は役務を提供することを表徴することは、商標権の侵害に該当することになりうる」と示さ

れているため、他人の登録商標をドメイン名として登記することは商標法の違反になるおそれがある。商標権者は当然商標法関連規定により権利を主張することができる。

また、公平交易法第22条第1項において、「事業者はその営業において提供する商品又は役務において、次に掲げる行為をしてはならない。一、著名な他人の氏名、商号若しくは社名、商標、商品の容器、包装、外観又は他人の商品を示すその他の表徴をもって、同一若しくは類似の商品に同一又は類似の使用をしたため、他人の商品と混同を生じさせたり、当該表徴を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為。二、著名な他人の氏名、商号若しくは社名、標章又は他人の営業、役務を示すその他の表徴をもって、同一若しくは類似の役務に同一又は類似の使用をしたため、他人の営業若しくは役務の施設又は活動と混同させる行為」と規定されている。そのため、他人の商標をドメイン名として登録した場合において、権利者は公平交易法により権利を主張することができる。ただ、同条第2項において、第1項により主張できる場合は「未登録」の商標に限ると規定されているので注意が必要である。商標が他人のドメイン名として使用された場合、権利者は法により権利を主張することができるほか、TWNIC（財団法人台湾網路資訊中心）が公布した「網域名稱爭議處理辦法(ドメイン名争議処理弁法)」により苦情を申立てることもできる。詳しい内容は第五章の第三節をご参照ください。

## 添付資料

### 商標法（抜粋）

#### 第 68 条

商標権者の同意を得ず、販売を目的として、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害となる：一、同一の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用した場合。二、類似の商品又は役務に、登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。三、同一又は類似の商品又は役務に、登録商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

#### 第 69 条

商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、その除去を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、侵害防止を請求することができる。商標権者が前項の規定により請求するとき、商標権侵害に係る物品及び侵害行為に利用される原料又は器具を廃棄するよう請求することができる。但し、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を斟酌した後、その他の必要な処置を行うことができる。

商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。

前項の損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから 2 年間行使しないと消滅する。侵權行為があったときから 10 年を経過した場合も同様である。

#### 第 70 条

商標権者の同意を得ず、次のいずれかに該当する場合は、商標権侵害とみなす：一、他人の著名な登録商標であることを知りながら、同一又は類似の商標を使用して、該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合。二、他人の著名な登録商標であることを知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム又はその他営業主体を表徴する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性又は信用・名誉を損なうおそれがある場合。三、第 68 条の商標権侵害に該当するおそれがあることを知りながら、商品又は役務と結び付いていないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のある物品を製造、所持、展示、販売、輸出又は輸入する場合

#### 第 71 条

商標権者は損害賠償を請求する場合、次の規定により逐一して請求することができます。一、民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明する

ための証拠方法を提供できない場合は、商標権者はその登録商標を使用して通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除し、その差額を蒙った損害とすることができます。二、商標権侵害行為によって得た利益による。商標権を侵害した者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、該商品を販売して得た収入の全部を所得利益とする。三、押収した商標権侵害に係る商品の小売単価の 1500 倍以下の金額。但し、押収した商品が 1500 個を超えた場合は、その総額を賠償額とする。四、商標権者が他人の使用を許諾して受け取るロイヤリティーの金額をその損害とする。

前項の賠償金額が明らかに不適当である場合、裁判所はこれを斟酌して減額することができる。

---

### **第 95 条**

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次のいずれかに該当する場合は、3 年以下の懲役、拘留若しくはニュー台灣ドル 20 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する：一、同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。二、類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。三、同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。

---

### **第 97 条**

他人の行った前二条の商品であることを知りながら、販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入した場合は、1 年以下の懲役、拘留若しくはニュー台灣ドル 50,000 元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。」

## 著作権法（抜粋）

### 第84条

著作権者または製版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

### 第85条

著作人格権を侵害した者は、損害賠償責任を負わなければならない。財産上の損害ではない場合においても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。

前項の侵害について、被害者は著作者の氏名もしくは名称の表示、内容の訂正、またはその他名誉回復に適当な処分を請求することができる。

### 第87条

次の各号のいずれかに該当するときは、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権または製版権を侵害したものとみなす。一、著作者の名誉を侵害する方法でその著作物を利用した場合。二、製版権を侵害するものと明らかに知っているながら頒布した、または頒布を意図して公開陳列もしくは所持していた場合。三、著作財産権者もしくは製版権者から複製についての許諾を受けていない複製物もしくは出版物を輸入した場合。四、著作財産権者の同意を得ずに著作物の原作品もしくはその海外で適法な複製物を輸入した場合。五、コンピュータープログラムの著作財産権侵害にかかる複製物を営業に使用した場合。六、著作財産権侵害にかかるものであることを明らかに知っているながら、所有権の移転もしくは貸与以外の方法により頒布した、または著作財産権侵害にかかるものであることを明らかに知っているながら、頒布を意図して公開陳列もしくは所持していた場合。七、著作財産権者の同意もしくは許諾を得ずに、公衆がインターネットを通じて他人の著作物を公開伝達もしくは複製して著作財産権を侵害するのに供用することを意図して、公衆に著作物の公開伝達もしくは複製ができるコンピュータープログラムまたはその他の技術を提供し、利益を受けた場合。

前項第七号の行為者が、広告またはその他積極的な措置を採取して、公衆にコンピュータープログラムまたはその他技術を利用して著作財産権を侵害することを教唆、誘引、煽動、説得しているとき、当該号の意図を有する。

### 第88条

故意または過失により他人の著作財産権または製版権を不法に侵害した者は、損害賠償責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは、連帶して賠償責任を負う。

前項の損害賠償につき、被害者は次の規定により択一して請求することができる。一、民法第216条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、その権利行使した通常の状況から予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利行使して得た利益を差引いた差額をもって、その受けた損害の額とすることができる。二、侵害行為により侵害者が得た利益を請求する。但し、侵害者がその原価または所要費用を証明できない場合は、その侵害行為により取得した全部の収入をその得た利益とする。

被害者が容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対して侵害の情状を斟酌してニュー台湾ドル1万元以上100万元以下の賠償額を算定するよう請求することができる。損害行為が故意に為され、且つ情状が重大である場合は、賠償額をニュー台湾ドル500万元まで増やすことができる。

#### **第90条の4**

下記の規定に合致するインターネットサービスプロバイダーは、第90条之5～第90条之8の規定を適用する：

- 一、契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、利用者にその著作権又は製版権にかかる保護措置を告知していて、かつ、当該保護措置を確実に履行している。
- 二、契約、電子伝送、自動探知システム又はその他の方法をもって、利用者に権利侵害の事実が三回あった場合、全部又は一部のサービスを終了とすると告知している
- 三、通知文書を受け取る連絡窓口の情報を公告している。
- 四、第三項の通用認証または技術技術措施を執行している。

接続サービス・プロバイダーは著作権者または製版権者から利用者による権利侵害行為に関する通知を受けた後、当該通知を電子メールで当該利用者に転送したときは、前項第一号の規定を満たしたものとみなす。

著作権者又は製版権者が著作権又は製版権を保護するための通用認証又は技術保護措置を提供し、主務官庁により許可を得たときは、インターネットサービスプロバイダーはこれに協力して実施しなければならない。

#### **第90条の5**

次に掲げる事情に該当する場合、接続サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版権への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。

一、伝送した情報は利用者の発信又は要求によるものである。

二、情報の伝送、送信、リンク又は保存が自動化技術により行われ、かつ、接続サービス・プロバイダーは伝送情報について如何なる選別又は修正も行っていない

## **第90条の6**

次に掲げる事情に該当する場合、キャッシング・サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版権への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、アクセスした情報を変更しなかった。二、情報提供者が当該自動的にアクセスしたオリジナル情報を修正、削除又は遮断した際に、自動化技術により同一の処理を行った。三、著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。

## **第90条の7**

次に掲げる事情に該当する場合、インフォメーション・ストレージ・サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版権への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、利用者が権利侵害行為に係わっていることを知らない。二、利用者の権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない。三、著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。

## **第90条の8**

次に掲げる事情に該当する場合、検索サービス・プロバイダーはその利用者による他人の著作権又は製版権への侵害行為に対し、賠償責任を負わない。一、検索又はリンクした情報が権利侵害に係わっていることを知らない。二、利用者の権利侵害行為から直接に財産上の利益を得ていない。三、著作権者又は製版権者から利用者が権利侵害行為に係わっているとの通知があった場合、直ちに当該権利侵害に係わる内容又は関連情報を削除又は他人のアクセスを不能にする。

## **第91条**

無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役または拘留に処し、又はニュー台灣ドル75万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

販売または貸与を意図して、無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役または拘留に処し、又はニュー台灣ドル20万元以上200万元以下の罰金を併科できる。

光ディスクに複製する方法で前項の罪を犯した者は、6ヶ月以上5年以下の懲役に処し、またはニュー台灣ドル50万元以上500万元以下の罰金を併科する。

著作物を個人的に参考し、または公正に使用した場合、著作権侵害を構成しない。

## **第91条の1**

---

無断で所有権を移転する方法で、著作物の原稿またはその複製物を散布し、他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役または拘留に処し、又はニュー台灣ドル50万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。著作財産権を侵害する複製物であると明らかに知りながら、散布、または散布を意図して公開陳列または所持した者は、三年以下の懲役に処し、又はニュー台灣ドル7万元以上75万元以下の罰金を併科できる。前項の罪を犯し、その複製物が光ディスクであるときは、6ヶ月以上3年以下の懲役に処し、またはニュー台灣ドル20万元以上200万元以下の罰金を併科することができる。但し、第八87条第4号の規定に違反して輸入された光ディスクは、この限りではない。前二項の罪を犯した者がその物品の出所を供述し、これにより事件が進展した場合、その刑を軽減することができる。

---

## **第92条**

---

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開演出、公開伝送、公開展示、改作、編集、貸与することにより、他人の著作財産権を侵害した者は、三年以下の懲役または拘留に処し、または75万元以下の罰金を科し、またはこれを併科する。

## 専利法（抜粋）

### 第 96 条

特許権者がその特許権侵害者に対して、侵害の除去を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

特許権者は、故意または過失によりその特許権を侵害した者に対して、損害賠償を請求することができる。

特許権者が第一項の請求をする時、特許権侵害にかかる物品または侵害行為に用いた原料または器具について、廃棄処分またはその他必要な措置を請求することができる。

専用実施権者はその実施権の範囲内で前三項の請求をすることができる。但し、契約に別の約定がある場合、その約定に従う。

発明者の氏名表示権が侵害された時、発明者の氏名を表示すること、またはその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

第二項及び前項に定める請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時から 2 年以内に行使しなければ消滅する。当該行為があった時点から 10 年を超えた場合も同じとする。

### 第 97 条

前条の損害賠償につき、次のいずれかの方法により損害を計算することができる。一、民法第 216 条による。ただし、その損害を証明するための証拠が提出することができない場合、実用新案権は、その権利の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の実用新案権の実施により得られる利益を差し引いた金額をその損害額とすることができる。二、侵害者が侵害行為により得た利益による。三、当該実用新案権の実施許諾により得られる合理的な実施工料を基礎にしてその金額を計算する。

前項の規定により、もし侵害行為が故意である場合、裁判所は被害者の請求に応じ、侵害状況に基づき損害額以上の賠償を決定することができる。ただし、証明済みの損害額の三倍を超えてはならない。

# インターネットサービスプロバイダー民事免責事由実施弁法

公布日：2009年11月17日

## 第1条

本弁法は、著作権法（以下「本法」という）第90条之12の規定により制定する。

## 第2条

本法第90条之4第1項第3号にいう情報連絡窓口は、下記の事項を明記しなければならない：

- 一、連絡窓口の氏名または名称、住所、電話番号、FAX番号およびメールアドレス。
- 二、使用可能な電子署名のフォーマットまたは電子署名が不要であることの説明。

## 第3条

本法第90条之6ないし第90条之8にいう通知は、下記の事項を明確にし、著作

権者、製版権者、独占ライセンスを受けた者（以下「権利者」という）または権利者の代理人が署名または押印しなければならない：

- 一、権利者またはその代理人の氏名または名称、住所及び電話番号、FAX番号およびメールアドレスまたはその他自動連絡方式の説明。
- 二、侵害された著作物または製版物の名称。
- 三、著作権または製版権侵害にかかる内容の削除請求、または他人がアクセスできないようにする声明の請求。
- 四、インターネットサービスプロバイダーが当該権利侵害にかかる内容を認知できる関連情報及びそのアクセスルート。
- 五、権利者は、権利侵害にかかる内容が適法なライセンスを受けていないこと、または著作権法に違反することを善意に基づき信じていることを表明する陳述。
- 六、不実があることにより他人が損害を受けた場合、権利者が法的責任を負うことを明記する。

前項の通知は、書面または電子署名された文書を用いて、郵送、ファックスまたは電子メールの方法で通知しなければならない。但し、インターネットサービスプロバイダーが権利者を判別する制度を提供している場合、または権利者またはその代理人と別段の約定がある場合、その制度または約定に従う。

代理人の名義で第一項の通知を提出する場合、その同時に権利者から委任を受けたことを声明し、権利者の氏名または名称を明記しなければならない。

同一のシステムまたはインターネットで、複数の著作物または製版物が権利侵害に関係しているとき、権利者またはその代理人は同一の通知でこれを行うことができる。

#### 第 4 条

権利者またはその代理人の通知が前条の規定に合致しない場合、インターネットサービスプロバイダーは補正するよう通知することができる。

前項の補正通知は、インターネットサービスプロバイダーが権利者またはその代理人から通知された翌日から五営業日以内に行わなければならない。

権利者またはその代理人は、補正通知を受けた翌日から五営業日以内に補正しなければならない。それまでに補正しなかった、または補正が完全ではない場合、通知を提出していないものとみなす。

第一項の補正通知は、権利者またはその代理人がインターネットサービスプロバイダーに通知した方式で通知しなければならない。但し、別段の約定がある場合、その約定に従う。

第一項の形式不備の通知または第三項の補正していないまたは補正が完全ではない場合、インターネットサービスプロバイダーに権利侵害の事情を知らせた根拠とすることができない。

#### 第 5 条

本法第 90 条之 9 第 2 項のいう回復通知（復旧要請）は、下記の事項を明記し、利用者またはその代理人が署名または押印しなければならない：

一、利用者またはその代理人の氏名または名称、住所及び電話番号、ファックス番号またはメールアドレス。

二、削除された内容またはアクセスできなくなった内容の復旧を要請する声明。

三、インターネットサービスプロバイダーに当該内容を十分に知らせることができる関連情報。

四、利用者が善意に基づき当該内容を利用する適法な権利を有すると認めており、当該内容が削除されたこと、または他人がアクセスできないようにしたことは、権利者またはその代理人の不実または錯誤によるものであることを表明する陳述。

五、ストレージサービスプロバイダーが、回復通知（復旧要請）を権利者またはその代理人に転送することに同意すること。

六、不実があったことにより他人が損害を受けた場合、利用者は法的責任を負う旨を明記する。

前項の回復通知（復旧要請）は、書面または電子署名された文書を用いて、郵送、ファックスまたは電子メールの方法で通知しなければならない。但し、インターネットサービスプロバイダーが電子メールは電子署名を必要としないと認める場合、この限りではない。

代理人の名義で第一項の回復通知（復旧要請）をする場合、その同時に利用者から委任を受けたことを声明し、利用者の氏名または名称を明記しなければならない。

## 第 6 条

回復通知（復旧要請）が前条規定に合致しない場合、ストレージサービスプロバイダーは補正するよう通知しなければならない。

前項の補正通知は、ストレージサービスプロバイダーが利用者またはその代理人から回復通知された翌日から五営業日以内に行わなければならない。

利用者またはその代理人は、補正通知を受けた翌日から五営業日以内に補正しなければならない。それまでに補正しなかった、または補正が完全ではない場合、通知を提出していないものとみなす。

第一項の補正通知は、利用者またはその代理人がストレージサービスプロバイダーに通知した方式で通知しなければならない。但し、別段の約定がある場合、その約定に従う。

## 第 7 条

本弁法は公布日をもって施行する。

# 公平交易委員会の事業者による著作権、商標権、專利権の侵害に対する警告書の送付に関する処理原則

2015年12月24日発布

## 一、（目的）

公平交易委員会（以下「本会」という）は、事業者の公平な競争を確保するため、取引秩序の維持のため、事業者が著作権、商標権または專利権を濫用し、競争相手に対して不当に對外的に警告書を送付することにより生じる不公平な競争事件を有効に処理するため、本処理原則を制定する。

## 二、（用語定義及び適用対象）

本処理原則でいう事業者による警告書の送付とは、事業者が以下の方法で事業者自身または他の事業者の取引相手もしくは潜在的な取引相手に、事業者の所有する著作権、商標権または專利権を他の事業者が侵害している旨を發散する行為をいう：

- (一) 警告書。
- (二) 敬告書。
- (三) 弁護士書簡。
- (四) 公開書簡。
- (五) 新聞広告。
- (六) 事業者自身または他の事業者の取引相手もしくは潜在的な取引相手に対するその他の通知書面。

## 三、事業者が次に掲げる権利侵害確認手続きの一つを実行してから、はじめて警告書を送付した場合、著作権法、商標法または專利法に基づいた権利行使の正当行為である：

- (一) 裁判所の第一審判決により、確かに著作権、商標権または專利権の侵害を受けたと認められた場合。
- (二) 著作権審議及び調停委員会の認定により著作権の侵害を受けたと認められた場合。
- (三) 専利権の侵害の可能性のある対象物を鑑定のために専門機関へ送って鑑定報告書を取得し、かつ書簡送付の事前または同時に侵害の可能性のある製造業者、輸入業者または代理業者に、侵害排除を要請した場合。

事業者が第一項第三号後段の侵害排除通知をしなかったが、事前に権利救済手続きを採取した、または合理的に可能な注意義務を尽くした、または通知が客観的に不可能である、または具体的な事実証拠により通知の受領者が権利侵害争議をすでに知っていることが十分に認められる場合、すでに侵害排除の通知手続きを行ったものとみなす。

#### 四、（著作権法、商標法または專利法に基づく権利行使の正当行為、その2）

事業者が次の各号に掲げる権利が侵害を受けたことを確認する手続きを行ってから警告書を送付した場合、著作権法、商標法または專利法に基づいた権利行使の正当行為である：

- (一) 書簡送付前にすでに事前または同時に侵害の可能性のある製造業者、輸入業者または代理業者に侵害排除の要請を通知している場合。
- (二) 警告書に著作権、商標権または專利権の明確な内容、範囲及び侵害を受けた具体的な事実（例えば係争権利がいつ、どこで、どのように製造、使用、販売または輸入されたか等）が明記され、書簡受領者が権利侵害の可能性があるとの事実を十分に知ることができる。

事業者が前項第一号の侵害排除通知をしなかったが、事前に権利救済手続きを採取した、または合理的に可能な注意義務を尽くした、または通知が客観的に不可能である、または具体的な事実証拠により通知の受領者が権利侵害争議をすでに知っていることが十分に認められる場合、すでに侵害排除の通知手続きを行ったものとみなす。

#### 五、（法律效果）

事業者が第三点または第四点に規定されている先行手続きを行わずに直接警告書を送付し、かつ取引秩序に影響するに足る欺罔または公平を明らかに逸する行為である場合、公平交易法第25条の違反を構成する。

事業者が第四点に規定されている先行手続きを行ってから警告書を送付したとしても、内容に不公平競争の事情に関わる場合、本会は具体的個別案件をみて、公平交易法の規定違反がないかを検視する。

(本処理原則は事業者が同一産業層の競合関係ではない事業者六、に対してその権利侵害を不当に對外的に発布する場合にも適用する)

事業者が同一産業層の競合関係ではない事業者に対してその著作権、商標権または專利権侵害の警告書を不当に對外的に発布することにより、不公平な競争の事情が生じた場合も本処理原則を適用する。

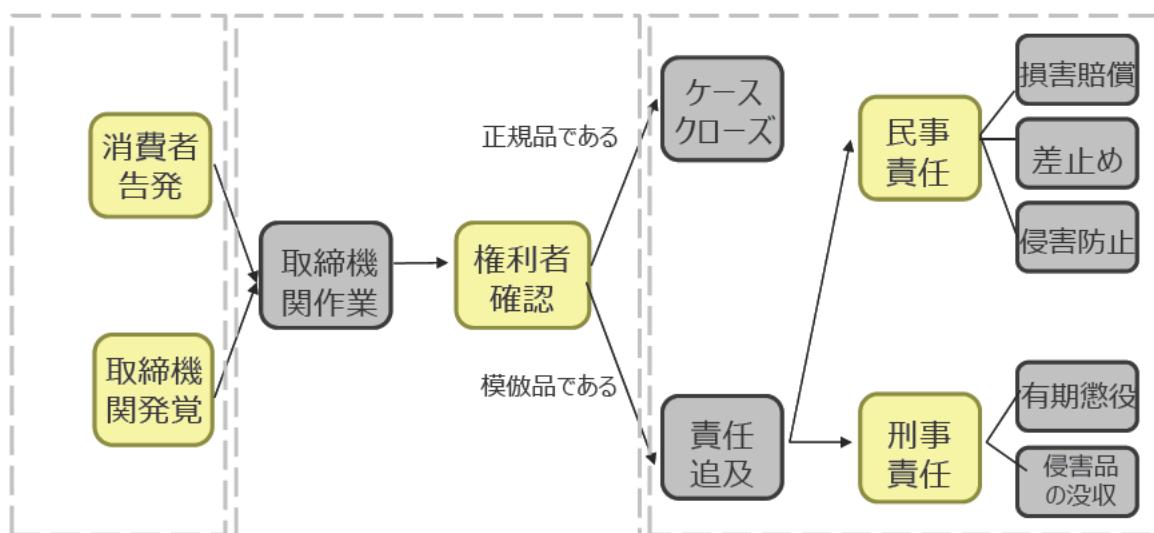
## インターネットを介した模倣品の対策

### 目次

1. その実態
2. 取締りの流れ
3. 責任追及

1

### 骨子



1. その実態

2. 取締りの流れ

3. 責任追及

2

## ～1.その実態～

---

3

### インターネットを介した模倣品問題

電子商取引の急速な発展に伴い、インターネットを介した模倣品問題に関する相談が増える一方。正規商品を取り扱う事業者に頭を悩ませるのみではなく、消費者にとっては、インターネットを介した取引のため、模倣品を購入したかどうかを判断する手段がなく、模倣品だと知らないまま購入した消費者も多いであろう。



Icon made by Freepik from www.flaticon.com

4

## 模倣品とは

模倣品とは、商標法・專利法（特許法）又は公平交易法に基づき権利行使できる者以外の者が作った有形物。



Icon made by Pixel perfect from www.flaticon.com



Icon made by smashicon from www.flaticon.com



Icon made by Skyclick from www.flaticon.com

キャラクター商品等(商標)

ブランド物等(商標)

特許商品等(専利)

---

5

## 海賊版とは

著作権法に基づく創作物を侵害するものも  
の侵害品の一種



Icon made by Greg Cresnar from www.flaticon.com



Icon made by Appzgear from www.flaticon.com



Icon made by Freepik from www.flaticon.com

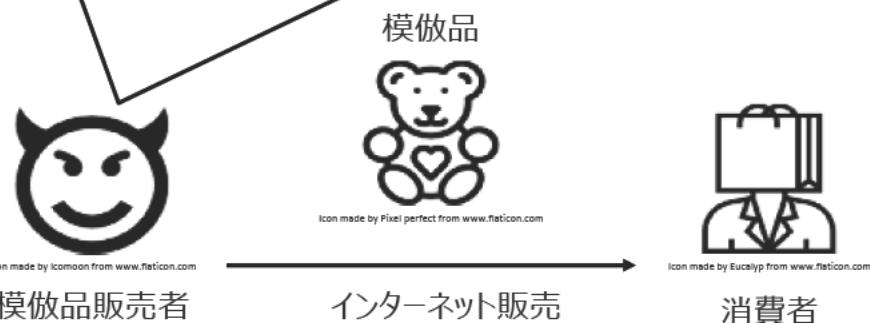
音楽、ビデオ、文学創作等

---

6

## 模倣品事例（商標法）

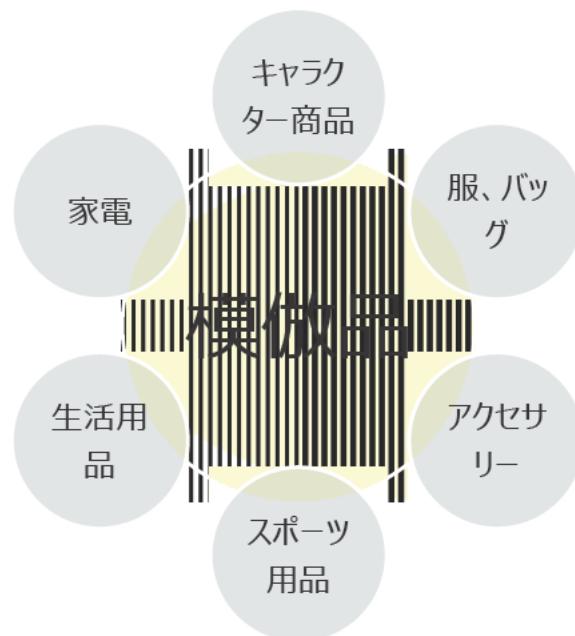
正規品と同じ工場の製品、並行輸入品、正規商品取扱い会社のわけあり品…



商標侵害するキャラクタ商品、ブランド品等を販売する模倣品業者は必ずしも製造者ではなく、多くの場合は小売商又は個人であり、「正規品」だが、ただ理由があつて安く売っているとの話術で販売する

7

## 模倣品事例（商標法）～種類



8

## 商標法保護要件

1. 商標法で定められる商標、証明標章、団体標章、団体商標であり、  
商標法に基づき登録されたもの（商標法第1条、第2条）
2. 消費者が商品又はサービスの出所を認識でき、識別性があるもの  
(商標法第5条)
3. その他登録できない理由がない（商標法第30条）



営業で使用されるもの又は使用意思があるものとは限らない。  
また、文字・図形・記号・色・立体・旋律等のどちらでも識別性  
があるものであれば、形式が問わない。

---

9

## 専利法（特許法）保護要件

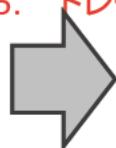
1. 技術的思想上、または外観デザイン上の創作である（単純な発見  
を排除する）（専利法第21条、第104条、第121条）
2. 新規性があるもの
3. 進歩性があるもの
4. 有用性（産業上の利用可能性）があるもの
5. その他登録できない理由がない（専利法第22条、第24条、第105  
条、第122条、第124条）

---

10

# 公平交易法（不正競争防止法）保護要件

1. **著名な視覚的な外観の特徴(トレードドレス)**であること：識別性がある又は長期的な使用により消費者が認識させ、その元を連想させること
2. 同じ又は類似な商品又はサービスに使用すること
3. 同じ又は類似な使用をすること
4. 他人の商品又はサービスと混同させるおそれがあること
5. **トレードドレス**が商標登録したことがない



商標法と専利法との保護要件と異なり、**登録が必要ではない**

11

## 正規品の保護要件

### 登録が必要

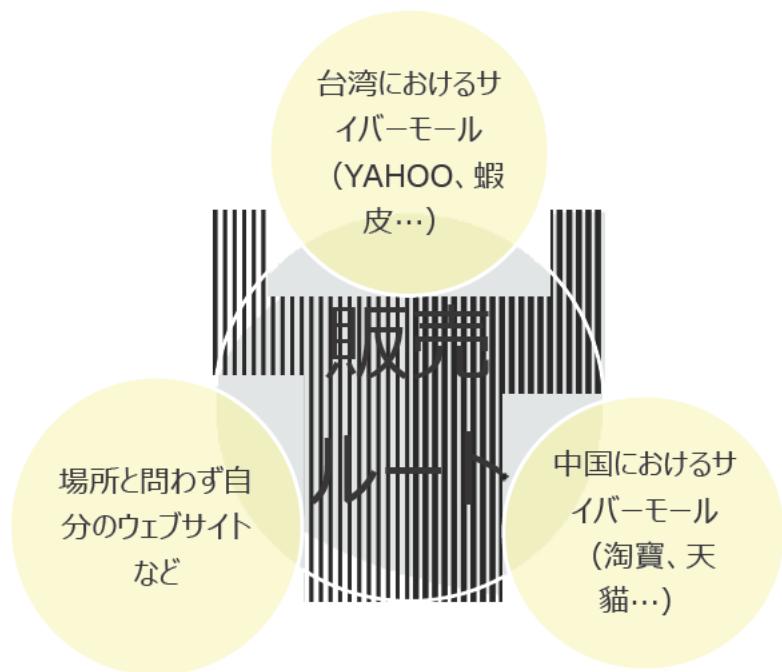
- 商標、証明標章、団体標章、団体商標（商標法）
- 技術的思想上、または外観デザイン上の創作（専利法）

### 登録が必要ではない

- **トレードドレス**（公平交易法）

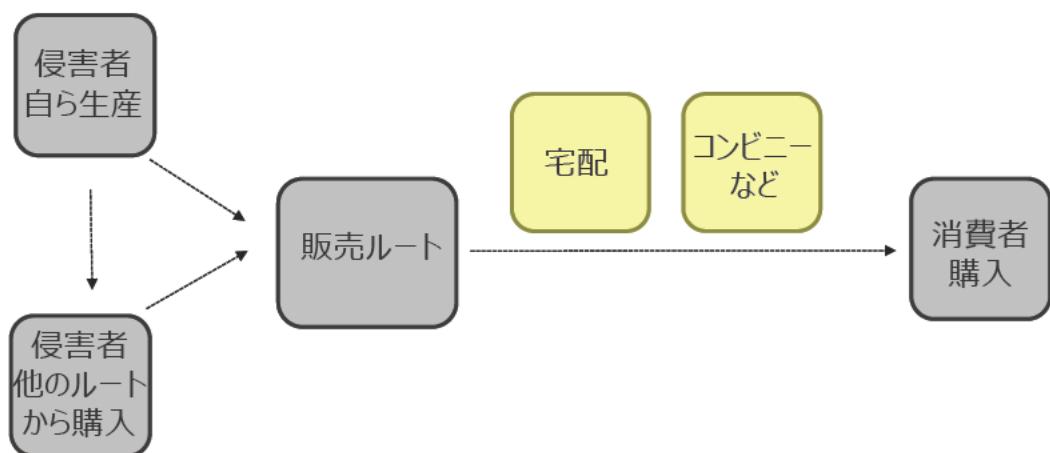
12

## 模倣品の販売ルート



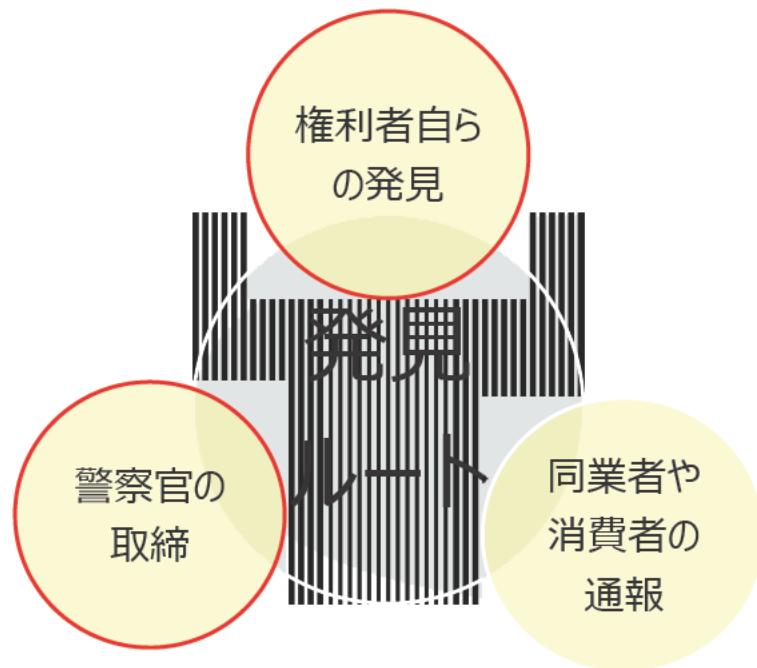
13

## 模倣品の販売流れ



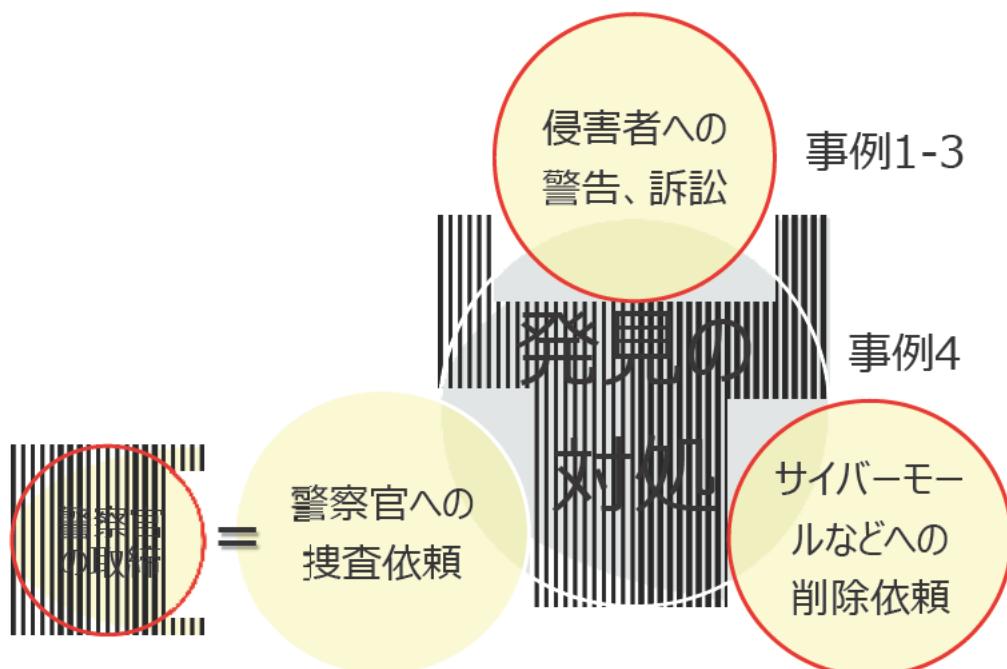
14

## 模倣品の販売元の発見



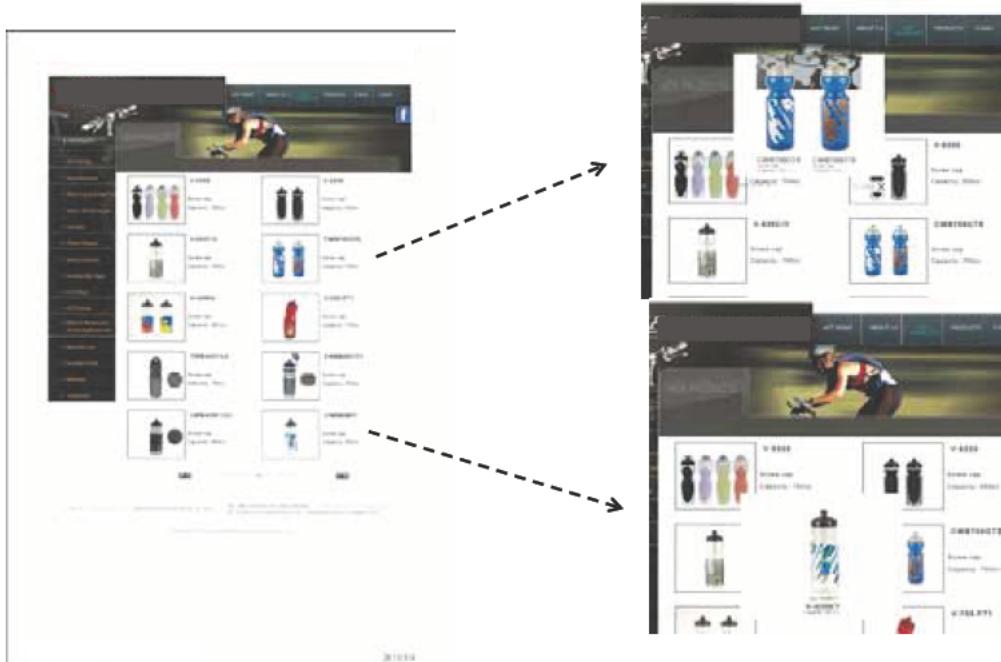
15

## 権利者発見の対処

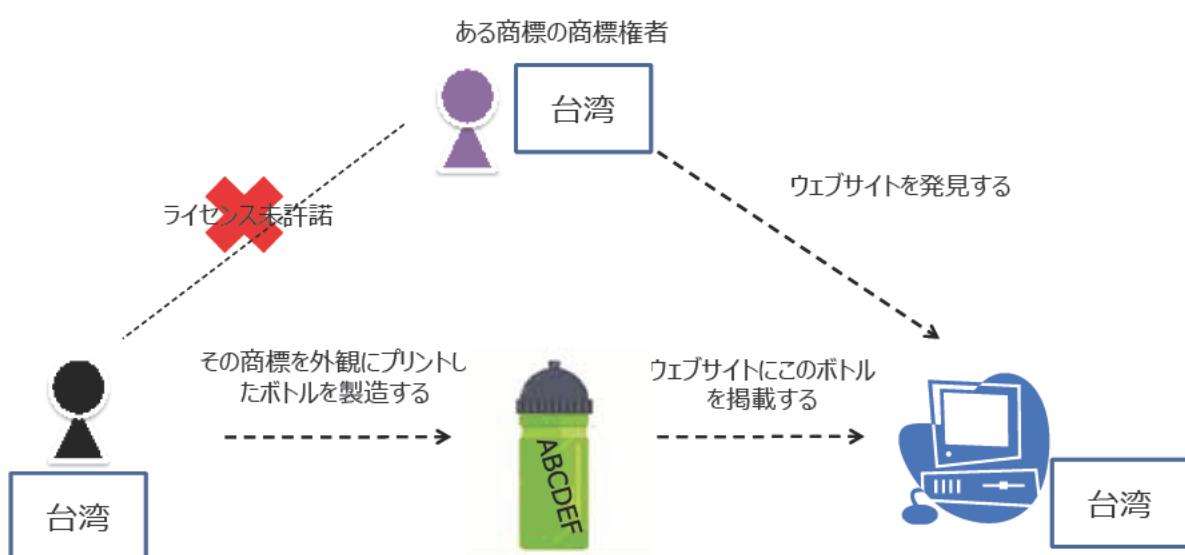


16

## 事例1：台湾会社のウェブサイトで自分の作った模倣品の販売



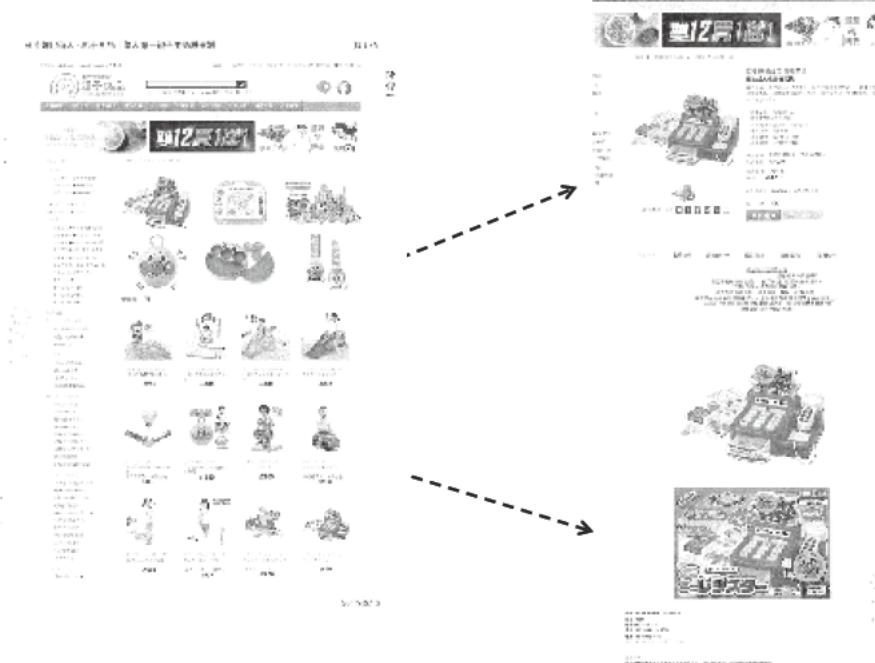
17



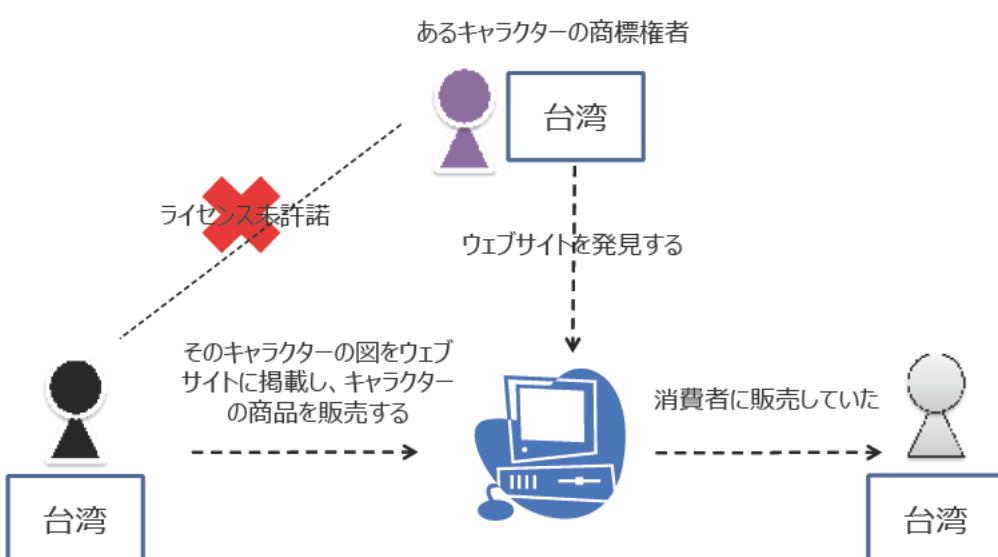
A社はある商標の商標権者からのライセンスが得ずにその商標をボトルの外観にプリントし、そのボトルを会社のウェブサイトに掲載した。  
商標権者はこのウェブサイトをみて、この商標権侵害の犯罪を発見し、警告書を送った。

18

## 事例2：台湾会社のウェブサイトで輸入品の販売



19



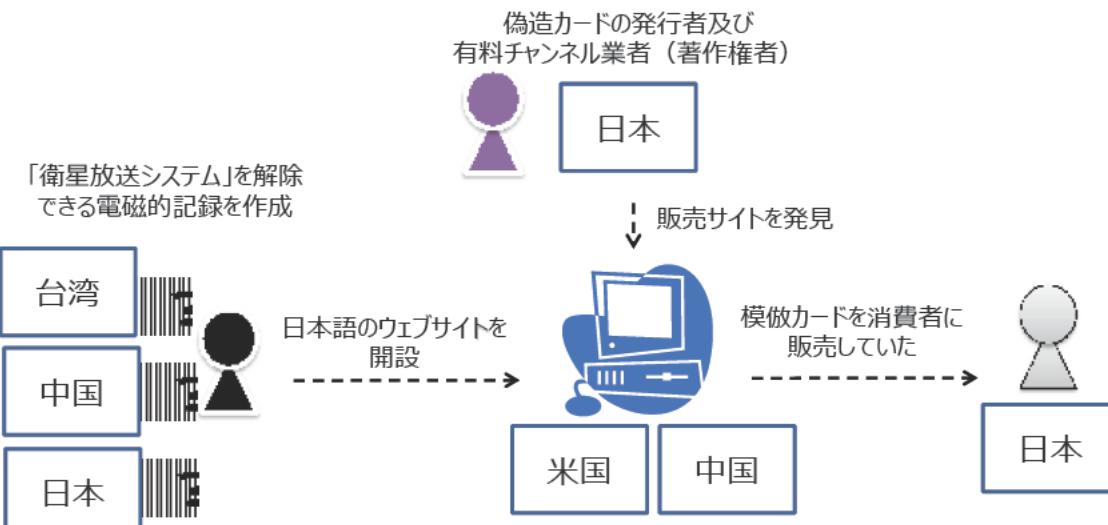
A社はあるキャラクターの商標権者からのライセンスを得ずにそのキャラクターの図をウェブサイトに掲載し、他社のそのキャラクターの商品を販売した。商標権者はこのウェブサイトをみて、この商標侵害の犯罪を発見し、警告書を送った。

20

## 事例3：日本語のウェブサイトでの模倣品の販売



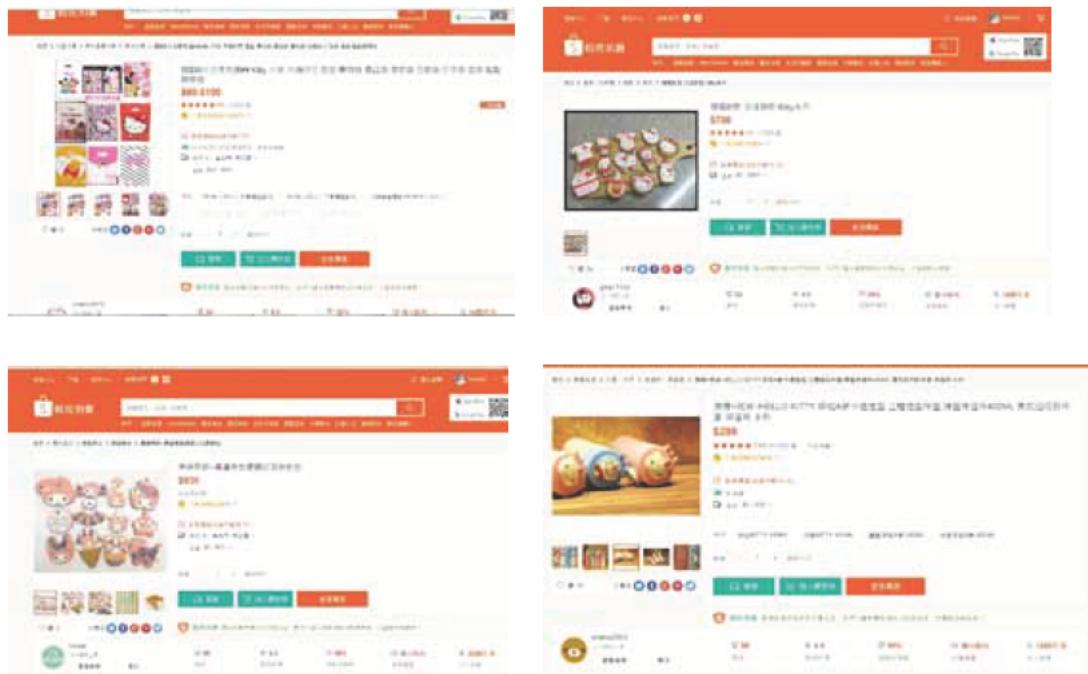
21



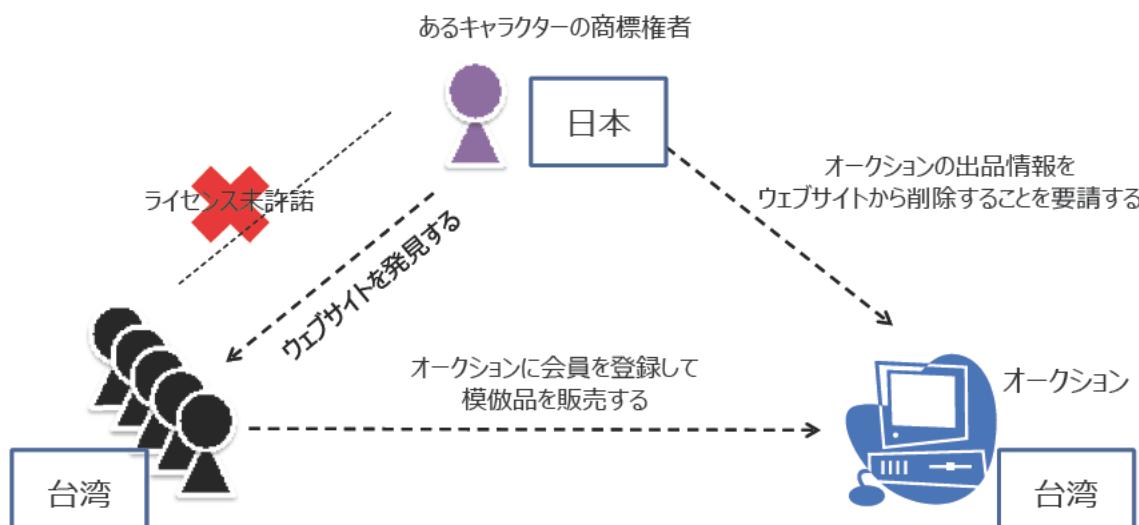
被告らは著作権者の合法的許諾を得ることなく、無断で「衛星放送システム」を解除できる電磁的記録を作成し、当該偽造の電磁的記録を不正改造衛星放送カードに書き込み、偽造カードを作成し、当該不法改造カードを使用した者に視聴料を支払わずに告訴人等の有料放送チャンネルにある視聴著作を視聴することを可能し、偽造カードをwww.tvblackcard.comサイトで公然と不特定の者に販售した。

著作権者はこのウェブサイトをみて、この侵害の犯罪を発見し、警察に通報し、訴訟も提出した。

## 事例4：SHOPEEなどのオークションでの模倣品の販売



23



侵害者らはあるキャラクターの商標権者からのライセンスが得ずにそのキャラクターの図を外観にプリントした商品をオークションで販売した。

あるキャラクターの商標権者はこのウェブサイトをみて、この商標侵害の犯罪を発見した。商標侵害の犯罪をSHOPEEなどのオークション運営会社に通報し、ウェブサイトから削除するよう要請した。

24

# 事業者の自主規定や通報システムの紹介

## サイバーモール業者

- アリババ、天猫など中国サイバーモール業者
- 蝦皮網、Yahoo、露天、PChomeなど台湾サイバーモール業者

## SNS業者

- Facebook、Lineなど

## インターネット接続事業者

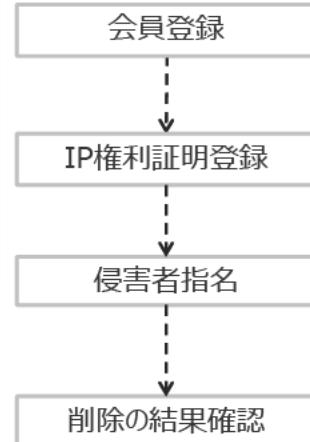
- 中華電信、台湾大など

25

## サイバーモール業者 アリババ、天猫



## 您如何在阿里巴巴保护知识产权？



27

## サイバーモール業者 Yahoo

### IP権利者侵害商品申立弁法

#### 商標又專利權權利人執導使用可品辦法

Yahoo!（以下「 Yahoo! 」）對於被侵權的商標、專利權在於台灣之情形，若經Yahoo!發現有以下情形：「可扣 簡單的商品」，七種以下所列之情形並不適用於該可扣之簡單商品，與不「賣場」及「專利權」皆不一樣，Yahoo!將要以法律手段止，並報明人執導使用者！報明人後。

如果這在現上何Yahoo!發現了：是否先有了：法律問題，專利權，這項權利不行依據以下法律標準，Yahoo!將要執行：「新規則為原則」。

請依Yahoo!商標審查備註或申之：「檢舉書件備註處理辦法」提出檢舉，方我公司將會依其內容：

#### 一、誰可以啟動檢舉出給外

我們（同檢舉）及「專利權」權利人可以啟動檢舉出給外，若下傳檢舉，將由檢舉者下傳檢舉人對此提出檢舉。

#### 二、檢舉本辦法外的規定

「廣告主不得以不真實之資訊上傳並非當事人Yahoo!將要可，我公司不採用，否則，Yahoo!將要對該中心將要充公該子：作弊，在此期間內不得上傳檢舉頁面。」

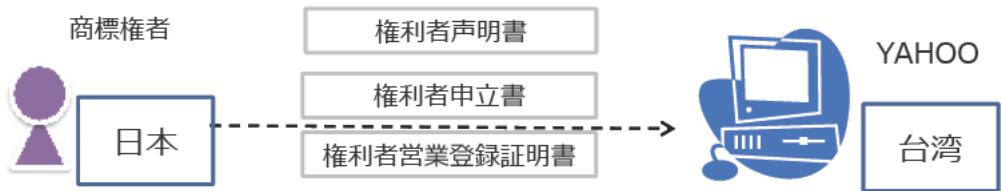
### 初回通報手順

#### 三、權利人如何提出檢舉



**警報中心**  
被檢無誤，將立即  
刪除違規商品。  
如有疑義，將與其  
聯繫。

28



第 1 次隨申請日文件傳真發送方式

一、說明事項：  
 標誌人申請「日本公司」  
 標誌人地址(地圖)(日本公司)  
 標誌人申請資料複印件原本(於2009/04/09, 並經利害關係人審查並註明公文發送, 請參閱公文附註)

二、傳真方式：  
 請以上傳件方式將至 Yahoo!奇摩傳真系統 (091-2343-3102)  
 請依標題之傳真系統, 在日本公司身後, 請勾記分輸入各項必填之傳真欄位。

(發稿說明：此傳真收件者為貴公司之總經理或 email 並為 Yahoo!奇摩傳真系統之收件人請參照：<http://auction.copyright.yahoolife.com>)  
 標誌人傳真者

本公司本公司，日本公司，以下聲明及保證本公司下列各項述明為真實，不為虛偽事實，本公司公司願負擔一切責任並願為 Yahoo!奇摩傳真服務二人互不侵犯之切實：

一、本公司與日本公司身為日本公司之總經理或 email 並為 Yahoo!奇摩傳真系統之收件人，日本公司。

二、本公司與日本公司就各種法律及營運相關事宜，簽署下列傳真代表本人/本公司就上傳標質指標文件。

完成

新嘉坡新嘉坡新嘉坡有限公司有限公司

## サイバーモール業者 露天

### IP-通報手順の紹介

包括概要

※ 各種規則・既定規則・決策規則等を総括して記載。契約規約並びに販売規約

如何報告

1. 告知：立即變更更多項並記錄。權利所有人工業局加註備註。權利監視

2. 備註：個人身分證明。權利所有工業局資料。法院判決為該品項指標文字工權利人。工務局決

**權利所有權人**

確認已綁定他標之可疑侵權資訊  
並採取法律行動確認Ruten申請人  
人員下架處置即可。

Ruten 露天拍賣

首先請先加入露天拍賣。只電子  
郵件內添上文字。直接及提供  
三聯資料表至露天拍賣即可。

收到後24工作小時內下架處  
置完成。

備註栏單獨用E-mail或傳真匯入  
PUB2文件給露天拍賣人員。



31

## サイバーモール業者 PChome

### 侵害争点処理原則

**PChome**

会員登録 | 我的店铺 | PChome

**PChome Online 著作権家庭 著作権爭議處理原則**

為保障著作權人之權益，PChome Online 請問家庭已針對各項服務內容與使用者不得利用PChome Online網站所提供之服務規範，並依著作權法第44條之二規定，訂定本著作権爭議處理原則。著作權人將依本處理原則所訂之相關規範，提出有關是否為著作權之通知，該種性質之通知使用者得依本處理原則所訂之相關規範，提出本項審查申請之通知。

**一、權利人之通知：**

當權利人依本原則第「二、著作権通知」之相關規範提出「著作権通知」時，即為「投訴者」，或「投訴者代理人」。倘右者皆無可考，以收件者為投訴者。

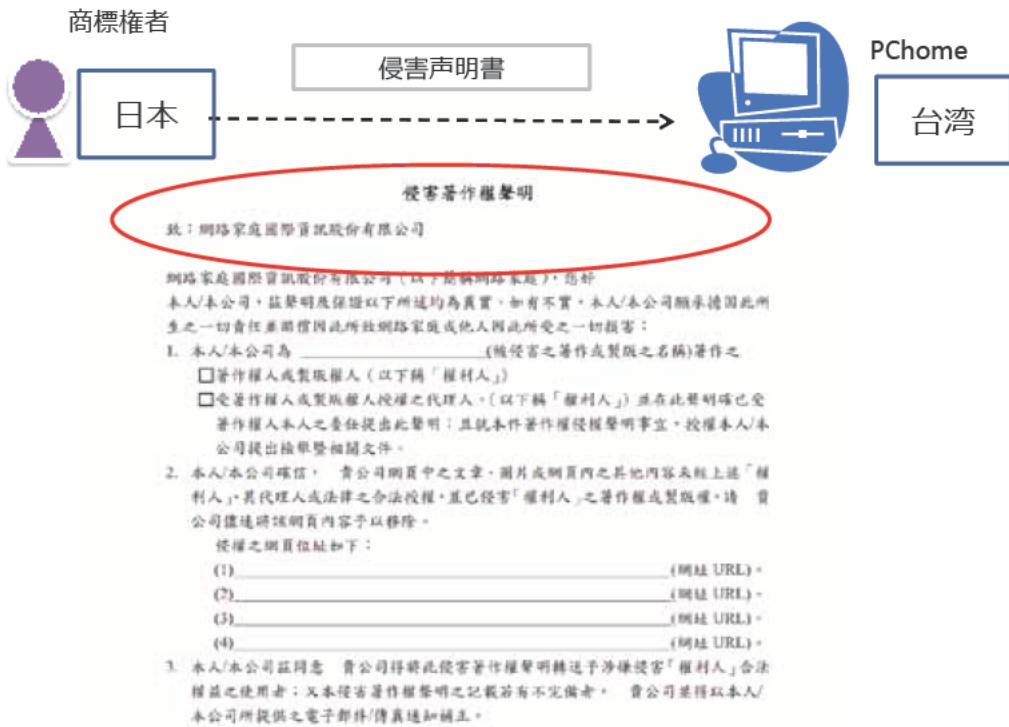
因電子交易之特性，本原則不適用於非電子交易之方式。

PChome Online 請問家庭會在收到通知後依本原則第「二、

- 退件回函：本公司會在收到通知後依本原則第「二、
- 通知：本公司會在收到通知後依本原則第「二、
- 信函：02-2702-6296
- 電子郵件信箱：mailto:02-2702-6296@pchome.com.tw

四、PChome Online 請問家庭，內部規範：

1. PChome Online 請問家庭將依本原則第「二、
2. 請問家庭會依本原則第「二、
3. 請問家庭會依本原則第「二、



33

## サイバーモール業者 蝦皮網

**IP侵害通報弁法**

智慧財產權侵權通知辦法

當您發現我們的資訊網為一個盜用盜圖的網站平臺，或是您的頁面或圖片被盜用時，請依照上圖流程依序提出貴司的智慧財產權侵權通知。

請直接到蝦皮網的說明後面要求刪除不與其權利人申請前盜權的明細，不得使用指扣他人智慧財產權的資訊。當您指扣後請將以下資料列印並傳真給蝦皮網，並註明資料以下列方式或郵寄：

- 被盜用或盜用的網站或頁面直接列印出來，並註明頁面內容是否為盜版或盜圖，討論權利人認為有剽竊情事上性質與與原權利人之相似度。
- 被盜用或盜用的方式而此網站的提出便接觸和主張移除兩點，羅列應該移除的說明，並被問到該資料為其把第三人所不喜歡而造成對藝術三才的影響法律責任。

請再將取得的證據轉貼上之後並標示了對於著作權、肖像權、討論利權等權利，如何由本始事件選擇去陳述，並說明將依據依據：

**一、您可以用多種途徑函件上**  
（尚未製作成文、函件收件人、權利人、被盜用權利人及該專案人（聯絡所專案工作），您可以再確定函件發出地點）

**二、權利人之法定地址**

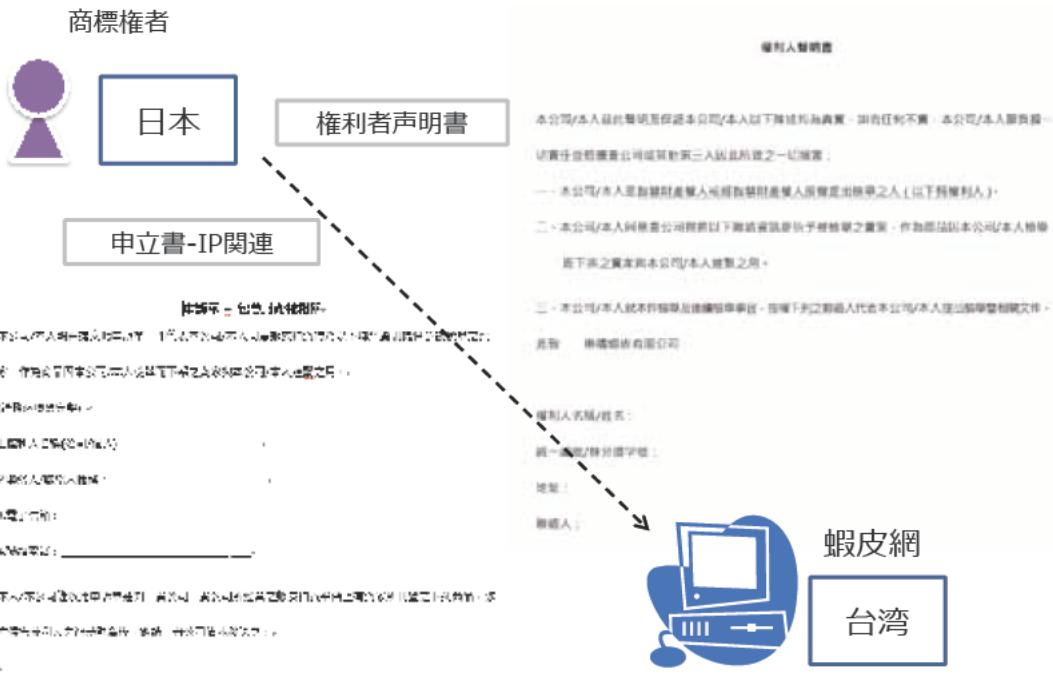
- 第一次通報：請將權利人姓名及聯絡專員，並轉附所有身分證件影印件(例如身分證影印件、或公司部分/辦公室地址影印件)以及證明其為盜版、盜權或盜用的證據(監視影印件)、委託互相反悔並簽名(support@shapen.tw)即可完成第一次通報。
- 之後如果：第一次之後之專案可逕行發送至專案工作(權利人即會收到)。

**三、假設權利人為個人：**以感「青少年教育資訊網」舉個簡單的範例來說，當該網站的權利人為某青少年教育資訊網，第三步就是：將其資訊列於權利人欄上標明該專案為此專案說明，並舉出其可能違反的法律之假設，舉凡類似知識產權之假設，像是類似知識產權之假設。

**四、假設權利人為團體：**

- 假設權利人為團體的地址是：請將於右欄寫的內容及相關文件發至總理，會員不近處處、總理和總理，總理總理萬能總理，總理總理萬能總理的郵箱，並回傳回郵箱，並以此Aqua總理萬能總理的郵箱和總理總理的郵箱，並回傳回郵箱，並以此Aqua總理萬能總理的郵箱和總理總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱。
- 假設權利人為團體的地址是：請以此Aqua總理萬能總理的郵箱和總理總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱。
- 假設權利人為團體的地址是：請以此Aqua總理萬能總理的郵箱和總理總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱，總理總理萬能總理的郵箱。

34



35

## SNS業者 Facebook

### 投訴商標侵權行為

### 商標侵害申立手順の紹介

何謂商標侵權？

如何投訴 Facebook 上的商標侵權行為？

我應該在商標投訴中加入哪些資訊？

因商標聲明而遭移除內容的用戶會收到哪些資訊？

我可以檢舉其他用戶侵犯他人商標的行為嗎？

我想要在 Facebook 上張貼內容，但不确定是否侵犯到某人的商標？

我已向 Facebook 提交商標投訴。接下來該怎麼做？

由於我發佈的內容侵犯智慧財產權（著作權或商標），因此被投訴該做什麼？

我在 Facebook 上看到一個第三方開發的應用程式侵犯我的著作權投訴？

如何在 Facebook 投訴違反智慧財產權（著作權或商標權）的廣告？

返回智慧財產權首頁

### 如何投訴 Facebook 上的商標侵權行為？

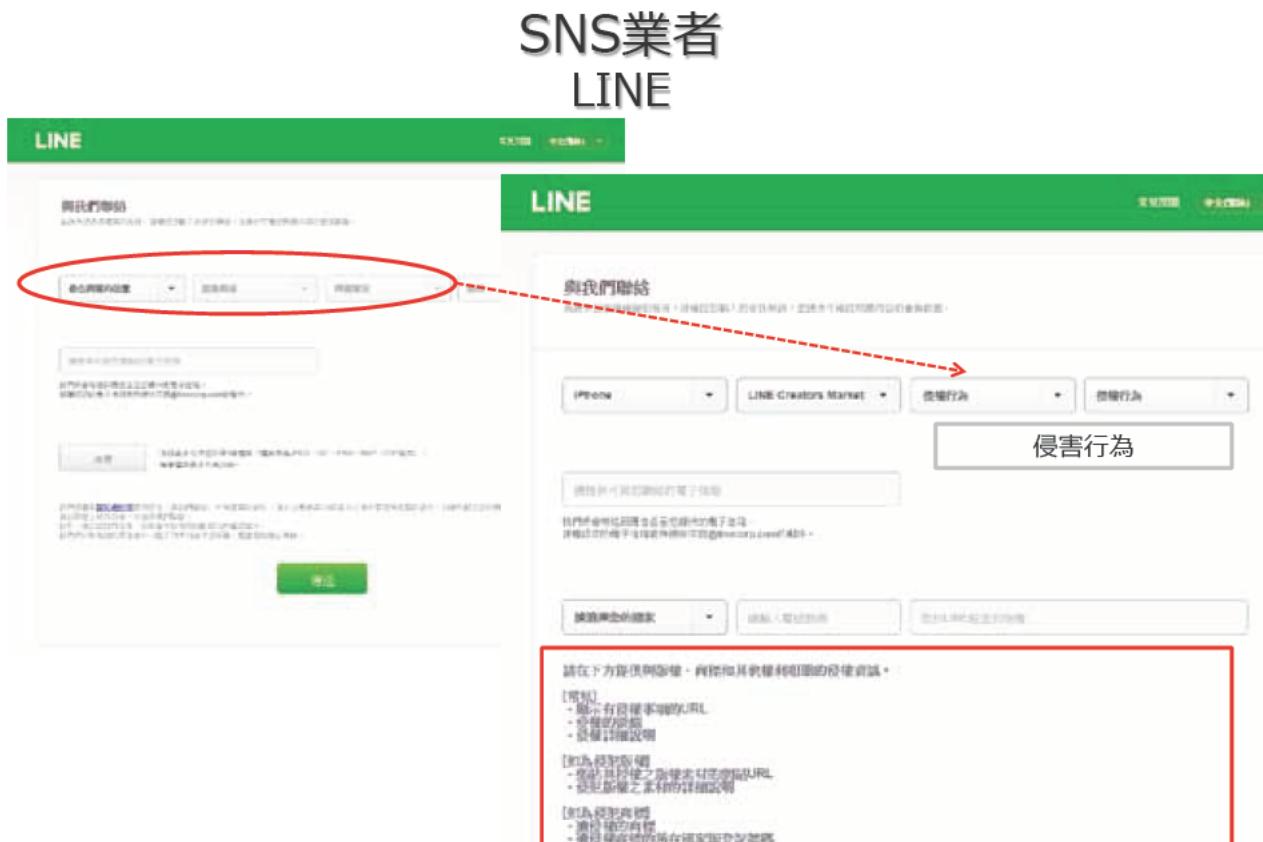
Facebook 無法直接處理第三方之間的爭議，因此沒有任何立場對需要進行某人的商標糾紛。或是於 Facebook 以外的真實世界採取行動的商標投訴採取行動。在上述情況下，聯絡 Facebook 可能無法取得所屬協助；建議您改為直接聯絡疑似侵犯您商標權的一方，請法官進行裁決。或採取其他司法途徑。如果您想投訴 Facebook 上疑似侵犯您商標權的內容，請確實檢查單。

請注意：提交商標侵權申訴是會造成法律後果的重大行為。在提交投訴之前，建議您直接傳達訊息給該內容的發佈者以解決此問題。您或許無需與 Facebook 聯絡，即可直接解決問題。

請注意：只有商標持有人或其授權代表能夠提交商標侵權投訴。如果您認為 Facebook 上有內容侵犯了他人的商標，您可以告訴其所有權人。

請注意：我們一般會向您投訴的內容發佈者。提供所有權人的姓名、您的電子郵件地址及聯絡電話。相關內容發佈者可能會根據您提供的資料聯繫您。因此，建議您提供一般常見的公司或服務單位有效電子郵件地址。

36



# インターネット接続事業者 中華電信



## IP-通報手順の紹介

著作權保護

問題 > 單行標頭

中華書局編印

- 为保障他人操作权，使用者不得利用本公司服务为损害他人操作权之行为，否则将承担法律责任。本公司保留操作者账号删除之权利，公告本公司操作权限通知之日起自动扣下。

— 權利人檢驗 —

- 寫作優點與短處之總覽窗口；寫作場景與問題與處理小組

• 標識碼：02-21927183

• 版權所有 : copyright@cht.com.hk

• 地址: 台北市中山区南京東路5段50號05

• 單據時間：週一至週五：8:30~17:30

- 下面接着看行程通知单（下图是接客行程通知单）

\* 挑戰方式：請上野田道宣「廢帝御作標榜詩」並發給或宣讀後，留下兩首詩之一。

1 德國

### 2. 布子阶段（播种）

**二、被檢舉人呂某，**本著作権係通知書不適用對健達服務使用者之授權範圍。

而稱之為體制和人權缺而對抗傳統人權的道德與法律。

· 不難體會他們是何等的愛人不難得

• 下面操作會清空或填滿如題《下面

#### • 漢語系口才 聽聽聽聽聽聽聽聽聽聽

• 网站链接 : [copyingright.com.tw](http://copyingright.com.tw)

39

商標權者



日本

侵害通知書



中華電信  
Chunghwa Telecom

侵权著作榜通知书

姓 名		性 别	
新加入(本人)	林明	男	配偶
配偶姓名(或直系亲属)	李晓	女	
选择新加入人从属地的			
<input checked="" type="checkbox"/> 大陆	新加入者选择其在大陆地区的居住地填写		
<input type="checkbox"/> 台湾			
<input type="checkbox"/> 海外			
<input type="checkbox"/> 香港特别行政区			
<input type="checkbox"/> 澳门特别行政区			
<input type="checkbox"/> 其他国家			
1. 本人目前居住地名：中国科学院上海生命科学研究院分子细胞生物研究所 是否已购房或承租地，未购房或承租地请根据以下情况选择不买 不承租或租住			
2. 本人目前工作地名和单位性质：中国科学院上海生命科学研究院分子细胞生物研究所 是否已购房或承租地，未购房或承租地请根据以下情况选择不买 不承租或租住			
3. 本人姓名：夏令营申请表和接待函不使用此。			
本人声明用假资料本人承担法律责任，本人因我冒充你单位 领走，你公司将追究本人法律责任。本人同意且一切法律责任由 本人承担。			

40

# インターネット接続事業者 台湾大

## IP-通報手順の紹介

The screenshot shows the Taiwan Mobile website with a red box highlighting the "IP-通報手順の紹介" (IP Reporting Procedure Introduction) section. The page includes navigation links like "公司概况" (Company Profile), "新闻媒体" (Media), "社群媒体" (Social Media), "社会责任" (Social Responsibility), "供应商管理" (Supplier Management), "人力网路" (Human Resource Network), "新闻中心" (News Center), and "重要公告" (Important Announcements). The main content area discusses IP reporting procedures and rights management.

**著作權政策內容**

為保障著作權人權益，本公司謹依著作權法相關規定，公告下列措施如下：

一、請用戶禁用他人著作或類版權，勿創建連結或上傳、下載或發送包含侵權之影音、圖片、音樂或文字等一切可能流入著作權或類版權之行為。若本公司遭權利人通知 著用戶涉有侵害其著作權者，本公司將依法處理；且 著用戶遭權利人二次指涉有侵權情事者，本公司得依法禁止 著用戶全部或部分之服務。

二、倘若權利人發現有本公司用戶侵害著作權，請權利人以下列事項通知本公司：

- 著作權人或被授權人之姓名或名稱、聯絡地址及相關資訊、聯繫電話、電子郵件地址及其他自動聯繫方式之說明。
- 被侵權之著作或類版權之名稱。
- 對於該著作或類版權之內容和所指之網址或函件之說明。
- 著作權人所屬之組織、組織或可證明內容由該組織所經營的連結著作或類版權之說明。
- 告明如何不使其他人繼續侵害，權利人將具法律責任。

三、公告本公司接收通知文件之聯繫窗口資訊如下：

- 信箱：臺灣大哥大數位法律公室
- 電郵：1100101@taiwanmobile.com.tw
- 電話：02-66662259
- 傳真號碼：02-66553222
- E-mail信箱：Customer@TaiwanMobile.com

四、如欲瞭解相關著作權之規定以及有關問題時，請參照經濟部智慧財產局網站【著作權GRA】<http://www.ipb.moe.gov.tw/>

41

## 事業者の自主規定や通報システムの比較

		IP 種類	侵害処理原則、 通報手順の紹介 など	申立表、権利者 声明書以外に必 要な手続き
サイバー モール業者	アリババ 天猫	IP全種類	✓	✓会員登録
	蝦皮網	IP全種類	✓	✗
	Yahoo	商標と特許	✓	✗
	露天	IP全種類	✓	✓会員登録
	PChome	著作	✓	✗

42

## 事業者の自主規定や通報システムの比較

		IP 種類	侵害処理原則、 通報手順の紹介 など	申立表、権利者 声明書以外に必 要な手続き
SNS業者	Facebook	商標	✓	✗
	Line	IP全種類	✗	✗
インターネット接続事 業者	中華電信	著作	✓	✗
	台湾大	著作	✓	✗

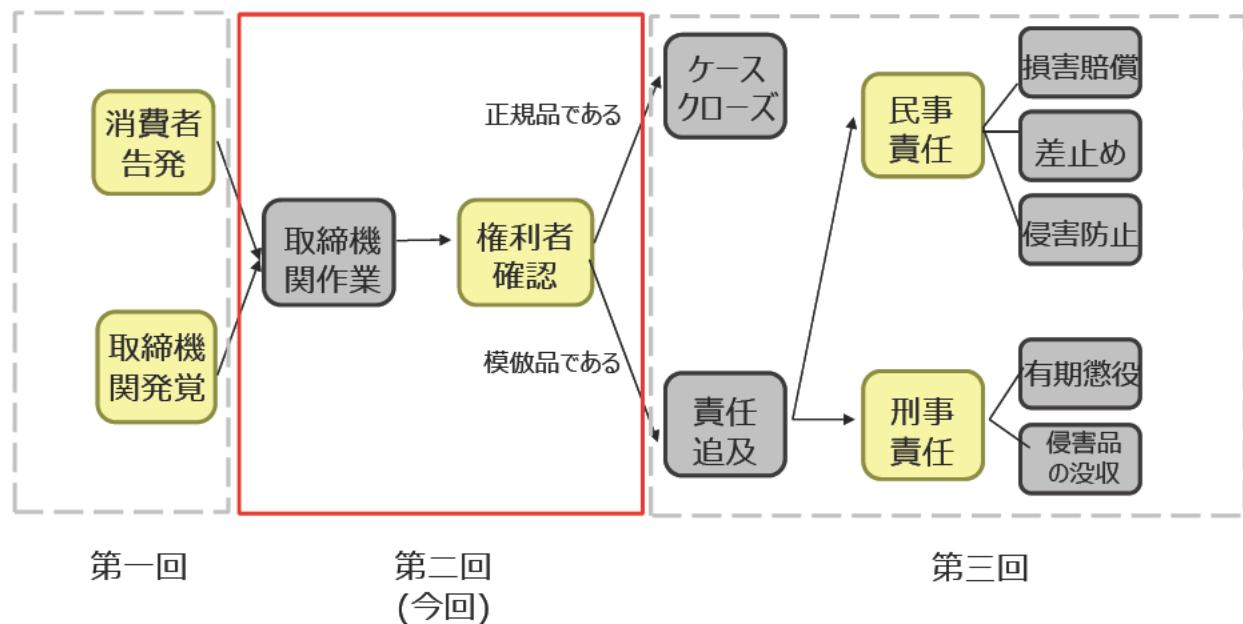
43

## ～2.取締りの流れ～

---

44

# 骨子



45

## インターネット上の模倣品の取締

インターネット上の模倣品を取り締まるには、立法機関による完備な法

制定、命令及び法執行機関による確実な取締に頼るだけでなく、権利

者も普段から予防措置を講じて、権利

侵害があったときに積極的に権利を守り、

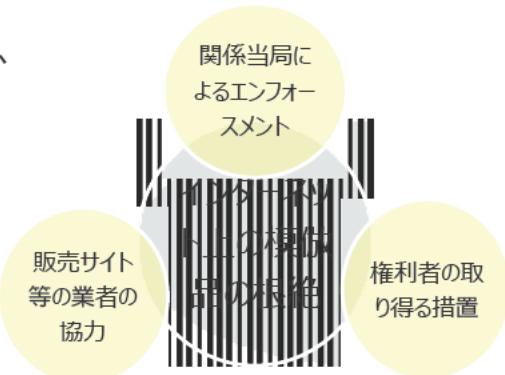
また販売サイト等の業者に権利者の証

拠収集に協力してもらい、必要に応じ

て法執行機関の取締に協力してもら

う必要があり、そうすることによりインター

ネット上の模倣品の流通を有効に根絶することができる。



46

# 関係当局によるエンフォースメント（法執行）

## 法律の制定(第一回参照)

- 専利法、商標法、著作権法などの知的財産権法

## 税関

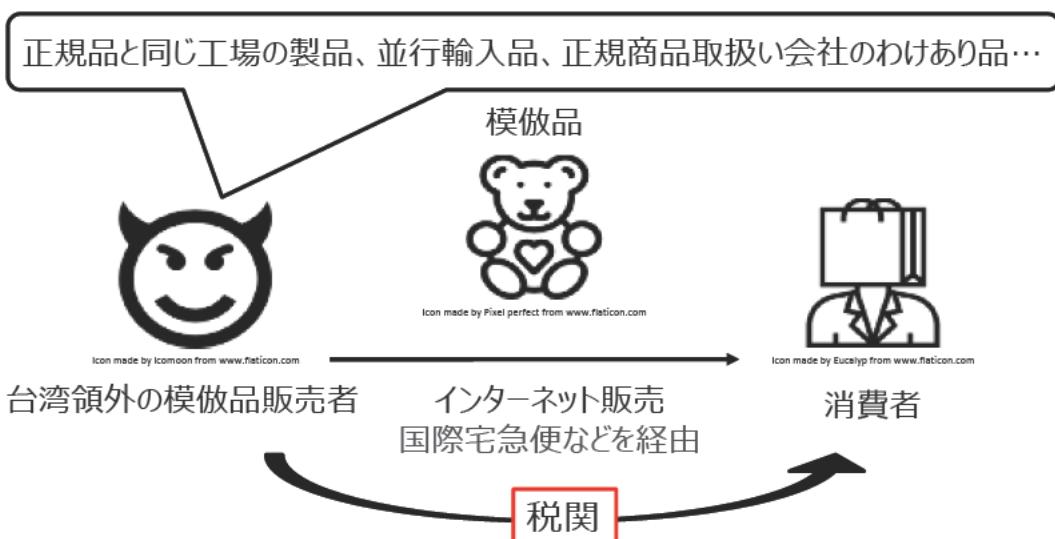
- 税関の知的財産権に対する保護措置執行作業要点等と処理の流れ

## IP警察大隊

- 設立及び業務の紹介、取締の流れ、実績

47

# 税関によるインターネット模倣品の取締



48

# 税関での模倣品取締の現状

インターネット上の模倣品だけではなく、すべての模倣品を統計

## 著作権

登記する必要がないため、著作権者と連絡をとることが難しいうえ、権利を侵害しているかにつき外観から判断できるとは限らず、機器を用いて読み取りを行わなければならない等の理由で、税関の取り締まりの積極性は商標権侵害案件よりも低いが、取締案件数は商標権の次に多い。

## 商標権

侵害品は専門技術と関係なく、外観から判断することができるので、税関の取り締まりの積極性は最も高く、取締案件数も最も多い。



49

# 税関での模倣品取締の現状

インターネット上の模倣品だけではなく、すべての模倣品を統計

## 特許権

侵害品につき、特許権侵害は民事責任しかなく、税関は自発的に取締を行うことができないため、受動的な対応しかできず、また商標権と著作権と違い、「輸入品」に対してしか取締の請求できる法的根拠がない。特許権侵害を構成するかの判断には専門知識が必要であり、税関職員は判断することができないため、取り締まりへの態度は比較的消極的なのが現状であって、取締案件数は非常に少ない。

(よって、次の水際対策紹介ではこの部分を省略する。)



50

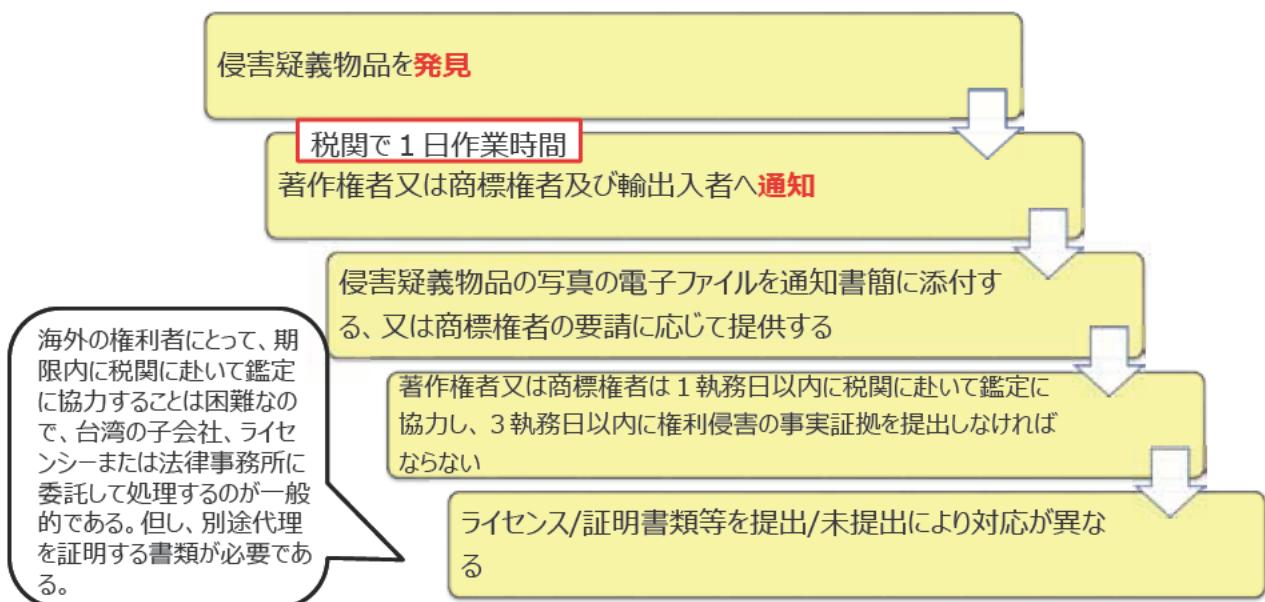
# 税関での商標と著作権の水際対策

税関の商標権及び著作権に対する水際措置の関連法律と作業要点、実施弁法は、次の表のとおりである。

知的財産権	法律	作業要点、実施弁法
商標権	商標法72条～78条	海関執行商標権益保護措施実施弁法
		海関査扣侵害商標権物品実施弁法
著作権	著作権法90条之1、90条之2	海関配合執行専利及著作権益保護措施作業要点
		海関査扣著作権或製版権侵害物実施弁法

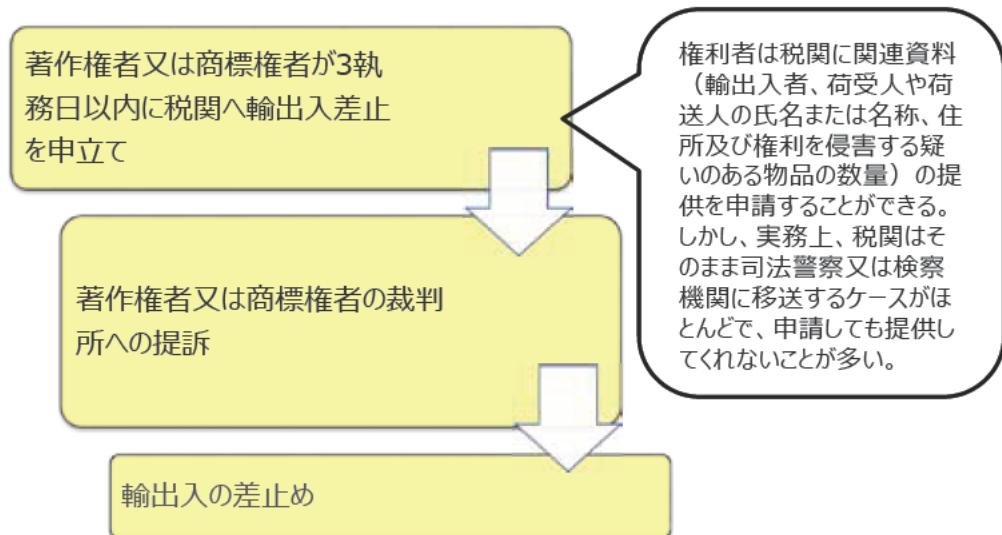
51

# 税関での商標と著作権の水際対策



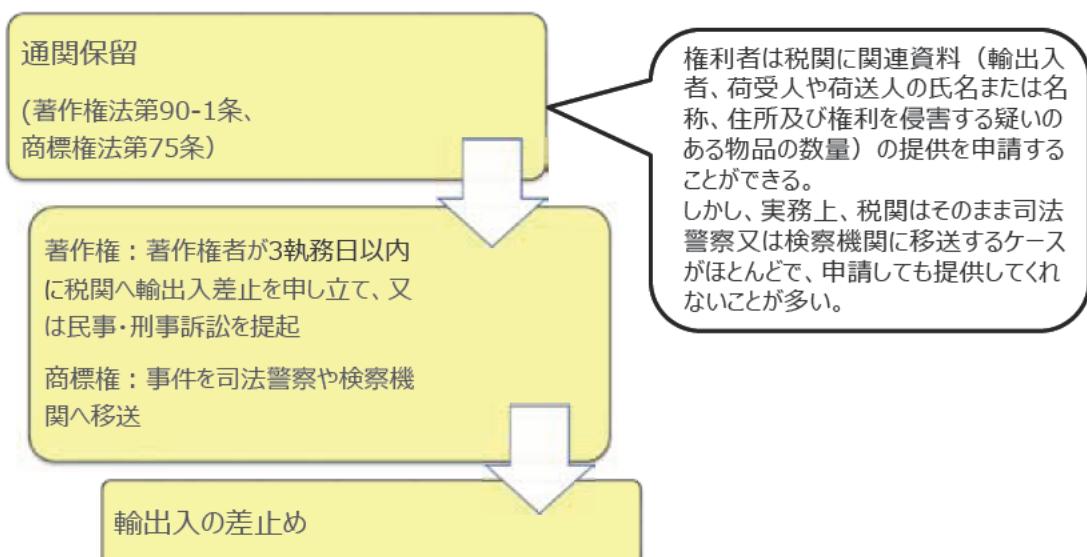
52

## ライセンス/証明書類を提出した場合



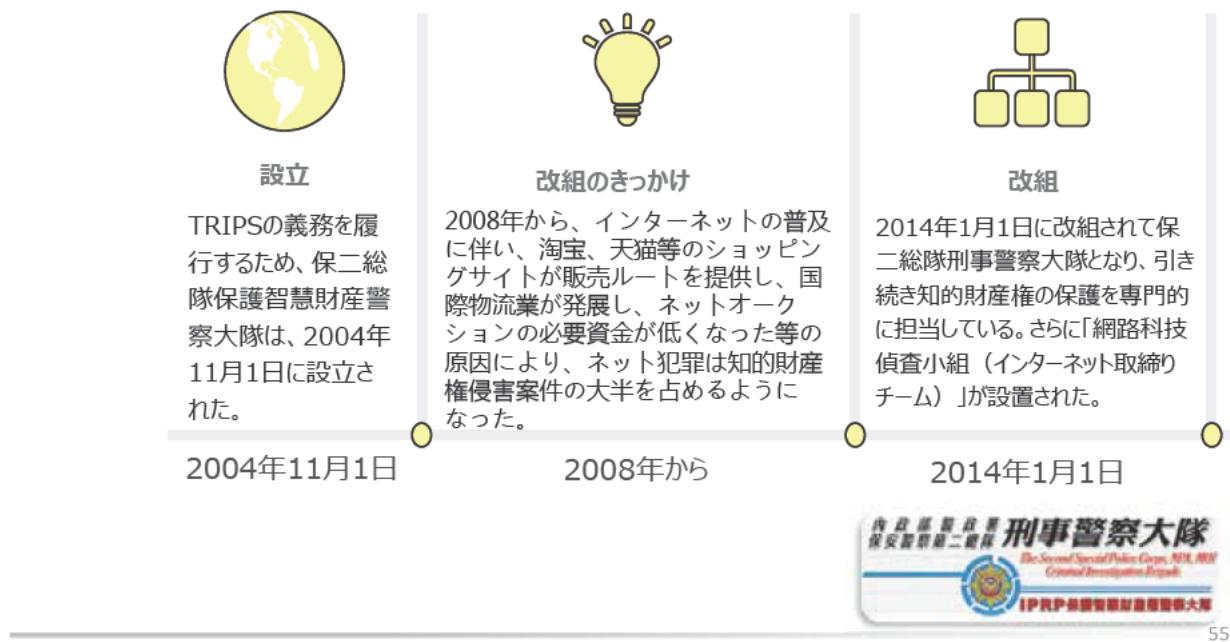
53

## ライセンス/証明書類を提出していない場合

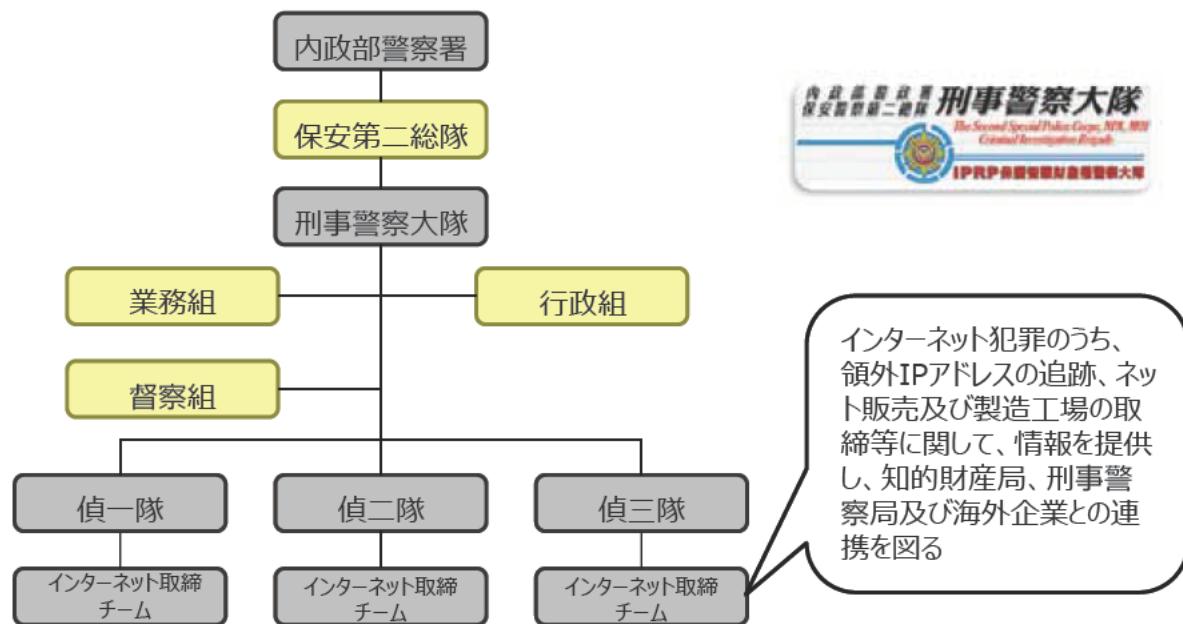


54

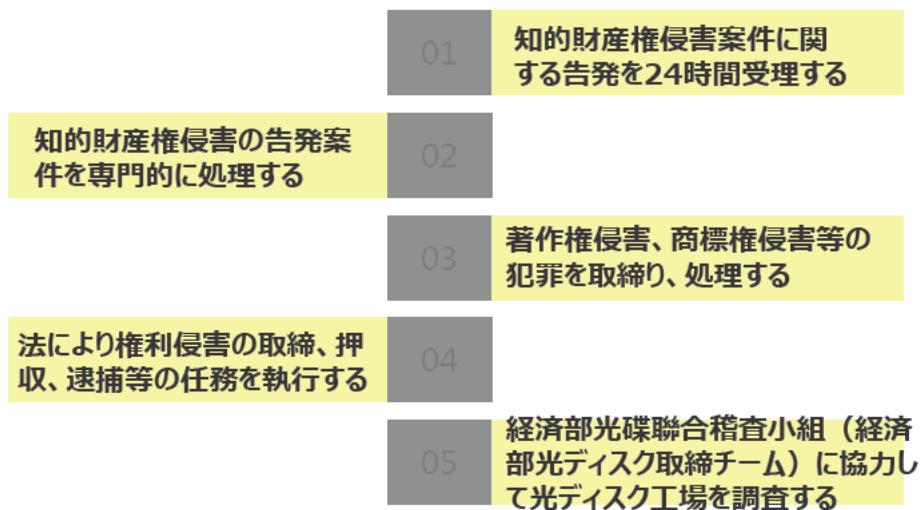
# IP警察大隊の設立



## 網路科技偵查小組 (インターネット取締りチーム)

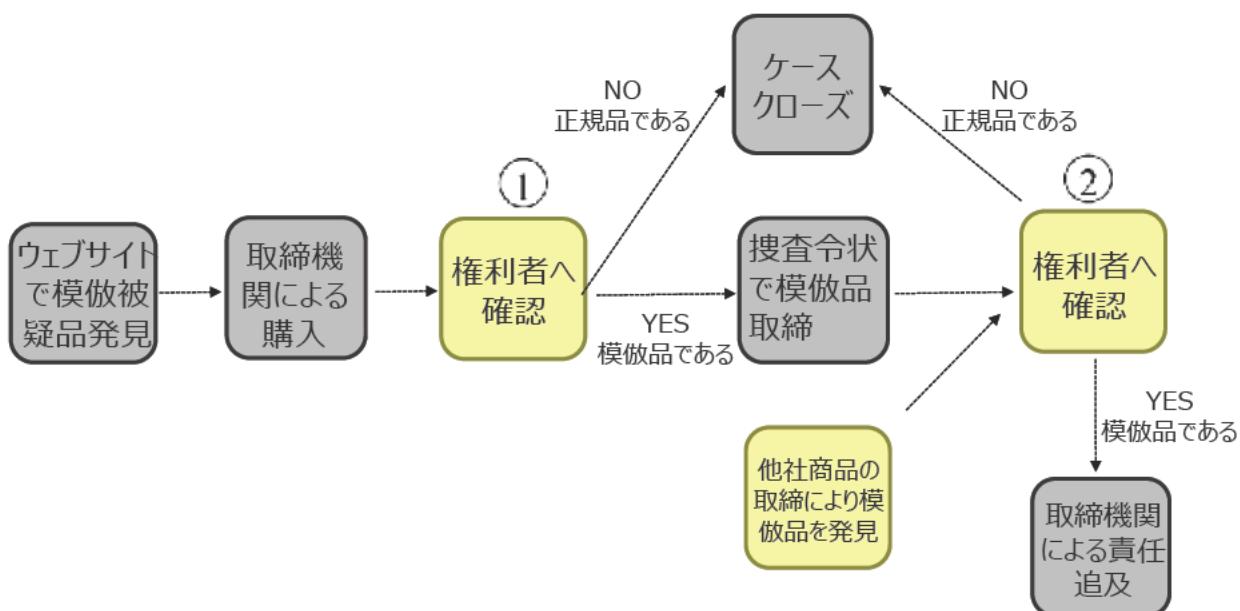


# IP警察大隊の業務



57

## IP警察大隊の取締の流れ



58

# IP警察大隊の取締の流れ



## ① 権利者へ確認

警察に「侵害鑑定報告」を提出し、その内容として1.権利証明（例えば商標登録番号）2.模倣品と判断した根拠（例えば商品本体及び外包装にライセンス関連表示がない）を明確に示さなければならない。



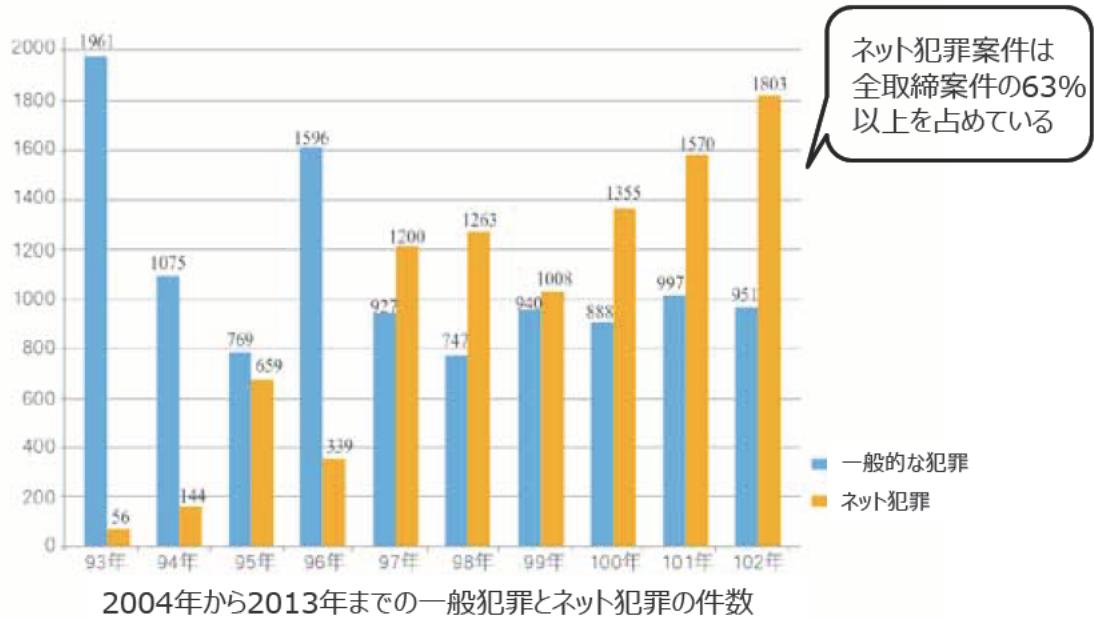
## ② 権利者へ確認

警察に「侵害鑑定報告」を提出し、その内容として1.権利証明（例えば商標登録番号）2.模倣品と判断した根拠（例えば商品本体及び外包装にライセンス関連表示がない）を明確に示さなければならない。

検察署に「刑事陳報状」を提出して意見を示し、その内容は1.告訴を提起するか（著作権侵害は親告罪である）2.権利証明（例えば商標登録番号）3.模倣品と判断した根拠（例えば商品本体及び外包装にライセンス関連表示がない）を含む。

59

# IP警察大隊の実績



出所：吳宗衡《保護智慧財産権警察大隊改製為刑事警察大隊後未來工作展望》

60

# 権利者の取り得る措置

## 予防措置

- ・税関への真偽判別方法の説明と登録
- ・他社との協力

## モニタリングと証拠確保の手段

- ・知的財産権侵害の疑いがあるウェブサイトに対する公証手続き
- ・インターネット上の模倣品の購入手順と注意事項

## 訴訟前権利者の取り得る措置

- ・警告書又は通知書簡の発行
- ・税関への差押申請

61

## 権利者の予防措置-税関への真偽判別方法の説明と登録

税関での日々の通関荷物の数は余りにも膨大なので、普段の通関手続きを通じて侵害物品が発見されるのは稀である。また、物品が知的財産権侵害物品に該当するか否かの判断は容易ではなく、商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、権利者又は台湾の代理店は事前に税関に対していくつかの措置をとらなければならない。



Icon made by Pixel perfect from www.flaticon.com



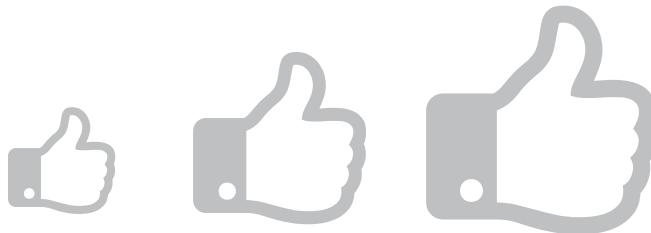
Icon made by smashicon from www.flaticon.com



<http://www.tsucai.com/tupian/1225850.html> 62

## 権利者の予防措置-税関への真偽判別方法の説明

税関に権利侵害事実及び権利侵害品を簡易に判別させるために、権利者は十分な説明、例えば真正品や模倣品の見本、写真、カタログまたは図、商標登録証明文書（出願会社及び代表者が押印した商標証書のコピー）を税関に提供することができる。



---

63

## 権利者の予防措置-税関への登録

税関には「**商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請**」制度(税関の登録制度)が設けられている。当該制度を利用し、税関で一定の登録手続きを終えれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、侵害疑義物品を発見した場合、権利者にその旨を連絡し、前述の流れのとおり関連措置を行う。

しかし、特許権に対して、2014年に主管官庁は「海関査扣侵害専利権物実施弁法」及び「海關配合執行專利及著作権益保護措施作業要点」を改正し施行したが、これらの内容は権利者の予防措置（登録制度）を提供しておらず、主に裁判所から仮処分などの保全処分が下された場合に限定された取締りの流れである。

---

64

## 権利者の予防措置-税関への登録申請書

### 記入項目：

三	BRITCO	海關總署編號
檢舉/提示進出口侵權商標權及著作權物品 申 請 書		
處理日期：年 月 日		
本公司（人）因下列而檢舉／著作權受侵害，依據海關執行商標權及版權法規、 專利法／海關配合執行專利及著作權查緝機制作業標準規定，填具本書表 及繳附相關資料，申請協助查緝。		
一、申請保護權利之相關內容		
爭議項目的 權利類別	<input type="checkbox"/> 品牌 <input type="checkbox"/> 地圖	
權利類別	<input type="checkbox"/> 商標權 <input type="checkbox"/> 著作權	
爭取註冊或登記 註冊年月日		
爭取登記或受執 權之起始年月日		
爭取自權日起	年 月 日至 年 月 日	
爭取利基圖		
爭取利基圖 （須將相關權利說明 並列於此欄內， 並註明「請勿將此欄 內容與權利人 資訊混淆」）		
爭取權利人 （被檢舉人 - 著作權 人）	名稱（如指法人請填公司名稱及代表人）： 地址： 電話：	
被檢舉人	名稱（如指法人請填公司名稱及代表人）：	

- ◆ 権利関連内容：商標権登録番号、権利保護期間、権利範囲、権利者情報、受任者情報、代理人情報
- ◆ 模倣品情報：模倣品名称、CCCコード
- ◆ 侵害事実及び真偽判別の説明
- ◆ その他輸出入の関連事項

### 添付資料（書面以外電子ファイルも提供）：

- ◆ 商標権証書のコピー
- ◆ 著作権証明
- ◆ 代理を証明する書類
- ◆ 模倣品のカタログ、写真等

65

## 権利者の予防措置-他社との協力



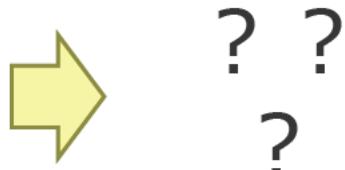
① 淘宝、天猫等のショッピングサイトが販売ルートを提供し、ネット犯罪が知的財産侵害案件の大半を占めていることを考慮し、権利者は普段から同業者との交流を通じて市場情報を把握し、新たなネット犯罪の手口を把握すべきである。



② 侵害品（特に特許権）は水面下で流通しており、権利者が自分の名義で購入するのは困難である。このとき、他社に協力してもらい、代わりに購入してもらう必要があるため、権利者は普段から他の権利者と良好な関係を築くべきである。

66

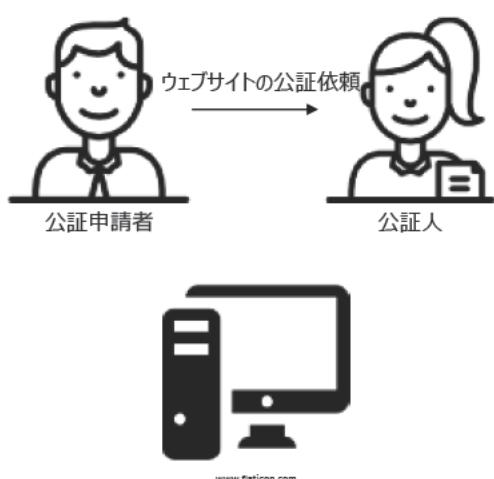
## 権利者のモニタリングと証拠確保の手段



知的財産権侵害の疑いがある商品を販売するウェブサイトを発見したが、追及する際にウェブサイトから撤去され、侵害事実を証明できないおそれがある。模倣品をインターネットを通じて販売している事実を証明するため、ウェブサイトを公証する必要がある

67

## 権利者のモニタリングと証拠確保の手段



### 「体験公証」

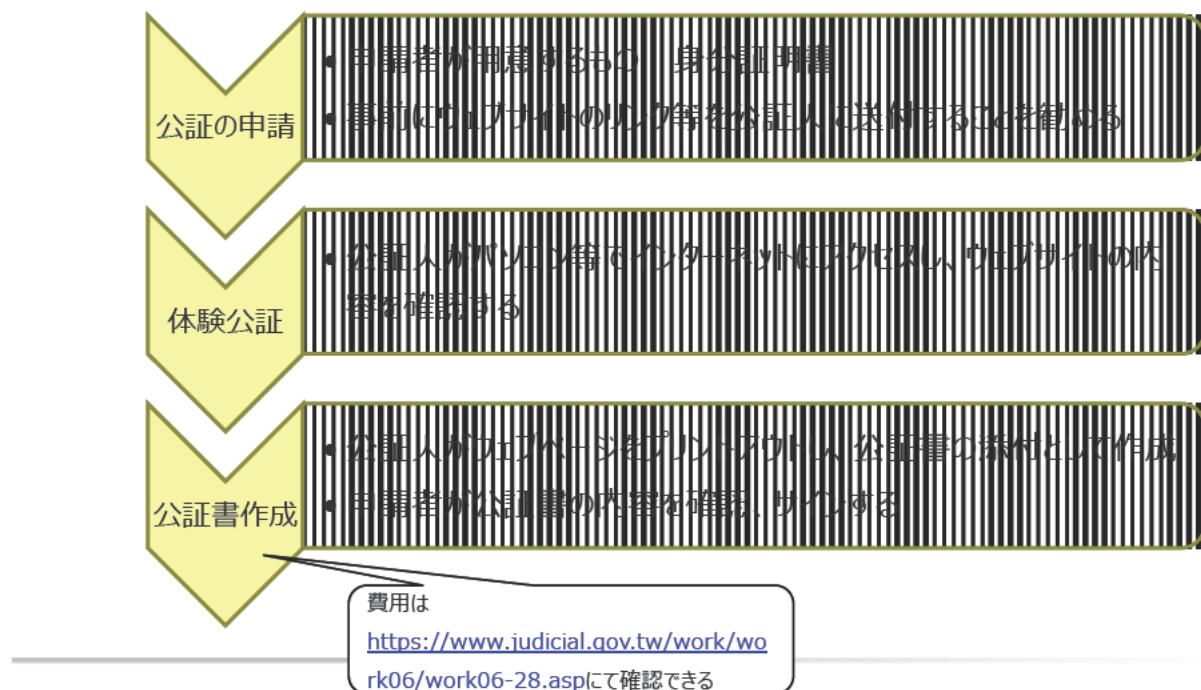
公証人がウェブサイトに模倣品が販売している事実を確認し、公証書を作成する。



ウェブ画面は公証書添付のおりであることを公証する。

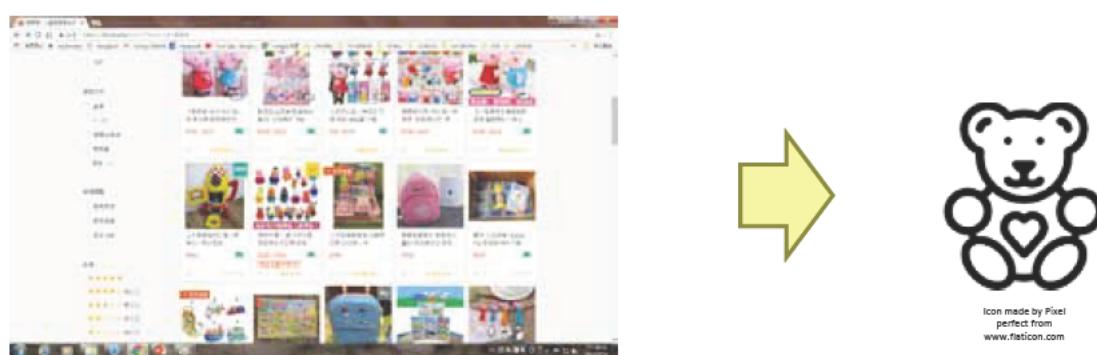
68

# 権利者のモニタリングと証拠確保の手段



69

# 権利者のモニタリングと証拠確保の手段



知的財産権侵害の疑いがある商品を販売するウェブサイトを発見し、法的責任を追及するために消費者を装い、自ら模倣品を購入して証拠品として取得するのも一つの手である。ただし、証拠として使うため、当該サイトから購入したものであることを証明できるようにしておくことを勧める（取引メールや送金明細書などを保存）

70

# 権利者のモニタリングと証拠確保の手段

## インターネットを介した模倣品を取得する際の注意点

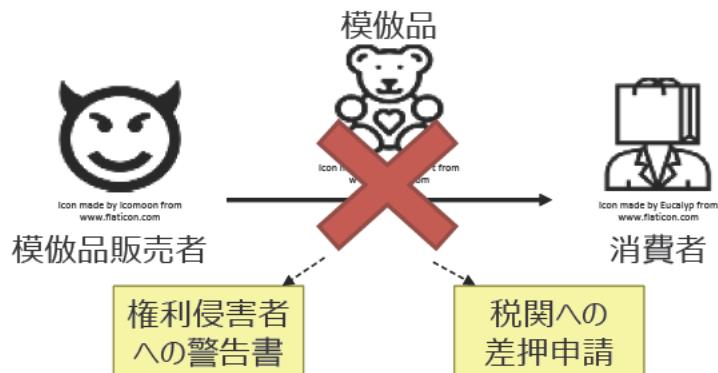
- 権利者の証拠収集だと疑われないように、個人名義での購入を勧める
- 包装から取り出す一連の流れを動画撮影
- 模倣品を各角度から写真を撮り、著作権の表示等をアップして撮る
- なるべく購入したままの状態を維持する



71

## 訴訟前権利者の取り得る措置

権利者は、訴訟前に証拠収集がひと段落したら、模倣品の市場流出を防ぐため、目的や効果などの要素を考慮して法的手段をとることができる。一般的に考えられる取り得る措置としては権利侵害者への警告書又は通知書簡の発送、及び税関への模倣品差押申請が挙げられる。



72

# 訴訟前権利者の取り得る措置 ～税関への差押申請～

模倣品が市場に流出する前に、税関で模倣品の輸出入を阻止するには、税関へ輸出入業者を摘発し、その輸出入商品を差押える必要がある。

申請書は税関への登録申請書と同じ書類を用いているが、**差し押さえ申請の場合、権利侵害の輸出入業者の名前を提示しなければならない。**

## 記入項目：

- ◆ 権利関連内容：商標権登録番号、権利保護期間、権利範囲、権利者情報、受任者情報、代理人情報
- ◆ 模倣品情報：模倣品名称、CCCコード
- ◆ 侵害事実及び真偽判別の説明
- ◆ **その他輸出入の関連事項：権利侵害の輸出入業者情報、輸出入情報（日付、国…etc）**

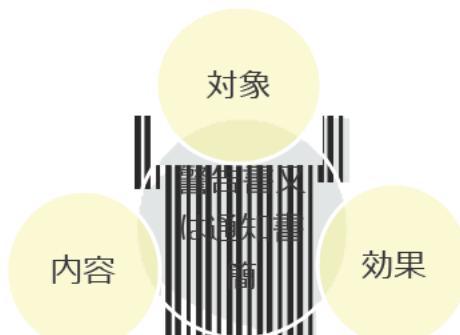
## 添付資料（書面以外電子ファイルも提供）：

- ◆ 商標権証書のコピー
- ◆ 著作権証明
- ◆ 代理を証明する書類
- ◆ 模倣品のカタログ、写真等

73

# 訴訟前権利者の取り得る措置 ～警告書～

権利者は、訴訟前に証拠収集がひと段落したら、目的や効果などの要素を考慮して法的手段をとることができる。一般的に考えられる取り得る措置としては警告書又は通知書簡の発行が挙げられ、次のとおり説明する：



74

# 訴訟前権利者の取り得る措置

## 対象

- 権利を侵害する模倣品を製造、販売、輸入した業者
- 権利を侵害する模倣品のユーザー
- 権利侵害者以外の例えば権利侵害者の取引相手などに警告書を送付する場合、公平交易委員会が公布した「行政院公平交易委員会が著作権、商標権又は特許権侵害に対して発行する警告書案件の処理原則」に違反しないよう留意しなければ、公平交易法に違反するおそれがある。

75

# 訴訟前権利者の取り得る措置

## 内容

- 権利の根拠（特許と商標の場合は権利者名及び登録番号、著作権の場合は創作時間、著作者の表示）
- 権利が侵害された事実（商品名、型番、どこで製造し販売していたか等の情報）
- 特許や商標の証書や公報などの権利事実証拠の添付

## 効果

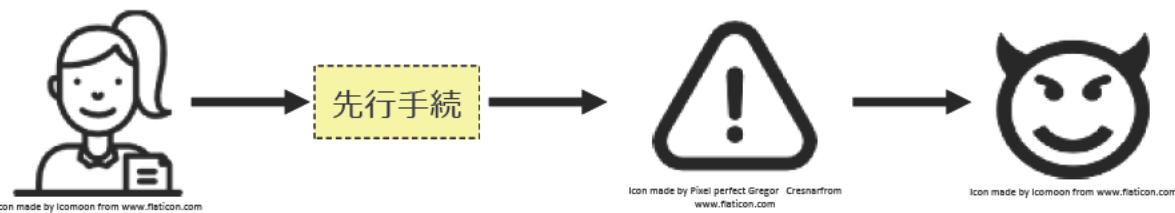
- 警告書を送付することにより、権利侵害者が模倣品を知っていたことの証明となり、損害賠償を請求することができる。

76

# 訴訟前権利者の取り得る措置

## 警告書送付の先行準備

警告書の送付により権利侵害故意の証明となりうるが、模倣品販売の取りやめを求める警告書は、商売を止める行為にもあたり、台湾の公平交易法（不正競争取引法）に抵触するおそれがある。従い、公平交易委員会が「公平交易委員會對於事業發侵害著作權、商標權或專利權警告函案件之處理原則」で、警告書を送付する前の先行手続を定めている。



77

# 訴訟前権利者の取り得る措置

## 警告書送付の先行準備

### 【中立機関による認定】

裁判所の一番判決が侵害を認めた

OR

著作権審議委員会が侵害を認めた

OR

特許侵害鑑定報告を取得+

事前に製造者・輸入者・代理店に侵害排除を請求

### 【事前通知】

事前又は同時に製造者・輸入者・代理店に侵害排除を請求

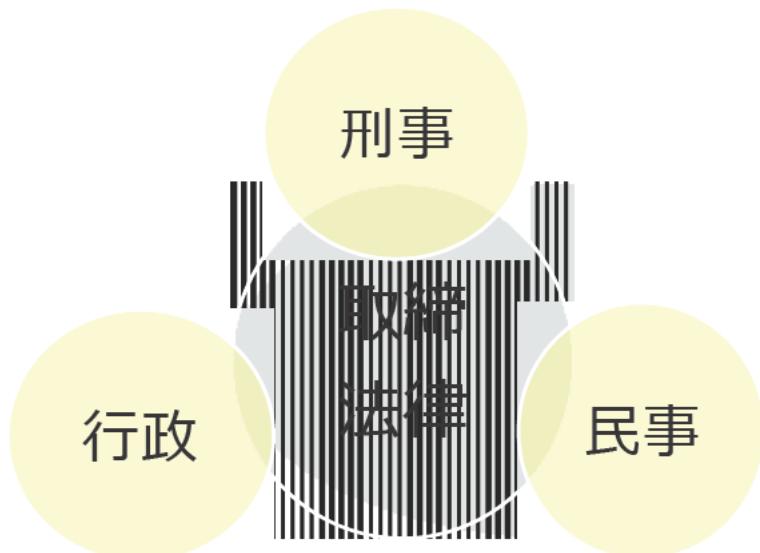
+

警告書に権利内容、範囲、  
侵害事実等を明記

上記先行手続が行われなかった場合、公平交易法違反と判断されるおそれがある

78

# 取り締まりに関連する条文



79

## 取り締まりに関連する条文～刑事～

### 商標権

知的財産権	条文	侵害行為	刑事责任
商標権	商標法95条	販売を目的として同一/類似の商品又は役務に登録商標と同一/類似の商標を使用する	3年以下の懲役刑、拘留又はNTD20万元以下の罰金に処する又は併処する
	商標法97条	販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入する（電子メディア又はインターネット方式を通じて行った場合も同様である）	1年以下の懲役刑、拘留又はNTD5万元以下の罰金に処するまたは併処する

80

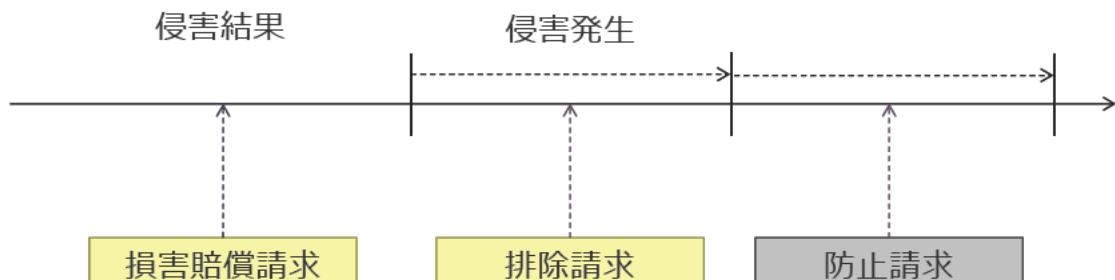
## 取り締まりに関連する条文～刑事～ 著作権

知的財産権	条文	侵害行為	刑事责任
著作権	著作権法91条第1項 著作権法91条第2項	無断で複製する 販売または貸与を意図して、無断で複製する	3年以下の懲役または拘留に処し、又はNTD75万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する 6ヶ月以上5年以下の懲役または拘留に処し、又はNTD20万元以上200万元以下の罰金を併科する
	著作権法90条之1第1項	無断で所有権を移転する方法で、著作物の原稿またはその複製物を散布する	3年以下の懲役または拘留に処し、又はNTD50万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する
	著作権法90条之1第2項	著作財産権を侵害する複製物であると明らかに知りながら、散布、または散布を意図して公開陳列または所持する	3年以下の懲役に処し、又はNTD7万元以上75万元以下の罰金を併科する
	著作権法92条	無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開演出、公開伝送、公開展示、改作、編集、貸与する	3年以下の懲役または拘留に処し、またはNTD75万元以下の罰金を科し、またはこれを併科する

## 取り締まりに関連する条文～民事～

権利者はその商標権、著作権又は特許権の侵害者（サイバーモール業者又はSNS業者）に対して侵害の防止、排除及び損害賠償を請求することができる。

また、これらの侵害に対して民事訴訟を提訴する場合、被告の住所・営業所地、又は侵害行為地の裁判所、若しくは知的財産裁判所に提起する。



# 取り締まりに関連する条文～管轄～

知的財産裁判所が管轄する案件は以下のとおり：

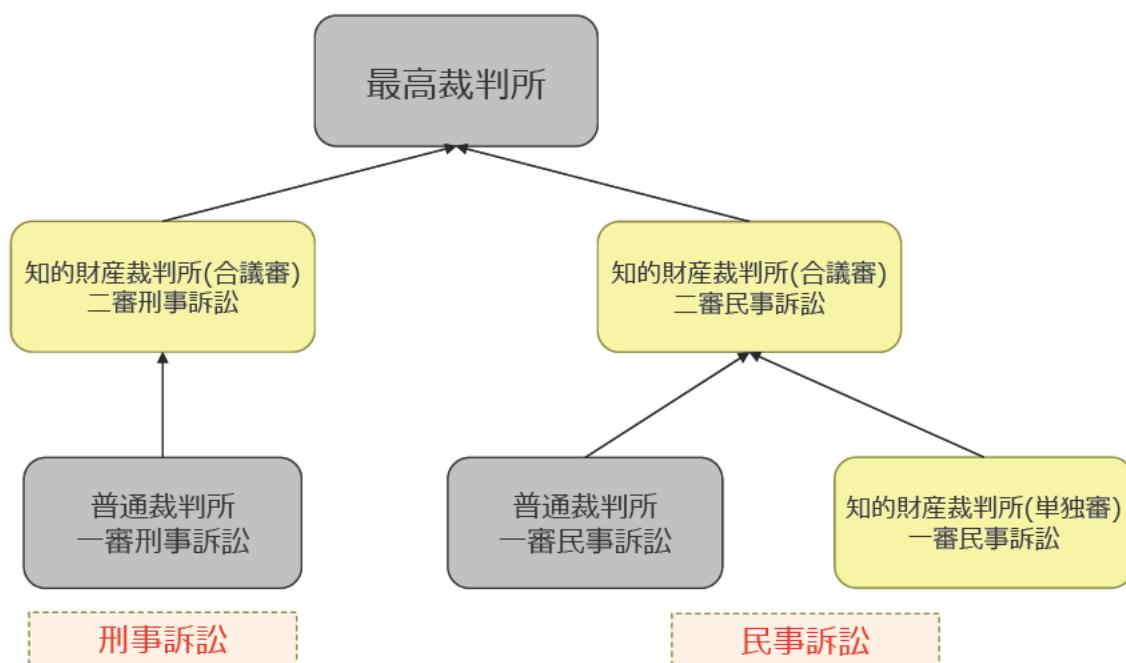
1. 知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。
2. 商標偽造罪、偽造品販売罪、秘密妨害罪、又は商標法、著作権法、営業秘密法における刑事責任に違反する案件で、上訴又は抗告する刑事案件。
3. 知的財産権によって生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件。

(知的財産裁判所組織法第3条)

---

83

# 取り締まりに関連する条文～管轄～



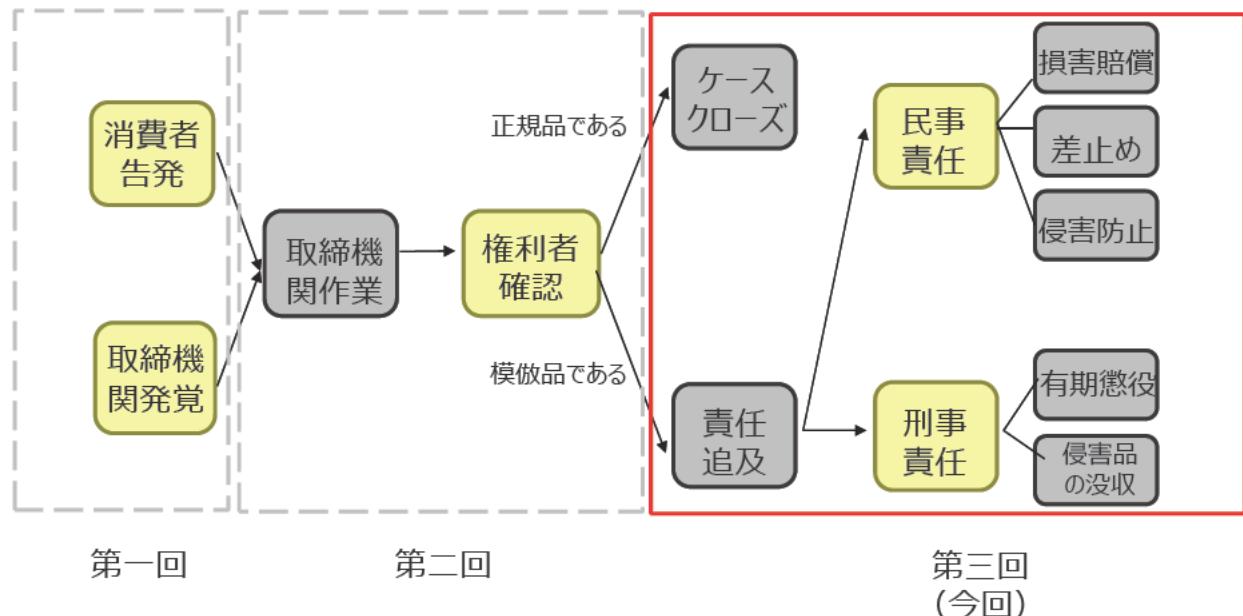
84

## 取り締まりに関連する条文～行政～

法律	条文	対象	侵害行為	処罰
貿易法	第17条、 第28条 第1項	輸出入者	台湾または他国の法により保護された知的財産権を侵害する	警告し、NTD3万元以上30万元以下の過料に処し、またはその貨物の輸出、輸入または輸出入を一ヶ月以上一年以下停止する
			規定のとおりに出所の識別、産地を表示しない、または不実を表示する	
			規定のとおりに出所識別コード、商標を申告しない、または不実を申告する	
海關緝私條例	第39条 之1	輸出入を税関に申告する者	申告する輸出入貨物が、正規品の並行輸入ではなく專利権、商標権または著作権を侵害する	貨物の価額の3倍以下の罰金を処し、その貨物を没収する

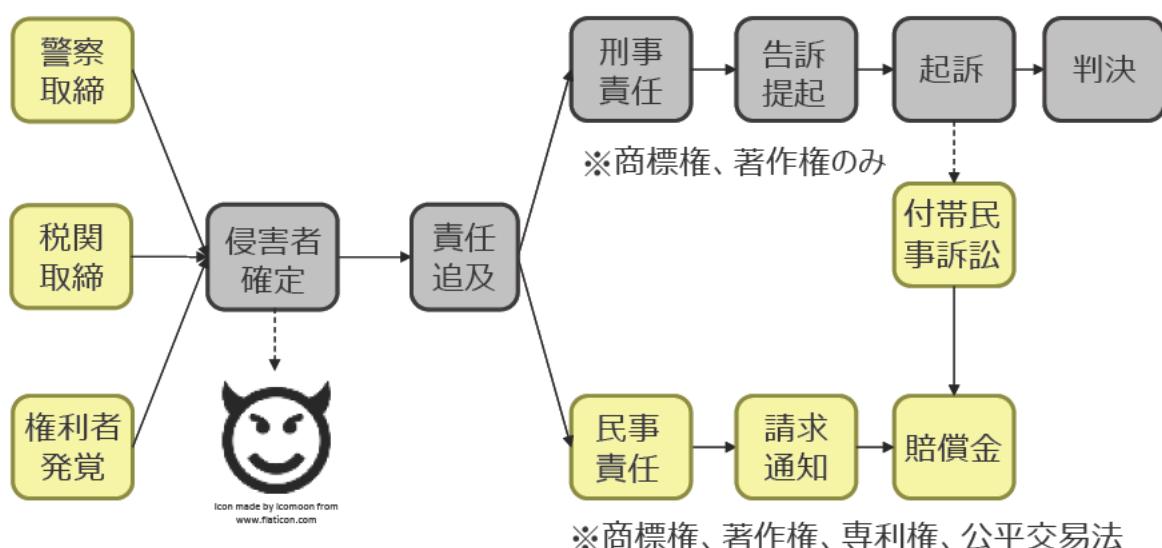
## ～3.責任追及～

# 骨子



87

## 責任追及の流れ



88

## 刑事責任追及の諸費用の概略

	内訳	諸費用（弁護士費用等）
権利者の訴訟前取り得る措置	ISPに通報メール	NT1-3万
	警告書、通知書簡の作成、発行	NT3-5万
税関	◆ 税関への真偽判別 ◆ 模倣品の鑑定書	NT3-5万
警察機関	◆ 警察機関への真偽判別（1-2回） ◆ 模倣品の鑑定書を作成 ◆ 告訴要否の書状を作成	NT3-5万
検察署	◆ 檢察官への事情説明（1-2回） ◆ 告訴（補充）書状の作成	NT10-15万

89

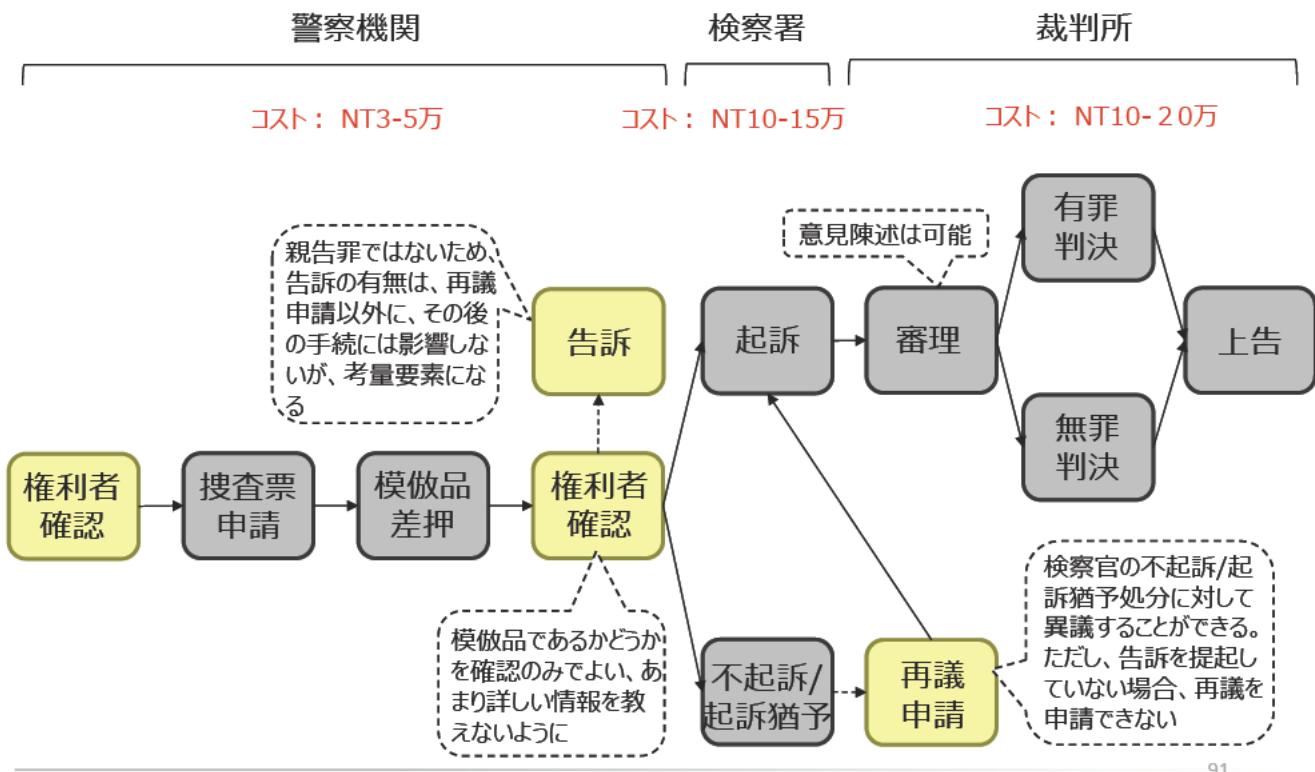
## 刑事責任追及の諸費用の概略

	内訳	諸費用（弁護士費用等）
裁判所（一審）	◆ 裁判所への事情説明と答弁（1-3回） ◆ 意見陳述書状	NT10-20万
裁判所（二審）	◆ 裁判所への事情説明と答弁（1-2回） ◆ 意見陳述書状	NT10-20万

- 権利者の訴訟前取り得る措置の見積もりは先方とのやり取り次第で高くなる。
- 刑事事件は公権力で犯罪者の責任を追及し、被害者を保護するので、被害者（権利者）は裁判費用を負担する必要がない
- 裁判所や税関などの立地により交通費の実費がかかり、案件の複雑性によって書状の提出回数が変動する。但し、責任追及の途中に和解によって終結した場合、以上の見積もりよりも安くなる場合もある。また、和解金には弁護士費用も含めて交渉するため、権利者が支払った費用を回収できることもある。

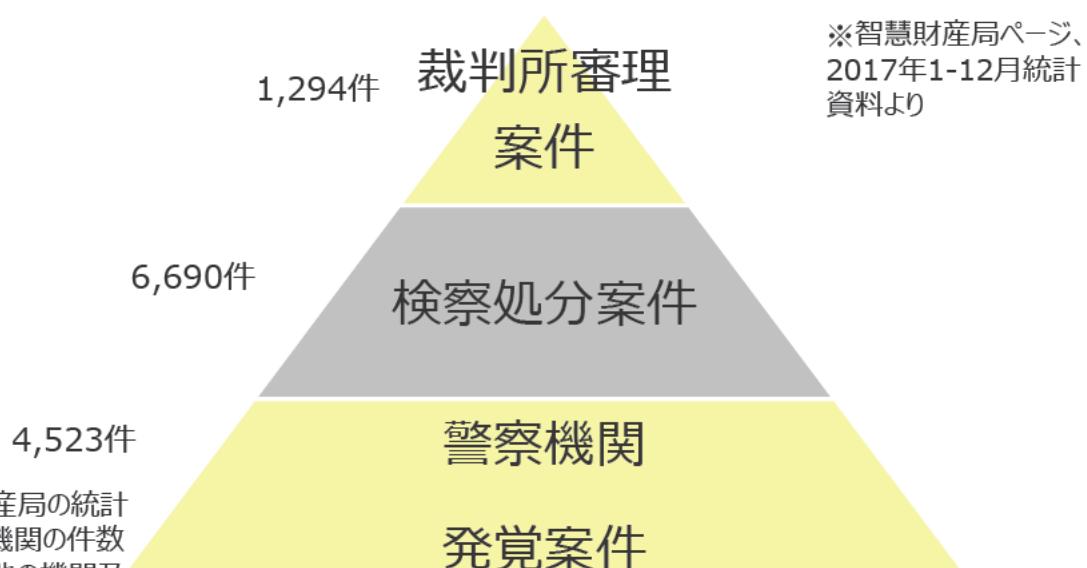
90

# 刑事手続の流れ



91

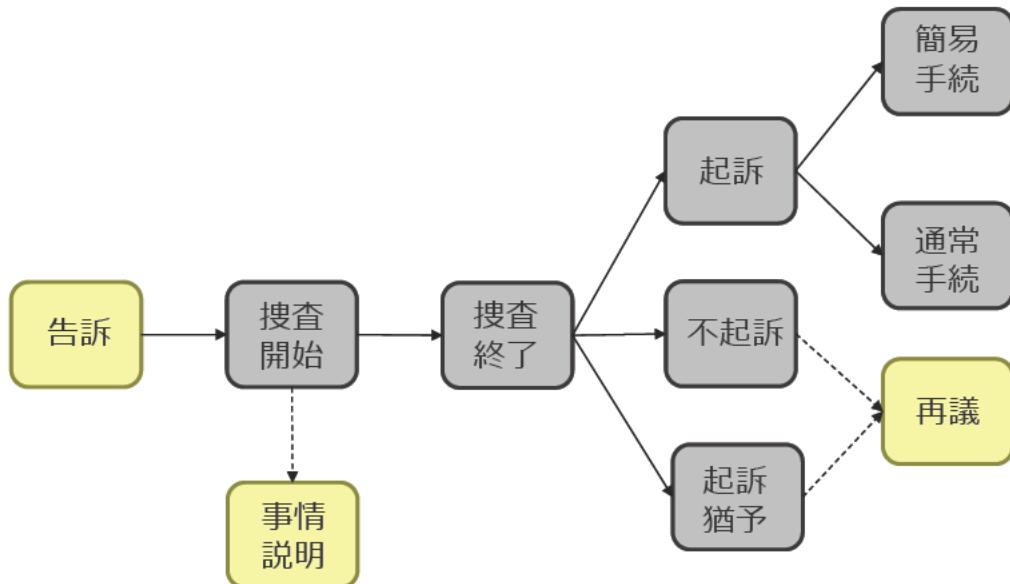
## 刑事手続の流れ～統計からみる～



※智慧財産局の統計  
数は警察機関の件数  
のみ。その他の機関及  
び権利者の告発件数  
は含まれていない

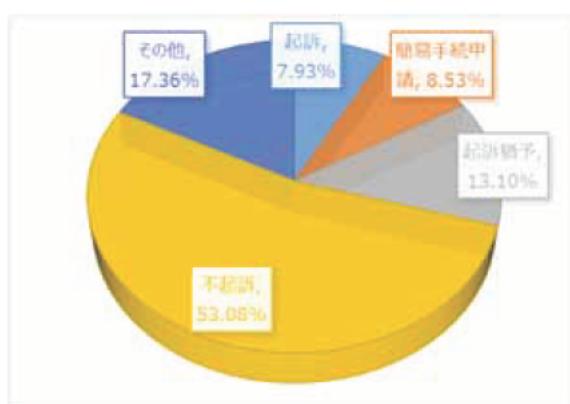
92

## 刑事手続の流れ ～検察での処分～

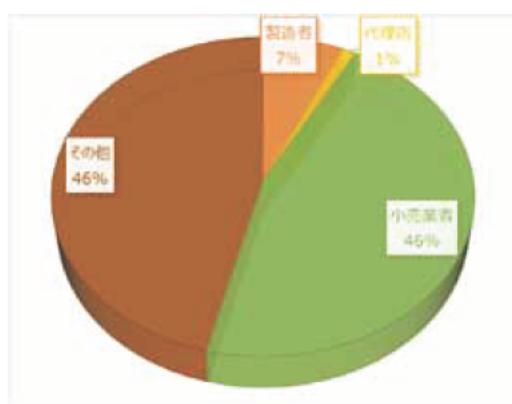


93

## 刑事手続の流れ ～検察での処分・統計～



2016年地方検察署  
知的財産案件処分内訳



2016年地方検察署  
知的財産案件被告内訳

※智慧財産局ページ、2017年1-12月統計資料より

94

# 刑事手続の流れ ～検察での処分～

## 不起訴/起訴猶予

- 不起訴処分とは、検察官は被疑者を起訴しない、即ち、被疑者の刑事責任を引き続き追及しない決定のことである。
- 罪とならないケース（犯罪の構成要件を満たしていない）、既に判決を受けた犯罪事実、親告罪の案件で告訴が取り下げられたケース、犯罪の嫌疑が不十分なケースは、不起訴処分を下さなければならない。（刑事訴訟法第252条）
- また、罪刑が軽微な場合も（懲役3年以下の罪刑）、検察官は裁量により不起訴処分とする権限がある（刑事訴訟法第253条）
- 被疑者の犯罪事実を確信しても、罪刑が軽微、又は被疑者が初犯であり、悪性が重大ではないと判断される場合、起訴猶予処分を下す。起訴猶予処分は、しばらく起訴処分を保留するとの意味で、観察期間及びその他付帯条件を与え、その間に被疑者がすべての条件を遵守すれば、観察期間が経過したら更なる刑事責任の追及をしない。

---

95

# 刑事手続の流れ ～検察での処分～

## 簡易処刑手続

- 検察官は起訴を決めた後、罪刑が軽い案件において、被告人が既に自白し、又は他の証拠により犯罪を認定できる場合、通常の手続を経ず、簡易手続の審判を申請することができる。（刑事訴訟法第449条）
- 簡易手続は審理手続を省略した刑事手続の一種であり、犯罪事実がきわめて明白の場合、司法資源の節約のため、通常の複雑な手続を省略して、簡易廷で判決を言い渡す。
- 検察官は簡易手続を申請する前に、被害者の意見を求めることができる。また、被害者が希望する場合、被告人に被害者への謝罪や賠償金の支払を命じることが可能である。（刑事訴訟法第451-1条）

---

96

# 刑事手続において権利者の注意事項

## 刑事手続の発動～告訴・再議～

- 告訴を提起することができる者：被害者、被害者の法定代理人・配偶者（刑事訴訟法第232、233条）
- 告訴は代理人が代理で行うことができる（刑事訴訟法第236-1条）、代理人は審理手続においても代理で出廷し、意見陳述することも可能（刑事訴訟法第271-1条）
- 告訴は捜査を発動させる意思表示であり、親告罪か否かを問わず、告訴を提起することができます
- 親告罪は、**告訴人が犯人を知り得たときから6ヶ月以内に提起しなければならない**（刑事訴訟法第237条）
- 告訴人は検察からの不起訴又は起訴猶予処分書を受けてから7日以内に、不服の理由を提出して、処分を下した検察官経由にその上級検察署の検察官又は検察総長に再議を申出することができる（刑事訴訟法第256条）

97

# 刑事手続において権利者の注意事項

## 警察機関段階

- 刑事責任に関して規定しているのは**商標権法や著作権法のみ**である
- 権利者・消費者の告発、税関の取締等を受けてから、警察機関の捜査手続が始まる
- 家宅捜索・差押等は、捜索令状が必要であり、警察機関は捜索令状の申請のため、権利者の協力（真偽の鑑定）を求める
- **商標法の規定は親告罪ではないため、権利者の告訴は刑事訴追の必要条件ではない**が、権利者の意思表示として検察署や裁判所が処分を決める際の参考になる
- **著作権法の規定は親告罪**であり、権利者の告訴は刑事訴追の必要条件

98

# 刑事手続において権利者の注意事項

## 検察署・裁判所段階

- 刑事責任に関して規定しているのは商標権法や著作権法のみである
- 刑事手続の当事者は訴追権限を行使する検察側と権利侵害行為をした被告人であり、権利者は訴訟の当事者ではない
- 検察署や裁判所の処分決定は権利者の意思に拘束されないが、処分決定の一つの要素として考慮される（特に和解の有無が重要視されている）。起訴後、検察署・裁判所からの要求に応じて、意見陳述することが可能であり、処分に関する意見を提出することができる

---

99

# 刑事手続において権利者の注意事項

## 没収

- 犯罪に関係のある物（犯罪組成物件、犯罪供用物件、犯罪産出物件、犯罪取得物件、犯罪報酬物件）を国庫に帰属させる処分（刑法第38、38-1条）
- もともとは付加刑の一つであり、主刑がない場合課すことができないが、2015年の修正により、独立した処分として見られ、裁判確定前から当該物件の処分禁止ができる（刑法第38-3条）
- 検察官が不起訴/起訴猶予処分を下した案件でも、**単独で当該模倣品の没収を申請することができる**（刑法第40条、刑事訴訟法第259-1条）

---

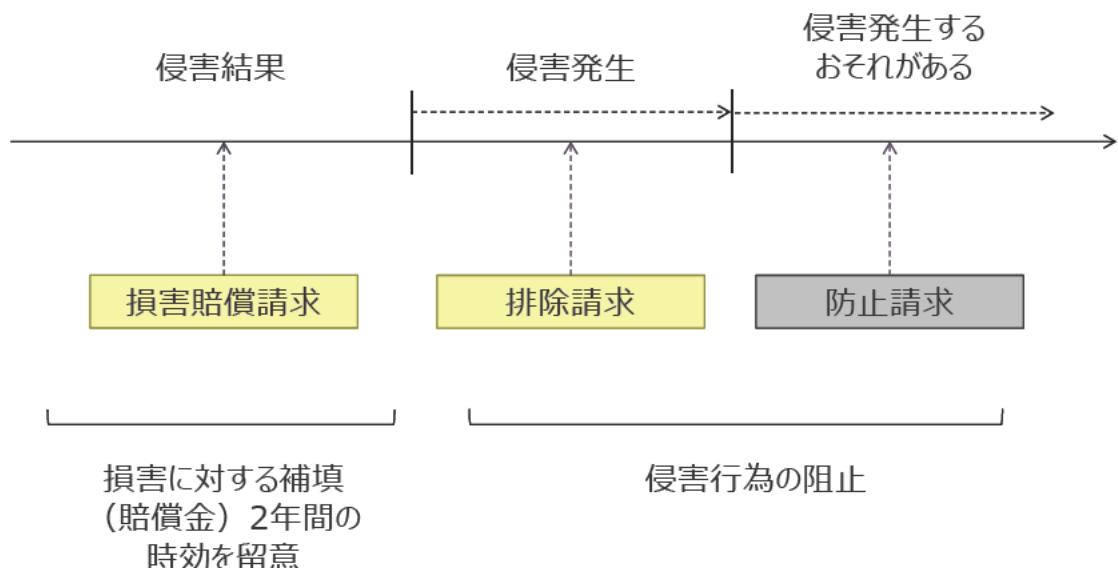
100

# 刑事手続に付帯民事訴訟

- 同一の侵害事実に対して、刑事手続にて付帯民事訴訟を提起することにより、刑事責任と民事責任を同一の裁判所で審理することが可能である（刑事訴訟法第487条）
- そのメリットは以下のとおりである：
  - ・裁判費用なし
  - ・検察官の捜査により真相を判明
  - ・民事、刑事手続の分離による裁判所見解の食い違いを避ける
- **刑事起訴後～第二審弁論終結までに提起する**（刑事起訴されていない案件には付帯民事訴訟手続を適用できない）
- 刑事手続が簡易手続で行われた場合、その付帯民事訴訟は刑事訴訟と同時に判決しなければならない（例外の場合は刑事訴訟判決後60日以内に判決）  
(智慧財産案件審理法第29条)

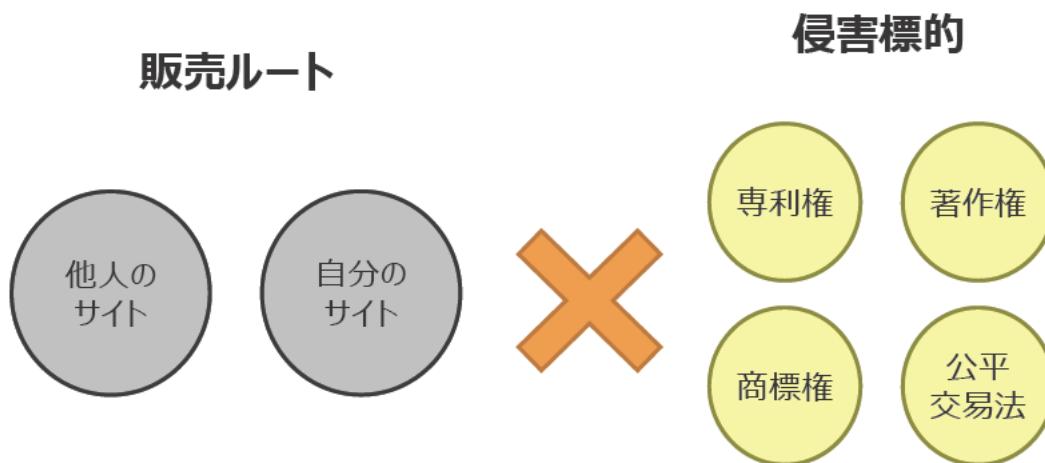
101

## 民事手続の流れ



102

# 販売元及び侵害の標的



販売ルート及び侵害の標的の違いによって、取られる対策及びその対象も異なる

103

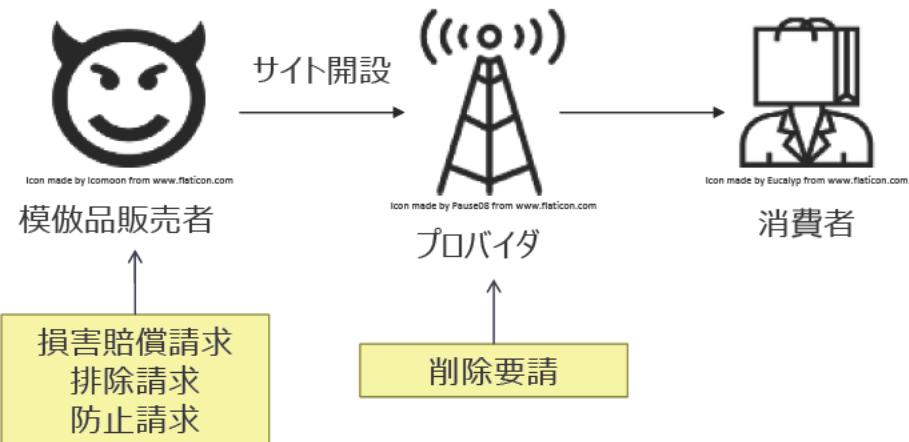
## 他人のサイト（ISP業者）での模倣品販売に対する対策



模倣品販売者に対しての賠償請求等以外に、ISP業者にはその自主規定により模倣品の販売ページの削除要請をすることができる。

104

## 自分のサイトでの模倣品販売に対する対策



自ら開設したサイトもプロバイダのサービスによりアップロードしているので、プロバイダに対して削除要請をすることができる。また、そのウェブサイトの名称自体が商標権等を侵害しているのなら、それ自体も侵害事実の一つとして賠償請求することができる。

105

## ウェブサイト所有者の特定

### \* WHOIS

<https://www.whois365.com/tw/domain>

ドメイン名、ドメイン状態、IPアドレスを提供

### \* IPADDRESS

<http://ipaddress.com/ip-tools/>

ドメイン名、ドメイン状態、IPアドレスを提供

### \* Domain By Proxy

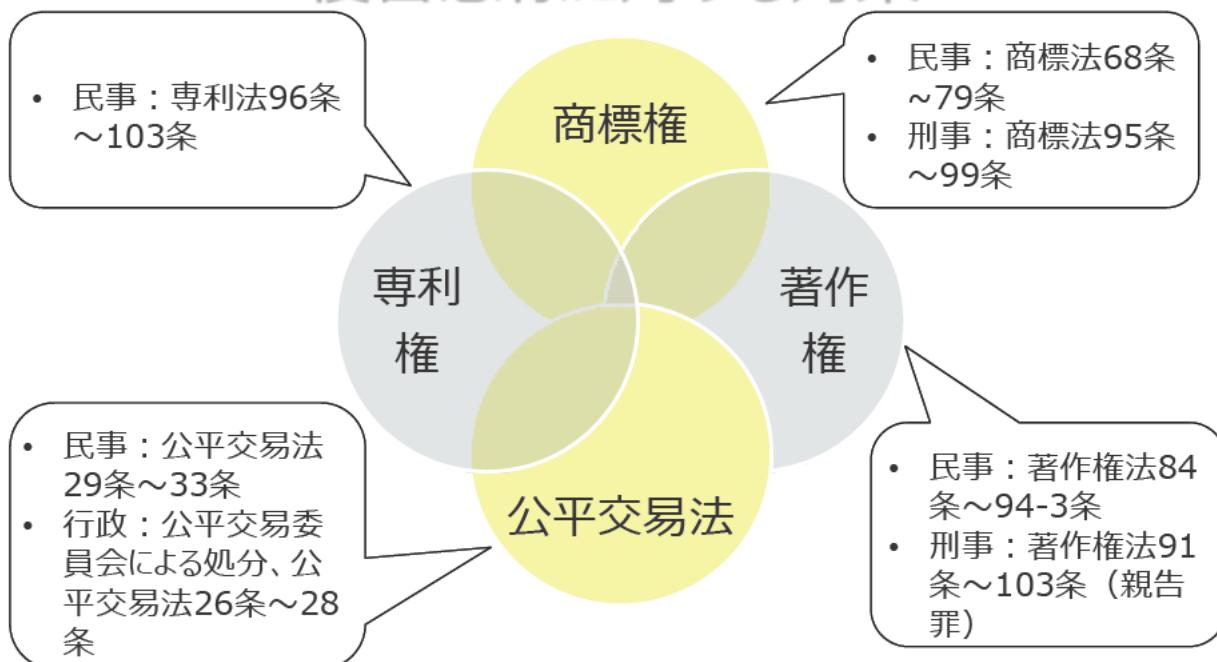
<https://www.domainsbyproxy.com/>

ドメイン名申請者の連絡先を提供

三つとも登録利用者に真実の身分情報及びサーバーの所在地を隠蔽することに協力することにあり、ISP業者ではないため、ウェブサイトを削除する能力又は権限を持たない

106

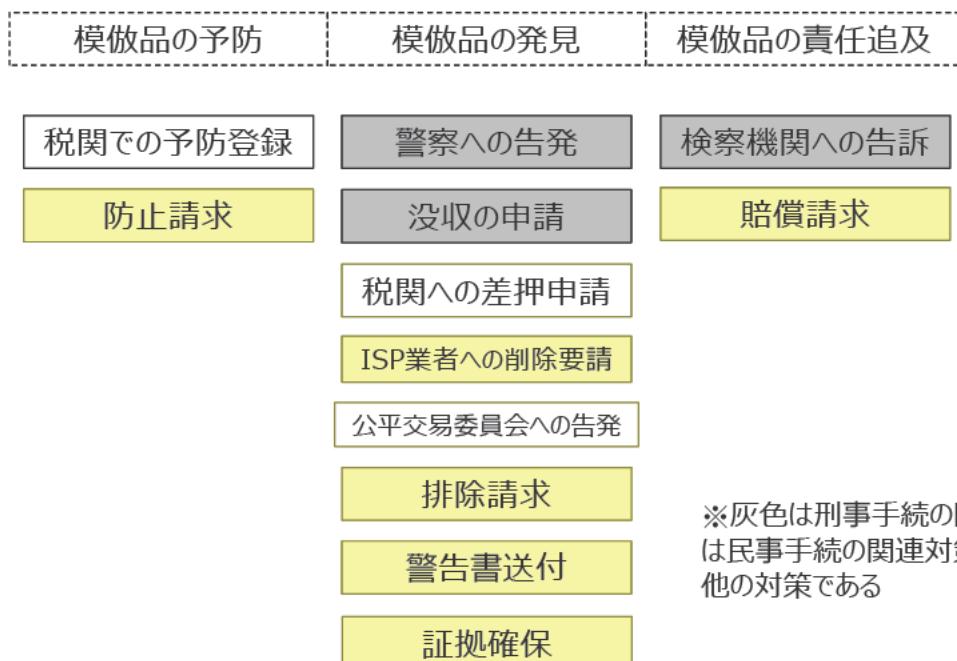
# 侵害態様に対する対策



同一の侵害事実は同時に複数の法律に違反する可能性があり、対策も複数考えられる。

107

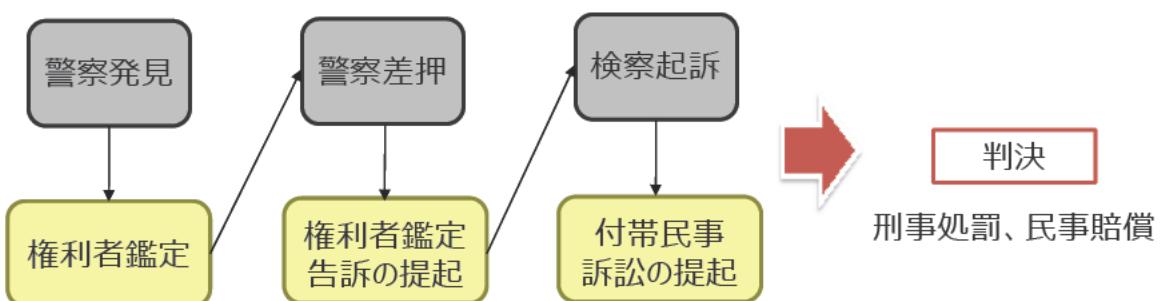
## 権利者が取り得る対策のまとめ



※灰色は刑事手続の関連対策、黄色は民事手続の関連対策、白色はその他の対策である

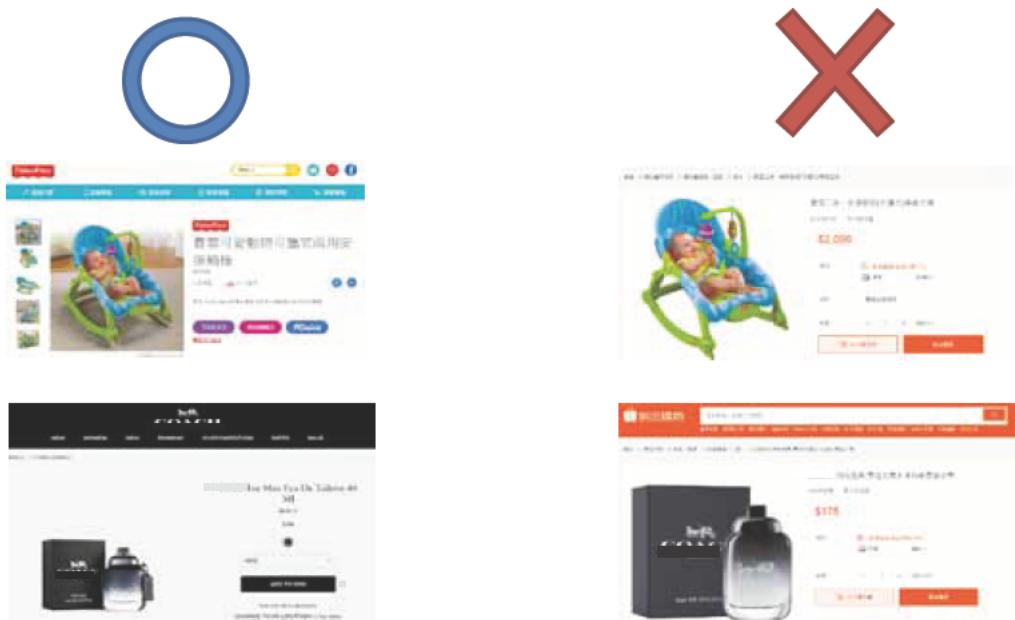
108

## 侵害対策の実例～商標法による対策



109

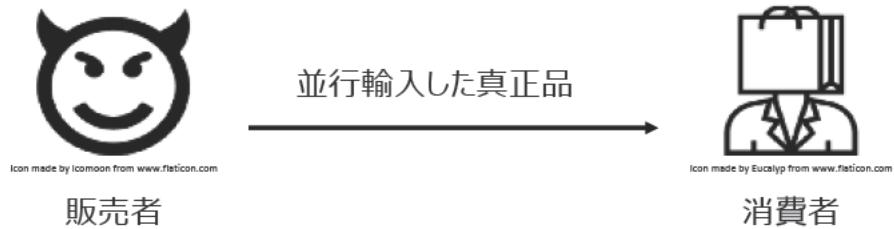
## 侵害対策の実例～著作権法による対策



模倣品／並行輸入品販売サイト

110

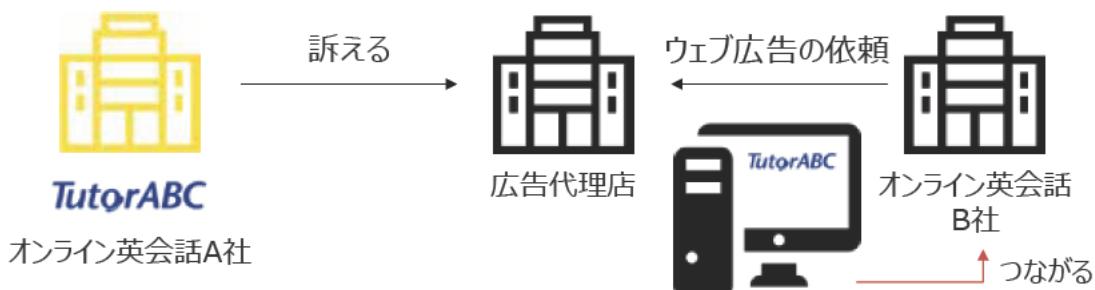
## 侵害対策の実例～著作権法による対策



真正品の並行輸入は、商標法に違反していないとされるため、台湾に代理店があつてもかかわらず、並行輸入した真正品を商標法違反を理由にして取り締まることができない。しかし、よく見られるのは、販売者が権利者のウェブサイト上で使用された商品写真をそのままダウンロードして、自らのサイトに使用して真正品を販売する。このような並行輸入品販売は商標法に違反していないものの、**商品写真の無断使用は著作権侵害に該当するので、著作権法違反の責任を追及することが可能**である。

111

## 侵害対策の実例～公平交易法による対策

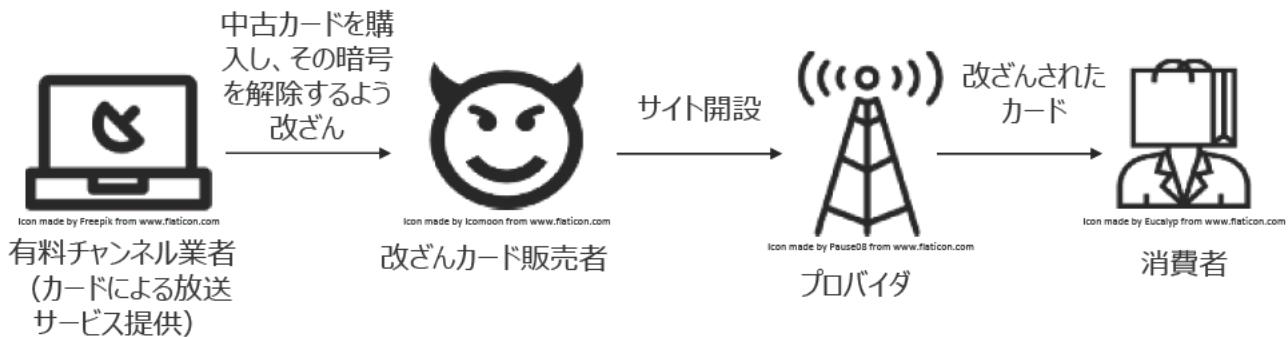


B社がある広告代理店に自社のウェブ広告の掲載を依頼し、当該広告代理店の所属スタッフは広告にA社の商標の画像を使用しているが、消費者がクリックするとB社のウェブサイトを表示することになり、A社は商標法、公平交易法に違反したとして当該広告代理店を訴えた。裁判所は、ハイパーリンクの侵害は商標権侵害態様ではないとしつつも、ハイパーリンクを利用してB社のウェブサイトにつながるようにすることは欺瞞行為であり、取引秩序に影響していると判断し、公平交易法第25条に違反するとして広告代理店に対して当該ハイパーリンクの修正及びA社への賠償金支払いを命じた。

智財法院106民商訴字第3号判決

112

# 侵害対策の実例～電磁的記録の侵害



模倣品業者は市場に流出した中古テレビカードを購入し、その暗号を解除し、ウェブサイトを開設して改ざんカードを販売した。裁判所はこの行為は技術的保護手段を回避したとして、模倣品業者が有罪だと判断した。

権利者は後にこの判決をもって、プロバイダに当該販売サイトの削除を要請した。

智財法院105刑智上訴字第32号判決

113

## ポイント1：告訴VS告発

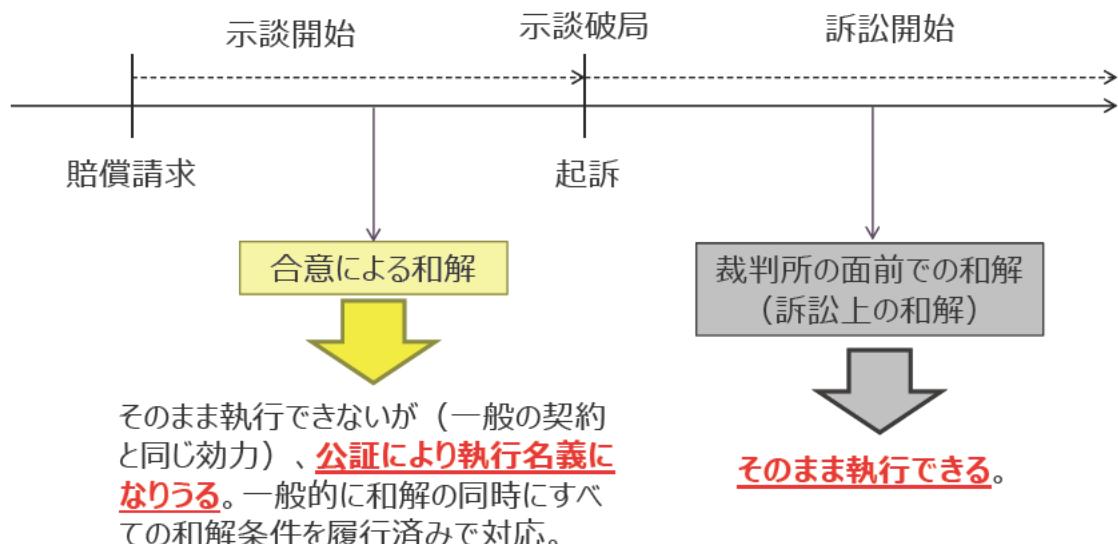
両者とも権利者が刑事手続を発動させる表示だが、その主体又は効力は異なる

	主体	効力
告訴	犯罪の被害者、又はその被害者と特定関係がある者	◆ 刑事手続を発動させる ◆ <b>親告罪の場合、訴追の必須条件</b>
告発	誰でも	◆ 刑事手続を発動させる

**台湾で許認可を受けていない外国法人である場合、権利能力が認められていないため告訴は提起できない。**ただし、法律条文に例外として告訴できるとの規定を設けた（EX：著作権法第102条：「許認可を受けていない外国法人は、第91条ないし第93条、第95条ないし第96-1条の罪につき、告訴または自訴を提起することができる。」商標権者及び特許権者は権利を登録した上、告訴ができます。）

114

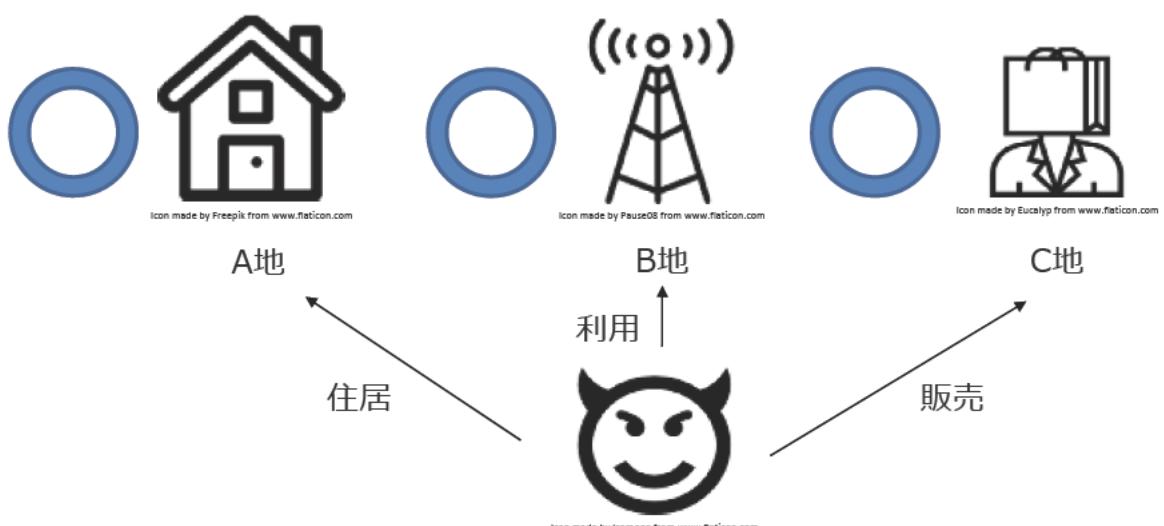
## ポイント2：和解の時点



権利者との和解を条件に起訴猶予または執行猶予にする場合、「和解条件を遵守しなかった場合、起訴猶予/執行猶予は撤回される」との条件を起訴猶予処分書または判決書に記載することができる。

115

## ポイント3：管轄



訴訟法の規定によると、被告の住居地又は行為地の裁判所に管轄権があるとされているが、インターネットを介した模倣品販売は往々にして複数の場所にかかるため、実務上、サーバー所在地、実際の取引行為の発生地等の裁判所にも管轄権を有するとされている。即ち、A、B、C地の三つの裁判所とも本件において管轄権を有する。

高等法院106年上易字第842号判決

116

## ポイント4：ドメイン名の侵害＝商標権の侵害？

A社商標

B社ドメイン名

**ABCDE**

www.**ABCDE**-goods.com.tw

他人が登録した商標をドメイン名にし、ウェブページ上又はその他の情報上当該商標権者と同一又は類似の商品又は役務を提供することを表徴することは、商標権の侵害に該当することになりうる。

經濟部智慧財產局（89）智商九八〇字第 890015273 號

117

## ポイント5：ウェブサイトの削除



Icon made by Icomoon from www.flaticon.com

模倣品業者

模倣品販売

(裁判により責任確定)



Icon made by Eucalyp from www.flaticon.com

消費者



Icon made by Eucalyp from www.flaticon.com

サイト開設者（特定できない）

ウェブサイト開設



Icon made by Pause08 from www.flaticon.com

プロバイダ業者

プロバイダ業者は当該ウェブサイトの削除要請を受けても、侵害事実をよく把握できない場合、削除に抵抗を感じるケースが多く、単純に削除要請をしてうまくできないことが多い。この場合、ウェブサイトの開設者を特定できなくても、当該権利侵害者に対する訴訟において、「ウェブサイトの削除を要請する」との請求をし、裁判所がこれを認め、判決に記載されているのであれば、当該判決を添付して、プロバイダ業者にウェブサイトの削除要請ができる。

118

## Q&A

---

119

ご清聴ありがとうございました



©イラストAC

120

# 産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人日本台湾交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催  
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置  
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、  
公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL : 03-5573-2600

FAX : 03-5573-2601

日本台湾交流協会HP : <http://www.koryu.or.jp>

台湾知的財産権情報サイト : <http://chizai.tw/>

## [特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル（インターネット取引編）

平成31年3月 発行

発行者 舟町仁志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社成光社

執筆協力：萬國法律事務所 (Formosa Transnational Attorneys-at-Law)  
台北市仁愛路三段136号15階

